

— 目 次 —

◎第1回臨時会

○2月16日（第1号）

| | | |
|------|------------------|---|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 | 3 |
| 日程第2 | 会期決定の件について | 3 |
| 日程第3 | 議案第1号上程 | 4 |
| 日程第4 | 常任委員会付託 | 5 |

○2月17日（第2号）

| | | |
|------|----------------|---|
| 日程第1 | 常任委員長報告 | 8 |
| 日程第2 | 質疑・討論・採決 | 9 |

付議事件及び審議結果一覧

| 付 議 議 会 | 議 案 番 号 | 件 名 | 結 果 | 年 月 日 |
|-------------------------|---------|----------------------------|-----|-------|
| 平成22年 第1回臨時会 (2月) | 議案第1号 | 平成21年度三股町一般会計補正予算 (第6号) | 可 決 | 2月17日 |

◎第2回定例会

○3月4日（第1号）

| | | |
|------|---|----|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 | 15 |
| 日程第2 | 会期決定の件について | 15 |
| 日程第3 | 平成22年度施政方針表明 | 16 |
| 日程第4 | 議案第2号から議案第34号までの33議案及び意見書案1件並びに報告1 件一括上程 | 21 |
| 日程第5 | 質疑・討論・採決（意見書案第1号） | 31 |
| 日程第6 | 議長の諮問事項に関する審査中間報告について | 31 |
| 日程第7 | 議会基本条例調査検討特別委員会の設置について | 33 |
| 日程第8 | 議会基本条例調査検討特別委員会委員の選任 | 34 |
| 日程第9 | 議会基本条例調査検討特別委員会の閉会中の審査事項について | 35 |

○3月8日（第2号）

| | | |
|------|---------|----|
| 日程第1 | 総括質疑 | 38 |
| 日程第2 | 常任委員会付託 | 50 |

○3月18日（第3号）

| | | |
|------|--------|-----|
| 日程第1 | 一般質問 | 52 |
| 10番 | 山中 則夫君 | 52 |
| 3番 | 上西 祐子君 | 70 |
| 5番 | 重久 邦仁君 | 86 |
| 2番 | 財部 一男君 | 106 |

○3月19日（第4号）

| | | |
|------|--------|-----|
| 日程第1 | 一般質問 | 122 |
| 1番 | 指宿 秋廣君 | 122 |
| 11番 | 黒木 孝光君 | 141 |
| 9番 | 中石 高男君 | 147 |
| 8番 | 原田 重治君 | 159 |
| 7番 | 池田 克子君 | 167 |

○3月23日（第5号）

| | | |
|------|-----------------------------|-----|
| 日程第1 | 常任委員長報告 | 180 |
| | 総務厚生常任委員長 | 180 |
| | 建設文教常任委員長 | 183 |
| | 一般会計予算・決算常任委員長 | 187 |
| 日程第2 | 質疑（議案第2号から議案第34号までの33議案） | 188 |
| 日程第3 | 討論・採決（議案第2号から議案第34号までの33議案） | 188 |
| 日程第4 | 議員派遣について | 202 |

付議事件及び審議結果一覧

| 付議議会 | 議案番号 | 件名 | 結果 | 年月日 |
|-------------------------|--------|---------------------------------|------|-------|
| 平成22年 第2回定例会 (3月) | 議案第2号 | 三股町公共投資臨時交付金基金条例 | 原案可決 | 3月23日 |
| 〃 | 議案第3号 | 三股駅前多目的広場条例 | 原案可決 | 3月23日 |
| 〃 | 議案第4号 | 三股町公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例 | 原案可決 | 3月23日 |
| 〃 | 議案第5号 | 三股町国民健康保険税条例の一部を改正する条例 | 原案可決 | 3月23日 |
| 〃 | 議案第6号 | 三股町使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例 | 原案可決 | 3月23日 |
| 〃 | 議案第7号 | 三股町営住宅管理条例の一部を改正する条例 | 原案可決 | 3月23日 |
| 〃 | 議案第8号 | 三股町児童福祉施設設置条例の一部を改正する条例 | 原案可決 | 3月23日 |
| 〃 | 議案第9号 | 三股町水道事業設置等に関する条例の一部を改正する条例 | 原案可決 | 3月23日 |
| 〃 | 議案第10号 | 職員の勤務時間及び休暇に関する条例の一部を改正する条例 | 原案可決 | 3月23日 |
| 〃 | 議案第11号 | 平成21年度三股町一般会計補正予算(第7号) | 原案可決 | 3月23日 |
| 〃 | 議案第12号 | 平成21年度三股町国民健康保険特別会計補正予算(第4号) | 原案可決 | 3月23日 |
| 〃 | 議案第13号 | 平成21年度三股町後期高齢者医療保険特別会計補正予算(第4号) | 原案可決 | 3月23日 |

| | | | | |
|-------------------------|--------|-----------------------------------|------|-------|
| 平成22年 第2回定例会 (3月) | 議案第14号 | 平成21年度三股町介護保険特別会計 補正予算(第4号) | 原案可決 | 3月23日 |
| 〃 | 議案第15号 | 平成21年度三股町公共下水道事業特別 会計補正予算(第2号) | 原案可決 | 3月23日 |
| 〃 | 議案第16号 | 平成21年度三股町墓地公園事業特別 会計補正予算(第1号) | 原案可決 | 3月23日 |
| 〃 | 議案第17号 | 平成21年度三股町水道事業会計補正 予算(第1号) | 原案可決 | 3月23日 |
| 〃 | 議案第18号 | 平成22年度三股町一般会計予算 | 原案可決 | 3月23日 |
| 〃 | 議案第19号 | 平成22年度三股町国民健康保険特別 会計予算 | 原案可決 | 3月23日 |
| 〃 | 議案第20号 | 平成22年度三股町老人保健特別会計 予算 | 原案可決 | 3月23日 |
| 〃 | 議案第21号 | 平成22年度三股町後期高齢者医療保 険特別会計予算 | 原案可決 | 3月23日 |
| 〃 | 議案第22号 | 平成22年度三股町介護保険特別会計 予算 | 原案可決 | 3月23日 |
| 〃 | 議案第23号 | 平成22年度三股町介護保険サービ ス事業特別会計予算 | 原案可決 | 3月23日 |
| 〃 | 議案第24号 | 平成22年度三股町梶山地区農業集 落排水事業特別会計予算 | 原案可決 | 3月23日 |
| 〃 | 議案第25号 | 平成22年度三股町宮村南部地区農 業集落排水事業特別会計予算 | 原案可決 | 3月23日 |
| 〃 | 議案第26号 | 平成22年度三股町公共下水道事業 特別会計予算 | 原案可決 | 3月23日 |
| 〃 | 議案第27号 | 平成22年度三股町墓地公園事業特別 会計予算 | 原案可決 | 3月23日 |

| | | | | |
|-------------------------|-------------|---------------------------|------|-------|
| 平成22年 第2回定例会 (3月) | 議案第28号 | 平成22年度三股町水道事業会計予算 | 原案可決 | 3月23日 |
| 〃 | 議案第29号 | 町道路線の廃止について | 原案可決 | 3月23日 |
| 〃 | 議案第30号 | 町道路線の認定について | 原案可決 | 3月23日 |
| 〃 | 議案第31号 | 一般廃棄物処理に係る事務の委託について | 原案可決 | 3月23日 |
| 〃 | 議案第32号 | 損害賠償額の決定及び和解について | 原案可決 | 3月23日 |
| 〃 | 議案第33号 | 三股町営土地改良事業の経費賦課徴収について | 原案承認 | 3月23日 |
| 〃 | 議案第34号 | 土地改良事業の施行について | 原案可決 | 3月23日 |
| 〃 | 意見書案 第1号 | 核兵器の廃絶と恒久平和を求める意見書(案) | 原案可決 | 3月4日 |
| 〃 | 報告第1号 | 専決処分の報告(損害賠償額の決定及び和解について) | | |

一 般 質 問

| 発言 順位 | 質問者 | 質問事項 | 質問の 要旨 | 質問の相手 |
|----------|-------|-----------------------|--|-------|
| 1 | 山中 則夫 | 1 町政運営の諸課題への取り組みについて | ① 町内各地域が発展する為の政策を行政として考えているか。 ② 地場企業の育成と企業誘致に今後どう取り組んでいくのか。 ③ 農家の所得向上に積極的に取り組むべきでは。 ④ 町内の施設活用をもっと進めるべきでは。 ⑤ 公共下水道事業の現状はどうなっているのか。 ⑥ モデル地区をつくって住居表示の見直しに取り組んではどうか。 | 町 長 |
| 2 | 上西 祐子 | 1 地域づくりと仕事おこし施策について | ① リフォーム助成、耐震改修助成制度を作ることは考えていないのか。 ② 地域中小建設業振興条例を制定し、小規模維持改修公共工事発注を個人の大工、塗装業者等にもできないか。 | 町 長 |
| | | 2 福祉対策について | ① 認知症の正しい認識をもってもらうための啓発や学習講座を広める考えはないか。 ② 放課後児童対策を今後見直す考えはないか。 ③ 介護予防対策の取り組み内容を問う。 | |
| | | 3 扶養控除の廃止・縮小による影響について | ① 税制改定の影響を受ける制度は、本町の場合どのようなものがあり、どのような人が該当するのか。 | |

| | | | | |
|---|-------|---------------------|--|------------|
| 3 | 重久 邦仁 | 1 町長の政治姿勢について | ① これまでの選挙公約成果について問う。 ② 都市計画税廃止後の財源確保をどう考えているのか。 ③ 役場職員給与を情報公開・公表しているが、個人別公表はしないのか問う。 | 町 長 |
| | | 2 当初予算（農業政策）について | ① 個別所得補償制度の町の取り組みについて ② 土地改良協会に対する補助金300万円の目的と内容について伺う。 ③ 土地改良協会運営のあり方をどう考えているか。 | |
| | | 3 選挙管理委員会の職務と権限について | ① 選挙管理体制について伺う ② 選挙管理執行経費について伺う | 選挙管理委員会委員長 |
| 4 | 財部 一男 | 1 町長の政治姿勢について | ① 景気低迷に伴う雇用施策について、町職員の再就職の疑義を問う。 | 町 長 |
| | | 2 三股町土地開発公社について | ① 公社の経営の現状を問う。 ② 公社の使命は終わったのではないか。 | |
| 5 | 指宿 秋廣 | 1 町独自の景気浮揚対策について | ① 増改築の補助制度検討の進捗状況について ② 新築される建築主に町産木材の現物給付について | 町 長 |
| | | 2 情報公開について | ① 町長交際費の内訳を公開すべきではないか。 | |
| | | 3 後期高齢者の保健事業について | ① 後期高齢者のはり・きゅう補助対象額を国保被保険者と同様の取扱いに変更はできないか。 | |
| | | 4 健康増進について | ① 健康管理センターの健康器具管理について | |
| 6 | 黒木 孝光 | 1 長田地区の過疎対策について | ① 長田地区の過疎対策についての検討された経過と今後の見通しはどうか。 | 町 長 |

| | | | | |
|---|-------|-------------------|--|-----|
| 7 | 中石 高男 | 1 農業政策について | ① 農業の後継者支援対策として、1町1品づくりの取り組み状況を問う。 ② 農協・農家・商工業者との連携した特産品づくりで地産地消する考えはないか。 ③ 農道の未整備について早急に取り組んで欲しい。 | 町 長 |
| | | 2 滞納者の状況について | ① 滞納の徴収状況と今後の取り組みについて伺う。 | |
| 8 | 原田 重治 | 1 河川汚濁の取り組みについて | ① 三股町の河川の水質汚濁に対し、どのような対策を講じる考えであるか。特に蓼池方面について問う。 | 町 長 |
| | | 2 ゴミ減量化について | ① ゴミ減量化対策を具体的にどのような方法で進めていくつもりか。 | |
| 9 | 池田 克子 | 1 介護保険事業について | ① 地域で暮らせる環境を拡大するため、小規模多機能施設の設置促進への取り組みをどう考えているか。 ② 地域密着型サービスを充実させるため、夜間対応型訪問介護の実施に向けた取り組みについて問う。 | 町 長 |
| | | 2 安心と安全のまちづくりについて | ① 住宅用火災警報器の普及についてどのように取り組まれているのか。 ② 火災警報器の設置に、高齢者や障がい者などに助成を検討できないか。 | |

三股町告示第2号

平成22年第1回三股町議会臨時会を次のとおり招集する。

平成22年2月12日

三股町長 桑畑 和男

1 期 日 平成22年2月16日

2 場 所 三股町議会議場

○開会日に応招した議員

| | |
|--------|--------|
| 指宿 秋廣君 | 財部 一男君 |
| 上西 祐子君 | 大久保義直君 |
| 重久 邦仁君 | 東村 和往君 |
| 池田 克子君 | 原田 重治君 |
| 中石 高男君 | 山中 則夫君 |
| 黒木 孝光君 | 山領 征男君 |

○2月17日に応招した議員

○応招しなかった議員

平成22年 第1回（臨時） 三 股 町 議 会 会 議 録 （第1日）

平成22年 2月16日（火曜日）

議事日程（第1号）

平成22年 2月16日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期決定の件について
日程第3 議案第1号上程
日程第4 常任委員会付託
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期決定の件について
日程第3 議案第1号上程
日程第4 常任委員会付託
-

出席議員（12名）

- | | |
|------------|------------|
| 1番 指宿 秋廣君 | 2番 財部 一男君 |
| 3番 上西 祐子君 | 4番 大久保義直君 |
| 5番 重久 邦仁君 | 6番 東村 和往君 |
| 7番 池田 克子君 | 8番 原田 重治君 |
| 9番 中石 高男君 | 10番 山中 則夫君 |
| 11番 黒木 孝光君 | 12番 山領 征男君 |
-

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

- | | |
|-----------|-----------|
| 局長 上村 陽一君 | 書記 川野 浩君 |
| | 書記 山田 直美君 |

説明のため出席した者の職氏名

| | | | | | |
|-------------|-------|--------|--------|-------|--------|
| 町長 | | 桑畑 和男君 | 副町長 | | 木佐貫辰生君 |
| 教育長 | | 田中 久光君 | | | |
| 総務企画課長兼町民室長 | | | | | 渡邊 知昌君 |
| 税務財政課長 | | 原田 順一君 | 町民保健課長 | | 重信 和人君 |
| 福祉課長 | | 大脇 哲朗君 | 産業振興課長 | | 下沖 常美君 |
| 都市整備課長 | | 中原 昭一君 | 環境水道課長 | | 岩松 健一君 |
| 教育課長 | | 野元 祥一君 | 会計課長 | | 山元 宏一君 |

午前10時00分開会

○議長（東村 和往君） ただいまから平成22年第1回三股町臨時会を開会いたします。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（東村 和往君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本会期中の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、2番、財部君、12番、山領君の2人を指名いたします。

日程第2. 会期決定の件について

○議長（東村 和往君） 日程第2、会期決定の件を議題にします。

議会運営委員長から報告を願います。議会運営委員長。

〔議会運営委員長 大久保義直君 登壇〕

○議会運営委員長（大久保義直君） それでは、ご報告いたします。

去る2月12日開会中の議会運営委員会を開き、本日招集されました平成22年第1回三股町議会臨時会の会期日程等について協議をいたしました。

会期臨時会に提案されます議案は、一般会計補正予算1件であります。この提出議案の内容等を踏まえ、当委員会において慎重に審査をいたしました結果、会期については本日から17日までの2日間とすることにし、議案第1号については、一般会計予算・決算常任委員会への付託とすることを決定いたしました。

会期日程は、お手元に配付されておるとおりであります。日程表のとおりでございます。

以上、当委員会の報告を終わります。

○議長（東村 和往君） 会期についてお諮りします。本臨時会の会期は、ただいまの議会運営委

員長の報告のとおり、本日から17日までの2日間とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 異議なしと認めます。したがって、本臨時会の会期は、本日から17日までの2日間とすることに決しました。

日程第3. 議案第1号上程

○議長（東村 和往君） 日程第3、議案第1号を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 桑畑 和男君 登壇〕

○町長（桑畑 和男君） おはようございます。それでは、提案理由の説明を申し上げます。

平成22年第1回三股町議会臨時会に上程いたしました議案について、その提案理由のご説明を申し上げます。

議案第1号「平成21年度三股町一般会計補正予算（第6号）」についてご説明を申し上げます。

国におきましては、急激な金融経済情勢の変化に対応するため、平成21年度2次補正予算として、あすの安心と成長のための緊急経済対策が措置されたところであります。このうち、本町に関連する地域活性化・きめ細やか臨時交付金の内示があったことから、本案は、これを受けて所要の補正を行うもので、歳入歳出予算の総額80億9,753万4,000円に、歳入歳出それぞれ1億765万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ82億518万5,000円とするものであります。

まず、歳入の主なものについてご説明を申し上げます。

国庫支出金においては、地域活性化・きめ細やかな臨時交付金のほか、平成22年度からの開始されます子ども手当支給に伴う電算システム改修費委託金を増額補正するものであります。

県支出金は、地域活性化・きめ細かな臨時交付金事業に対する補助金を増額補正し、繰入金は財源不足として公共施設等整備基金を取り崩すものであります。

次に、歳出の主なものについてご説明を申し上げます。

民生費は、子ども手当支給に伴う電算システム改修委託料のほか、植木児童館の改修費用をそれぞれ増額補正するものであります。

衛生費は、清掃工場整備事業に伴う負担金を増額補正し、農林水産業費は、農道及び林道整備費等をそれぞれ増額補正するものであります。

土木費は、側溝整備のほか、町道の舗装補修費をそれぞれ増額補正するものであります。

教育費は、小学校校舎の外壁改修事業ほか給食センターのトイレ改修費をそれぞれ増額補正す

るものであります。

なお、今回提案申し上げました公共施設等の改修事業費等については、地域活性化・きめ細かな臨時交付金事業として全額繰越明許費となるものであります。

以上、提案理由のご説明を申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認くださるようお願いを申し上げます。

以上で、提案理由のご説明を終わります。

日程第4．常任委員会付託

○議長（東村 和往君） 日程第4、常任委員会付託を行います。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第1号は、議会運営委員長の報告のとおり一般会計予算決算常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 異議なしと認めます。よって、議案第1号は、一般会計予算・決算常任委員会に付託することに決しました。

一般会計予算・決算常任委員会委員長におかれましては、この後、委員会の開催をお願いします。

次の本会議は、明日17日午前10時開会であります。

○議長（東村 和往君） 以上で、本日の全日程を終了しましたので、これをもって本日の会議を散会します。

午前10時07分散会

平成22年 第1回(臨時) 三 股 町 議 会 会 議 録 (第2日)

平成22年2月17日(水曜日)

議事日程(第2号)

平成22年2月17日 午前10時5分開議

日程第1 常任委員長報告

日程第2 質疑・討論・採決

本日の会議に付した事件

日程第1 常任委員長報告

日程第2 質疑・討論・採決

出席議員(12名)

| | |
|------------|------------|
| 1番 指宿 秋廣君 | 2番 財部 一男君 |
| 3番 上西 祐子君 | 4番 大久保義直君 |
| 5番 重久 邦仁君 | 6番 東村 和往君 |
| 7番 池田 克子君 | 8番 原田 重治君 |
| 9番 中石 高男君 | 10番 山中 則夫君 |
| 11番 黒木 孝光君 | 12番 山領 征男君 |

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

| | |
|-----------|-----------|
| 局長 上村 陽一君 | 書記 川野 浩君 |
| | 書記 山田 直美君 |

説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|-----------|--------|-----------|--------|
| 町長 | 桑畑 和男君 | 副町長 | 木佐貫辰生君 |
| 教育長 | 田中 久光君 | | |

| | | |
|-------------|--------------|---------------------|
| 総務企画課長兼町民室長 | | 渡邊 知昌君 |
| 税務財政課長 | 原田 順一君 | 町民保健課長 重信 和人君 |
| 福祉課長 | 大脇 哲朗君 | 産業振興課長 下沖 常美君 |
| 都市整備課長 | 中原 昭一君 | 環境水道課長 岩松 健一君 |
| 教育課長 | 野元 祥一君 | 会計課長 山元 宏一君 |

午前10時50分開議

○議長（東村 和往君） これから、本日の会議を開きます。

日程に入る前に本会議での提案理由並びに一般会計予算・決算常任委員会での字句の読みに誤りがあるとのことで、執行部から申し出がありましたので、訂正の発言を許可します。町長。

○町長（桑畑 和男君） 皆さん、おはようございます。

昨日の提案理由説明における字句表現について訂正をさせていただきたいと思います。

昨日、本会議における議案第1号「平成21年度三股町一般会計補正予算（第6号）」の提案理由説明の中で、国の今回の臨時交付金の名称を「きめ細やかな」と申し上げましたが、これを「きめ細かな」に訂正をさせていただきます。

以上です。

日程第1. 常任委員長報告

○議長（東村 和往君） 議案第1号を議題とします。

日程第1、常任委員長報告を求めます。一般会計予算・決算常任委員長。

〔一般会計予算・決算常任委員長 山中 則夫君 登壇〕

○一般会計予算・決算常任委員長（山中 則夫君） それでは、一般会計予算・決算常任委員会の審査の結果及び概要についてご報告いたします。

当委員会に付託された案件は、議案第1号1件であります。議案第1号「平成21年度三股町一般会計補正予算（第6号）」についてご説明いたします。

本案は、国の平成21年度第2次補正予算の成立を受けて、地域活性化・きめ細かな臨時交付金第1次交付限度額の内示決定等に基づき、所要の補正措置を行うものであります。

歳入歳出予算の総額を80億9,753万4,000円に、歳入歳出それぞれ1億765万1,000円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ82億518万5,000円とするものであります。

まず、歳入について主なものをご説明します。

国庫支出金は、きめ細かな臨時交付金事業、子ども手当システム改修事業の決定により増額補

正するものであります。県支出金については、国の事業仕分けで廃止された農地有効利用生産向上対策事業の県補助金を増額補正するものです。

次に、歳出について主なものをご説明いたします。

民生費は、植木児童館改修事業を行うものであり、土木費は、三股西小学校周辺側溝改修事業、広域農道整備事業などを行うものであります。

教育費は、三股小学校校舎外壁剥離改修事業等を行うものであります。他の歳出については、予算書の説明欄のとおりであります。

当委員会では、審査の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

以上で説明を終わります。

日程第2. 質疑・討論・採決

○議長（東村 和往君） 日程第2、質疑・討論・採決。

これより議案第1号「平成21年度三股町一般会計補正予算（第6号）」を議題として、質疑・討論・採決を行います。

ここでお諮りします。本案は、議員全員で審査しておりますので、質疑を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 異議なしと認めます。したがって、質疑は省略いたします。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 次に、賛成討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これから、議案第1号を採決します。議案第1号は、一般会計予算・決算委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 異議なしと認めます。よって、原案のとおり決しました。

午前10時56分休憩

午前11時03分再開

○議長（東村 和往君） 休憩前に引き続き本会議を再開します。

○議長（東村 和往君） 以上で、今会期の全日程を終了しました。

これで平成22年第1回三股町議会臨時会を閉会いたします。

午前11時04分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 東村 和往

署名議員 財部 一男

署名議員 山領 征男

三股町告示第3号

平成22年第2回三股町議会定例会を次のとおり招集する。

平成22年3月1日

三股町長 桑畑 和男

1 期 日 平成22年3月4日

2 場 所 三股町議会議場

○開会日に応招した議員

| | |
|--------|--------|
| 指宿 秋廣君 | 財部 一男君 |
| 上西 祐子君 | 大久保義直君 |
| 重久 邦仁君 | 東村 和往君 |
| 池田 克子君 | 原田 重治君 |
| 中石 高男君 | 山中 則夫君 |
| 黒木 孝光君 | 山領 征男君 |

○3月8日に応招した議員

○3月18日に応招した議員

○3月19日に応招した議員

○3月23日に応招した議員

○応招しなかった議員

議事日程(第1号)

平成22年3月4日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期決定の件について
日程第3 平成22年度施政方針表明
日程第4 議案第2号から議案第34号までの33議案及び意見書案1件並びに報告1件一括
上程
日程第5 質疑・討論・採決(意見書案第1号)
日程第6 議長の諮問事項に関する審査中間報告について
日程第7 議会基本条例調査検討特別委員会の設置について
日程第8 議会基本条例調査検討特別委員会委員の選任
日程第9 議会基本条例調査検討特別委員会の閉会中の審査事項について
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期決定の件について
日程第3 平成22年度施政方針表明
日程第4 議案第2号から議案第34号までの33議案及び意見書案1件並びに報告1件一括
上程
日程第5 質疑・討論・採決(意見書案第1号)
日程第6 議長の諮問事項に関する審査中間報告について
日程第7 議会基本条例調査検討特別委員会の設置について
日程第8 議会基本条例調査検討特別委員会委員の選任
日程第9 議会基本条例調査検討特別委員会の閉会中の審査事項について
-

出席議員(12名)

- | | |
|-----------|-----------|
| 1番 指宿 秋廣君 | 2番 財部 一男君 |
| 3番 上西 祐子君 | 4番 大久保義直君 |

| | |
|------------|------------|
| 5番 重久 邦仁君 | 6番 東村 和往君 |
| 7番 池田 克子君 | 8番 原田 重治君 |
| 9番 中石 高男君 | 10番 山中 則夫君 |
| 11番 黒木 孝光君 | 12番 山領 征男君 |

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

| | |
|-----------|-----------|
| 局長 上村 陽一君 | 書記 川野 浩君 |
| | 書記 山田 直美君 |

説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|-------------------|--------|--------------|--------|
| 町長 | 桑畑 和男君 | 副町長 | 木佐貫辰生君 |
| 教育長 | 田中 久光君 | | |
| 総務企画課長兼町民室長 | | | 渡邊 知昌君 |
| 税務財政課長 | 原田 順一君 | 町民保健課長 | 重信 和人君 |
| 福祉課長 | 大脇 哲朗君 | 産業振興課長 | 下沖 常美君 |
| 都市整備課長 | 中原 昭一君 | 環境水道課長 | 岩松 健一君 |
| 教育課長 | 野元 祥一君 | 会計課長 | 山元 宏一君 |

午前10時00分開会

○議長（東村 和往君） ただいまから平成22年第2回三股町議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は12名、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（東村 和往君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本会期中の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定によって、3番、上西さん、11番、黒木君の2人を指名いたします。

日程第2. 会期決定の件について

○議長（東村 和往君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

まず、今期定例会の会期日程に係る議会運営委員長の審査結果報告を求めます。議会運営委員長。

〔議会運営委員長 大久保義直君 登壇〕

○議会運営委員長（大久保義直君） それでは、報告をいたします。

去る3月1日に議会運営委員会を開催し、本日招集されました平成22年第2回三股町議会定例会の会期日程等について協議をいたしました。

会期定例会に提案されます町長提出議案は、合計33件、その内訳は、補正、当初予算案18件、条例9件、予算、条例以外の6件のこのほか1件の報告があります。

これから提出議案の内容等を踏まえ、当委員会において慎重に審査をいたしました結果、会期については、本日から23日までの20日間とすることに決定をいたしました。

なお、本日、上程されます議案のうち、意見書案第1号については、委員会付託を省略し、本日全体審議で措置することに決しました。

その他日程の詳細については、お手元に配付されております会期日程案のとおりであります。

以上で、当委員会の報告を終わります。

○議長（東村 和往君） お諮りします。本定例会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり、本日から3月23日までの20日間とし、意見書案第1号については、委員会付託を省略し、本日、全体審議で措置することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から3月23日までの20日間とし、意見書案第1号については、委員会付託を省略し、本日、全体審議で措置することに決しました。

日程第3. 平成22年度施政方針表明

○議長（東村 和往君） 日程第3、平成22年度の施政方針の説明を求めます。

町長。

〔町長 桑畑 和男君 登壇〕

○町長（桑畑 和男君） おはようございます。それでは、施政方針を表明をいたします。

本日、平成22年第2回三股町議会定例会の開会に当たりまして、平成22年度の町政運営について、私の所信の一端を申し上げます。

私は、就任以来、私の政治信条であります「対話と協調」を基本に、町政の円滑な運営に意を注ぎ、各種の事業を計画どおり推し進めているところでありますが、この間における、町議会議

員の皆様を初め、町民各位のご理解、ご協力に対しまして、衷心より深く感謝を申し上げる次第であります。

「町政は、町民あつてのもの、町民みんなのものであり、町民中心のものでなければならない」という私の政治信条とあわせ、「心の政治」・「心の通う町政」を基本理念といたしまして、かつ、今後の身の処し方につきましては、猛省と熟慮の上に立って、残された任期に向けて、さらに全身全霊を傾けて、町政の推進に責任を全うしてまいる決意であります。

議会議員の皆様をはじめ、町民各位のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

さて、昨年を振り返りますと、世界では、卑劣なテロや暴力が現在も後を絶たず、残念ながら、その犠牲になる人の数は少なくありません。我々地方自治体が世界平和に向けてできることは限られておりますが、「非核平和の町」宣言をしている三股町といたしまして、世界の恒久平和の実現に向けて、何ができるかを考えてまいりたいと存じます。

また、メキシコに端を発した新型インフルエンザが瞬く間に世界中に広がり、世界保健機関(WHO)は、昨年6月に世界的大流行を意味する最高の「フェーズ6」を宣言をいたしました。

経済等のグローバル化により、人と物が国境を越えて容易に移動できるようになった今日、地球規模で広がる感染症は、人類にとって大きな脅威となっております。

国内では、現憲法下で初めて、野党第一党の民主党が、昨年8月の衆議院議員選挙で単独過半数を獲得し、歴史的な政権交代が行われました。政府は、政権公約に掲げた政策の実現に取り組んでおりますが、地方自治体が計画的な行政運営を行えるような対応を願うとともに、「地域主権」が確立されることを期待をいたします。

本町は、さきに「自主自立の道」を選択して、抜本的な改革、見直しを断行して、すでに7年目を迎えておりますが、現在の厳しい財政事情の中で、優先すべき事業・サービスの提供につきましては、従来にも増して厳しい選択が求められております。

また、福祉、保健、教育、文化、環境や安全・安心のまちづくりなど、今後ますます複雑・多様化する町民要望に的確に答えていくためには、行政だけでできるものではなく、住民自治の観点からも「住民協働」「公民連携」を行政運営の基本方針に据え、真に町民が満足するまちづくりを推進し、町民の負託に答えてまいりたいと存じます。

この点について、議会議員の皆様をはじめ、町民各位のご理解とご協力を賜りたく、お願いを申し上げます。

なお、平成22年度においては、平成21年度の繰越事業と同時進行することとなり、投資的事業が例年になく過大となるところであります。

平成22年度の本町の歳入面では、依然として自主財源等が少なく、大変厳しい財政運営が強いられております。

歳出につきましては、現在、施行中の公共下水道整備などのほか、地域福祉施策や生活関連社会資本の整備など、重要施策課題に係る行政需要が一層増加する状況でございます。

このような厳しい状況の中ではありますが、平成22年度が最終年度となる「第4次三股町総合計画」の基本構想に基づき、基本目標としております「活力にあふれ心あたたまる住みよいまち三股」を実現するために、5つの重点施策の実現に向けて、町民との協力・協働による理念のもと、懸命に取り組む所存であります。

まず、「自然と調和した快適な環境のまちづくり」について、その主なものを申し上げます。

公営住宅は、「住宅に困窮する低所得者に対して住居を提供する」ことを目的としておりますが、近年の入居者ニーズは、多種多様なものがあり、良質な公営住宅の供給が求められております。

そこで、平成22年度には、塚原第2団地建てかえに向けた実施設計及び解体工事等を予定をいたしております。

また、町営住宅の集約化、住環境の改善を図るとともに、宮村地区での宅地分譲など、関係者のご協力を得ながら、快適な生活の場を提供してまいりたいと存じます。

上水道等の整備については、町民の生命と健康を守り、心身ともに豊かな生活を支える上で最も不可欠なものであります。

今後も引き続き上水道の「安全で良質な水」「安定的な供給」に引き続き努めてまいりたいと思います。

公共下水道整備については、生活環境の水質保全を図るため、事業を進めており、既に一部供給開始いたしておりますが、さらに、未加入者への加入促進と普及率の向上に努めてまいります。

また、農業集落におきましても、水質保全のため、農業集落排水施設へのさらなる接続を推進してまいります。

環境保全については、地球的規模で広がりを持ち、持続可能な社会づくりの推進が求められており、住民の要求も多種多様であります。

このため、自然と人との共生を確保し、環境への負荷を少なくし、循環型ごみ行政を基調とする町づくりのため、廃棄物の発生を抑制し、リサイクル等環境保全に関する施策を進めてまいります。

なお、平成26年度に新清掃工場が、都城市山田町において供用開始の予定となっており、遠方までのごみ運搬となることから、収集及び運搬費用の増加が見込まれますので、ごみ減量化に向けて一層の力を注いでまいり所存であります。

また、平成22年度からは、建設費用の負担金も発生してまいりますので、その建設工事の施工状況を注視してまいりたいと存じます。

次に、「かおり高い文化と豊かな人間性を培う文教のまちづくり」について、その主なものを申し上げます。

本町の教育は、教育基本法の理念と三股町民憲章の精神を基調としながら、薫り高い文化の創出をはぐくみ、「文教の町～みまた」をさらに目指して推進してまいります。

まず、社会教育の充実について、開館以来盛況であります文化会館と図書館については、町民が芸術・文化・情報に触れる機会を広げるため、自主文化事業の充実、読書活動の推進、窓口サービスのさらなる向上に努め、町民に親しまれ、かつ両施設の効率的な利活用を図ってまいります。

次に、学校教育の充実と教育環境の整備については、国際化・高度情報化、高齢化の中に生きる子供たち一人ひとりがみずから学び、みずから考え、主体的に判断し、行動する「生きる力」を身につけさせることは、大きな教育課題となっております。

事業の展開に当たっては、三股の特性を生かした小中一貫教育の推進、基礎・基本の確実な定着やみずから学ぶ意欲・思考力等の育成、児童・生徒の問題行動やいじめの早期発見・早期対策など、教育課題解決に向け、学校・家庭・地域社会の連携体制の強化に努めてまいります。

学校の施設整備については、老朽化した各小学校屋内体育館の耐震化及び大規模改修等を行ってまいります。

次に、「あたたかみのある福祉と健康のまちづくり」について、その主なものを申し上げます。

子どもから高齢者まで、だれもが住みなれた地域において、健康で安心して暮らすことができるよう、介護予防、健康づくり活動、生きがい対策などの保健・医療・福祉の連携による総合的なサービスの提供に努めてまいります。

福祉施策については、「あたたかみのある福祉のまちづくり」を目指して、児童、障害者、高齢者福祉のさらなる充実に努めるとともに、総合福祉センター「元気の杜」を地域福祉の拠点として、多世代の交流の場として、積極的な活動を推進してまいります。

子育て支援策として、国は、子ども手当を創設したところでありますが、本町においても、従来の乳幼児医療費の無料化、保育料の負担軽減などに加え、新たな子育て支援策といたしまして、町民との協働によるファミリー・サポートセンター事業に取り組んでまいります。

また、新たな介護予防策といたしまして、生活機能が低下し、近い将来に介護が必要となる恐れがある特定高齢者の住宅改修に取り組んでまいります。

保健施策については、生涯にわたる心身の健康づくりは、長寿社会を迎え、ますます重要な課題となっております。「自分の健康は、自分で守り、自分でつくる」という自己管理意識はもとより、地域に根ざした保健行政を進めるため、予防接種の実施、各種健康診査を初め、事後の健康教育、健康相談、健康教室等の充実を図ってまいります。

次に、「活力にあふれる産業のまちづくり」について、その主なものを申し上げます。

農畜産業は、本町の基幹産業であり、その振興は、本町経済にとって最も重要なものであります。

消費者の健康志向が高まる中、安全で高品質な農畜産物の生産、環境にやさしい環境保全型農業の展開が大きな課題となっております。

特に、畜産は、本町の農業粗生産額の面からも、農業の主軸をなすものでありますので、今後さらに、生産性の高い安定した畜産経営の改善に意を注いでまいります。

なお、水田農業施策については、平成22年度から「戸別所得補償モデル事業」「水田利活用自給力向上事業」が実施され、「転作推進」から「稲作支援」「自給率向上」と大転換されようとしております。本町では、本町の特徴であるブロックローテーションを堅持しながら、その新制度に対応してまいります。

さらに、農道・用排水路等土地基盤の整備、後継者や女性農業者の育成・支援ならびに畑地かんがい事業、集落営農の推進など、各種施策を推進し、安全で高品質な農畜産物の生産に努め、競争力の強い産地形成を目指してまいります。

一方、商工業の振興についてであります。一昨年後半から急激に悪化した今日の経済状況は、地域経済の活性化にも影を落としております。商工団体との連携を図る施策を展開するとともに、緊急雇用創出を図る各種事業に取り組み、地域経済の活性化に努めてまいります。

同時にまた、既存の地場産業の振興をはじめとした雇用の場の確保に努め、誘致企業の立地等にも積極的に取り組んでまいります。

なお、本町の農商工連携及び情報発信の拠点施設としての物産館を含めた産業会館については、商工振興と活性化の観点から、鋭意支援をしてまいります。

さらに、購買力の町外への流出を抑制し、町内指向への消費拡大に努めてまいります。

次に、「総合的な町政の推進」であります。豊かで活力にあふれる三股町を創造するためには、行政と町民が一体となって町づくりを展開していくことが求められております。

そのためには、町民の積極的な参加のもと、町民の創意、工夫を生かしながら、町づくりへの意欲と相互連携を図り、住みよい活力にあふれる町づくりを進めてまいります。

なお、情報化の推進については、IT（情報技術）の飛躍的な発達に伴い、インターネットによるホームページの充実に努めてまいります。

自治体運営を取り巻く情勢は、年々厳しさを増し、難しい時代を迎えております。その中、町民と行政の新たなパートナーシップの確立を目指し、さらに、町民の視点に立った抜本的な行政施策を進めていく所存でございます。

なお、「コミュニティバス・くいまーる」の運行につきましては、今後も利用者の立場に立っ

て、路線や時刻等についても検討を重ね、高齢者、障害者などの交通弱者の利便性の向上に努めてまいります。

ただいま「第4次三股町総合計画」の基本方針に基づき主な施策について述べてまいりましたが、本計画の期間が、平成22年度までとなっており、現在、「第5次三股町総合計画」の策定に向けて、住民アンケート等を実施いたしております。

今後さらなる町民参加のもと、町民の声を反映した総合的かつ長期的展望に立った町づくりのための基本構想・基本計画の策定を進めてまいります。

以上、私の所信の一端を述べてまいりましたが、私は、常に町民主体の施策を展開すべく、清潔で公平・公正な行政運営に努め、強い信念と情熱をもって粉骨砕身、全力を傾注してまいり所存であります。

町議会議員の皆様を初め、町民各位のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げまして、施政方針の表明を終わらせていただきます。

日程第4．議案第2号から議案第34号までの33議案及び意見書案1件並びに報告1件一括上程

○議長（東村 和往君） 日程第4、議案第2号から議案第34号までの33議案及び意見書案第1号並びに報告1件を一括して議題とします。

ここで提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 桑畑 和男君 登壇〕

○町長（桑畑 和男君） それでは、平成22年第2回三股町議会定例会に上程いたしました各議案について、その提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第2号「三股町公共投資臨時交付金基金条例」についてご説明を申し上げます。

本案は、国の平成21年度第1次補正予算で創設されました地域活性化公共投資臨時交付金の一部を平成22年度の公共事業に充当するため、ここに所要の基金条例を制定しようとするものであります。

次に、議案第3号「三股駅前多目的広場条例」についてご説明を申し上げます。

本案は、三股駅東側の多目的広場完成に伴い、その使用等について条例を定めるものであります。

次に、議案第4号「三股町公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例」についてご説明を申し上げます。

本案は、本町の公共下水道事業につきましては、平成17年3月15日から供用開始を行い、現在に至っておりますが、その接続率が鈍化の状況にございます。そこで、接続推進対策を検討

し、今後の供用開始から3年以内の早期接続者の受益者負担金を全額免除する制度を導入しようとするものであります。

一方、最初の供用開始から、この5年の間に、既に接続され、受益者負担を納付されている方々と不公平を生ずることから、既に納付された受益者負担金を全額還付の措置を行うため、所要の一部を改正するものであります。

次に、議案第5号「三股町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

本案は、戦後最悪の景気不況に直面するなどの厳しい情勢から、解雇等による非自発的失業者の国民健康保険税について、その負担軽減策を講ずるため、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第6号「三股町使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

本案は、ふん尿くみ取りにつきましては、現在、都北清掃公社が料金を徴収して処理しておりますが、厚生労働省から市町村が処理していない一般廃棄物の処理手数料を条例で定めることはできないとの回答が示されており、条例中の規定を削除するものであります。

なお、このたび勝岡小学校体育館が完成することから、料金の設定を改めるため条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第7号「三股町営住宅管理条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

本案は、町営住宅に入居をできる資格について、市区町村で徴収している税等のうち国民健康保険税の納付義務を追加するため、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第8号「三股町児童福祉施設設置条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

本案は、町有地の効率的な管理と有効活用を図るため、前目児童プール及び塚原児童遊園を廃止することに伴い、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第9号「三股町水道事業設置等に関する条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

本案は、現在の給水区域に字名の漏れがありましたので、それらを追加するため条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第10号「職員の勤務時間及び休暇に関する条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

本案は、時間外勤務代休時間について新設するため、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第11号「平成21年度三股町一般会計補正予算（第7号）」についてご説明を申し上げます。

本案は、平成21年度の会計年度末を控え、その決算に備え、各種事務事業の実績見込み、補助事業の決定あるいは内示等により増減補正するもののほか、経済危機対策として創設されました地域活性化公共投資臨時交付金事業を追加補正するものであります。

歳入歳出予算の総額82億518万5,000円に、歳入歳出それぞれ7億8,887万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ89億9,406万1,000円とするものであります。

まず、歳入の主なものについてご説明申し上げます。

町税は、各税目の現年度課税分、滞納繰越分について実績見込みにより、それぞれ増額補正するものであります。

地方交付税については、特別交付税を実績により増額補正し、国県支出金は、小学校の体育館改築等に伴う補助金や地域活性化、公共投資臨時交付金等をそれぞれ増減補正し、民生費県補助金及び農林水産業費県補助金等を実績見込みにより減額補正するものであります。

財産収入は、土地の売り払い額を実績により増額補正するものであります。

町債については、小学校体育館整備事業の教育債等をそれぞれ増減補正するものであります。

次に、歳出について主なものをご説明を申し上げます。

各費目において、事業費の実績見込み、決定、執行残等による減額補正が主なものでありますが、小学校体育館整備事業については、三股小、宮村小、梶山小の各小学校の体育館について、その改築事業費を追加補正するものであります。

諸支出金は、地域活性化公共投資臨時交付金を積み立てるほか、財産収入の土地売り払い収入等を各基金に積み立てるものであります。

次に、「第2表 繰越明許費」であります。小学校体育館整備事業のほか、保育園施設整備補助事業等を「第3表 地方債補正」は、学校教育施設等整備事業債の額を変更するものであります。

次に、議案第12号「平成21年度三股町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）」についてご説明を申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額28億6,412万円に、歳入歳出それぞれ1,056万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28億7,468万5,000円とするものであります。

歳入については、退職被保険者療養給付費と高額医療費共同事業負担金などをそれぞれ増額補正するものであります。

歳出につきましては、保険給付費の退職被保険者、療養給付費及び高額療養費の増額補正であります。

次に、議案第13号「平成21年度三股町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第4号）」についてご説明を申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額1億9,460万円に、歳入歳出それぞれ24万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,484万2,000円とするものであります。

歳入については、保険料等及び保険基盤安定負担金等の繰入金等を増額、健診事業受託費の諸収入を減額補正するものであります。

歳出につきましては、広域連合納付金等を増額し、保険事業費を減額補正するものであります。

次に、議案第14号「平成21年度三股町介護保険特別会計補正予算（第4号）」についてご説明を申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額17億2,537万7,000円に、歳入歳出それぞれ925万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億3,462万7,000円とするものであります。

歳入につきましては、介護保険料、財産収入、繰入金及び諸収入をそれぞれ増額し、国庫支出金、県支出金を減額補正するものであります。

歳出につきましては、実績見込みにより、保険給付費、基金積立金、諸支出金及び予備費をそれぞれ増額し、総務費を減額補正するものであります。

次に、議案第15号「平成21年度三股町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）」についてご説明を申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額4億122万5,000円に、歳入歳出それぞれ49万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億171万5,000円とするものであります。

補正の内容につきましては、浄化センター管理業務委託料を増額補正し、その財源を一般会計からの繰入金で措置し、下水道管渠工事を繰越明許するものであります。

次に、議案第16号「平成21年度三股町墓地公園事業特別会計補正予算（第1号）」についてご説明を申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額1,833万円に、歳入歳出それぞれ1万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,834万円とするものであります。

歳入は、使用料の増額と基金繰入金の減額、歳出は、積立金の増額補正であります。

次に、議案第17号「平成21年度三股町水道事業会計補正予算（第1号）」についてご説明を申し上げます。

本案は、収益的収入及び支出の予定額を、収入については、給水収益600万円の減額、支出は、消費税及び地方消費税を200万円増額補正し、資本的収入及び支出の予定額を収入について配水管布設負担金を200万円増額、支出は委託料を300万円、工事請負費を1,700万円をそれぞれ減額補正するものであります。

次に、議案第18号「平成22年度三股町一般会計予算」についてご説明を申し上げます。

平成22年度の予算編成については、予算編成方針にのっとり、国・県の予算編成の状況、地方財政計画並びに社会経済情勢の動向を見て、予算編成を行ったものであります。

我が国の経済は、世界の金融資本市場の危機を契機に世界的な景気後退が見られる中で、外需面に加え、国内需要も停滞し、景気の下降局面にあります。雇用情勢が急速に悪化しつつあるとともに、企業の倒産が増加している状況でございます。

こうした中で、国における平成22年度の予算編成に当たっては、1番に、「コンクリートから人へ」、2番目に、「新しい公共」、3番目に、「未来への責任」、4番目に、「地域主権」、5番目に、「経済成長と財政規律の両立」の5つの基本理念のもとで予算を編成した上で平成21年度予算と平成22年度予算が一体として切れ目なく執行することにより、景気が再び落ち込むことを回避し、着実に回復をさせるとともに、将来の安定的な成長につながる予算としていくこととなっております。また、予算の重点分野として、子育て、雇用、環境、科学等に特に重点を置くこととなっております。

一方、地方財政については、個人所得の大幅な減少や企業収益の急激な悪化等により、地方税収入等が落ち込む一方、社会関係経費の自然増や公債費が高い水準で推移することなどにより財源不足が過去最大の規模に拡大するものと見込まれます。そのため、財源不足とその補てん措置として地方交付税と臨時財政対策債の大幅な増が講じられた結果、地方財政総額は、対前年度比マイナスの0.5%となっております。

本町におきましては、そのような国の動向や情勢を踏まえ、さらに一層の歳入の確保と歳出の抑制に努めて予算編成を行ってまいりましたが、本町の自主財源である町税は、経済状況により昨年に引き続き減収に転じたところであります。

その他の収入についても大幅な増収は見込めず、歳出においては、医療制度や福祉関連事業の行政需要の増嵩により、引き続き厳しい財政運営を強いられている状況であります。

平成22年度においては、これらの行政需要に加えて、行政改革を推進しつつ、緊急の経済対策に取り組むとともに、地方単独事業による起債事業の抑制など財政健全化に向けて努めてまいります。

まず、「第1表 歳入歳出予算」の概況についてご説明を申し上げます。

平成22年度の歳入歳出予算は、歳入歳出それぞれ79億円で、対前年度比9.1%、6億

6,000万円の増となっております。

歳入のうち自主財源は27億3,109万円で構成比34.6%、依存財源は51億6,891万円で構成比65.4%となり、前年度より自主財源の割合が1.6%減となっております。

次に、歳出予算について、性質別状況については、義務的経費が41億9,526万2,000円で、構成比53.1%、経常的経費が31億6,212万3,000円で構成比40.0%、投資的経費が5億4,261万5,000円で構成比6.9%となっており、前年度より経常的経費の割合は小さくなり、義務的経費と投資的経費の割合が大きくなっております。

次に、「第3表 地方債」についてご説明を申し上げます。

地方債は、一般公共事業債、公営住宅建設事業債など5億6,566万4,000円を予定をいたしております。

次に、歳出の主なものについてご説明を申し上げます。

総務費は、行政一般の管理経費のほか、三股駅駐車場整備事業や選挙費用等が主なものであります。

民生費は、社会福祉費及び児童福祉費に伴う経常的な経費のほか、新しく創設された子ども手当やファミリーサポートセンター事業、特定高齢者住宅改修費補助事業などが主なものとなっております。

衛生費は、保健・環境衛生費等に係る経常的な経費のほか、合併処理浄化槽設置整備事業や新清掃工場建設費などが主なものとなっております。

農林水産業費は、農業振興費及び畜産業費等の各種農業団体等に対する負担金補助及び交付金等の経常的な経費のほか、県単農道整備事業等が主なものとなっております。

商工費は、商工振興費、観光費等に係る経常的な経費のほか、緊急雇用対策事業、中小企業育成貸付金利子補給補助金等が主なものとなっております。

土木費は、道路維持費、公園管理費、住宅管理のほか、道路新設改良費において島津紅茶園切寄線等の道路改良費や塚原第2団地の整備事業費が主なものとなっております。

消防費は、常備消防委託料などの経常的経費であり、教育費は、小中学校の教育振興費や社会教育費、保健体育費の経常的な経費のほか、自治公民館施設整備事業補助金等が主なものとなっております。

次に、議案第19号「平成22年度三股町国民健康保険特別会計予算」についてご説明を申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30億6,401万4,000円とするものでありまして、対前年比16.9%の増となっております。

歳入の主なものは、対前年度比で保険税が18.7%の減、国庫支出金、療養給付費、前期高

齡者交付金、共同事業交付金などは、それぞれ増となっております。

歳出につきましては、対前年度比で保険給付費が22.9%の増、老人保健拠出金は減、共同事業拠出金は増となっております。

次に、議案第20号「平成22年度三股町老人保健特別会計予算」についてご説明を申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ191万2,000円とするもので、対前年度比6.6%の減となっております。

歳入歳出とも平成20年度3月以前の請求遅延等の医療諸費を計上したものであります。

次に、議案第21号「平成22年度三股町後期高齢者医療保険特別会計予算」についてご説明を申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億710万2,000円とするもので、対前年度比8.6%の増であります。

歳入については、保険料、一般会計繰入金を、歳出については、広域連合納付金等を広域連合の見込みにより計上したものであります。

次に、議案第22号「平成22年度三股町介護保険特別会計予算」についてご説明を申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億2,325万3,000円と定めるもので、対前年度比2.7%の増となっております。

歳入の主なものは、介護保険料、国庫支出金、支払い基金交付金、県支出金及び繰入金となっており、歳出の主なものは、総務費、保険給付費及び地域支援事業費であります。

次に、議案第23号「平成22年度三股町介護保険サービス事業特別会計予算」についてご説明を申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,403万8,000円とするもので、対前年度比2.5%の増となっております。

歳入の主なものは、サービス事業収入及び繰入金となっており、歳出の主なものは、総務費及びサービス事業費であります。

次に、議案第24号「平成22年度三股町梶山地区農業集落排水事業特別会計予算」についてご説明を申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,094万1,000円とするものであります。

歳入の主なものについては、施設使用料・一般会計繰入金で、歳出の主なものは、職員給与費、委託料及び公債費であります。

次に、議案第25号「平成22年度三股町宮村南部地区農業集落排水事業特別会計予算」についてご説明を申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,514万5,000円とするものであります。

歳入の主なものは、施設使用料、一般会計繰入金で、歳出の主なものは、委託料、公債費等であります。

次に、議案第26号「平成22年度三股町公共下水道事業特別会計予算」についてご説明を申し上げます。

本町は、公共下水道を整備し、生活環境の改善を図るとともに、公共用水域の水質改善を図る本事業の推進をしているところであります。

下水道事業の全体計画は564ヘクタールで、うち195ヘクタールの区域で事業認可を受け、年次的に整備を進めてまいりましたが、ことし3月に新たに事業認可を受けました95ヘクタールにおいて施工推進を図りながら、計画的な面整備を進めてまいります。

したがいまして、平成22年度公共下水道事業特別会計予算における歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億8,678万8,000円とするものであります。

次に、議案第27号「平成22年度三股町墓地公園事業特別会計予算」についてご説明を申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ230万4,000円とするものであります。歳入の主なものは、使用料で、歳出の主なものは、墓地公園管理委託料であります。

次に、議案第28号「平成22年度三股町水道事業会計予算」についてご説明を申し上げます。水道事業は、安全で良質な水を安定的に供給することに努めているところでありまして、長田地区水道事業につきましても、平成21年度より供用を開始したところであります。

したがいまして、業務の予定量は、給水戸数1万308戸、年間総給水量268万9,007立方メートル、1日平均給水量7,367立方メートルを予定をいたしております。

主な建設改良事業は、配水管布設替工事と第9号井掘削を予定をいたしているところであります。

「収益的収入及び支出」予算における事業収益は、3億9,175万3,000円を予定をいたしております。

また、水道事業費用は、3億7,820万1,000円を予定をいたしております。

次に、「資本的収入及び支出」予算における収入は3,131万9,000円予定をしており、支出の総額は2億4,067万円を予定をいたしております。

なお、第4条予算の収支不足額2億935万1,000円、当年度分損益勘定留保資金等で補

てんするものであります。

次に、議案29号「町道路線の廃止について」ご説明を申し上げます。

本案は、道路台帳の詳細な点検により、道路の未利用区間や維持管理の業務に支障のある道路が認められましたので、新制な道路区間として認定するため、関係する路線を廃止しようとするものであります。

次に、議案第30号「町道路線の認定について」ご説明を申し上げます。

本案は、開発行為による新設路線のほか、道路台帳の詳細な点検により廃止路線区間の一部利用及び供用が可能となる区間を新たに路線認定を行うことで、新制な道路区間として町道路線の認定を行うものであります。

次に、議案第31号「一般廃棄物処理に係る事務の委託について」ご説明を申し上げます。

本案は、平成26年中の供用開始が予定されております都城市の新清掃工場にかかわる設置事務並びに設置後の維持及び管理に関する本町の事務を都城市に委託するために締結する規約を制定するために、議会の議決を得ようとするものであります。

次に、議案第32号「損害賠償額の決定及び和解について」ご説明を申し上げます。

本案は、平成21年6月1日、町内大字蓼池4831番地先路上において発生した町道の側溝グレーチングのはね上がり事故に遭遇いたしました自動車の同乗者に対して人身被害の損害賠償額を決定し、和解契約を提携するため、議会の議決を求めようとするものであります。

次に、議案第33号「三股町営土地改良事業の経費賦課徴収について」ご説明申し上げます。

本案は、県単独かんがい排水事業に伴い、受益者から分担金を徴収しようとするものであります。

次に、議案第34号「土地改良事業の施行について」ご説明を申し上げます。

本案は、国営都城盆地地区土地改良事業で造成された施設のうち、木之川内ダム、田野頭首工について、三股町営土地改良事業として施行するため、土地改良法第96条の2第2項の規定により議会の議決を求めるものであります。

以上、33議案について、それぞれ提案理由の説明を申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願いを申し上げます。

なお、今議会に報告1件を提出いたしております。報告第1号専決処分の報告、損害賠償額の決定及び和解については、関係法令の規定により議会に報告するものであります。ひとつよろしくご理解をいただきますようお願いを申し上げます。

以上で、提案理由の説明を終わります。

○議長（東村 和往君） ここで11時15分まで休憩いたします。

午前11時03分休憩

午前11時13分再開

○議長（東村 和往君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

意見書案第1号について、提出者の趣旨説明を求めます。上西さん。

〔3番 上西 祐子君 登壇〕

○議員（3番 上西 祐子君） 3番、上西です。「核兵器の廃絶と恒久平和を求める意見書」について、提案理由の趣旨説明をいたします。

広島市と長崎市が主催する平和市長会議（会長が広島市長、副会長が長崎市長）では、2020年までの核兵器廃絶を目指す2020ビジョン核兵器廃絶のための緊急行動を策定し、その具体的な道筋を示す広島長崎議定書が発表されて、現在、この議定書が本年5月のNPT再検討会議において採択されるように、日本政府に対して積極的に働きかけるとともに、世界の加盟都市による賛同署名活動や各国政府への協力を求める要請活動などを通じて議定書への賛同の輪を広げる取り組みが行われております。

こうした中で全国の自治体に対し、平和市長会議から国に対し強い働きかけを行っていただきたいと意見書の決議依頼がありました。よって、当三股町議会においても、核兵器の廃絶と恒久平和を求める意見書を提出するものであります。

政府においては、核兵器の廃絶と恒久平和実現のため、被爆65周年を迎える2010年の核拡散防止条約NPT再検討会議に向けて実効ある核兵器廃絶の合意がなされるべく次の3項目について強く要望するものです。

1つ目に、政府は、国是である非核3原則を堅持するとともに、平和市長会議が提唱する2020年までに核兵器の廃絶を目指す2020ビジョンを支持し、その実現に向けて取り組むこと。

2つ目に、非核兵器地帯構想が世界平和の維持に重要な意義を有していることに考慮し、世界各地に非核兵器地帯条約が実現するよう国際的努力を行うこと。特に、朝鮮半島と日本を含めた北東アジア非核兵器地帯構想を早急に検討すること。

3つ目に、核拡散防止条約NPTの遵守及び加盟促進、包括的核実験禁止条約、CTBTの早期発効、核実験モラトリアムの継続、兵器用核分裂性物質生産禁止条約、カットオフ条約の交渉開始と早期妥結に全力で取り組むこと。以上について強く要望するものです。

よろしくご審議の上、全会一致でご承認いただきますようお願い申し上げます。

以上、提案理由の説明を終わります。

○議長（東村 和往君） ここでしばらく休憩します。

午前11時18分休憩

午前11時19分再開

○議長（東村 和往君） 休憩を閉じて会議を再開します。

日程第5. 質疑・討論・採決（意見書案第1号）

○議長（東村 和往君） 日程第5、質疑・討論・採決。

これより意見書案第1号「核兵器の廃絶と恒久平和を求める意見書（案）」を議題として質疑・討論・採決を行います。

質疑は5回までといたします。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これから、意見書案第1号を採決します。

意見書案第1号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 異議なしと認めます。よって、意見書案第1号は原案のとおり決しました。

意見書は、速やかに関係機関に送付し、その善処方を求めることといたします。

日程第6. 議長の諮問事項に関する審査中間報告について

○議長（東村 和往君） 日程第6、議長の諮問事項に関する中間審査報告を議題とします。

委員長の報告を求めます。議会運営委員長。

〔議会運営委員長 大久保義直君 登壇〕

○議会運営委員長（大久保義直君） それでは、議長の諮問事項に関する審査中間報告をいたします。

中間報告書及び中間答申は、さきに配付したとおりでございますが、その経過及び概要を要約して報告を申し上げます。

中間報告書は、27ページにわたっておりますが、審議の結果、経過、意見集約として中間の

取りまとめ骨子、議論されたことについての要点あるいは全文記録としたところです。特に、12月の議会運営委員会研修報告でも報告しましたが、平成22年に基本条例制定に向けて活動中である熊本県の御船町議会シンポジウムの記録は、三股町の今後の進め方の指針になるだろうということで、あえて全文記録をいたしました。

議会改革は、議会のだれのために、何のために、基本条例の意味するものなど、またパネルディスカッションでは、パネルに、日本で一番最初に基本条例を制定した北海道栗山町議会議長が参加しておりますので、充実した内容となりました。

議長諮問及び中間報告の内容についてですが、当議会運営委員会は、平成21年9月29日に、議長から開かれた議会に向けての改革について次のように諮問を受け、審議を行っております。

諮問、地方議会の改革の機運が全国的に高まる中、本町議会もより住民に信頼される開かれた議会として改革のため下記の事項について議会運営委員会の意見を求めます。

1、夜間議会、日曜議会、出前議会等の導入について、2として、さらなる議会の活性化に向け議会基本条例の制定について、3として、住民の要望、苦情等に対し議会としての対処を調査検討する機関について、議会運営委員会の審議は、現在までに5回にわたって諮問事項について、さまざまな角度から議論を重ねてまいりました。そして、2月12日の議会運営委員会で議長に対し次のとおり中間報告を答申を行いました。

開かれた議会に向けての改革についての中間答申でございます。

議会運営委員会は、平成21年9月30日に開かれた議会に向けての改革についての意見を議長より求められ、審議を行ったので、次のとおりに答申しました。

中間答申、今回、5回の審議及びシンポジウム参加しての意見を集約し、中間のまとめとして別紙のとおり中間報告する。議会運営委員会は、中間報告を踏まえ、議長諮問事項3項目の1については、地域に向いて開かれた議会を目指して、全議員による議会報告会を行う。

2と3については、新たに特別委員会を設置して、議会基本条例の制定に向けて検討を行うとの結論を見たので、中間答申をいたしました。

これが議長に対して行った中間答申でございます。

また、この中間答申の内容の報告をほかの議員も全員入って議論して共通理解、認識を図る必要があることから、同日の午後には全員協議会を開いたところであります。

その結果、議員全員による議会報告会を行う、議会に議会基本条例制定に関する調査研究を行うために、委員6名で構成する議会基本条例制定調査特別委員会（仮称）の設置、論議して、所定の期日までに報告を求めるということについて全会一致で承認をいただいたところであります。

なお、中間答申に至る論議要約のうち一部内容を紹介いたします。

議会の基本条例、夜間議会、日曜議会、出前議会とすべてを踏まえて先に民意に対する議会報

告会をしたほうがよいと考える。民意を反映するためには、地区に出ていくことが大事であり、その報告会を9地区の地区ごとに実施する。

報告事項のテーマを定例会の議会報告会、議会がどう変わろうとしているのか、議員は何を論議しているのかなど、こんにちには議会にのっていないようなことをポイントにした議会報告会をやってみればどうか。それを踏まえての中間答申をし、それを実行する特別委員会を設置すればと考える。

議会報告会には、執行部は出席しない形で議員だけで実施する。町民が議会に何を望んでいるのか。どういうことを議員にしてもらいたいのか。町民が議会議員に対して思っていること、町民の声を聞くべきである。議会だよりも見ている人は、一部表紙を見て語るぐらいではないか。それを補足するためにも3月定例会、議会が終わった時点で全議員を配置して町政報告会を開催すれば、その中でいろんなことが出てくる、見えてくると考えられる。

北海道栗山町の例を見ると、住民と議員との接点を持って盛り上がってきた。住民を巻き込んで広がっていった。経過を見てみると、座談会を持っている。前進的な考えがないといけない。ただ、ほかもやって我が町もやらなければいけない程度ならやらないほうがよい。近づくように持っていくという意識がないと、12人の議員が本当に前向きに町民に対しての責任を持ってやれば盛り上がっていくと思う。などであります。

また、3月1日の開催の議会運営委員会において、本会議での中間報告及び特別委員会の設置について、3月議会の会期日程のいつ取り上げられるか。特別委員会の名称をどうするのかについて協議をいたしました。

まず、対住民の議会の期間、意識の表明の位置づけをするための中間報告及び特別委員会の設置についてを議会開催初日の3月4日の日程として名称についての報告では、議会基本条例制定調査特別委員会（仮称）としましたが、全員で検討した結果、議会基本条例調査検討特別委員会とすることに決したところであります。

以上、中間報告といたします。

○議長（東村 和往君） 2月12日に議会運営委員会から第5回目までの審査中間報告を踏まえた中間答申をいただきました。諮問事項に関する審議については、今後もこの後設置いただく特別委員会の推移を見守りながら審議、協議を続けていただくよう閉会中の審査方、よろしく願いいたします。

日程第7. 議会基本条例調査検討特別委員会の設置について

○議長（東村 和往君） 日程第7、議会基本条例調査検討特別委員会の設置についてを議題とします。

ただいま議会運営委員長の審査中間報告のとおり、議長の諮問事項に関する第2項さらなる議会の活性化に向け議会基本条例の制定について及び第3項住民の要望、苦情等に対し、議会としての対処を調査検討する機関については、新たに特別委員会を設置して検討を行うということで答申いただきました。

お諮りします。議会の改革や議会基本条例に関する調査検討するため、委員6名で構成する議会基本条例調査検討特別委員会を設置することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） ご異議なしと認めます。よって、議会の改革や議会基本条例に関する調査検討するため、委員6名で構成する議会基本条例調査検討特別委員会を設置することに決しました。

日程第8. 議会基本条例調査検討特別委員会委員の選任

○議長（東村 和往君） 日程第8、議会基本条例調査検討特別委員会委員の選任を行います。

ただいま設置いたしました議会基本条例調査検討特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により議長が会議に諮って指名することになっております。

お諮りします。議会基本条例調査検討特別委員会の指名については、議長において指名することにいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

議会基本条例調査検討特別委員会の委員に、指宿君、上西さん、大久保君、池田さん、中石君、山中君の6名を指名いたします。

お諮りします。ただいま議長において指名しました6名を議会基本条例調査検討特別委員会委員に選任したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名のとおり議会基本条例調査検討特別委員会に選任することに決定しました。

ここで選任されました委員の方々には、休憩中に委員会を開いて正副委員長を互選し、その結果を議長までご報告願います。

しばらく休憩いたします。

午前11時06分休憩

午前11時16分再開

- 議長（東村 和往君） 委員会の正副委員長が決まりましたので発表します。
委員長、池田さん、副委員長、指宿君。
以上のとおりであります。

日程第9. 議会基本条例調査検討特別委員会の閉会中の審査事項について

- 議長（東村 和往君） 日程第9、議会基本条例調査検討特別委員会の閉会中の審査事項を議題とします。

お諮りします。議会基本条例調査検討特別委員会については、議会の改革や議会基本条例に関する調査検討が終わるまで閉会中も活動できるようにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（東村 和往君） ご異議なしと認めます。よって、議会基本条例調査検討特別委員会については、議会の改革や議会基本条例に関する調査検討が終わるまで閉会中も活動できるように決しました。

しばらく本会議を休憩し、全員協議会といたします。

午前11時39分休憩

〔全員協議会〕

午前11時45分再開

- 議長（東村 和往君） 休憩を閉じ、本会議を再開します。

-
- 議長（東村 和往君） 以上で、本日の全日程を終了しましたので、これで散会します。

午前11時46分散会

平成22年 第2回(定例) 三 股 町 議 会 会 議 録 (第2日)

平成22年3月8日(月曜日)

議事日程(第2号)

平成22年3月8日 午前10時00分開議

日程第1 総括質疑

日程第2 常任委員会付託

本日の会議に付した事件

日程第1 総括質疑

日程第2 常任委員会付託

出席議員(12名)

| | |
|------------|------------|
| 1番 指宿 秋廣君 | 2番 財部 一男君 |
| 3番 上西 祐子君 | 4番 大久保義直君 |
| 5番 重久 邦仁君 | 6番 東村 和往君 |
| 7番 池田 克子君 | 8番 原田 重治君 |
| 9番 中石 高男君 | 10番 山中 則夫君 |
| 11番 黒木 孝光君 | 12番 山領 征男君 |

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

| | |
|-----------|-----------|
| 局長 上村 陽一君 | 書記 川野 浩君 |
| | 書記 山田 直美君 |

説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|-----------|--------|-----------|--------|
| 町長 | 桑畑 和男君 | 副町長 | 木佐貫辰生君 |
| 教育長 | 田中 久光君 | | |

| | | |
|-------------|--------------|---------------------|
| 総務企画課長兼町民室長 | | 渡邊 知昌君 |
| 税務財政課長 | 原田 順一君 | 町民保健課長 重信 和人君 |
| 福祉課長 | 大脇 哲朗君 | 産業振興課長 下沖 常美君 |
| 都市整備課長 | 中原 昭一君 | 環境水道課長 岩松 健一君 |
| 教育課長 | 野元 祥一君 | 会計課長 山元 宏一君 |

午前10時00分開議

○議長（東村 和往君） これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は12名、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。会期初日の4日に町長が行いました提案理由説明に訂正があるそうですので、ここでお願いします。町長。

○町長（桑畑 和男君） 皆さん、おはようございます。

大変恐れ入りますが、去る3月の4日、本会議における提案理由の説明の中におきまして、一部数字の誤りがございましたので、おわびを申し上げ、訂正をさせていただきたいと存じます。

先日、議員の皆さん方には、このような提案理由の説明をお渡しをいたしております。この3ページを見ていただきたいと思います。3ページの議案第19号「平成22年度三股町国民健康保険特別会計予算」の中でございますが、それから、5行目でした。ちょうど中ごろにあります。歳入の主なものは、対前年度比で保険税が「18.7」としてございますが、これを「15.8」に訂正方を願いたいと思います。「18.7」を「15.8」ですね。

それから、その下のほうに、歳出については、対前年度比で保険給付費が「22.9%」とありますが、これを「22.3%」、「22.9」を「22.3%」に訂正方をお願いしたいと思います。大変、恐縮でございますが、そのようなことでよろしくお願いを申し上げます。

以上です。

日程第1. 総括質疑

○議長（東村 和往君） 日程第1、総括質疑を行います。

総括質疑は、提案初日に先議で措置した案件を除く今会期に提案されたすべての議案及び報告に対しての質疑であります。質疑の際は、議案番号を明示の上質疑を行ってください。

また、質疑は、会議規則により1議題につき1人3回以内となっております。

また、自己の所属する委員会が所管する議案に対しては、委員会の場で行ってください。

質疑はありませんか。上西さん。

○議員（3番 上西 祐子君） 3番、上西です。4号「公共下水道受益者負担に関する条例」で

ありますが、これは、還付の方法とか、ただ還付するというふうなことで書いてありますが、一たん今まで納付した人の負担金は還付するものとする。この還付の方法ですね。

それから、今、花見原とか新馬場あたりは、17年4月に供用開始とありますが、今これからこの地区の人たちがつなぐ場合も、もう3年は過ぎてるわけですが、その人たちにもこの負担金はなくすのか。そのあたりちょっと、もうちょっと詳しい説明を求めます。

○議長（東村 和往君） 環境水道課長。

○環境水道課長（岩松 健一君） それでは、お答えいたします。

還付ということで条例を出しておるんですけども、平成17年の3月15日から本年の3月31日までに納付いただいた方々の負担金を還付しようということでございまして、大体300件程度というふうに考えておりますけれども、納付された方々のことはわかっておりますので、その方々に通知を申し上げまして還付をしようというふうに考えております。

そして、今から接続される方々も、7地区と稗田地区におきましては、受益者負担金の免除制度を導入しよう。3年以内に接続された場合ですけども、そういうふうなところでございます。

以上でございます。

○議長（東村 和往君） ほかにありませんか。上西さん。

○議員（3番 上西 祐子君） 今のはわかりました。18号ですね。一般会計予算のことで2件お尋ねいたします。

1件は、1つは、交際費が何に入るのかわからないんですが、町長、あの人が亡くなったときに、お葬式のときに、町長のお悔やみ電報が来るわけですね。これ、よそから移住してきた方々が、どうして町長から全然面識が、面識がないと言ったらおかしいんですけど、ないのに、お悔やみ電報が来るのかと。

1件がやっぱり2,000円ぐらいかかるわけですよ。お悔やみ電報2,000円以上かかるわけなんです。1年には200件ぐらいは死亡者が出ると思うんですが、そうした場合、やっぱり四、五十万は経費がかかると思うんですが、今いろいろな面で節約、それから、いろんな経費削減というふうなことで予算が削られてきているわけですが、そのあたり、個人でその知り合いに電報を打つのはわかるんですが、そこまでしないといけないものかどうかなというふうな疑問があるものですから、お聞きすると、もう1件は、地方債のことなんですね。公債のことなんですね。22年度は返済しますよね、ことし。23年度に5.2%利率の債務が2,943万9,016円あるんですね。その利子が276万7,614円なんです。私がこう電卓ではじいたところ、その約1割ぐらいの利子になっているわけですよ、その利子償還だけで。

23年度ちゅうたら、もう来年ですよ。その繰上償還はできないのか。仮に、よそから借り

て、3,000万円借り入れた、今2%ぐらいのお金を利息で借りた場合に、利子は60万円なんですよ、3,000万借りても。それを公債を23年度分をことし一括して返した場合が利子が、来年払う利子が276万7,000円やったら、その200万ぐらいこう浮くわけですよ。

そこら辺は、ことしの今国会で予算審議が行われておりますが、07年度から2009年度までの措置として、その公債費負担の軽減対策として繰上償還が措置がとられてきて、去年かおとどしか繰上償還されましたよね、町でも。年利5%以上の償還金免除の繰上償還が行われてきたんですが、今国会で予算審議が行われているんですが、10年度から3年度にかけて、2003年、2013年度か、延長措置がとられると書いてあるんですよ、この私のとってる本にですね。

貸付時期や年利5%以上、7%など金利の高いものが優先されて、財政力とか財政健全化計画などの策定提出など、さまざまな要件がありますけど、地方財政健全化法の制定に伴う措置として始めた経緯もあり、適切な活用が求められると書いてあるんですよ。

だから、もし政府のほうが認めれば、その23年度の（テープ中断）900万はもう返してしまっ、利子の節約に努めたほうがいいんじゃないかなといふふうに考えたもんですから、お尋ねいたします。

以上、2点です。

○議長（東村 和往君） 総務企画課長。

○総務企画課長（渡邊 知昌君） 最初に、町長の交際費の中の電報代の件なんですけど、これは、交際費じゃないんじゃないかなと思っております。多分、通信運搬費か、そういったところかもしれませぬ。ちょっと中身を調べてみますので、また、後で報告したいと思います。

○議長（東村 和往君） 税務財政課長。

○税務財政課長（原田 順一君） 公債費の元利償還金の問題でございます。

確かに、皆様方のお手元にこういった平成20年度一般会計説明資料という形で資料が渡してありますが、その後ろのほうの、ページにしますと16ページでございますけれども、一般会計の地方債の現在高表というのがついております。ここに、見ていただきますと、古いのからこう下のほうにだんだん新しくなる形で書いてありますけれども、昭和55年に借りたものからそれぞれ書いてありまして、利率が6.5とか、5.2とか、5.5ここあたりが見受けられるところでございます。

これにつきましては、国の今、議員のほうからお話がございましたように、地方の繰上償還ができるように国から保障制度、利息の保障制度という制度がございまして、繰上償還すれば、利息分を払わなくてもいいですよという制度がございまして、もちろん、その利息制度を利用しなくても繰上償還ができるわけでございますけれども、ただ、その保障制度を利用しなければ、繰上償還するとき最終年度までの利息分もすべて払って繰上償還しなければならないというものが

ございます。

したがって、やはりこの国の保障制度を適用させてやる必要がございます。この保障制度を利息がただになるわけですけれども、繰上償還すれば。その制度を利用するには、ご指摘のように、地方債の計画書をつくらなきゃならないという問題がございます。

それから、一番大事な点が、国から今年度も1.1兆円、ことしから22年度から3年間ですけれども、1.1兆円が国は措置しますよと。だから、繰上償還してくださいよということがございますけれども、それについては5%以上の利息について適用させていただきますよというのがございます。ただ、そこから先がそれぞれ分かれておまして、この22年度の段階では、毎年変わってくるんですけれども、22年度の段階では、年利5%以上ということがございますが、条件がございます、実質公債比率が18%以上の団体、あるいは、将来負担比率が全国平均の1.2倍以上の団体というのがございます。そのほかにもございまして、そのほかは、合併を予定している市町村、あるいは合併した市町村というのがございます。

もちろん合併予定とか、合併がないわけですから、町としては18%以上、将来負担比率が1.2倍以上というのが適用になるわけですけれども、5%という線では該当しないということになります。

それでは、6%以上はどうかという基準がございます、6%は、実質公債負担比率が15%以上ということがございます。それから、将来負担比率が全国平均の1.0倍以上というのがございます。もちろん三股町は、将来負担比率については、全国平均を大きく下回っておりますので、公債比率につきましても、実質公債比率が11%台でございますので、適用できないということがございます。

それから、合併市町村でもないということで、該当しないということがございます。その上、年利7%以上というのもまたございます。7%以上となると、また、条件がいろいろ違うんですけれども、ただ、7%以上の負担がないので、7%以上であれば、三股町も該当するんですけれども、7%以上がないので、ことしは1件も該当ができないという状況でございます。19年、20年でしたかね。唐橋じゃったんですかね。住宅の関係で繰上償還したときは基準に合ったので該当したということがございます。

以上でございます。

○議長（東村 和往君） ほかにありませんか。上西さん。

○議員（3番 上西 祐子君） 先ほどのその電報のことなんですが、その続き、それを話題にされて、本当に必要なものなのかどうか、もう一回検討していただきたいなと思いますので、よろしくをお願いします。

終わります。

○議長（東村 和往君） 山中君。

○議員（10番 山中 則夫君） 議案4号でお伺いします。

一般質問でも上げておりますが、公共事業、公共下水道の一部改正ということで、負担金を返還するということですが、この状況の中で、ただし新築に伴う云々と書いてありますが、新築に伴う分に関しては、その負担金は返還というか、負担金はあるわけですかね。そこら辺の内容がちょっとわからない点と、そして、今後ずっととらないのか。大体私は、一般質問でまた質問しますが、大体これももう中止したほうがいい、やめるんじゃないかと、一たんここで内容をもっと精査して、こういう負担金なんかを1回集めたの返すということは、非常に行政に対しての信頼のほかには新築なんかで入ってる人たちは物凄い不満を持ってるんですよ。加入者が少ないと。我々だけが入っていて町に協力しよつとに、いろいろ今支部総会なんかでも、いろんな話が出て、非常に住民に対しての不公平感があるということですので、そこへんをぴしゃっと閉鎖してやったほうがいいんじゃないかなと。単なるその事業に加入者がいないからといって負担金をまた返したり、それが妥当なのかということがありますので、ちょっと中身をその新築は、負担金をとっているのか。もしとっていたら、それは返還しないという理由、それもちょっとお聞きいたします。

○議長（東村 和往君） 環境水道課長。

○環境水道課長（岩松 健一君） はいそれでは、お答えいたします。

新築住宅につきましても、受益者負担金はいただいております。しかし、新築をされる方は、現在は合併浄化槽を設置されるか、下水道に設置されるかという二者の中から1つを選択するという方法しかございません。

そういう意味では、新築をされる方々に対して、受益者負担金を還付する必要はないんじゃないかというふうに考えております。新築される方は、どちらかにいずれにしても下水道か合併浄化槽に接続をしなければならないという条件でございます。下水道認可区域におきましては、合併浄化槽補助金がいただけないという不利益はあるんですけれども、それも後ほどは、そういう合併浄化槽から下水道へいずれ接続される方につきましては、受益者負担金は免除しようじゃないかというふうには一応今の段階では考えているところでございます。

議員の言われたとおり、一たん、5年前に受益者負担金をいただくよというふうに町が方向性を出しているのに、この段階でまたそういうのをすると、行政に対しての信頼感が損なわれるんじゃないかなということも確かに考えたところでございます。だから、補助金制度という制度も全国自治体でよくとってるんですけれども、補助金制度で1回補助金をお渡しするという制度も考えたんですけれども、補助金をやったにしても、今まで接続されている方がまだ5年しか——最初に接続されている方から5年しかたっていないということを考慮いたしました。今から、今後

接続される方は、3年以内の方は免除しようじゃないかという制度を導入するに当たって、その5年という期間が余りにも短いよなと思ひまして、補助金を交付するに当たっても、これらの方々に今までいただいた、今から補助制度をとろうとすれば、何だ今から補助制度かと、この前つけたばかりなのになというふうな不公平感が出てくるんじゃないかなということを考えてところでございます。

そういうところで、補助制度も受益者負担金を免除する制度も、接続される方にとっては費用負担軽減には変わらないことになるんだらうというふうに考えまして、今からの3年以内に接続される方は負担金を免除して、今まで納めていただきました単独浄化槽とか、くみ取りから切りかえていただいた方々の負担金は免除してやったらどうだろうかということ考えてところでございまして、やや荒っぽいと言えぱ荒っぽい措置でございすけれども、負担金を還付するにあたりまして、大体1,800万か1,900万ぐらい要るかなというふうには思ってるんですけども、予算は2,000万ちょっと見込みで組んでおりますけれども、接続をしていただきますと、その分使用料をいただけますので、それで接続率を上げていけば、今現在4世帯に1戸25%ぐらいの接続率でございすので、これを少しでも上げれば、また、相乗効果が出て、皆さん、接続にご協力いただけるんじゃないかなということ考えております。

そのほかに利子補給制度というのあわせて考えているところでございすけれども、ちょっとやや町政の執行に当たって一貫性がないと言われる方もあろうかというふうには考えておりますけれども、今まで接続も管を入れていすところだけでも早く接続を高めていきたいと。一般会計からの繰り入れを抑えていきたいというふうな考えてところでございす。

○議長（東村 和往君） 山中君。

○議員（10番 山中 則夫君） というのは、以前から墓地公園ですかね。あそこでやっぱり加入者が利用する人っていうか、その区画を権利をかう人が少ないということで、そのときも加入金を返還したらどうかということで提案したときに、そういうことはもう一たん決めて、それを条件緩和するということということで、そういうことをしなかったという、その当時、そういうこともありまして、そして今課長が言われましたように、いろいろ理由はあると思いますが、それはただ、やっぱりそういう供用開始してるとこの地域の住民の方々にびしゃと説明していかないと、必ずこれはこっちは返ってきて、うちは返ってきて、うちは返ってこないということとは、いろんなこと出て、また、それが行政に対しての我々にもそういう反論的なことが非常に今出てきておりますので、そういうことは、もう住民の方々に先手先手でその説明するなり、いろんな情報を流しておかないと、返還返還という、かなり大きな金額ですから、1,800万、900万といやあですね。みんなそういう不公平さを感じるといけませんので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それで、それと付随して、26号をお聞きいたします。

一般質問でいろいろ質問しようと思っておりますが、この中で26号ですね。公共下水道ですね。その中で、質問をいたします。

下水道の整備基金というのは、どのぐらい今あるのか。現在ですね。そして、今、供用開始しているところが世帯数で延べ何名、人口ですね。そして、その中で加入が今言われましたように、約4人に1人ですかね。25%ということですが、全体のその供用開始しているところの面積の中で世帯数をお聞きいたします。

それと、以前も聞いたことはあると思いますが、この事業は、ずっと続行していけば、平成何年度までやるのか。全体の面積は564ヘクタールでいいんですかね、全体の。（発言する者あり）195、今のところはですね。

それと、国庫支出金が1億2,000万あったのが、これは事業そのものが減額になっておりますから仕方ないと思いますが、1億2,000万あったのが、5,800万になっておりますね。この辺のその国庫支出金がこれ減った理由ですね、理由をお知らせください。

それと、この中で予算書の中で、2ページですかね。分担金、負担金が297万6,000円組んでありますが、どのぐらいの件数を予定してあるのか。予定というか、前年度は6,000円当初予算では組んでおりましたが、297万6,000円ということになっておりますが、そこ辺の状況をお知らせください。

以上の点を質問いたします。

○議長（東村 和往君） 環境水道課長。

○環境水道課長（岩松 健一君） まず、基金の額でございますけれども、20年度末で662万4,000円でございます。今年度予算措置をいたしておりますけれども、積立額と取崩額の予算を、このまま予算どおり実行した場合に、今年度末が594万3,000円という形でございます。

そして、接続率の件でございますけれども、7地区と稗田地区でございますけれども、接続可能な戸数が2,605世帯、人員が6,445人でございます。接続が完了いたしましたのが、649世帯、人員といたしまして1,592人ということで、人員に基づく接続率で24.7%が2月末の数字でございます。

そして、国庫支出金がなぜこんなに減ったかということでございますが、今年度は、稗田地区までの事業認可区域195ヘクタールを22年度、今年度末で接続が終了いたしますので、新たにこの役場の東側のこの道路までの認可を3月1日に県のほうからいただいたところでございます。95ヘクタールでございますけれども、新たな認可区域、それを今度事業、22年度実施するに当たりましては、まず、実施設計が必要ということでございまして、実施設計が4,200万

程度だったと、はっきりした数字はちょっと覚えてないんですけども、4,200万。その実施設計が済んだ後に工事を入れるということで、工事が21年度から比較しますと3分の1程度に落ちるものですから、8,000万予算を組んでおりますけれども、その関係で国庫補助金が落ちたというところでございます。

それと、受益者負担金が落ちているわけでございますけれども、受益者負担金につきましては、今年度のこの4号議案の条例を可決いただきますと、来年度は新築の方々と、あとは公共施設からの接続の負担金のみを計上いたしておりますので、新築を約30件、そして、稗田の住宅が22年度に接続いただくということになっておりますので24世帯、その分を見込んで予算を上げたところでございまして、前年度からすると、その分減るということでございます。

以上でございます。（「何年度まで事業は続くのか」と呼ぶ者あり）

事業は、公共下水道運営審議会にもこの受益者負担金を免除するということでは、審議会を開いていただいたんですけども、その際に出した財政シミュレーションでは、山王原のこの役場のこの東から以降と、上米、中米地区、そして、西植木、東植木地区、ここまでを事業を進めた場合を想定したシミュレーションを出したんですけども、そのときの年数といたしましては、平成40年度までというふうに出したところでございます。

以上でございます。

○議長（東村 和往君） 山中君。

○議員（10番 山中 則夫君） その今言われました審議会のメンバーはどういう方々なんですかね。この平成40年度まで、実際こういう今、地方債の借金も、この資料を見ますと、20億以上、20億を突破しているような状態で、特別会計で、これは異質ですよ。たった、これだけの事業で20億の。それはいろいろな事情があると思いますが、だから、そういう審議会のメンバーの方々がどういう審議をされているのか。そういうこれを事業を進めていく、どういうメンバーの方ですか。それをお聞きいたします。

○議長（東村 和往君） 環境水道課長。

○環境水道課長（岩松 健一君） 審議会のメンバーの方は、メンバーとして10名お願いをいたしました。それで、前この公共下水道の審議会に携わっていただきました方、学識経験者を2名、そして、地区から3名だったですかね。学識経験者の方を2名でございまして、地区代表の方を3名、議会のほうは、公共下水道運営審議会委員ということで3名決まっていちゃいましたので、その方々を3名、そして、町執行部から1名ということで10名でございます。

○議長（東村 和往君） ほかにありませんか。大久保君。

○議員（4番 大久保義直君） 同じく下水道の問題ですけども、この還付金の問題について、これは、どういう審議会の中でこういうふうを設定したのか。非常に先ほど山中議員のほうから

もちょっといろいろ言われましたけれども、この件について、もうほとんど皆さんが、上西議員も言われておりますので、この還付金の問題について、どのような審議をされたのか。2,065万5,000円、この中に一部その他が入っておりますけれども、どのような審議をされたのか、ちょっとお聞かせください。

○議長（東村 和往君） 環境水道課長。

○環境水道課長（岩松 健一君） まず、公共下水道の接続率が伸びないということをお話をいたしました。それが、なぜ伸びないかということのお話をしたところなんですけれども、工事費が結構かかるということと、そして、戸別訪問をいたしました際に、工事費分は払おうじゃないかというふうに、前向きに言ってくださる方がいらっしゃったんですけれども、その後、またこの受益者負担金が要るんですがといいますと、「えっ、そげなお金も取られるっけ」という形で、そこからもう話が進まなくなるという状況がございましたので、受益者負担金を免除したいという話をさせていただきました。それを話をしていく際に、財政のことが一番重要でございましたので、平成14年3月に作成され、下水道を始めるときに、出された資料ですね。それに基づきますと、町からの繰り出しが平成41年度で51億5,900万の案で出されていると。それで、現在のまま、この何も、現在のこのペースでふえていく場合ですね。大体年平均80戸ぐらいでふえていってるようでございますが、これでいきますと、平成41年度までに38億ぐらい一般会計から繰り出しをしなければいけないと。それに当たって何らかの手だてをして、これは、予想でございますけれども、加入が今の80戸から160戸ぐらい、倍ぐらいにふえていったと仮定した場合に、現在より約8億ぐらい少ない30億ぐらいになるではないかと。平成41年、40年度ごろまで事業を進めた場合でございますけれども、とにかく管は布設されておりますので、布設されたところだけでもつないでいかなければ、もうこれは本当の税金の無駄遣いということになりますので、何らかの手だてとしてそれをやってみたいということをお諮りしたところでございます。

その状況を見て、今後また検討するべきであって、何も手を打たないでやめるのもどうだろうかというふうに思って、そういう話をさせていただいたところでございます。

その際、なかなか下水道を接続というと、別段接続しなくても困らないわなという感じの方が結構いらっしゃるものですから、なかなか難しいんですけれども、そのところを今後、こういう制度を導入しましてPRに回っていく。それを22年度は重点目標に思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（東村 和往君） 大久保君。

○議員（4番 大久保義直君） よくわかりましたけれども、この償還を充てると。300戸ぐら

いやったですね。300ですね。じゃかい、この中で、皆さん執行部のほうだけで検討されたのか。あるいは、先ほど言われましたように、下水道運営審議会ですか。こういう中にも浸透しておるのかどうか。それを私聞きたいんですよ。

○議長（東村 和往君） 環境水道課長。

○環境水道課長（岩松 健一君） 下水道運営審議会では、このように資料をいっぱい用意しまして説明をしたところでございますが、特段、意見はございませんでした。

意見がまだあれば、1回、2回、3回というふうに審議会を続けていかなければならないなあというふうには思ってたんですけども、1回目で皆さんご了承いただいたという現状でございます。

○議長（東村 和往君） 大久保君。

○議員（4番 大久保義直君） それでは、一般会計補正も18号ですかね。これは、後でわかると思うんですが、ちょっと予算常任委員会の中でも聞きたいと思ってるんですが、21年度の末現在高が65億4,334万8,152円と。そして、元利計が86億1,041万5,554円と、これはともかくこの数字になっておるんですが、現在、人口の1人当たりの借金ですわな。これはどの程度になっておるのか、ちょっと教えて。これ1点だけです。

○議長（東村 和往君） 税務財政課長。

○税務財政課長（原田 順一君） 22年度末でちょっと試算しましたけれども、大まかでございますが、人口を2万4,500人と仮定しました。その場合で、1人当たり25万9,482円という数字でございます。

○議員（4番 大久保義直君） ありがとうございます。

○議長（東村 和往君） ほかにありませんか。重久君。

○議員（5番 重久 邦仁君） 議案書18号のページの45ページですが、一般管理費の職員手当の中身につきまして質問いたします。

この中で、一般の期末手当2,590万組んであります。その下に勤勉手当と書いてありまして、これが1,318万4,000円となっておりますが、この勤勉手当なるものは、私が町のホームページ見ましたら、正当に現在のところ評価されずに出していると。評価勤務をしていないということが明示してありますが、今回はどのような評価で、この評定をされたのか伺います。

○議長（東村 和往君） 総務企画課長。

○総務企画課長（渡邊 知昌君） 今の重久議員の質問のところ、ちょっとわからなかったんですけども、評価されていないということでしょうか。

○議長（東村 和往君） 重久君。

○議員（5番 重久 邦仁君） 当町では評価査定を行っていないということですかね。評価され

ずに、要するにこの勤勉手当なる名目は、公傷扱いとか、そういう病欠とかいう人は、この勤勉手当なるものはその人に与えてないが、通常で評価もせずにエレベーター式に上がってるちゅうのは、エレベーター式に上がってるのかなど。評価勤務の表がないんでしょう。これは、勤勉手当なるものに対しては。いかがですか。

○議長（東村 和往君） 総務企画課長。

○総務企画課長（渡邊 知昌君） これは、給与条例の中の期末手当あるいは勤勉手当の規定に従って出してるわけでございまして、今さっき議員が言われましたように、休暇が多い場合とか、そういった場合には、この率が変わってくるということもありますし、評価がされてないということではないと思います。これは、すべてそれぞれの管理職のところでは交付の評価はいたしておりますので、そういった中で評価に基づいて、評価の結果でこの期末勤勉手当もそれに加味されてるといふふうに考えております。

○議長（東村 和往君） ほかにありませんか。指宿君。

○議員（1番 指宿 秋廣君） 1番です。まず、一般会計の当初予算に入る前に、施政方針の中で町長は、「町政あってのこの町民皆さんのものであり、町民中心のものでなければならない」という私の政治信条をあわせ、心の政治、心の通う政治を基本理念として、かつ今後の身の処し方については、猛省と熟慮の上に立って」云々というふうに使われています。

猛省と熟慮をされた中で、今回当初予算を上げられたんでしょうけれども、町長の報酬のところについて、ちょっとお伺いをいたします。

猛省と熟慮をされた、今回、新聞紙上でにぎわしているものについては、どの法律の第何条第何項に引っかかったから、もしくは、それか今度起訴されなかったものは、何法何条にしたからというふうな熟慮されたのか、お聞きをいたします。

○議長（東村 和往君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） 12月議会でいろいろと私の軽率な行為に対しまして、いろいろと議会の皆さん方にもご迷惑、ご心配をおかけしたわけですが、これに対しましては、12月議会におきまして、報酬の減給措置もいたしたし、これらを踏まえながら、猛省に猛省を重ねて、今回当初予算にも対処したというようなことでございます。

国の財政状況、そして、また、県の財政状況、これらのことにつきましても、状況をよく勘案しながら編成作業にかかったということでございます。

そしてまた、さらには、22年度のこの予算につきましては、骨格予算じゃなくて、通年予算というようなことで例年やってるわけでもございますが、そういう考え方で平成20年度の予算を行ったということでございます。

以上です。

○議長（東村 和往君） 指宿君。

○議員（1番 指宿 秋廣君） 答えになってないんですよね。要するに猛省をしたということは、ああこれに引っかかったからこうなんだ。今回、このマスコミ等で大きなニュースになったのは、ここでそれをクリアしたから今回、そういうテレビとか新聞のマスコミで終わったということなんですよね。要するに、法律で何かがあったはずなんですよね。だから、猛省に猛省を加えられたということは、次に行くためには、自分はこれで引っかかったんや。自分はこれでマスコミ騒がしたんや。そしたら、その上に立って、それはこういうことがあって法律第何条があってこうなったんや。だから、そういうことを猛省の中に入れてもらわないと、要するに、今回この当初予算は、多分条例改正が出てきてませんので、4月以降は町長は満額ということになられるんだろうと思うんですよね。だから、そういうことでその猛省の中の基準というのは、この中のどこに引っかかったからどうやということを教えてほしい、もしくは答弁してほしいと思います。

○議長（東村 和往君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） 先ほども申しあげましたように、この公職選挙法に基づくこの金品の授受というようなことを犯したわけでございますので、これについて猛省に猛省を加えて、今回予算編成に当たったということでございます。

以上です。

○議長（東村 和往君） 指宿君。

○議員（1番 指宿 秋廣君） ご存じないということなんでしょうね。猛省を加えたということは、やっぱり自分はこれにかかったということがわからないといけないんじゃないのかなというふうに思うんです。だから、要するに、この当初予算の中で言うと、要するにこの条例を上げられなかったということは満額による。公職選挙法は、第221条ですよ、町長のその疑惑を持たれたのが。で、3年の時効があったら刑事訴訟法ですわ。だからそういうことも全部した上で猛省に猛省を加えもらわないと、だから、今回これについて自分の給与報酬の3カ月分を上げなかったんですよとか、これも上げるんですよということがないと、少しこの施政方針演説と矛盾するというふうに思いますので、そこら辺をもう一回、猛省と言われる部分を考えて答弁してほしい。これは要望で終わります。

以上です。

○議長（東村 和往君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） ただいまご指摘のとおり、法的なことをこの施政方針の中にもうたってごさいませんわけでございますが、とにかくやった行為に対して猛省を加えながら、予算編成になったということでございます。

以上です。

○議長（東村 和往君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 質疑もないので、これにて総括質疑を終結します。

日程第2. 常任委員会付託

○議長（東村 和往君） 日程第2、常任委員会付託を行います。

お諮りします。各議案は付託表のとおり、それぞれの常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 異議なしと認めます。よって、各議案及び請願はそれぞれの常任委員会に付託することに決しました。

なお、各常任委員会におかれましては、委員会の審査日程を協議の上、きょうじゅうに事務局に提出してください。

○議長（東村 和往君） 以上で、本日の全日程を終了しました。

これで散会します。

午前10時53分散会

平成22年 第2回(定例) 三 股 町 議 会 会 議 録 (第3日)

平成22年3月18日(木曜日)

議事日程(第3号)

平成22年3月18日 午前10時00分開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員(12名)

| | |
|------------|------------|
| 1番 指宿 秋廣君 | 2番 財部 一男君 |
| 3番 上西 祐子君 | 4番 大久保義直君 |
| 5番 重久 邦仁君 | 6番 東村 和往君 |
| 7番 池田 克子君 | 8番 原田 重治君 |
| 9番 中石 高男君 | 10番 山中 則夫君 |
| 11番 黒木 孝光君 | 12番 山領 征男君 |

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

| | |
|-----------|-----------|
| 局長 上村 陽一君 | 書記 川野 浩君 |
| | 書記 山田 直美君 |

説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|-------------------|--------|--------------|--------|
| 町長 | 桑畑 和男君 | 副町長 | 木佐貫辰生君 |
| 教育長 | 田中 久光君 | | |
| 総務企画課長兼町民室長 | | | 渡邊 知昌君 |
| 税務財政課長 | 原田 順一君 | 町民保健課長 | 重信 和人君 |

| | | | | | |
|------------|-------|--------|--------|-------|--------|
| 福祉課長 | | 大脇 哲朗君 | 産業振興課長 | | 下沖 常美君 |
| 都市整備課長 | | 中原 昭一君 | 環境水道課長 | | 岩松 健一君 |
| 教育課長 | | 野元 祥一君 | 会計課長 | | 山元 宏一君 |
| 総務課係長 | | | | | 西山 雄治君 |
| 選挙管理委員会委員長 | | | | | 山元 秋夫君 |

午前10時00分開議

○議長（東村 和往君） おはようございます。ただいまの出席議員は12名、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1. 一般質問

○議長（東村 和往君） 日程第1、一般質問を行います。

発言については、申し合わせ事項を遵守して発言してください。

発言順位1番、山中君。

〔10番 山中 則夫君 質問席登壇〕

○議員（10番 山中 則夫君） おはようございます。通告に従いまして質問をさせていただきます。

町政運営の諸課題への取り組みについて質問します。

三股町はどんな特色のある町でしょうかと聞かれて、自信を持って我が町はこういう素晴らしい町ですと答えられるでしょうか。「花と緑と水の町」というキャッチフレーズを長年発信してきましたが、現実はどうでしょうか。町を見て、さすがに花と緑と水の町だという感激する人がどのくらい町民の中にいるのでしょうか。何かしら特色のない、まとまりのない町になってしまいました。それは日々の町政運営の取り組みの中で、自分の町をこういうふうにするんだという時の政治家の強い明確な町政ビジョン、ポリシーを持たないまま、町民の目線ではなく、行政主導の町政が長年続いてきた結果であると思います。これでは三股町の未来も見えてこないのは当然であります。

政治は生活そのものであり、政治とは町民に夢と希望を与え、町民が自信と誇りが持てる町にするのが政治家の使命であると強く思います。それには町政に明確なコンセプト、基本概念、方向性を町民に示し、決断と実行を持って町政運営に当たり、そして各地域が平等に発展していくための政策を打ち出し、そして実行すると思いたしますがいかがですか。

次に、地場産業の育成と企業誘致にどう取り組んでいるかであります。

現在、この問題に対して町が積極的に真剣に取り組んでいる姿が一つも伝わってこない。雇用

対策の面からも重要な課題だと思っておりますがいかがですか。

次に、本町の基幹産業は農業だと言われますが、それでは農家の所得向上に対して、行政として町独自の政策を打ち出して所得向上に努力しているか伺いたします。

4つ目に、町内の町の施設活用を積極的に行うべきであると思っておりますがいかがですか。

5番目に、公共下水道の問題であります。河川をきれいにするのには異論はありませんが、しかし接続率はいまだに低く、約10年の間に借金20億円を突破した事業をこのまま続けていいのか。将来に借金を残さないためにも、現状を精査し、休止する政治判断をすべきだと思っておりますがいかがですか。

最後に、長年町民が不安を持っていた住居表示の問題であります。私は一般質問でも平成14年から取り上げてきておりますが、町民のサービス向上の面から、不便解消の面からも、見直しのモデル地区を設けて早急に取り組んでいくべきではないかと思っておりますがいかがですか。

以上、6つの要旨の質問を壇上にて終わります。あとは質問席から質問します。

○議長（東村 和往君） 町長。

〔町長 桑畑 和男君 登壇〕

○町長（桑畑 和男君） おはようございます。それでは、ただいまの質問にお答えしたいと思います。

まず、町政運営の諸課題への取り組みについて、①の町内各地域が発展するための政策を行政として考えているかということでございます。

町内各地域が発展するための政策についてでございます。これまで本町におきましては、第四次三股町総合計画に基づきまして、町の基盤づくりや環境づくりなどの各分野について、さまざまな取り組みを行ってきているところでございます。

主な取り組みといたしましては、東部地区、南部地区については、過疎対策やケーブルテレビ網のライフラインの整備などに取り組んできております。また、西部地区につきましては、下水道事業等を、北部地区につきましては、小学校体育館整備等に取り組んでまいっております。

昨今、複雑多様化、高度化する住民ニーズのすべてに行政がこたえるのは大変困難な状況になってきております。そのような状況の中で、町民と行政が相互依存とならないように自主性、自立性を尊重し、お互いの立場や特性を正しく理解しながら協力して課題解決を目指す協働のまちづくりが今後ますます重要になってきております。

本町では、昨年度から「がんばる地域づくり応援事業」を開始し、従来の枠にとらわれない各種団体が行う地域づくりのきっかけづくりといたしましての補助金交付を行ってまいりまして、今後も引き続きこのような施策を展開し、「活力にあふれ心温まる住みよい町」を目指して、町の発展に努めてまいりたいというふうに考えております。

なお、本町は平成15年12月に自主自立の道を選択いたしまして、元気な町づくりに現在いろいろと取り組んでいるところでございます。

なお、先ほども申し上げましたように、第四次三股町総合計画、これが最終年度でございますが、この第四次総合計画に基づきまして、年次的な事業計画に従いまして町政を執行をいたしているところでございます。

それから、2番目の地場企業の育成と企業誘致に今後どう取り組んでいくかということでございます。世界的な金融危機に端を発した我が国の景気悪化を受け、町内の企業におきましても大変厳しいものがあると思われまます。

その支援対策といたしまして、中小企業育成貸付金特別利子補給補助金制度を設けているところであります。この制度は、中小企業の育成事業として設けられ、経営の合理化、安定構造策のための融資に対して利子補給するものであります。また、商工業や農林業など、各種産業の技術の高度化、新製品の開発、人材の育成確保などを図るため、産業間、企業間における交流や連携の強化の推進組織として町商工会の各部会等の育成に努めているところであります。

次に、企業誘致の取り組みについてでございますが、町の活性化及び雇用の対策の一環といたしまして、企業誘致に取り組むため、企業立地促進条例を以前改定し、工場指定の要件を緩和するとともに土地取得補助金、雇用奨励金制度を創設しております。

現在、町といたしましては、廃止企業の跡地利用、工業占用地域の空き地、自社の既存敷地内での活用を推進いたしております。

企業立地は、雇用の場が確保され、町民の所得向上につながるるとともに、町の活性化、財政運営に寄与することから、地場企業については、本町の企業立地促進条例をPRしながら規模拡大を支援し、町外の企業立地につきましては、県の企業立地推進局からの情報収集にも努めてまいっているところであります。さらには、在京三股会、近畿三股会にも出席をいたしまして、本町の企業立地の優遇制度をPRし、人脈のネットワークをつくっているところでございます。

それから、3番目の農家の所得向上に積極的に取り組むべきではということでございます。

農業政策につきましては、行政とJA都城と連携を密にしながら農業の振興に努めているところであります。現在、畑地かんがい事業によるダムの水を利用しての営業形態、作物について協議しており、安定した供給量、信頼される農産物、確実な販路先を探しながら所得向上に向けて農業振興に努めてまいりたいというふうを考えております。

また、町内にある農産物加工施設企業による契約栽培も行われておりますので、情報発信をしながら、お互いの連携を図ってまいりたいというふうを考えているところでございます。

それから、次の町内の施設活用をもっと進めるべきではということでございます。

本町の公園、広場等の施設は、旭ヶ丘運動公園を初め、都市公園では15カ所、48.96へ

クタール、開発行為や河川敷地などの公園、広場、いわゆるその他の公園が35カ所、13.81ヘクタールでありますから、これらを合わせますと、本町には対象の公園、広場等が50カ所で約62.8ヘクタールを町民の皆様に提供をいたしているところでございます。

公園は、観光を主とした公園や地域でのレクリエーション、コミュニティー活動での交流、町民の憩いの場としての活用など、それぞれの住民が親しんでいただけるように配置をいたしているところでございます。

そこで、本町の施設はそれぞれの使用目的に応じて、また住民のニーズなど、これまで十分に検討させていただきながら、できる限りの施設を設けているところでありまして、今後も住民からの要望につきましては、適正な予算執行に努めながら、施設の高度な利用について推進を図ってまいり所存であります。

それから、5番目の公共下水道事業の現状はどうなっているかということでございます。

公共下水道事業につきましては、全体計画面積564ヘクタールと定め、平成10年12月から工事に着手し、本年の3月末現在で現認可区域195ヘクタールのうち、191ヘクタールの整備が完了したところであります。その整備率は97.9%となっております、下水管延長は39キロメートルであります。

また、今月1日に東原と仲町地区の全区域及び山王原地区の一部であります、95ヘクタールの区域で新たな事業認可を受けたところであります。平成22年度からは、この新しい認可区域内の整備を順次進めてまいり所存であります。

供用につきましては、平成17年3月から開始いたしましたが、ことし2月末現在の水洗化率は24.7%と低率で推移いたしておりますので、水洗化率の向上に向けて接続推進事業を重点施策と位置づけまして取り組んでまいりたいというふうに考えているところでございます。

それから、6番目のモデル地区をつくって住居表示の見直しに取り組んではどうかということでございます。

住居表示に関してのご質問は、今回で3回目となるわけですが、前回回答いたしましたとおり、住居表示の見直しに取り組むために克服すべきさまざまな課題や問題点があるわけでございます。住民サイドから考えますと、住所変更に伴って不動産登記や法人登記、運転免許証、預金通帳及び許認可などの証明書など、あらゆる私的権限において住所の変更手続が必要となり、住民及び法人に対して、その負担を強いることになるわけでございます。

また、建物を建てかえた際に玄関の場所が変わった場合、住居番号も変更になるところでございます。

また、行政サイドから考えてみますと、対象区域の住民の意識調査や実施区域の各区画ごとの土地家屋等の現地調査、住民基本台帳や選挙人名簿、登記簿等のあらゆる手続などに相当な期間

と労力を要すること、財政面からも住居表示の見直しを進めるための人件費や委託経費、事務費など、多額な予算が必要となってまいります。などの理由から、現行の住所のままで住居表示の見直しを行わない旨の回答もいたしたところであります。

しかしながら、現行の住所では区画整理事業を行った地域を除いては、大字のついた住居番地となっており、区域が広く地域を簡単に特定することが難しいのも事実でございます。モデル地区をつくって住居表示の見直しをしたらどうかということでございますが、現在の住所が複数地名であり、特に人口が密集している地区を特定して住居表示の仕組みや現在の住所の現状を説明しながら、また住民の意向や要望等をお聞きするために座談会等を開催してまいりたいというふうに考えております。

そういうことで、その結果や費用対効果等を踏まえて対処してまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上で回答といたします。

○議長（東村 和往君） 山中君。

○議員（10番 山中 則夫君） それでは、要旨に従って各項目で質問をしていきます。

まず、1番目の町づくりですね。やはり私は行政を、私も政治の道に入りまして、政治家の端くれですが、もう20年以上になります。平成2年度だったと思います。それで、ずっと三股町を見ておりますが、過去を言わないと、また未来もありませんので、過去のことは余りマイナスでとらえるわけではないですが、まず町長にお聞きしたいのは、今、もう長年なんですけど、西高東低といって、都城よりばっか、ほとんど開発されて発展して、東のほうは非常に落ち込んでおります。この町内からいうと急激な落ち込みだと私は思っております。その辺をどういう原因なのか、町長は町長なりの考えがあると思いますが、どういう原因でこういう西高東低に、極端な町になったのかということをごとらえておりますかお聞きいたします。

○議長（東村 和往君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） 今言われるとおり、西部地区は過密、東部地区は過疎ということでございます。非常に本町のこの行政の形態というものは、過疎過密が同居する特異な町でもございます。そのようなことから、いろんな行政面でもいろんな手立てをしているわけでございますが、どうしてもこの過疎対策に対する、よく言われるわけですが、特効薬がないというようなことをよく言われております。本町につきましては、東部地区におきましては、長田小学校の整備、そしてさらには簡易水道の整備、そしてケーブルテレビの整備と、またコミュニティバスの運行で、そのようなことで地区の住民の便利というものも考えながら行政を進めているわけでございますが、どうしてもこの過疎に歯どめがかからないということで、非常に執行者としても頭の痛い点でございます。やはりこの過疎過密というものは、またそのほか都市と地方の格差、これもいろ

いろ言われているわけですが、これは全国的な傾向ではないかというふうに考えております。いろんな努力をしながら、手だてをしながら、本町には先ほど申し上げましたようにやっているわけですが、今後ともそのようなことを念頭に置きながら行政を進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（東村 和往君） 山中君。

○議員（10番 山中 則夫君） 私は、東といっても長田梶山だけという断定のそういう寂れ方じゃないと思います。私は1地区——この山王原ですね、この山王原あたりも——私も山王原で長年育っておりますので、今は植木にありますが、非常に愛着があるところです。この1地区はどんどん空洞化になっています。子供たちの三股小学校の数を見ましても、平成元年、学校が西小学校と三股小学校、そのときに670名と660名で分かれていますね。1,300幾らあったということで三股小学校が670名で、そしてことしの入学者から4月からの在校生を見ると、幾らですかね、もう450名ぐらいになっているんじゃないですか。そのぐらいです。200何名の減少ということで、もちろん子供が減ったというのは全国的ですからね、三股ばかりじゃないと思いますが、しかしながら、やはり町長の座元の長年山王原から町長はずっと出ております。1期だけ蓼池の福永さんが平成2年から6年まで、その前後は30何年の間に28年という間、この山王原1地区が寂れることによって2地区、4地区、5地区、そこ辺まで絶対影響が出ていますよ、今のところ。だから、長田梶山の問題だけを私はこれこうして西高東低という認識じゃないです。だから座元がまずできない、まず座元に力を入れてやっぱり行政運営をすることによって、町全体の発展があるんだということは、そのための1地区なんですよ。1地区からずっと三股は中心にして広がっていったわけですから。この一番の中心部が、まして自主自立でやっていくのに、これが寂れていくと、とんでもないことになるんじゃないですか。その辺をどういう認識をされておりますか、その山王原1地区は寂れてますよ、現実に。空洞化になっております。その辺をどうとらえておりますかお聞きいたします。

○議長（東村 和往君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） 言われるとおり、三股町の中心部の小学校ですね、年々子供が減少の傾向にございます。この25日に卒業式があるわけですが、卒業生が97名ということでしたか、そういうことで、非常に100名を割っているわけですが、やはり中央部がこのように人口が減るということは、戸数は減ってないわけですから、やはり少子化、これが一番の影響じゃないかと。それと、若い世代が定着しないということではないかということを考えているわけですが。そういうことで、長年の課題でございました塚原団地第2団地を23年、24年、2カ年の事業で建てかえの事業に入るわけですが、これなんかも、もう少し早

くやるべきであったというふうに反省をいたしているわけでございます。

そういうことで、やはり若い世代の定着というものが一番のかぎではないかということを考えているところでございます。

以上です。

○議長（東村 和往君） 山中君。

○議員（10番 山中 則夫君） もちろん子供も減っております。わかります。

ここに昭和31年9月30日の朝日新聞の記事というか、宮崎県が新しい宮崎県の行政地図ということではありますが、このときはまだ都城も庄内とか合併してないんですね。このときの人口を見ますと、北諸は5町3村、8市町村あったんです。この人口を見ますと、三股町がこのとき1万6,158名です。そして一番大きな町は庄内町1万9,000人。私はこれをじっと見まして、約50年以上たっておりますが、これを見まして三股の場合だけなんです。1万6,000人の人口が今2万5,000人いるんです。ほかのところ、これを見ますと、串間なんかは4万2,000人です。今、本当に極端に人口は2万1,000人減っております。半分になっております。そういうところが中心部が寂れていくというのはわかりますが、現実として、これだけ約1.五、六倍になっているような人口の増加を見ていて、このアンバランスな西高東低の状況というのをずっと過去の歴史を見てみますと、何かしら三股の場合は、私は議員になったとき、すぐ感じたんですが、人口の増加が発展の阻害になっているんです。みんなあぐらをかいてきたんです。人口がふえる、ほかのところは人口が減っておりますが、いろんな市町村長と語ると、もう人口とるのに何とかということで、地下足袋を履いて五ヶ瀬の町長なんかは西米良とか、全部町民の前、村民の前に自分たち出かけて行って、生の声を聞いて行政に反映する。そういう努力は三股町の場合は、私も責任はないと、議会も責任はないとは言いませんが、そういう面で非常にあぐらを、人口の増加には悪い言葉で言うと、うつつを抜かしていたというような状況で、こういうバランス、アンバランスな地域になっていったんではないかなと。おかしいんですよ、人口はふえているところで、これだけ一部のところは過疎化に極端になっていくというのは、やっぱり民間に民間の活力、民間の人たちの努力だけに頼った町づくりがこういうふうな現状に、都城寄りばかりの地域がですね、これが社会の当たり前ですが、それをやっぱりバランスよい地域の発展を考えるのは行政なんです。政治的な発動、財政的な発動をして行政はそれを支えて均衡ある発展と。

この前も三股西小学校の玄関口から長田小学校の玄関まで走りました、車で。たった8.6キロしかないんです。たった8.6キロですよ。こういうところが向こうが今度22年度からの子供たちが27名、そして西小学校ですね、これ700何名ですかね、20名ばかりになる。そういう極端な、これはやっぱりそれだけの努力を怠ったんじゃないかなと思っておりますが、町長

はいかが感じておりますかお聞きいたします。

○議長（東村 和往君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） 人口のことです。本町が過去十二、三年前から人口がふえているわけですが、その間、ほかの串間、えびの市、これを追い越して今2万4,800ということになっているわけですが、何といたしても、行政を進める上では人口がどうしても基本です。そういうことで、人口増を図るため、どういう施策が必要かということですが。

また、過去本町におきましては、人口増政策といたしまして、4カ所の区画整理を行っております。この五本松地区で、それから稗田地区、それから新馬場地区、それから西小学校付近の花見原、この4カ所、約97ヘクタールだったと思いますが、この4カ所の区画整理をして、ここに人口が増えていることですが。

そういうことで、この西部地区が、中央地区を兼ねてこの西部地区は人口がふえている現況にあるわけですが、この人口増を図るためには、やはりいろんな施策が必要であるわけですが、企業誘致、そしてまた福祉関係の施策、いろんなことが施策を講じながらやっているわけですが。

どうしても先ほどから申し上げておりますように、西部地区、東部地区のこの過疎過密がどうも本町にとりましては非常な当面する課題では、これを解決するには、なかなか難しい面がございます。そういうことで、常々その辺を頭に置きながら、念頭に置きながら、町政を進めているところでございます。

以上です。

○議長（東村 和往君） 山中君。

○議員（10番 山中 則夫君） 私はやっぱり三股町の自主自立へということで強い信念を持って行政運営をしていかないと、言葉だけの自主自立ということで厳しい状況になると思います、このような状態でいきますと。

先ほど言いましたように、今度の施政方針、あの中身を見ると本当に伝わってこないんですよ。本当に町民一体となって、行政一体、いろんな協力ももらって、三股町自主自立で生き逃して今から三股町は三股町でやっていくんだという強い、先ほど言いましたように三股町の未来が見えるような施政方針ではないんじゃないかなと。やっぱりやる気を出さないことには、いろんなそのキャッチフレーズは先ほど言ったように、花と緑と水の町ですか、これも先般の2月27日に河川をきれいにしましょうという何とか大会というのがありました、私も行きました。そして、山下浩先生という方ですか、NPOの何かなさっている方は。来てみて河川を見たら、こんな汚いと町長もおられたっちゃんないですか。汚いと言われましたがね。これはですね、キャッチフ

レーズをもうおろせという意味ですよ、本当は。それだけ長い、さっき言ったように、そういう言葉だけを発信して、中身は長田・梶山とか梶山あたりの、梶山の方も言われましたよ。「孫を連れていって見たら、何という汚い」と。「ノリが張っていてびっくりしました」ということを文化会館の講演のその後、質疑がありましたときに言われまして、本当にじゃったねと思ってですね。

だから、地域をどういうふうにして今から行くべきかと。三股町の、本当にその言葉だけじゃなくて、本当に実行に移さないとだめだと思えます。いっぺんではいかないと思いますが、しかしまだ間に合うと思えます、私は。まだまだ間に合うと。これ過去のこれを引きずってマイナス面ばかり言っているんじゃないです。しかし、過去のことを自分たちで問題意識を持っていかないと、今言われたような過疎でどうのこうのというのは、そういう理屈では私は通らないと思えます。それじゃあ夢も希望もなくなりますので、各地域をまあ私の希望的な意見ですけど、三股町もいろんな条件が違いますから、まず県南ですね、川南ですね、この辺ですよ。この辺の中央の対策、そして川北対策、沖水川から蓼池方面の、これも非常に重要になってきます。今から三股町が生き延びるためには、269というこの道路行政の一番大事な道路があります。それと川東対策、梶山、長田、そして田上を含めたこの川北対策。この3つをどういう地域にするのかということで、まずそういうぴしゃっとした方向づけ、これをコンセプトというんですか、基本概念、それを決めて、そしてその地域はどういうふうにするかと。環境は違いますから、いろんな環境は。全部一緒にというわけにはいきませんので。そしてその中から次はポリシーですよ、政策ですよ、政策を打ち出して徐々にですが、そうすることによって町民の方もこの地域を町はどういうふうな町に、どういう地域にしていくんだなということをお互いに共有し合って、そして金を出すところは出す。やっぱり地域は寂れたら人口がどうふえようが、何という魅力のない町になるんじゃないかなと私は思っておりますので、そういう地域対策をぴしゃっと認識して、それを政策に打ち出していくということを思いますが、町長、私に今の地域を3分割して発展を願うということに対しましては、意見がございましたら述べてもらいたいと思えます。

○議長（東村 和往君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） 町内には30の自治公民があるわけですが、それぞれその地域の事情、状況等を見ながらやっているわけですが、先ほども申し上げましたように、第四次の三股町総合計画、これが22年度が最終年度でございます。そういうことで、第五次の総合計画、これの策定につきましては、ただいま言われました貴重なご意見等を十分踏まえながら、この総合計画の策定に取り組んでまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（東村 和往君） 山中君。

○議員（10番 山中 則夫君） 先般、長田をちょっと一人で長田峡からつつじヶ丘までずっと、この地域を何とか少しでもですね、私も長田で生まれておりますので、非常に自分の出身の地域ですので、何をすればいいのかなと、私なりにずっと地域を回ってみました。

やはり、私が感じたことですが、あの地域は水の活用、これなんですね。やっぱり自然が残っておりますので、ただ単なる水の活用といっても、産業をそこから興さないと、人口をふやせふやせといっても無理だと思います。町長が先般の議会でも言われましたように、ただ人口をふやせと、住宅をつくれればいいんじゃないかと、そういう問題じゃないと思います。私はやっぱり産業を興さないと、そのためには、いつだったですかね、この前ですね、島津さんの山林を買収しました総合農林という会社が東京にあります。あそこを全部買い取って、今いろいろ伐採をしたり、いろいろ事業展開しておりますが、そこに電話しました。東京まで行くのは大変ですから電話をしました。そしたら佐藤さんという方が私は去年の6月に三股でちょっと面会したことがあるんです。そのときにやりとりをしまして、名刺のですね。そしてまずあの人にちょっと聞いてみようということで電話をしたら、ちょうど覚えていらっしゃいまして、三股町の長田はどんどん過疎になっていきますから、長田で事業を展開されている、やっぱり大手ですので、そういう方々に少しでも三股町の産業の振興に付与するような、発展に付与するようなことをちょっと考えてもらえんでしょうかということで電話しましたところ、非常に喜ばれまして、今のところすぐということはないんですが、そういうこと、また三股に来たときは意見を交換しましょうということになって、私が言ったのは、そんな大層なことをやれというんではない。やっぱり何か水の活用だ、そういうことをして、働く場所を少しでも設けることによって、その地域の人たちが、今も共稼ぎですので、別に長田にいなくても便利なところにみんな行きますよ。やっぱりその夫婦で働いているんだけど、奥さんは地元の何とか産業に勤めたり、長田に定着するようにすれば、だんなさんのほうは都城、宮崎へ働きに行ってもいいですが、そういうことで、そういう何か働く場所を提供することによって、そこに定着するというのを少しでも考えていかないと、ただ人口をふやすといっても、それは住む人の自由ですから。それと感じたのは、やはりつつじヶ丘をもっとつつじヶ丘と長田峡を看板だけをここでやるんじゃないかと、中身の充実を図らないといけないと私は思っております。それで、昔、そうめん流しがありましたね。あそこまでこうで、ちっこうあれをかき分けて入っていました、ずっと下のほう。あれは非常にせせらぎがあって、あそこを何とかですね個人でやるのが一番いいんですけど、個人でなければ、行政も個人でやる人にその財政出動、金を少しぐらい使って、あそこのつつじヶ丘の祭りのときじゃなくて、8月ぐらいまで、何か活用的なことを、一年じゅうというのは最初から無理ですので、そういうことで活用していけばいいんじゃないかなと思って。それはいっぺんにはいきませんが、やっぱり何かを行動を起こさないことには、ただこまねいていて、もう人口の増加は心配しないいいん

ですから、人口は定着するような感じを持っていくために、よそからも行けるといのは、何か収入になるようなことがないと人は集まってこないと思いますので、そこ辺をそういう活用のことに関してはどうですか、つつじヶ丘の今の現状だけでいいんでしょうか。そこ辺をちょっとお聞きいたします。

○議長（東村 和往君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） 長田地区の産業振興ということでございますが、やはりきれいな水がある、そして森林がある、山があるということで、本当貴重な財産であるわけでございますが、そのほか長田地区には、3つの窯元がございます。それと、言われるとおり観光の名所、矢ヶ淵公園、長田峡、椎八重公園、そしてしゃくなげの森と、いろいろ名所もあるわけでございますが、やはり年間を通したこのにぎわいの場というものが、なかなかその辺の創出というものはないわけでございますが、やはりどうしても人口は中央地区に集まってくると、別なところに流出するという傾向にあるわけでございますが、何の産業がいいのか、その辺も十分今後第五次計画の中で検討をさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（東村 和往君） 山中君。

○議員（10番 山中 則夫君） とにかく人口は人口として、やっぱり働くところですよ。収入を上げるのを地元で収入を上げるところがあれば一番いいんです。もう遠くに働きに行く必要はないんです。特別なその企業を望むとか、そうじゃないんです。本当に地に着いたような小さな企業でもいいんです。総合農林の佐藤さんに尋ねてみたら、いつでも土地は提供しますので、そういう企業がありましたら、またですねということも喜んで協力しますということでした。

それと、川北も今度は蓼池方面、あの269を挟んで、これも大事な地域になると思います。現実に、もう都城は、今度の当初予算でもサブシティ構想の5億円の予算を組んで、あそこの工業団地を整備するということですね。相当のこれは経済効果になると思います。それで三股町がそれを指をくわえて見ているような状況じゃないと。俗に言えば、言葉はちょっと悪いですが、人のふんどしで相撲を取らないとだめなんです。せっかくあそこに相当な私はこの長峯市長の討論会も聞きに行きました。相当あそこに力を入れるような状況になってきております。絶対便乗すればいいんですから、三股町と蓼池となんもその壁があるわけじゃないんですから。非常にいい地域にそれに便乗して、三股町のよさを出す。そのためには先手先手をやっぱりこっちも計画を向こうからの情報をどんどん握って、そして我々のほうからもどんどん計画を練っていかないと、ある程度できてから、それは今から行きましようと言っても、そんな甘いものではないと思いますので、それを含めていくと、蓼池に、私も前回は言いましたが、ぜひ町民に対しての地域の人たちのサービス向上と情報収集するための出張所を絶対に置くべきです。私は支所と言ったか

ら、大きな役場を想定していたと思いますが、1人2人の職員を配置して、何も豪華な役所を立てる必要はないんです。あの辺に何か空き家とか工場の跡地があればそこをちょっと改造して、そういう地に着いた情報を握るということで、そしてそれに対して手を打っていくということで、やっぱりそういうのも大事じゃないかなと思っております。そうすることによって、その地域の人たちも、この前も行ったら、それは手続なんか地元でできればものすごい山中さん、我々みんな年にとって、よだきいんですよ、あそこの橋を渡ってこうして。いつまでもあの岩下橋の工事ばかりやっているとというような、非常に苦情も多いですので、そこ辺も考えて、そしてまた後で言いますが、旭ヶ丘運動公園の活用とか、そしてやっぱりあそこの近くに、保養所的なものを、前は勝岡温泉を買収ということでいろいろ話が出ておりましたが、今は全然話が出ない。今こそあそこの勝岡温泉を買収して、あそこに町の保養所をみんな遠い温泉に行くのはどんどん年をとっていくと、青井岳も今行っていますが、ゆぼっぼ行ってますが、いっぱい近くにあったほうがいいんですよ。そういう面をやっぱりいろんな地域のことを考えながら、それはいつぺんにはいきませんよ、いきませんが、やっぱり政策として打ち出して、数値目標、数値をいつまでやるとかという、そういうことを目標を考えてやっていかないと、ただかおり高いだや、そりゃいいですよ、その言葉も。しかし、具体的な政策を打ち出さないで、町の未来はないと思いたす方がいいですか。

○議長（東村 和往君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） 本町はご存じのとおり、沖水川でこの三股町の行政区を二分している形にあるわけでございます。状況にあるわけでございますが、町の行政といたしましては、常に行政面において、一体的な計画を持って均衡のとれたこの行政を推進いたしているところでございます。

今後この南部地区、北部地区と言わず、この均衡のとれた行政の推進を図っていきたいというふうに考えているところでございます。出張所の件につきましては今のところ考えておりません。

以上です。

○議長（東村 和往君） 山中君。

○議員（10番 山中 則夫君） もうとにかく町民の生の声を聞いて政策を判断してもらいたい。行政主導の役場の中だけで考えているような時代じゃないと思いますので、その辺をお願いしたいと思います。

続きまして、地場企業の育成と企業誘致ですね。地場の企業もいろいろ町内には頑張っている企業はいっぱいいます。これだけ不景気だという時代に、近くで言うと中村食肉なんかも非常によそで、町外でいろんな収入を求めて東京、大阪とか、ああいうところで頑張っていらっしゃい

ます。そして、その収入も幾らかの儲けを三股町に持って帰って、そして三股の町税収入に貢献したりしていると思いますので、そういう面で、ぜひいろんな状況で東京に町長も行かれておりますが、そのときにその目的のためばかりじゃなくて、そういう企業が取引をしているところにちょっと訪問して、三股の企業をよろしくお願いしますということで行政の後押しがあれば、非常にその企業も、この企業はその町もみんな協力して推してんだなということで、そういうことがやっぱり、せっかく行かれるんですから、何かの大会とか、そういうので帰ってくるんじゃないくて、そのぐらいのことは、私は一つの三股をPRするためにも、やっぱり首長が来たということによって、非常に相手方もいろんなことで協力をもらえるんじゃないかなと、それが地場産業育成、この辺で仕事を企業にやるだけじゃなくて、三股町の企業にやるだけじゃなくて、外に向かっていっている企業なんかには後押しをする。もう以前の私が聞いた話ですけど、大河内町長という方は非常にそういうところで、自分が連れてきた誘致企業に対しては、非常に裏でいろいろなことを努力をされていたということをお聞きしますので、もう町長も、どしどしそういういいことはお互いに自分なりに行動してもらいたいと思います。それがまた企業のやる気の支えになってくると思いますので、そこ辺を含めた地場産業の育成ということをお認識を持ってやってもらいたいと思います。

そして、次に、企業誘致です。企業誘致も一生懸命されておりますが、それがまだ我々にも伝わってこない。まして町民には伝わってこないんじゃないかなと思います。やはり漠然としたやりますよやりますよじゃなくて、やっぱり企業を何年かのうちに何社が持ってくるという、やっぱり数値目標を設定していかないと、言葉だけ検討努力はしますけどと言っても、そういうような余裕のある時代じゃないと思います。それが実現しないかもわかりませんが、目標を立てると数値を上げると、それを言葉に出してしまうと、みんな努力するんです。そういう意味で、その数値目標を常に設定して、いろんな努力をするということをお考えですが、町長いかがでしょうか。

○議長（東村 和往君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） 非常に町政の進める上でも、企業誘致というものは非常に重要な施策でもあるわけがございます。そのようなことで、やはり非常に現在経済不況ということで、県外からのこの企業誘致というものは非常に難しい面もございます。しかしながら、常に県のこの企業立地推進局とも十分連携をとりながら、その辺の情報収集等もやっているわけがございますが、それと言われるとおり、この既存企業との連携ですね。これはやはり十分図っていきたくて。企業によっては、事業の拡大、拡張、こういう企業も中にあるかと思っておりますので、その辺の既存の企業との連携を図りながら、この雇用の場、そしてまた雇用の創出、こういうものを図ってまいりたいというふうにお考えしているところでございます。

以上です。

○議長（東村 和往君） 山中君。

○議員（10番 山中 則夫君） せっかく東京、在京三股会、そして大阪でも三股会ありますね。そういうことで、せっかく行かれるわけですので、それをやっぱり、その手土産を町民に持ってこないといけないと思います。ただ行って、三股はこういう今状況ですがと、それはよかったよかったと、あとは懇親。それも大事でしょうが、手土産というのは、情報なり、いろんな情報収集して、私も議長のとき行ったときに、こういうただの交流部会ばかりじゃいつまでも続きませんよと。厳しい財政状況ですから、皆さん方も本当に三股のことを少しでも何か町民のためになるような情報をくださいよ。いろんなお互いにこうですね、協力してくださいよということをあいつの中で言った覚えが今思い出します。そういうことを訴えていくと、必ず何か小さな情報でもいいんですよ。それがだんだん大きくなっていくんです。そういう努力をぜひ、せっかく行かれるわけですので、よろしくお願ひしたいと思います。

これがやっぱり雇用対策に非常に大事になってくると思いますので、努力をしてもらいたいと思います。

それでは次の、町内農家の所得向上、先ほど答弁をされていろいろ農協とタイアップしてやっておられるというのがありますが、町長は、感じていることでもいいんですが、その農家の所得向上ということに対しまして、どういう対策、農協は農協の対策をしていると思いますが、行政としてどういう対策、所得は向上するという、こういうことを言われれば所得は少しでも向上するのではないかなということは意見を聞きたいと思いますので、そこ辺をちょっと答弁を願ひたいと思います。

○議長（東村 和往君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） ご承知のとおり、本町の農業は本町の基幹産業でもございます。そしてまた、農業の総生産額の7割を畜産が占めているということから、非常に畜産のほうにも力を入れているわけですが、きのうまで今月の子牛の競り市があったわけですが、非常に価格が低迷をいたしているところでございます。やはりこの牛肉の消費の低下じゃないかというようなことを言われているわけですが、それと景気不況というようなことで、そういうことで畜産のほかの農業関係につきましても、今後力を入れていきたいと。

さらに、今年度から宮ノ原に、山田の木之川内ダムの水が通水されます。そういう関係で、今後さらに施設園芸に対する営農形態というものをJA、行政連携をとりながら農家の所得の向上につなげてまいりたいというふうに考えているところでございます。

それから、本町の企業の中で、青果ワールド、白ハト食品工業、それからベーカリー梅茂登、こういうところの本町でできる農産物を確保する施設でもございますし、農家との契約栽培とい

うことにも今後行政主導のもとでいろんな力を傾注してまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（東村 和往君） 山中君。

○議員（10番 山中 則夫君） もちろん農協とも協力体制でいかないといけないと思いますが、しかし、やはり基幹産業は農業だという以上は、やっぱり町も独自の取り組みをしていかないといけないと思います。所得向上を図るといっても、そう簡単にはいかないと思いますが、しかし常にやっぱりそういう意識を持って農業政策を打ち出していくということをやっているか、何かこう今行政もそれなりの行政になっているんです。予算を今後配分しました。何か熱意が、訴えるあれが見えてこないんですよ。それは行政の責任ばかりじゃありませんよ、議会の責任でもあると思いますが。

その中で、やっぱり目的意識を持っていくためには、所得を上げるためには、生産物の品質を向上させて、そしてその付加価値をつけることによって、その生産物を少しでも高く売ると。それは高ければ、今消費者の方も納得するんですよ。ぴしゃっとした安全安心で品質がよければ、そしてあくまでもコストダウン、いろんな経費を削減していくと。そのそれをするのは農協ばかりに頼っていても、だめだと私は思っています。それは行政が行政主導でいろんな農業政策に精通する人を直接呼んで、農業者を集めて講演会、シンポジウムなりを開くとか、せっかく文化会館があるんですから、農協だけのそういうので農協に協力するから農協がやってくれと、そうじゃなくて、自分たちで行政からみずから集めて、そういう農家の人たちにいろんな指導をすると。それは、ある程度ぴしゃっとした方を呼ばないと、私も以前言ったことがあります、農地の土地の改善、これは宮大の農学部の杉本先生、この方はもう世界的に有名な人です。前回も言いましたように、去年おとどしの洞爺湖サミット、ここで札幌酪農学院大学ですかね、この教授と2人であのサミットの会場で講演をされた方。私は直接会って本当に感動を受けました。普通の先生なんですよ、普通の先生、もうすぐ私を宮大の農学部の農地の試験場に連れて行って、私は農業なんかしたことありませんので、そこでこういう土の改善をすればいいんだよということで熱っぽくああいう方たちを呼んで何でできないのかなということ、そこ辺も、もう行政主導の農業のいろいろ指導的な政策を打ち出すことも大事じゃないかと思いますが、町長いかがでしょうか。

○議長（東村 和往君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） 農業振興のために、やはりそういうイベントというものが非常に大事ではないかというふうに考えております。

以前、福永町長の在職中にそういう農業祭りという何をされたことがございますが、やはりこ

ういう農家の皆さん方が一堂に集まって、そういう農業に対する士気の意識の高揚といいますか、そういうものが必要じゃないかというふうに考えております。

それと、南九州大学があそこの植木のほうに高鍋町のほうから来られたわけですが、この大学の先生が三股町の農学博士という方が梶山の天神原の住宅におられます。菅野っていう先生ですけども、この何回か行くんですけど、なかなか会う機会がなくて、そういう先生たちの意見等も十分聞きながら、指導をいただきながら、今後の農業の振興に役立てていきたいというようなことも考えているところでございます。

確かに言われるとおり、農家は元気を出さないといけないわけですが、そういうイベント等も今後考えてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（東村 和往君） 山中君。

○議員（10番 山中 則夫君） ぜひそういう農業政策面から、いろんな方々にご指導を願うのはいいことではないかと思っておりますのでよろしくお願ひしたいと思います。

引き続きまして、時間もわずかになってきましたので、5番目の公共下水道事業の現状についてちょっとお聞きいたします。

先ほど言われましたように、平成10年からこの事業が始まって、接続率というか、水洗化率というか、それが25%にも達していないと。もう供用されて3年何がしかたっていますよね。そういう状況の中で、果たしてこの事業を平成40年までだと、この前答弁をされておりましたが、あと18年もあります。今20億円の本年度末の町債、借金残高20億3,000万円です。途方もない、これを町民1人割りますと8万円の借金になってきております。これは必ず私はこのままの状態ですらでもだらだら続けて、多分水洗化率を85%から90%ばかり見立てた事業だと私はこれは思っております。それが25%ですよ、いろんな条件があると思えますよ、その今経済危機で。大体事業を行うのが遅かったです。まだ国の補助率も高いときに、高城山之口はいち早く取り組んだんです。もう終わってますよ、高城なんかは。どのくらいの地域かわかりませんが、私はきのう高城の支所のほうに聞いてみましたら、もう穂満坊というか、中心部を終わりましたと。大体、そういう面で遅いんですよ、やることです。だからここは、もちろん先ほど言いましたように、水もきれいにしないとダメだと思いますが、しかしこの財政負担は、一般会計から今度の当初予算を見てもですがね。2億8,000万円ちょっとの予算の中で、自主財源というか自分たち収入がいるのは3,000幾らしかないんですよ、3,200万円ですか。あとは持ち出し、国からの補助、町債、借金を充ててこの事業を進める。そして道路をどんどん工事をやっています。私は公共事業をやるなというんじゃないんですよ。もっとやる方がいいんじゃないかなと。道路をうちなんかのところも掘る。どんどんですよ、不便な状況をしていて加入者がいないですがね。そういう状況を、もちろん年次計画でされていたと思います

が、現状を見たら、やっぱりここは中止して、やめるというんじゃなくて休止ですね、休止。そしてもっと問題点をぴしゃっと精査してまた事業を続けるということをしていかないと、町民が知らないうちにどんどん全部結局町民の借金ですよ。そういうことは私はここがもう政治的な判断しかないと、行政の方々に云々という話じゃないと思います。政治判断を町長はするかしないか、ちょっと今休みますという判断をするかどうかだと思いますが、いかがですか。

○議長（東村 和往君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） 言われるとおり、平成10年からこの公共下水道事業の事業に入っているわけですが、そしてまた平成17年3月から一部供用開始に入って、もう既に5年が経過をいたしているわけですが、水洗化率が24.7%、非常に低率であるわけですが、そういうことで、今回の議会にこの条例等の一部改正を行いまして、水洗化率の向上を図っていくということでお願いをしているところでございます。

そしてまた、この大きな事業につきましては、町の重要施策でもございまして、また途中で事業評価審査会、こういうものも開きまして、そして皆さんの意見を集約してこの事業を現在進めているわけですので、言われるとおり、大きな財源を要するこの事業でございます。それとまた長期にわたる事業でもありますし、やはりその実況を見ながらその事業評価審査会等も開きながら、そしてまた意見等も収集しながら、反省するところは反省して、やることはやって、この事業を進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（東村 和往君） 山中君。

○議員（10番 山中 則夫君） ぜひここは一たん停止されて見直しを図るべきじゃないかなと思います。

私がさっき遅いと言ったのは、平成3年の水質汚濁防止法というのが今もありますが、その中で都城と三股町は川が汚いということで、生活排水対策重点地域に指定されて、指定されてもなかなか、結局始まったのは10年度からなんですよ。それぞれいろんな事業をやっていくには段取りがあると思いますが、そのぐらい汚いんです。汚いのを直すのはいいんです。そういうときにもいち早く、私は平成元年から取り組むべきではなかったかなと思っております。10年前にやっぱりスコープを入れるべきだったんです。平成10年にスコープを入れてだんだんですね、こういう時代になってきて、そのとき全国の普及率は44%、都城でも20%であったです。三股だけ0%ですよ。そういう危機感のない、「花と緑と水の町」と言う以上は、そういうことも同時並行して取り組まないといけなかったんじゃないかなと思っておりますので、よろしく願いしたいと思います。

まだちょっとありますので、4番目の施設の活用ですが、私は施設の活用というのは、稗田の

プール、これが今3年そのままの状態になっていて、この前も見に行きましたら、あそこを何とか開放したらどうかと。いろんな方々の協力がなければ、町だけで自分でその活用しろというわけではありませんが、今ですね、西小学校のほうから相談を受けまして、あそこを三股、稗田あたりの保護者の方々は、西小学校のほう監視はいいからこっちだけしてくれということで、何か学校のほうでそういう動きがあるらしいんですね。それで稗田の保護者の方々が、こっちを使わせてこっちには何人かの監視員をやりますよというような話がついた場合、町としてその稗田のプールを開放してもらえるのか、まだその結論は出ておりません。そうしますということで西小学校のほうから返事はもらっておりませんが、父兄の方々はそういうことで私たちはこの稗田のプールを利用してここに監視を出して、そのかわり西小学校のほうは免除しますよということで。そういう場合、その活用許可を出してもらえるのかお聞きいたします。

○議長（東村 和往君） 都市整備課長。

○都市整備課長（中原 昭一君） 今、私たちもプールにつきましては、前回の上西議員の答弁を町長もされたんですが、そういう地域一体となって、あそこをプールをつくった経緯もあります。そういった中で、また地元がそういったことで、あのプールを活用してみたいということが十分に聞かれましたら、そのあたりでまた検討はしたいと、できるんじゃないか。まだ今の段階では、そういうあれが情熱といいますか、そういうのがあればできるんじゃないかなと思います。

ただ、そのプールも二、三年使用していないところでもありますけど、ちょっと修理をしなければならぬといった問題もありますので、そのあたりで地元の住民の人たちがどういうふうにと、そういう協力があるという声を本当聞かなければ、予算等もなかなか認めてもらえませんので、そういった生の声を聞かせていただきたいなと思っています。

○議長（東村 和往君） 山中君。

○議員（10番 山中 則夫君） ぜひせっかくある施設ですので、少しでも町民の方々が活用できることをお願いしたいと思います。

もう一点、旭ヶ丘運動公園の照明時間のことに関してちょっとお聞きします。

今現在、多分7時までだと思いますが、この照明時間の延長を（発言する者あり）ほんとですか。それはちょっと私のほうがちょっと情報……とにかくその時間の延長を10時なら10時でまた質問しますが、とにかくあそこの公園がもっと活用されるようお願いしたいと思います。

そして福祉センターはどうなっておりますか、福祉センターの今後の活用というか、今現状はどうなっているのですかお聞きいたします。

○議長（東村 和往君） 福祉課長。

○福祉課長（大脇 哲朗君） 福祉センターのどの部分の、館の活用ですか。

○議員（10番 山中 則夫君） うん、館の活用。

○福祉課長（大脇 哲朗君） 館の活用状況ですか。館の活用につきましてはご存じのとおり、社会福祉団体に活用していただくために、さまざまな部屋を今活用しております、ほぼ毎日のように何らかの形で活用されている状況ではございます。統計的なものを持ってきておりますので、そちらの説明をさせていただくと、あそこにあります生きがいデイサービスですね、こちらのほうが20年度の実績が6,110人ということで、大体1日25人から35人程度の利用があるということでございます。

それから、子育て支援センターはそこで実施しておりますけれども、こちらのほうが20年度が6,375人ということで、ほか相談室、それから調理室、ボランティア室ですね、それぞれの団体が活用されている状況でございまして、それぞれの数字は出ておりますけれども、一応主なものを説明させていただきます。

○議長（東村 和往君） 山中君。

○議員（10番 山中 則夫君） 今状況はわかりました。とにかく活用をよろしくお願ひしたいと思ひます。

時間が来ましたので、6番目の住居表示は次回に持ち越しますが、ちょっと時間の配分です。

とにかく今、町民はいろんな状況の中で町政に対して非常に閉塞感を持っているような状況が続いております。先ほど言ったように、特色のある町にぜひしていきたい、していってもらうためにお互いに協力していかないといけないと思ひますが、そのためには、やはりそれを払拭するのは町政は町民のためにあるんだということを強い認識を持って、職員も使命感を持っているいろんな施策を町民目線から打ち出して行って、それを決断して実行するという、こういうあくまでも町民サイドの声を聞いて町政を遂行していくんだと、強い認識を持って町政運営をお願ひしたいということをお望みして質問を終わります。

○議長（東村 和往君） ここで、これより11時35分まで休憩いたします。

午前11時21分休憩

午前11時32分再開

○議長（東村 和往君） 休憩前に引き続き本会議を再開します。

発言順位2番、上西さん。

〔3番 上西 祐子君 質問席登壇〕

○議員（3番 上西 祐子君） 3番、上西です。通告に従ひまして質問いたします。

1番目の地域づくりと仕事おこし施策について質問いたします。

今、最も大きな問題であり、危機的なものは、生活すること、生きることそのものが大変困難

になってきていることです。貧困の広がりは一層深刻化し、生活保護世帯数も過去最多を更新し続けています。国の経済状況を示す内閣府の2008年度国民経済計算が昨年12月に発表されましたが、雇用者報酬や企業所得などを合わせた国民所得は、対前年比7.1%減と、過去最大の減少幅を記録しました。本町でも例外ではなく、住民税も約6%の減となっております。町内の方々の話を聞くと、仕事がない、売り上げが減った、特に商工関係の方、建築関係の方々は深刻な状況です。また農家の方、特に畜産関係の方々は牛の価格が安く、赤字だけど借金があるのでやめるにもやめられないと頭を抱えておられます。

本町では、地域経済を支えているのは中小企業、農業、商工業者です。厳しい状況打開のために何が必要か、根本から考え直して地域づくり、仕事興しを行政が援助していくことが必要となっていくのではないかと思います。町長はどう考えておられるのか質問いたします。

2006年の耐震促進法改定以降、地方自治体に建築物の耐震化促進計画が義務づけられ、本町でも各小学校の体育館工事が行われることになりました。個人所有の一般住宅も2015年までに90%の耐震化達成を求められております。一般住宅の現在の耐震化率は平均で75%ぐらいとされております。本町でも古い家がまだまだあります。個人住宅の耐震診断は助成制度がありますが、診断をしても改修までには自己負担も大きいため、進まないのが実情です。

そこで提案ですが、本町でも住宅リフォーム助成制度をつくり、耐震改修助成、その他バリアフリー改築への助成をする考えはないか質問いたします。

リフォーム助成を行っている日南市では7,000万円の予算で20%助成をしているそうですが、建築工事高は4億3,000万円で、6倍以上の波及効果があったとのこと。本町でも仕事興しのため、また安心して住める住環境のためにも検討する考えはないか質問をいたします。

国・民間の建築、土木投資の縮小、新築住宅戸数の大幅減少などで建築業界関係者は全国どこでも悲鳴を上げております。民間投資が冷え込んでいけばいるほど、公共工事の発注内容と受注は地域経済に大きな影響を持つこととなります。そのために、中小建設業の仕事確保を目的とした振興政策の確立を図ることが必要ではないでしょうか。そのための振興条例のようなものを制定する考えはないか質問いたします。

2番目の質問は質問席から後でお伺いいたします。

○議長（東村 和往君） 町長。

〔町長 桑畑 和男君 登壇〕

○町長（桑畑 和男君） それでは、ただいまの質問にお答えしたいと思います。

まず、地域づくりと仕事おこし施策についてということでございます。

言われるとおり、地域づくり、これにつきましては、どうしてもやはりこの町政というものは

町民が主役でもございまして、町民の意見等も十分お聞きしながら、先ほども申しあげましたように、第五次総合計画、この辺の中にも町の活性化という観点から織り込んでまいりたいということを考えているところでございます。

現在、担当課では町民の意向調査等も行っておりますので、その本意も参考にしながら、今後その計画の策定も行ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

それでは、①のリフォーム助成、耐震改修助成制度をつくることは考えていないかということでございます。

本町では、住宅リフォームの助成事業、いわゆる一般住宅リフォーム事業は実施いたしていませんが、障害者及び要介護認定を受けた高齢者を対象に必要な居室、水周りなどの改造を通しまして、自立した生活の維持促進及び介護者の負担の軽減を図ることを目的として、三股町障害者住宅改造助成事業、さらには三股町高齢者住宅改造助成事業を実施いたしているところでございます。

また、平成22年度一般会計予算案におきましては、生活機能が低下し、近い将来、介護が必要となるおそれがある特定高齢者がいる世帯を対象に、段差の解消や手すりの設置など、軽微な改修に補助する特定高齢者住宅改修費補助事業を新規事業として計画をいたしているところでございます。

ところで本町では、町内の住宅、建築物の耐震化の促進を図るため、平成19年3月に策定されました宮崎県建築物耐震改修促進計画、いわゆる県促進計画を踏まえまして、三股町建築物耐震改修促進計画を平成22年1月に策定をいたしたところであります。当計画では、平成27年度末までに特定建築物、町有施設の耐震化目標を100%、一般住宅の耐震化の目標を90%にするという目標を定めているところでございます。

一般住宅90%の目標値は、国の基本方針や県の目標設定と同じにいたしているところであります。住宅の耐震化は、住宅設備のリフォームやバリアフリーリフォーム等の機会をとらえて耐震改修の実施を促すことが重要であることから、平成22年度においては、リフォームと耐震診断及び耐震改修の促進を一体的にとらえて、町独自の支援制度について調査研究を行ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

それから、②の地域中小建設業、振興条例を制定し、小規模維持改修公共工事発注後、個人の大工、塗装業者等にもできないかということでございます。

地域中小建設業振興条例を制定し、小規模維持改修公共工事発注後、個人の大工、塗装業者でもできないかというご質問でございますが、本町での公共施設の小規模な維持改修などいたしまして、主に町営住宅の維持管理のための修繕工事が該当すると思うところであります。

そこで、平成20年度の町営住宅に係る実績を見ますと、建物等修理の依頼は91件の

843万3,054円で、町内の大工等の事業者への依頼がほとんどでございます。また、塗装業者への依頼件数が7件、134万7,942円でございます。すべて町内の業者で中層耐火住宅のベランダ防水塗装の依頼をいたしたところでございます。

このように、町内の事業者への発注を優先して対処、対応しているところでございまして、また教育関係施設や、その他の公共施設の維持修繕につきましても地元優先で対応しているところでございます。

本町にとって地場企業や中小零細企業、事業所の活性化は重要な課題でもございますし、優先的な取り扱いに努めているところでございます。よって、条例をつくる必要があるかどうかということでございますが、またその効果等についても今後調査検討をしてみたいというふうに考えているところでございます。

以上、回答といたします。

○議長（東村 和往君） 上西さん。

○議員（3番 上西 祐子君） 都城がリフォームを助成している関係で、三股の大工さんとか塗装関係の方々には都城のほうの仕事ができないというふうなこともあるわけですね。それで、仕事が少なくて人の加勢というような感じで、もう今までにない状況があるというふうなことを関係者の方がおっしゃっております。

やはり、先ほどおっしゃいましたことしの予算で特定高齢者の住宅助成ができたのは本当にいいことだなと思うんですが、予算的に200万円か、小さい改修で。やはり、そういう面から考えたときに、そういう特定の障害者とか高齢者とかだけじゃなくて、普通の60歳くらいで定年退職されて退職金が渡った後、家の改修でもしようかという考えている人もいらっしゃるんじゃないかなと思うんですよね。そういうふうなときに、やはりリフォーム関係の施策が行われれば、呼び水になると思うんですよ。やはり、大工さんたちも本当に仕事起しにつながるし、そのあたりやはり都城がそういう面でやっているときに、本当に地続きなわけですから何とか三股でもそういう施策を考えていただきたいと思うんですが、全然そういうお考えはないのか、町長お伺いいたします。

○議長（東村 和往君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） 耐震診断につきましては、平成17年から国、県の補助事業によりまして行っているところでございますが、耐震を診断して、そして後の改修は今のところないわけですね、その制度。それとリフォームをあわせた、これにつきましては一体的にとらえてリフォームと耐震診断、耐震改修でこの3つを一体的にとらえて町の独自の支援制度に乗せていきたいということで、調査研究をさせていただきたいということで考えているところでございます。

以上です。

○議長（東村 和往君） 上西さん。

○議員（3番 上西 祐子君） 住宅の古い100年くらいたっている、まあ100年まではないとしても古い家とか、それからよそから帰って来て親の家に移り住んだとかいうふうな方々は、やはりこういう耐震診断をして、そしてまた60代くらいの人たちは先を考えてバリアフリーなんかの改築をしたいと願っていらっしゃる方はいらっしゃると思うんですよ。そういうときに、やはりこういうリフォーム助成があれば呼び水になりますし、それと本当に大工さんたち、塗装業の関係の人たちそのあたりが今まで余りいろんな意味で助成というふうなことが町内の人たちに余りないわけで、そういうふうな方々を本当に仕事起しのためにも早急に調査をして、今現実ここ本が一、二年もう不景気で新築住宅の建設も余りないような状況ですので、そのあたりを早急に考えていただきたいと思うんですが、ことしの予算はもう済みますけど、今年中に何とか調査研究してそういう補正でも組むこともできるわけですので、そのあたり町長まだ任期中にぜひ考えていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（東村 和往君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） 先ほども申しあげましたように、この3つの事業ですね、これを一体的にとらえまして町の独自の事業としてやっていきたい。言われるとおりで、できましたらこの平成22年度、補正でも組んで、それまでいろいろ調査とかいろいろ研究等もいると思いますが、そういうものを精力的に行いまして、要望にこたえていきたいということを考えているところでございます。

以上です。

○議長（東村 和往君） 上西さん。

○議員（3番 上西 祐子君） ぜひ、そういうふうな三者、みんなが喜ぶような施策を前に進めていってほしいと思います。今、税金申告が終わりましたが税金申告でも住宅リフォームをした方から耐震の人たちは税金の減税措置もあるわけですから、そういう点から考えてもぜひこの耐震とバリアフリー、その改築のために、そしてまた建設業、大工さんたち、塗装業関係の方々の仕事起しのためにもぜひ真剣に検討していただきたいと思います。よろしく願いいたします。

それと、2番目の福祉対策について質問いたします。最初の認知症対策と介護予防と3番目、書いてあります。一緒にいたします。

本町の65歳以上の方々は5,417人で、高齢化率21.36%で他町に比べると低いほうですが、確実に超高齢化社会を迎えようとしております。尊厳をもって最後まで自分らしくありたいと誰もが望むことです。この願いを阻み深刻な問題になっているのが認知症です。認知症は誰にでも起こり得る脳の病気によるもので、85歳以上では4人に1人にその症状があると言われております。現在は、全国で170万人くらいですが、今後20年で倍増すると予想されるそう

です。

認知症の人が記憶障害や認知障害から不安に陥り、その結果周りの人との関係が損なわれることもしばしば見受けられ、家族が疲れきって共倒れしてしまうことも少なくありません。しかし、周囲の理解と気遣いがあれば穏やかに暮らしていくことは可能です。そのためには地域の支え合いが必要です。だれもが認知症についての正しい知識を持ち、認知症の人や家族を支える手だてを知ることが必要です。みんなで認知症を知り、地域をつくる10カ年のキャンペーンが始まっていると聞きましたが、本町での取り組み状況、啓発、学習講座などの取り組みを質問いたします。

○議長（東村 和往君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） それでは、福祉対策について①の認知症の正しい知識を持ってもらうための啓発や学習講座を広める考えはないかということでございます。高齢化と平均寿命の延びに伴って、国内においては認知症の方が年々増加して現在では200万人の方が認知症であるというふうに言われております。10年後にはこれが300万人近くまで達することが推測されております。

本町におきましても、要介護認定を受けた方のうち、何らかの認知症の症状がある方が約600名いるといったデータがございまして、65歳以上の町民の約10人に1人が日常生活は自立していても認知症、またはそれに近い症状になっているというふうに思われます。

そのような中、厚生労働省では平成17年度から認知症を知り、地域をつくる10カ年キャンペーンを実施しており、その一環といたしまして認知症サポーターを全国で100万人要請することで、認知症になっても安心して暮らせる町を住民の手によってつくっていくというところを目指しているところでございます。本町におきましても、今年度18回の認知症講習会を開催し、現在376名の認知症サポーターを養成したところであります。

なお、ご質問にある啓発の取り組みについてでございますが、現在広報「みまた」でのシリーズ掲載、専門員による認知症講座の開催により、広く町民の皆さんに認知症の理解を求めているところでございまして、今後もあらゆる機会を通しまして介護予防事業の重要施策として積極的に啓発をしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（東村 和往君） 上西さん。

○議員（3番 上西 祐子君） 私が、なぜこの認知症対策を言ったかといいますと、うちの母が15年くらい前におかしくなって、おかしくなってというんですか、最初の三、四年間は認知症ってわからなかったわけですね。今みたいな情報がないものですから、それでもうすごく精神的にもいろいろ悩んで、やっと専門病院に行ったのがもう3年くらい過ぎてからだったんですよ。

ちょうど1カ月前に、三股の大悟病院の三山先生の講演を第二地区の公民館で講演を聞いたときに、パーキンソンからくるレビー小体病というふうなんだというのがうちの母の場合わかったんですけど、認知症というのは早く発見して早く手を打てば進み方が遅くて地域で生活できるというふうなことを先生の講演聞いてわかったんですが、やはり精神病院とか大悟病院に、先生もおっしゃいましたけど、偏見があると。大悟病院とか、藤元病院に行くことに対して。だから、そういう偏見をなくすために、これは病気なんだというふうなことを皆知る必要があると。そして、若いときからそういうふうな学習を、いろんなことを、知識を知っておることが、地域の人たちとも安心して暮らせると。一緒に支え合いがあれば暮らしていけると。

それで、そういうふうなことを先生の、三山先生の講演で知ったんですが、やはり今まで私も町報1月号から3月号まで見て、認知症対策のことが書いてあるのを見たんですが、今まで先ほど18回講習があったというふうなことをおっしゃいましたが、私たちなんか、別な人がそういう講座を受けたのかどうか、もっと町民に開かれたことはできないのか、そのあたりをちょっとお伺いいたします。

○議長（東村 和往君） 福祉課長。

○福祉課長（大脇 哲朗君） まず、今年度から本格的にこの認知症対策といいたいでしょうか、事業の啓発を行ってございまして、まずはキャラバン・メイトと言われる方、この人たちは指導者と、講師、講演ができる方、この人たちのまず養成をいうことで、現在町内にそういう方が16名いらっしゃいます。ちゃんとした講習を受けないと講演ができない、講習ができないという方ですね。

で、福祉課の中に7名職員がございまして、その者たちが各講習会ですけれども、講習会というのは先ほど町長の答弁にもありましたけれどもキャラバン・メイトという、現在376名ですけれども、本町では400名を目指して今この講座を開いて、講習会を開いているんですけれども、まずはここで住民の方々には認知症というのはどういうものかというものを理解していただくと。先ほど上西議員からもありましたとおり、若い人たちを今度はやっぱり掘り下げていかなきゃいけないということで、今職場今年度も18回のうち4回は職場で実施してございまして、どうしても集落で実施してもお年寄りの方しか来られないというのがよくありますので、若い人たちがいる職場に積極的に開催していくという形をとっております。

それとはまた別に、認知症講座というのを5回開催してございまして。認知症講座というやつが先ほど言われました三山先生がその5回のほうには行かれて専門的なお話をされるというものでございまして、たしか行かれたのは3地区で行われたものだと思いますけれども、今年度5回で221名の出席という形をとらせていただいております。今後も、足元元気教室も5回のうちに入っているんですけれども、そういう教室等のあらゆる機会を見て、広く住民の方々にも理解し

ていただくという考えであります。

以上です。

○議長（東村 和往君） 上西さん、この①が終った段階で休憩に入りたいと思いますので、そのつもりでお願いします。

○議員（3番 上西 祐子君） わかりました。

○議長（東村 和往君） 上西さん。

○議員（3番 上西 祐子君） 今、職場とかいろんなキャラバン・メイトですか、その指導する人たちの講座というふうに言われましたが、民生委員とか自治会の役員とか、それからされているとは思いますが、やはり私3地区の公民館でちょうど1カ月前にやったときに行きましたところ、たくさんの方がそれも男性の方も見えてて、自分の経験とかも話されたりして、非常に参考になったんですね。それで、やはり県によっては学校で養成講座を始めているところもあると。だから、子供のときからそういう今、ときどき地域でちょっとおかしなことをしている、行動のおかしいお年寄りがいたりして子供たちは何か危険なものというふうな取り扱いをしたりする場面もあるわけですから、やはりそういう面じゃなくて、みんなでこの認知症の学習とかいうふうなことを取り組む必要があるのじゃないかなと、そういう意味で教育委員会との話し合いで学習講座なりを開くことはできないのかどうか、そのあたりちょっとお尋ねいたします。

○議長（東村 和往君） 福祉課長。

○福祉課長（大脇 哲朗君） 先ほどの認知症講習会なんですけれども、講習会の内容はやはり認知症という病気の理解と、そして認知症になった方々との接し方ということを中心に講習会を開いております。

今言われたような形で、今度はもっと若い方、まあ学校でのそういう教育の一環として広めたらどうかということですので、教育委員会のほうとも話をさせていただきながら、できるだけ先ほども言いましたけれども、機会あるごとに広める場所を確保していきたいというふうに考えております。

○議長（東村 和往君） 上西さん。

○議員（3番 上西 祐子君） ぜひ、もう本当に近い将来2015年になったら団塊世代の方がすべて65歳以上になって、やはり介護予防というふうなことは本当に今からもう真剣に取り組んでいかないと介護料がますます上がっていくわけですから、今でも40歳以上の人は介護保険を払っているわけですね。だから、そういう先ほど職場っておっしゃいましたが、地域、地域でも若い人もお年寄りも含めて、介護保険払っていらっしゃる方は、介護予防についての認知症だけじゃないですけど、介護保険料を本当に上げないためにもみんなでともに元気で長寿をまっとうできるような地域づくりにするにはどうしたらいいのか、そのあたりを含めての介護予防に

ついでに学習が必要ではないかなというふうに考えておりますので、ぜひそういうほうに向かってほしいと思います。

それに対して、私、町の包括支援センターとかはこの委員会でも資料をもらいましたが、三股の年々高齢化は上がっているのに、そう看護を受ける人がふえていないという状況があるのは、やはり福祉の包括支援センターなんかの活動がやっぱり反映されているんじゃないかなと思うんですね。そういう意味で、やはりお金、行政改革、行政改革でもう人を減らすことばかり考えていらっしゃる面がありますけど、そういう点で、そういうあたりに人材をもっと登用して、そして先々お金が要らないような、町民負担がふえないようなこともやはりトータル的に考えていかないといけないんじゃないかなと思いますが、町長どう思われますか。

○議長（東村 和往君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） 言われるとおり介護保険医療費というのが毎年毎年増高の傾向にあるわけでございますので、やはり医療費を抑えるためにはそういう介護予防、保健指導というものが非常に重要になってくるのではないかと考えているところでございます。

今後もそのようなことで、この保健指導というものを強化をしていきたいというふうを考えているところでございます。

以上です。

○議長（東村 和往君） 上西さん。

○議員（3番 上西 祐子君） 具体的にちょっと福祉のほうにお伺いしますが、ことしの介護予防対策で考えていらっしゃること、こつこつ教室とか、貯金教室とかいろいろネーミングがありますが、そういうのを今年はどのように展開されていくのかお伺いいたします。

○議長（東村 和往君） 福祉課長。

○福祉課長（大脇 哲朗君） 私が言うのはちょっと申しわけないんですけど、3番の介護予防対策の取り組みというのも含めてですね。

○議員（3番 上西 祐子君） はい。

○福祉課長（大脇 哲朗君） 今言われたとおり介護予防に向けて、年々プログラムをふやして取り組んでおりますけれども、今出ております認知症対策これがまず柱というふうに考えております。で、そのほかに今まで実施してきておりました足もと元気教室、こつこつ貯金教室ですね、こちらのほうも回数は大分ふえておりますので、こちらの充実を図っていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（東村 和往君） 上西さん。

○議員（3番 上西 祐子君） 終わります。これで1番目終って、次は昼休み後に福祉のもう一つ

の学童児童クラブのほうはいきます。

○議長（東村 和往君） わかりました。これより1時20分まで本会議を休憩します。

午後0時11分休憩

午後1時17分再開

○議長（東村 和往君） 休憩前に引き続き本会議を再開します。

上西さん、どうぞ。

○議員（3番 上西 祐子君） 次に、放課後児童対策のことについて質問してまいります。昼間保護者のいない家庭の児童、小学1年生から3年生までを対象とした放課後児童クラブ児童館が本町では12館ありますが、ただ事業が始まって40年以上たっているため、地域的に子供の数にアンバランスが生じ、西小校区の子供たちは定員オーバーで待機児童が発生していると聞いております。昨年、稗田地区にも児童館ができると聞いて期待していましたが、計画がいつの間にか中止となりました。昨年9月議会で同僚議員の質問に対しての町長の答弁で、町内全域の放課後児童クラブのあり方を検討しているとありました。今後の放課後児童クラブ、児童館運営事業の実施方針の見直しをどのようにされるおつもりなのかお伺いいたします。

次に、児童厚生員の活動は安全の確保、情緒の安定を図る家庭との日常的な連絡、情報交換、児童虐待の早期発見などがあり、指導員には専門性が求められます。専門性を持ってもらうためには、継続した雇用、身分的にもきちんとした対応が求められるのではないかと、現在のような低賃金、パート勤務、ベテランも新人も同じ賃金のままでは子供の育成、保護者との正しい関係をつくる上でも考える必要があるのではないかと考えますが、町長はどう思っておられるのか質問いたします。

○議長（東村 和往君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） 放課後児童対策を今後見直す考えはないかということでございます。

本町の放課後児童対策といたしまして、12カ所の児童館等において共稼ぎなどによる留守家庭のおおむね10歳未満の児童を対象とした放課後児童クラブ事業を実施しておりまして、現在35名の児童厚生員を配置いたしまして、378人の児童を受け入れているところであります。しかしながら、児童館のほとんどは昭和40年代から50年代の前半に建築したものでありまして、老朽化が著しい上、少子化が進んでいる地域では放課後児童クラブへの登録者が減少傾向にあると。三股西小学校区では登録者がふえ、待機者が発生するなど児童館を設置した当時と現在は状況が大きく変容をしているところであります。

また、今年度より放課後児童クラブの利用料を徴収するよう国、県から指導されており、現在利用料を徴収していない本町に対して放課後児童クラブ運営補助金の減額、廃止の措置がとられ、

財政的に厳しい運営を強いられているところであります。このことから、安全で効率的な事業を推進するためには、サービスの向上も含めた見直しも必要であることから、今後は利用者をはじめ町民の皆様に理解を得た上で、児童の安全に配慮した実情にあった見直しを検討していかなければならないというふうに考えているところでございます。

後につきましては、課長のほうから答弁をお願いいたします。よろしく。

○議長（東村 和往君） 福祉課長。

○福祉課長（大脇 哲朗君） 児童厚生員の専門的な知識とか持っていらっしゃる方の処遇ということでご質問があったんですけれども、まずは1点だけおわびを申し上げます。今、町長のほうが児童厚生員35名ということで、うちの資料の提出のほうが間違っておりまして申しわけありません。33名にご訂正をお願いいたします。

うち保育士の資格を持っている者が26名、それから看護師の資格を持っている者が2人ということで、資格のない方を今5名採用しております。この方は、欠員というか休みをとられたときにかわりに入っていただくというような形をとっておりまして、合計で33名と。身分といたしましては委託職員ということで、1年間の雇用契約と結んでおりまして雇用保険と労災をお互いに掛け合っているというところでございます。週休二日制をとっている関係と平日の勤務が短いということから、年俸は100万に満たないというような形でありますけれども、先ほど町長の答弁にもございましたとおり、今、国から、本当は県からなんですけれども、県から20年度までは1,180万円の補助金があったわけです。21年度から利用料を徴収するようということで指導がきておりまして、三股の場合は利用料を取らないということで、2分の1、そうしたらということで、約2分の1なんですけれども、732万1,000円が運営費の補助という形で来ております。来年度22年度はもう全くなしというような形になってしまうんですけれども、61万3,000円だけ障害児を受け入れているということで、それに対する補助のみでございます。

で、一方歳出はといいますと、3,600万という形になりますので、3,600万放課後児童クラブのために運営費を入れて、実際補助がないということで非常に厳しい状況になっております。

この児童厚生員の処遇改善については、再三再四検討はしておるんですけれども、21年度からこういう補助金が来ない中でなかなか引き上げることができないという状況で、22年度も21年度と同額というふうな形で予算化をさせていただいております。

以上です。

○議長（東村 和往君） 上西さん。

○議員（3番 上西 祐子君） 西小校区では、待機児童が出ているというふうなことなんです、

町内の12館の見直し、子供の少ないところにも2つくらいあったりするわけで、そのあたり児童館、放課後児童クラブの移動と、移動というんですか、そういうふうなことはどのように考えていらっしゃるのか、待機児童を含めてですね。

○議長（東村 和往君） 福祉課長。

○福祉課長（大脇 哲朗君） 今年度、来年度用の受付を今済ませたところで、今市児童館には約100名の児童が登録に来られております。施設的なもの、それから児童厚生員の数等を考えますと、県が示している1施設で70人以下、これをも守るべきだと思いますので、当然30の方があぶれるといったらあれなんでしょうけれども、今そういう方が発生しております。町のほうでは、一応近くの児童館ということで、植木そして新馬場、東原の近い人たちはできるだけそっちということで、現時点では今市は70と。で、ほかの児童館に行ってもらっているという状況でございます。

すみません。で、三股小学校区には5つの児童館がございます。町長の答弁にもありましたけれども、児童館を設置した昭和40年代から50年代の初めは集落館の意味合いもありまして、三股小学校を中心に配置していたと。その後、植木をはじめ西小学校区が市街地ができて子供さんが多くなったということですので、逆に今後先ほどの質問の中にもありましたけれども三股小学校区が今からどんどん少なくなっていく状況にもありまして、5つの児童館については利用者も1日1桁というのがほとんどでございます。こういう中であって、やっぱり効率的な見直しというところで、今年度もやっているんですけれども新年度も早い時期にその方向性を出していきたいというふうに考えております。

○議長（東村 和往君） 上西さん。

○議員（3番 上西 祐子君） 健全に子供を育てる、育成するというふうなことから考えたときに、やはり保育所とか学校とかいうふうなところと同じようなとらまえ方ですかね。今、施設の設備とか職員の人数などを定めた国の規準がきちっとしたものがないと。町にもそういう理念というんですか、そういう昔40年くらい前にもう子供たちが危ないから放課後子守を、子守と言ったら失礼ですけど、そういうふうな感じで三股町は県内で先駆けてつくられたんじゃないかなと。だから、最初のころはほんの見とけばいいというふうな感じ、子守的な感じで事業をやっていたんじゃないかなと思うんですね。

だけど、やっぱり今の共働きのふえて、多くの子供たちが保育所から学校に行くと、低学年の子供たちは児童館で後を過ごすというふうな家庭にかわる子供たちの生活の場になっておりますよね。そして先ほど言ったように、安全の確保のほかに、情緒の安定を図るとか、それから児童虐待などの面も含めたり、兄弟のない子供たちなんかはそういうところで、もまれてきちっとした子供に育つというふうな意味合いがあって、すごくやっぱりそこら辺にはいい指導者というんで

すか、そういうふうなことなんかもやって、考えていかないといけないんじゃないかと思うんですね。

この前の国会で、長妻厚生大臣に共産党の議員が質問しているんですけど、長妻厚生大臣の答弁が子供たちは非常にデリケートな心を持っている時期でもあり、専門的な知識も必要だと、厚生労働省としても後押ししていきたくないというふうな回答をしているんですね。だからやっぱり、そういう意味でも町でもそういう指針、方針そういうふうなきちとした対策のもとに長い期間適用するためにも、教育委員会なんかとも連携してやっていくことが必要な時期にきているんじゃないかなと思うんですけど、町長か教育長、答弁お願いいたします。

○議長（東村 和往君） 教育長。

○教育長（田中 久光君） では、私のほうで。受託の件については前の質問からあったですね。

三股町としては福祉のほうで取り組んでいるこの施設の11ということをいつも上げて、別個にまた学校に館をつけてということにはいかないだろうということで、今議員がおっしゃるように内容の充実をどうするか。そういう意味では福祉課長が答えましたように、いろいろ研修をしながら、昔の厚生員でなくてそういう指導もするような厚生員に育っていかないといけないわけですね。子供達のために。そういうことは、お互いの連携はとっております。これから、ますます今お話があったように利用料も取らないといけないような状況になっていくと状況が違ってくると思っています。三股町の場合は、3年生以下、4、5、6はそのまま放課後いっておる。しかし、1回校長、私と話す中で三股町はスポーツ少年団に加入している率がすごく高いわけで、4年生、5年、6年生をどんどん入っていきますから、やっぱりそうなれば低学年のほうの充実だろうということは言っております。今の意見は今後十分話を進めながらやっていくことだろうと思いますので、よろしく申し上げます。

○議長（東村 和往君） 上西さん。

○議員（3番 上西 祐子君） ぜひ、このあたりできちんとした子供たちのためのガイドラインみたいなのをつくってもらって、今から少子化にもなりますし、健全に子供を育成するというふうなことです。教育委員会なんかとの連携をきちっとしながら見直しをしていってほしいなというふうなことを思います。

それと、今の児童厚生員が33名ですか、いらっしゃるんですが、一番の不満は1年契約になっているものですから、ベテランさんも今入った人も給料が一緒だと、時間給が。まあ、週で23時間30分の人で7万2,600円、24時間55分の人で7万6,700円ですね、時間が2時から中途半端でしょう、だから余りにも安いがためにもうやめる人が結構、ベテランの人がやめる率が高いと聞いているんですよね。それと人間関係、何にも知らないで来たような人たちがぼやっと子供だけ見ているという、何も指導といったらいかんけど、そういうふうな人間関係

がうまくいかなかった、もうおもしろくないというふうなことを聞くんですね。やっぱり、ベテランさんなんかは子供たちと一生懸命やりたいと思っても、やる気を失ってしまうというのが一番のあれで、厚生指導員の募集はしょっちゅうやっていますよね。そういうふうなことを含めて研修制度というんですか、資質を高めるための資格制度みたいなのも必要じゃないかなと思うんですよ。岡山市なんかでは子供の発達とか、心理とかを勉強する研修時間何十時間か、専門家の人から学習してもらって、そして子供にあたるのかというふうなことで、資格制度をつくっているみたいなんですけど、そういうふうなこともやっぱり必要じゃないかなというふうに思うんですが、いかがお考えでしょうか。

○議長（東村 和往君） 福祉課長。

○福祉課長（大脇 哲朗君） まずは賃金の説明からさせていただきます。1年契約ということで委託職員という身分だということで話をしましたけれども、役場それから役場以外の公共的団体もそうなんですけれども、年契約ということで上乘せ分は現在のところやっておりません。ただ、そういう声もあるということで、22年度にそういう委託職員に関しての見直しというか、検討を始めていこうという話が今出ているところでございますので、また当初はやはり扶養の範囲以内でと言われる方が結構いらっしゃって、ですからある程度の所得の制限内という希望をされる方が多かった関係で、高額な賃金、長い勤務時間は避けられるという傾向にあったところから、それがずっと続いているという現状にあります。

それから、研修とか確立するというか、制度をとという話だったんですけれども、今も研修は県のほうで主催している研修に行ってもらっております。基本的に児童厚生員という人と、それから放課後児童クラブの場合は指導員ですね、児童指導員というやつなんです。うちはたまたま児童館でやっているものですから、児童厚生員と言っているんですけれども、児童館のないところは放課後児童クラブの場合は児童指導員という形なんですけれども、そういう児童指導員または厚生員の研修自体はできるだけ行ってくださいということで案内をしてですね、皆さん、この前ちょっと遠かったんですけど延岡までも行ってもらいましたですね、できれば都城あたりの研修にはできるだけ参加してくださいということで、全員には声をかけているところでございます。

以上です。

○議長（東村 和往君） 上西さん。

○議員（3番 上西 祐子君） やはりきちっと子供を育てるために、そういう専門家というんですか、学校の先生をされていた方とかそういうふうな方々も、今57歳までしか採用しないとかいうふうなことですかね。だから、そうじゃなくてやっぱりきちっとした主任みたいな形の人を置く必要もあるんじゃないかなというふうに考えるんですね。

だから、ベテランも新人も同じ時給で人間関係がぎくしゃくして子供に影響しないはずはない

し、都城のほうに移る、ベテランさんが移る人が多いというふうなこと聞いたんですよ。きのう都城に行って聞いてきたら、都城の給与が週34時間なんですけど、11万7,900円なんですよ。そういうふうなことからしたら、せっかく三股の人で優秀な人がそういうふうな都城のほうに移るといふことはもったいないんじゃないかなと。もうちょっと子供たちを、これからの先々三股を背負って立つような子供たちに対しても、やっぱり本当にどういう形が一番いいのか、本当に教育現場の人たち、福祉の人たち縦割りじゃなくて一緒に子供たちを育成していくんだという立場で考えていってほしいなと思うんですが、町長はいかが考えられますか。

○議長（東村 和往君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） 児童館の児童厚生員ということで、やはり将来を担う子供たちのなを指導してもらうわけでございますので、やはり何といたしまして基本的には身分の保障というのは一番大事じゃないかということで考えております。都城市のことを申されましたけども、やはりその辺の状況等も十分把握しながら、改善するところは改善していくというようなことで、今後考えていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（東村 和往君） 上西さん。

○議員（3番 上西 祐子君） ぜひ、地域的なアンバランスを含めてその数のことと、それと専門的な身分保障とかいうふうなことを考えて、ぜひ見直しもしていってほしいというふうなことを申し添えて、この質問は終わります。

次ですが、税金のことなんですが、これちょっとまだ早いのかもわからないんですが、昨年の政権交代によって民主党を中心とする連立政権が誕生しました。マニフェストを実施するということで、中学生以下の子供を対象に年31万2,000円、2010年は半額の15万6,000円ですが、支給されることになりました。

ところが、これら子育て支援策の財源として所得税、住民税の扶養控除の廃止、縮小が盛り込まれております。この改定が実施されると所得税は平成23年分から、来年ですね、住民税は平成24年分から増税になります。子ども手当の財源を扶養控除の廃止などで確保し、その上現行の児童手当を廃止したのでは手当の効果が大きく減ってしまいます。さらに扶養控除の廃止で保育料など影響を受ける人が出てくると思います。扶養控除廃止で影響を受ける主な制度、また夫妻、妻がパート103万円以下で子供2人の世帯で課税最低減は幾らくらいになるのか、もしわかっておりましたら質問いたします。

○議長（東村 和往君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） 3番目の扶養控除の廃止、縮小による影響についてということですが、税制改正の影響を受ける制度は本町の場合どのようなものがあり、どのような人が該当

するかということでございます。子ども手当制度創設に伴い、所得税及び個人住民税における諸控除の改正が国において検討されているところでございます。

詳細につきましては判明いたしません、所得税及び個人住民税における一般扶養控除については、子ども手当の対象であります16歳未満廃止となっており、特定扶養控除については高校の実質無償化の対象であります16歳から18歳の一部廃止となっております。所得税及び個人住民税は、このことにより重税となるところであり、個人住民税は社会保障制度の保険料等の算定基礎となっているものもあり、保険料等に影響が出てくるのではないかというふうに思われます。

この影響を受けるものとしたしましては、町営住宅入居基準や住宅使用料ほか多くの制度に影響するものと思われます。また影響を受ける年代としたしましては、18歳以下の子供を扶養している世帯ということになるわけでございます。

具体的な内容につきましては、担当課長のほうから答弁をお願いしたいと思います。

○議長（東村 和往君） 税務財政課長。

○税務財政課長（原田 順一君） 今回の税制改正が予想されるものとしまして、ご指摘がありましたように一般扶養控除あるいは特定扶養控除が、一般扶養控除については15歳までが廃止になろうとしております。特定扶養控除につきましては、15歳から18歳いわゆる高校授業料無償化に該当する高校生あるいは大学生というふうになろうかと思いますが、高校生ですね、高校生の年齢でございますが、この部分が上乗せ部分があったところが廃止になるということになるようでございます。

それによって、どういったものに影響が出てくるのかと、当然所得税あるいは住民税で増税になるわけでございますので、その増税になったところをいろいろな福祉制度等で基準を設けております。非課税世帯は該当するよ、しないよとかですね、例えば金額が幾らから幾らの人はこの利用料になりますよとかいったものがあるわけでございます。その分が影響を受けますが、とりあえず厚生省が示しました検討段階での案では23の項目くらいが影響あるのではないかとされているようでございます。

しかし、三股町は町単独もあるわけでございますので、三股町独自に拾ってみたところがございます。そうしましたところ、三股町としては該当するものが25の項目に渡って影響するのではないかというふうに思っております。その一例としたしましては、町長のほうも先ほど答弁の中でありましたように、町営住宅入居基準においても収入額によって入れる人と入れない人が出てきます。それから住宅の使用料についてもやはりそういったものが出てくることでございます。

そのほか、国民健康保険料あるいは介護保険料あるいは今実施しております新型インフルエンザのワクチン助成事業、それから幼稚園就園奨励費補助金とか、そのほか福祉制度において

19の項目に渡りまして、保育料とかいろいろ影響があるところでございます。具体的に実際に当てはめてみて、どのくらいの人が該当するかはちょっとわかりませんが、そういった項目であると。

それから、どの人とどの人が該当するかというのは先ほど町長が答弁いたしましたように、今回の一般扶養控除は15歳までの人と、それから16歳から18歳までの人が増税になるわけでございますので、この子供さんを扶養している人たちが影響するというふうになろうと思います。

例えば、個人住民税にしますと一般扶養控除は33万円でございます。したがって、扶養控除の33万円がなくなりますので、県町民税は10%の税率でございます。したがって、3万3,000円が増税になると。そして、高校生がいた場合には特定扶養控除としては今現在45万円でございます。そのうち、廃止になる分が12万円分だけが廃止になるわけでございますので、12万円分の県町民税としますと10%いわゆる1万2,000円が増税という形になります。それに、子供さんが3人いるか、4人いるか、5人いるかというところで掛けていただければ、子供さんがたくさんいるほど増税は大きくなると、受ける影響も大きくなるというふうになるのかなというふうに、今思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（東村 和往君） 上西さん。

○議員（3番 上西 祐子君） 子ども手当はいいことはいいことなんですが、こういうふうなその財源をそういうほかの人の税金から持って——扶養控除などの廃止とかいうふうなことで持ってくるということに対して、やはり私たちはまだ今これきちとした国が決めたわけじゃない、こういうことを今検討しているみたいなんですが、そのことをやはりみんな、やはり反対していく必要があるんじゃないかなと思いましたので質問いたしました。

以上で、私の質問を終わります。

○議長（東村 和往君） これより2時まで本会議を休憩します。

午後1時51分休憩

午後1時58分再開

○議長（東村 和往君） 休憩前に引き続き本会議を再開します。

発言順位3番、重久君。

〔5番 重久 邦仁君 質問席登壇〕

○議員（5番 重久 邦仁君） 私は質問事項の1番、町長の政治姿勢について、①のこれまでの選挙公約成果について伺うということで第1問目を質問いたしております。

町長が1期目、2期目、3期目を通じて公約の中でうたっておられることは、町民との対話を重視されております。1期目において、まず目につきました公約の中で、文化会館はつくらないという公約であったかと、施策の中でありました。

そして2期目、3期目も通じまして、本当に町長が12年間を費やされた三股町づくりにどのようなみずからの成果を町民に対して上げられるのか、全般を通じてここ12年間に渡る成果を自分で点数をつけられるのであれば、なん点くらいか。

そしてその実績において、町長みずからがやられた。これはどこにも負けないまちづくりの一端であったというようなことを、あれば答弁していただきたい。

私の質問は、第1問目までで壇上からの質問といたします。以上。

○議長（東村 和往君） 町長。

〔町長 桑畑 和男君 登壇〕

○町長（桑畑 和男君） ただいまの質問にお答えしたいと思います。

町長の政治姿勢について、①のこれまでの選挙公約成果について問うということでございます。1期目、2期目、そして3期目ということになっているわけでございますが、3期目につきましても1期目、2期目があってこの3期目の選挙公約というものもあるわけでございますので、3期目の公約等について申し上げてみたいというふうに考えております。

私は、今期3期目の町長選挙において8項目にわたる公約を掲げてまいりまして、再選後厳しい財政状況の中で、それぞれ公約の実行に向けて町議会の皆様をはじめ、町民の皆さん方のご理解を賜りながら、町政の推進に取り組んでまいったところでございます。そこで、公約の実行の状況について申し上げてみたいと存じます。

まず、1番目が3人目の産みたくなるような子育て支援についてということで、これにつきましては就学前幼児の医療費、入院、外来とも完全無料化ということで、平成19年の4月から実行しているところでございます。

それから、保育料等幼稚園就園奨励費補助金の堅持、堅く守ると、持つということでございますが、保育料につきましては、厚生省の基準と、基準は非常に高いわけでございますので、これを安くするために町の基準を確定いたしまして、その差額が約6,200万円程度でございます。これは、毎年のように父兄に対する負担軽減にこれにつながっているということでございます。これを堅持するというので、それから幼稚園就園奨励費補助金、これにつきましては毎年約2,300万のこの幼稚園に通園している子供たちに2,300万円の補助を出しているわけですが、これを堅持するというのでございます。

それから2番目にあなたも住みたくなる過疎地対策についてということで、まず梶山地区の天神原の住宅分譲、第一次は平成15年から17年まででございましたが、第二次が平成19年か

ら平成20年まで、戸数で10戸、第一には12戸ですね、第二次は10戸ということでございます。なお、過疎地域定住促進奨励金これは平成9年から梶山それから長田地区ですね、それぞれ制度を実行しているところでございます。

そしてまた、長田地区には中学生の通学費助成事業、これ現在1カ月2,000円の助成を行っております。現在のところ長田から通っている中学生約20名ということでございます。それから宮村地区は、宮村地区におきましては過疎地域定住促進奨励金制度、これは平成18年度から適用しているところでございます。そして、今年度から長田地区の宅地分譲に入っているところでございます。それから、通学路等の整備、集落間の区内、区間における外灯の設置ですね。これは平成19年度から年次的に行って、暗いところの解消に努めているということでございます。

それから、3番目に働く場の多い暮らしやすいまちづくりについてということで、企業誘致といたしまして、平成19年えびの電子工業が植木のほうに立地いたしております。それから、平成20年株式会社中村食肉樺山工場これも誘致企業として適法にあっているところでございます。

それから、4番目に教育施設の整備充実についてということで、これにつきましては三股中学校の大規模改修事業、これが平成18年から平成20年度に3年計画で既に終わっているところでございます。

それから、町内の4つの小学校の体育館の改修事業、既に平成21年度勝岡は小学校の体育館が完成いたしております。そして残りの三股小、宮村、梶山小学校、この3校を平成22年度に事業を行うということでございます。

それから、5番目に農産業や商工業のさらなる振興ということで、まず産業会館の建設支援、これは平成20年度に行っております。それから、三股駅周辺の整備、これは平成20年から平成23年度までの年次的な事業で行っているところでございます。それから、駅舎の全面改舎これが平成20年、それから優良家畜導入事業の推進、毎年度継続事業ですね、約1,800万円の予算化をいたしまして、種苗性の高い系統牛の導入事業を行って、農家の所得向上につなげているところでございます。

それから、6番目に巡回バス事業で皆さんの足の確保についてということで、これにつきましてははくいまーるバスの運行開始が平成19年の4月から運行を開始いたして、高齢者それから身体障害者、通学生などの交通支援、通学支援を行っているところでございます。

それから、7番目にスポーツ振興と合宿センターの建設ということでございますが、町の体育協会を中心としたアスリートのまちづくりの支援を行っているところでございます。そしてまた、総合型旭ヶ丘スポーツクラブへの支援、これが平成20年度行っているところでございます。

それから、合宿センターの建設というものも公約にうたったところでございますが、これにつ

きましては平成22年度の町のスポーツ振興計画の策定の中でいろいろと検討をしていくということでございます。それから、8番目に町長車の廃止と、町長の報酬カット、町長車の廃止を平成20年の9月に売却をいたしております。それから、町長の報酬カット、これも平成17年の4月から10%のカットをいたしておりますが、これにつきましても継続的に報酬カットをいたしているところでございます。

そういうことで、これらの公約以外にも情報格差の是正及び生活インフラ整備に長田地区をはじめ、細目、大字長田の細目と、大字樺山の細目ですね、それから小園、大鷲巣の一部、中村牧場周辺ですが、などの全町的なケーブルテレビの整備を平成20年度に完了をいたしております。そのほか長田地区の簡易水道の整備事業平成18年から平成20年度の3年計画で事業を完了をいたしているところでございます。

このように今期の公約の実行につきましては、合宿センターなど一部を除いて、ほぼ公約どおりに実行できたのではないかとこのように考えております。これも先ほど申し上げましたように、町議会の皆様をはじめ、町民の皆様方の深いご理解、ご協力によるものと改めて感謝とお礼を申し上げる次第でございます。

以上で、この1番についての回答といたします。

○議長（東村 和往君） 重久君。

○議員（5番 重久 邦仁君） そうですね、町長が2006年の9月の町長選ときからこっちに三股町のコミュニティバスくいまーる運行開始とか、乳幼児医療助成事業開始とか、特定不妊治療開始、災害時における事業水及び生活用水の確保に関する協定とか、いろいろと実績がありますね。私の質問の中に2006年度当初になられたときの公約ですよ。それから今まで最初の文化会館の建設はしないとされた施策がありましたよね。それを含めてここまできて、点数はいかほどつけられるか、自己評価をお願いします。2つの質問。

○議長（東村 和往君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） 文化会館の建設につきましては、1期目でのこの就任したときに白紙のような状態でしたので、それで前の計画を変更いたしまして、そして今のような形の面積の施設になったところでございます。そういうことです。

以上です。

○議長（東村 和往君） 重久君。

○議員（5番 重久 邦仁君） それらを含めまして、ことし9月で退任されるという町長ですので、それを含めて評価点は何点くらいだと自己採点されますか、よろしく。

○議長（東村 和往君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） 自分で点数をつけるのはなかなか難しいんじゃないかというふうに考え

ておりますが、とにかく1期1期議会の皆さん方の、先ほどから申し上げておりますように、ご理解、ご協力をいただきながら、また町の総合計画に基づきましていろいろと年次的に事業を行ってきたところでございます。点数についてはちょっと自分では点数つけられませんので、この辺はご勘弁をいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（東村 和往君） 重久君。

○議員（5番 重久 邦仁君） 点数というのは、先月はもう辞職勧告決議案を出した以上、議会の点数はもう決まっております、多数決の原理でございまして辞職勧告なんですよ。あとは町長が9月まで残した任期の中で精いっぱい猛省に猛省をしてやると言われるから、きょうも本当は議会要綱でいえば質問をするような事態ではないんですよ。そのことを含めて一生懸命やるということでございますので、何点くらいかなと。県知事が今度25日に、三股町にフォーラムに来られますね。その辺、対応を含めて私も応募はがきを出したところ来たんですけど、やっぱり1期1期、1年1年、単年度なりに評価をされますものね。こうやって、やっているんだと。やっぱり目に見えるものがないとですよ、なかなか町民の声を聞くということで一貫してそのことを中心に考えられてきた町長だと思いますので、もう1回、自分では何点くらいだったと思うような点数でしょうか。よろしく。

○議長（東村 和往君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） しいて自分の点数をつけるということはなかなか難しいわけですが、しいて言えば80点くらいじゃないかというふうに考えています。

以上です。

○議長（東村 和往君） 重久君。

○議員（5番 重久 邦仁君） 続きまして、2問目の都市計画税について質疑いたします。これも、都市計画税法の課税第702条の市町村は都市計画法に基づいて行う都市計画事業または土地区画整理法に基づいて行う土地区画整理事業に要する費用に充てるため、当該市町村の区域で都市計画法第5条の規定により、都市計画区域を指定されて町長の都市計画税をとってもよろしいという702条であるかなと思っております。

これを、廃止されてそのときの町長の答弁は、それにかわる税収また財源確保に努めたいと議会で答弁されております。その後、一向だに私の記憶ではその税収確保なるものが見えてこないんですが、答弁お願いいたします。

○議長（東村 和往君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） 都市計画税廃止後の財源確保をどう考えているのかということでございます。

ご承知のとおり、本町の都市計画につきましては平成11年度まで課税されていたわけですが、平成12年度から廃止をいたしたところでございます。この税は、都市計画事業など用途が特定されている目的税でもあるわけでございます。したがって、課税対象者は都市計画区域のうち市街化区域内に土地や家屋を所有している者であったことから、課税されていない人たちの不公平感が非常に強かったということから廃止になったものと認識をいたしております。

都市計画税が廃止となったことによる減収にかわる新税の導入については、その後検討しておりませんが、また今後につきましても現在のところ考えてないところでございます。ただ、都市計画税とは直接関係はございませんが、財源確保という観点からは歳入歳出の面において種々取り組んできたところでございます。行財政改革により経費節減がその最たるものではないかというふうに考えております。

そういうことで、今後も行財政改革を推進し、財源を確保してまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（東村 和往君） 重久君。

○議員（5番 重久 邦仁君） お隣の都城市に早水町に土地を持っておられる方、あそこはアパートにちょっと引かかるんですが、約、まあ面積によりますが固定資産税が3万1,000円取られます。そして、都城市早水町ですから、当然都市計画税が2万1,000円ほどとられて、合計5万2,000円くらい払っておられるということです。都市計画法の建物と土地のそれに約58平米の分野が2つ、土地そのものは496平米に対する税の掛け率ですけどね。やっぱりそのアーバンボールとここ、三股町ですかね、ちょっと行きやあもう早水町ですよ。三股町が、私がこのことをいうのは合併をもしたら、都市計画税はとられるということと、町政で先ほど言われましたその不公平感があるという町民の声があるということで廃止されました。答弁はそうでしたね。違いましたかね。不公平感があるということで廃止されたというんですかね。

でも、よく考えてみると都城市に合併したら、税金取られるぞという話も都市計画税だったんですよ。都城市と合併したら都市計画税をかけられて、これは何か三股町単独ならその都市計画税は取られない。違法性があるに感じるのか、不公平感ということで感じるのか、これは町のリーダーであるトップがやらなければいけない三股町づくり、人口がふえていく、伸びていく、施策の一つとして大変重要な問題でなかろうかと私は問題提起しているんですよ。それと、17年度の行革会議の中で都市計画税についての論議を求めるといふ議題もあったんですが、それを含めて見直す気はないか、論議をする必要もないのか、どうお考えですか。

○議長（東村 和往君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） 本町の場合はご承知のとおり現在都市計画事業は行っていないわけですので、そういうことでこの都市計画税は課税していないということでございます。

○議長（東村 和往君） 重久君。

○議員（5番 重久 邦仁君） 町民に対して責任感はありませんか。こんなに国が地方分権一括法で地方行政にいろんな無理やり言って、職員にいろんな無理やりの仕事をさせておって金はやらない、いっぱい仕事がふえて職員さん大変でしょう。いろんな施策の中に三股町単独であなたは財源、この都市計画で廃止するとき新たなる財源を確保すると言われたんですよ。責任感感じませんか。もう見直す気はないと言われるから、次の質問いきます。

3番目、役場職員給与を情報公開、公表しているが、個人別公表はしないのかについて伺います。これは、三股町では議会に提出されて平均給与という形で出されておりますが、それで押しつけるべきというような情報の公開をしておられます。これを個人別に公表したらいかがかというの、プライバシーの問題とかいろいろとありますが、その件について町長の見解を伺います。

○議長（東村 和往君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） 役場職員給与情報公開、公表しているが、個人別公表はしないのかということでございます。

職員の給与につきましては、平成18年3月から団体間の比較分析を可能とする地方公共団体給与情報等公表システムが運用を開始されまして、各団体においてシステムによる公表が行われているところで、総務省のホームページにおいて全国市町村の給与、情報等公表ページの閲覧が可能となっているところでございます。公表されるのは職種別、平均給与月額、初任給の状況、職員手当の状況等でございます。個人別給料の公表につきましては、鹿児島県の阿久根市で全職員の給料がホームページで公開された以外には全国的にもなく、公費で賄われているとはいえ個人情報保護法の観点から法に抵触する恐れがあるなど賛否両論ありまして、現時点では公表する考えは持っていないところでございます。

以上です。

○議長（東村 和往君） 重久君。

○議員（5番 重久 邦仁君） 今言われました公表されている地区っていうんじゃなく市町村もあるわけですね。今言われました法に抵触するのではなからうか、法に抵触するんですか。しないんですか、質問します。

○議長（東村 和往君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） 公表しないということです。（発言する者あり）これにつきましては、個人情報保護法の観点から法に抵触恐れあるということです。そういうことで賛否両論いろいろありますけども、現時点では公表する考えはないということでございます。

以上です。

○議長（東村 和往君） 重久君。

○議員（5番 重久 邦仁君） それでは、自治省ではですよ、もう古いあれですが、もう昭和の時代、平成にもなっても自治省通達で地方公共団体における職員給与等の公表についてと題した通知が来ているはずですよ、自治省から。そのことについて認識ありませんか。公表しろという通達は来てないですか。質問します。

○議長（東村 和往君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） 先ほども申しあげましたように、公表されるのは職種別平均給与月額、それから初任給の状況、職員の手当の状況、こういうものが公表されてそういうことでございます。

○議長（東村 和往君） 重久君。

○議員（5番 重久 邦仁君） この公表は都道府県指定とし、市及び特別区において実施するものとし、町村については当該団体の判断により実施することも差し支えないとしております。それで、町長にもう1回お尋ねします。この公表を実施するしないも町長の判断によるということで解釈しておるんですが、その判断は町長判断ということで理解しておられますか。町長がするしないは判断できるんだと、いかがですか。

○議長（東村 和往君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） いろいろ現在個人情報保護法がいろいろ言われているわけですが、そんなこともございまして、法に抵触するような恐れもあるということから、現時点では公表する考えはないところでございます。

以上です。

○議長（東村 和往君） 重久君。

○議員（5番 重久 邦仁君） 先ほど言われました阿久根市で公表しているんですけど罰せられていますかね。法に触れるというから。公表すると罰せられるんだなという認識になるけど、阿久根市長は罰せられていますかね。再度質問しますが。

○議長（東村 和往君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） 阿久根市の場合はそれこそ異例中の異例じゃないかと、異例中の異例じゃないかというように僕は考えています。

○議員（5番 重久 邦仁君） いや、異例じゃなくて法ですよ。

○町長（桑畑 和男君） 以上です。

○議長（東村 和往君） 重久君。

○議員（5番 重久 邦仁君） 私が言っているのは、法で罰せられていますかってお尋ねをして

いるんですよ。公表したけん。罰せられていますか、していませんか。罰せられるというから質問しているんですけど。していますか、していませんか。

○議長（東村 和往君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） 公表いたしません。

○議長（東村 和往君） 重久君。

○議員（5番 重久 邦仁君） それでは、公表とかそういうことでこだわって質問をしているんですが、私がいうのは市長村の宮崎県所得、全国所得の3月の年にありましたね。宮崎県民所得が211万5,000円、全国平均所得が300万円やったですかね。このデータが県でも出ているんですね。全国平均は、正確な数字は2006年度県内総生産1人当たりの県民所得ということで、都道府県全国版でいうと1人当たりPIっていうあれだったんですが、306万9,000円、当宮崎県は215万ですね。100万の近い格差、それからこの三股町のこの所得別のを見ると、当町は197万2,000円ですね。よろしいでしょうか。

それで、私が公表というのではなくて、町民感情が皆様方には通じないかもしれんけど、私一般人町会議員としても602万ですかね、平均年収額を平均何名で、職員でわったときが602万くらいの数字になっているんですが、この格差について公表するしないという問題じゃなくて意識が職員の方にあるんですか。私はそこの町民のため、施策を打ち、町民のため手となり、足となり町民のために政策を打っているんだというにしては常識が余りにもかけ外れているから、この質問をしているんですが、いかがですか、この格差について。

○議長（東村 和往君） 総務企画課長。

○総務企画課長（渡邊 知昌君） 今言われました所得という考え方と、給与収入という考え方はちょっと違うと思います。比較するのは、同じ所得なら所得で比較しなければならないと思いますので、町の職員が所得に換算したときにどれぐらいになるかといったような情報は、私のところでは持ち得ていませんので、ちょっとその辺は調査しないとわからないというふうに思います。

○議長（東村 和往君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） 格差については、それぞれの職種によって基準等も定められているわけでございますので、そのような制度にのった報酬体系というものはあるわけでございます。助成するところは助成していかなければならないというふうには考えておりますけど。

以上です。

○議長（東村 和往君） 重久君。

○議員（5番 重久 邦仁君） あと私は職員の方の目のかたきにしている数字で話をしているつもりじゃ全然ありませんので、町民の感情として皆さんに向けられている感情というのは、ひしひしと感じられているんじゃないですか。そのトップであるあなた、リーダーなんですよ。そ

ここで私がそこに持っていくのは、年間600万の平均総収入、それと最高においては何号職ですか、6級において三股町のホームページに書いてあるのに、勤勉手当につきまして2008年の6月から勤勉手当についての成績率を適用しなさいと、全体の労働者だということの位置づけから、2008年の6月から国のほうから勤勉手当に対しての成績率が適用ということで通達があるわけですが。これには、Aよくできている、Bまあまあという話じゃないですが特に優秀・良好・良好でない、勤勉手当の成績率というのを上司は部下に対してつけて、その割合に応じたものに支給しろということになってるはずですけど、この点について町側はどのような勤務評価を下されてますか。答弁を求めます。

○議長（東村 和往君） 総務企画課長。

○総務企画課長（渡邊 知昌君） 今回の件について、勤勉手当に成績率あるいは期間率というのもございますが、これをかみ合わせて算定するようになっております。条例の中では、その勤務評価に基づいて町長が100分の40から100分の90の範囲内で定めるというようになっております。

今言われました国からの通達というふうに言われましたが、これは通達ではないと思います。この件については、人事評価制度というのが国においてはもう施行がされてるわけです。地方公務員については、まだこの法案自体が国会を通過していないというような状況でございますので、この人事評価制度についての運用についてはまだされていないという状況ですので、これによる評価というのは、今のところないところでございます。

以上です。

○議長（東村 和往君） 重久君。

○議員（5番 重久 邦仁君） 当町のホームページに、もう委員会の中でも総務課長言いましたけど、参考として勤勉手当の勤務成績の範囲状況、一般行政職、これについて勤勉手当への勤務成績の範囲状況の評価が人事評価未実施であるため、病気、休職者を除き昇給区分に差を設けなかった。これホームページにちゃんとあるんだから、私はちゃんとリーダー、上司たる者が一生懸命している人たちには一応100点の点数から始めて、120点ある人プラス評価、それで人事査定しながら、一生懸命やってる人、それなりに足りなかった人とか、やっぱプラス思考で今からそういう評価をされたらいかがかと提議をしますが、この点について答弁を求めます。

○議長（東村 和往君） 総務企画課長。町長。

○町長（桑畑 和男君） 国にならったこの従来の年功序列、賃金体系や職務級号を柱とした給料制度のもとでは、正確な明確な勤務評価の基準がなく、全国的にも勤務評価の基準を持ってない団体や、規定があっても運用してない団体が多く見られているのが現状でございます。

そういうことで、本町の現在の運用は病気、休職、勤務不良者に対する運用にとどまっている

ところでございます。

そこで、職員の能力や実績を正確に評価できる新しい人事評価制度が、国においては制定、スタートしているわけですが、地方公務員法も改正され新しい人事評価制度が運用されれば、勤勉手当の成績率にも適用され、的確な運用がなされるものというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（東村 和往君） 重久君。

○議員（5番 重久 邦仁君） 町長の自分の判断として、いつからどのような形で始められるおつもりですか。答弁を求めます。

○議長（東村 和往君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） 先ほども申しあげましたように、地公法の改正です。こういう新しい人事評価制度が運用されれば、勤務手当の成績率にも適用されて、的確な運用ができていくんじゃないかというふうに考えているところでございます。

○議長（東村 和往君） 重久君。

○議員（5番 重久 邦仁君） 町長、ここにほかの市町村ですけど、ちゃんともう条例までつくって規定までつくってやっておられるところがあるんですよ。町長判断なんですよ。やっぱ、もうちょっとこういうような国・県のそういう全体的に見直すべきは見直すべき、行政改革は行政改革でもっと抜本的なところに目をつけてほしいということからきまして、見直す気はないということで、続きの質問事項の2番目、当初予算農業政策について質問いたします。

①の個別所得補償制度の町の取り組みについて伺います。これについては、関係課長の地域農業集団及び農業営農集団団長ということで、今地域説明会開催等が開かれてると思います。3月中旬より始まっておりますが、現在までの出席状況とその反応を現段階での質問ですが、答弁を求めます。

○議長（東村 和往君） 産業振興課長。

○産業振興課長（下沖 常美君） ご質問ですが、個別所得補償制度ということです。ことし平成22年の4月から始まる新しい制度でございます。この制度につきましては、国のほうが今国の日本の自給率が40%だということで、それを50%に引き上げようという政策の中で始まった制度であります。

今では転作をまず率を達成して、その後水稻を植えてもらうということで、その転作に対しての補助だけありました。今回は転作についても、もちろん自給率向上事業ということで、それぞれの品目について補償金額が決まっております。それとまた、米のモデル事業ということで、このモデル事業につきましては、今の国の説明としては22年度だけが一応モデル事業という形に

なるそうです。これについても、水稻を植えたときに10アール当たり1万5,000円を支給しますということです。この1万5,000円というのが、全国すべて一律になっております。国の考え方は、米を水稻を植えたときに費用として12万円かかるということです。販売まですればです。大体、農家の方が経費的に10万5,000円かかるということで、あと所得的に12万あれば採算が取れるという水準だということで、その差額1万5,000円を国が補助しますということで、12万円を確保するために1万5,000円を補助しますよということになっております。

この米補償につきましても10アール当たり1万5,000円で、自家米としてすべて1人の農家の方から10アール差し引いた分、50アール田を植える方からすれば、40アールについて1万5,000円を支給しますよという、これも10アールについても一律ということです。残りの40アールに6万円という形で補償しますよということになっております。

あと転作につきましても、自給率向上事業ということで、麦とか大豆等飼料を植えられれば3万5,000円という形で補償が決まっております。これは今まで集団化とかいろいろ、1ヘクタール以上集団してくださいということがあったんですが、そういうものもありません。その野菜を植えれば、その品目に対して補償しますよということでやっております。

説明会については15日から始めております。今三つの集落へやってるわけですが、大体出席率としては3分の1程度の方という感じです。なかなかやはり、その集落で100人とかいろいろありますので、集落でしてますので、大体3分の1ぐらいの方かなという感じで出席があります。

やはり、なかなかこの制度が初めての制度ですので、ちょっと理解がされない面もあると思います。それとまた、国のほうもまだ最終的な施策がまだしておりません。ですから、やはり集落の要望としては、そういういろんな国からの情報があれば速やかに流してほしいということで要望を受けてますので、回覧等でも使って随時やはり流していかないといけないということで、現在説明会等も進めているところです。

以上です。

○議長（東村 和往君） 重久君。

○議員（5番 重久 邦仁君） わかりました。

次の②の質問のところに移らせて。土地改良協会に対する補助金300万円の目的と内容について伺います。

これは300万円補助金として土地改良に流しておられるわけですが、これは公益性があるから補助金を出すんだという認識に立っておられると思うんですが、町長としてはどのような認識でこの300万円補助金、以前は600万円でしたよね。そして、これを今後も続ける気がまだ

あるのか。その2点で答弁を求めます。

○議長（東村 和往君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） 土地改良協会に対する補助金300万の目的と内容についてということでございます。なおまた③の土地改良協会運営のあり方をどう考えているか、関連がございますので、一括して説明を申し上げます。

本町の土地改良協会は、農業振興の基盤である土地改良事業の促進発展を図るため、町内六つの土地改良区の運営事務共同管理、執行することを目的に設立された団体でございます。運営につきましては、各土地改良区からの負担金と町からの補助金で行っているところでございます。平成22年度の予算は、歳入歳出それぞれ1,221万ということでございます。歳入につきましては、それぞれの改良区からの負担金が704万5,000円、町の補助金が300万円ということになっておりまして、歳出は事務費の954万円、諸支出金で50万1,000円、予備費が74万2,000円ということで、ほとんどが事務費ということになるわけでございます。

そしてまた、今後の協会の運営につきましては、一昨年1月の29日に開催されました三股町土地改良協会組織等改革検討会におきまして、各土地改良区は現行体制で存続すると、また町の土地改良協会も今後も存続するということになっておりますので、今後とも各土地改良区と連携を図りながら、農業振興、国土保全に取り組んでまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（東村 和往君） 重久君。

○議員（5番 重久 邦仁君） 地方自治法の232条の2に、「普通公共団体は、その公益上必要があると認めるときにはその補助をする」というふうに書いてあるんですが、例えば土地改良はこれ赤字団体なんですか黒字団体なんですか。

○議長（東村 和往君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） 黒字で健全な経営をしているということでございます。

以上です。

○議長（東村 和往君） 重久君。

○議員（5番 重久 邦仁君） そうですね、剰余金が900万ありましたよね。一般財源の300万を補助する目的、補助する理由はどこにあるのか答弁を求めます。

○議長（東村 和往君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） 今まで600万出しておりましたけれども、昨年3月末で職員が1名退職いたしまして、そしてあと補充をせずに町のほうから出向の形で行っている関係もございませうから、半額の300万で土地改良協会の補助をいたしているところでございます。

以上です。

○議長（東村 和往君） 重久君。

○議員（5番 重久 邦仁君） とんとんで300万出していて職員経費だと。職員の事務費用が99.99%人件費で支出されているということの認識でいいでしょうか。補助金目的は。

○議長（東村 和往君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） 人件費だけについているわけじゃなくて、協会の運営費ということで理解をいたしているところでございます。

なお、これにつきましては重久議員も勝岡土地改良区の理事長でもございますし、予算等につきましては、ことしの1月の27日の理事会、そしてさらには2月の24日の土地改良協会の議会でも、承認をこの予算につきましてはいただいているところでございますので、ひとつご理解をいただきたいというふうに考えます。

○議長（東村 和往君） 重久君。

○議員（5番 重久 邦仁君） 土地改良の私は理事長です。土地改良運営審議会におきまして、町長がその協議会の会長でありますので、私の意見はとうに説明してあると思います。

その問題点は、人件費を払うだけで土地改良運営は土地改良というもう目的をなしていないと。一般の農家の方から700万財源をいただいて、その上に町の補助金を300万して1,000万で運営して、それがとんとんだという運営の仕方ですよ。農家の方々に三股町の田んぼを持っている人たちに、税務課長にいくら町の税金を取っておられますか、田んぼのほうで900万の税金をかけております。その税金をかけた上に、農家の方から三股町全体で700万の土地改良運営費をするために700万の運営費用で取っておりますね、一般共通費で。

二重課税もいいとこですよ、これは農家にとっては。もう少し手厚くするのか、農家負担を700万。結局は、農家はその2分の1ですから、1,400万が土地改良運営費で集められているんですよ。10年したら1億4,000万ですよ。個人にとっては、そういうふうに税金をかけられているから、田んぼで900万、10年間で9,000万ですよ。あなたは固定資産税は取らない、農家の方の田んぼを持つてる人に二重課税じゃないですか。私はその辺まで問題を探って質問してるはずですよ。

その点について疑問を抱かれませんか、いかがでしょうか。

○議長（東村 和往君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） 協会を運営するために、どうしてもそこに人が必要になってくるわけでございます。そのようなことですよ。やはり六つの改良区が総合的な運営をするために、土地改良協会というものを結成して、そして運営がなされているわけでございますので、やはりそれに対しては、農家の皆さん方もやはりそこに賦課金というものがここに必要になってくるんじゃない

いかということを考えるわけでございます。

そしてまた、町としてもこれに対する助成というものがここに発生をしているわけでございます。そして、お互いに健全な経営をするために、そのような連携をとりながらやっているのが現状であるというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（東村 和往君） 重久君。

○議員（5番 重久 邦仁君） 昨日、私は都城のほうの土地改良協議会に出席しまして、県の農林振興課は指導的に平成19年度から23年度にわたって、合併推進の統廃合を目指されております。私は六つ土地改良区があれば、基本的に六つの会議をし六つの理事さん方の中に30名の総代を抱き、この会議だけでも使われる人件費は相当な額になるんですよ。それを省略化したほうがいいのではなからうかと思って、それに対して一般の人が一生懸命土地改良の役員はほとんどボランティアですよ。何のあれもありません。ここに町から補助金もらってますけど、宮村地区はもう解散になりましたので、この一般財源を投入するに当たっては不公平がありますね。一般財源を投入するには。宮村地区にはないんですよ。あそこの田んぼを持っている人たちには何の恩恵もないんですよ。300万を投入しても、その前は600万ですよ。一般財源を投入するには、公平がなければいけないんじゃないですか。

それと、町はもっと土地改良に対して認識を強く持つんであれば、今の陣容でいいのか。農家の方に負担はないのか。どこの重きをなして運営をされるのか。いろいろまた協議会で一緒になりますので、この続きはまた改めてしたいと思います。

続きまして、3番目にいきたいと思います。

本日は、選挙管理委員会の山元委員長にはご足労いただきまして、まことにありがとうございます。選挙管理委員会の職務と権限ということと、もう一つ補足で出してある質問書があるかと思しますので、私が読む前にその質問書の趣旨に従ってご答弁をいただければと思いますが、よろしく。

○議長（東村 和往君） 選挙管理委員会委員長。

○選挙管理委員会委員長（山元 秋夫君） 選挙管理委員会の活動計画につきましては、選挙管理委員会の活動として年4回の定期登録や選挙時登録、そして啓発活動を計画しております。

具体的な啓発活動としましては、明るい選挙推進協議会で行う子供たちの書道、それからポスター展、若者の主張、それから成人式などのイベントでの広報活動、選挙時の街頭キャンペーンを計画しております。

それから、投票率の低下につきまして原因と対策につきましては、投票率の低下については、さまざまな要因が複雑に絡み合っていると思われるために、特効薬的な対策はなかなか見当たり

ません。

ただ、都城市選管と協議した中で、要因の一つに県外の大学や専門学校への進学率が高まる中に、住民票を置いたまま進学する生徒が大変多いというのも原因ではないかと分析をしております。

それから、春休み、夏休み、冬休みなど休みが多く、地元へ帰省してアルバイトをしたり、あるいは運転免許を取得したり、地元の成人式に参加したなどと理由はさまざまありますが、数年後、成人を迎えた人は、自動的に本町の選挙人名簿に登録をされております。しかし、生活の実態がないために投票することはできません。

このように、投票資格のない人が名簿に記載されているために、投票率の低下の要因になっているのだと思っております。

そこで、ことし2月末に都城市選管と三股町選管の合同で、都城管内の高校卒業生全員に対して転出時の住民票異動のお願いの文書を配布したところでございます。

それから、立候補者について選挙管理委員会として指導、助言等につきましては、町長選挙や町議会選挙など町で実施をする選挙については、立候補予定者説明会において注意すべき点を説明しております。

それから、選挙当日バスの運行について投票場を廃止された地区にバス送迎は、団体送迎違反行為である。国・県の判断結果をとということについて申し上げます。選挙のためだけにバスを臨時運行するのは難しいと判断いたしました。ただ、期日前投票において役場バス停と投票場が近いことから、高齢者を中心に大変喜ばれているところでもあります。そこで、周知を図ることによって既存の路線バスの利用拡大を図るのは可能ではないかと考えております。

選挙管理執行経費については、書記長からお答えをしていただきたいと思います。

以上です。

○議長（東村 和往君） 総務企画課長。

○総務企画課長（渡邊 知昌君） 事務局ということで、私のほうでお答えをしたいと思います。

選挙管理執行経費について問うということでございます。

衆議院選挙における三股町の経費負担はいくらかということですが、これについては三股町の負担はありません。衆議院選挙における費用については、国が全部持っておりますので、内示額が来まして交付がございまして、その後、精算した場合に精算金として返しているということになってございまして、国が全額負担するということになっております。

それから、投開票事務作業員の支払い支給額の算定の根拠は、いつから施行されているか。また、どのような経過を踏まえて決定されたのかということでございます。

以前から、こういった形での執行をしているわけですが、いつからということとは定かで

はございません。公職選挙法や経費の支払い基準が、昭和25年に施行されております。翌年の昭和26年には、職員の給与条例が施行されているという状況ですので、大體現在の選挙制度が発足した当時から、現在と同じ方法で支給されているのではないかとこのように考えております。

それから最高支給額、これは衆議院選挙における最高支給額ですが、4万4,242円が2名もいるのかという質問でございます。最も長く勤務した職員は、朝5時から翌日の午前1時過ぎまで、約20時間以上勤務した職員が2名います。通常勤務の3日分ぐらいの勤務をしているということで、当然、支給額も高くなっているという状況でございます。

それから、変更前の職員支給額を伺うと。この変更前というのは、多分投票所が削減される以前の話だろうと思っておりますので、それについては職員の支給額については、条例に従って支給しております。法令や規則に従って支給しておりますので、投票所を削減する以前は、この4カ所の投票所に従事した職員手当分が多くなっているということでございます。

続きまして、積算根拠のあいまいなものは見直すべきではないかということですが、法令や規則に従って支給しているもので、あいまいなものはございません。民間立ち会い日当1万円差があり過ぎる。行革を進める上で見直すべきではないかということですが、差があるのは承知しております。それぞれの基準に従って適正に支給しています。職員については、一般職の給与条例に基づいて支給しています。選挙事務の効率化を図っていますが、賃金の見直しは社会情勢や地方公務員改革の動向を見ながら行うべきものであり、今回の改革にはなじまないのではないかとこのように考えております。

それから、条例制定し日額支給できない理由を伺うということですが、選挙管理で最も重要な課題は、ミスのない適正な投開票事務を執行することであり、そのためには各選挙区についての十分な知識が必要であります。そこで従事する職員は、事前に資料を渡して勉強してもらっているところです。選挙事務はメディアなどの注目も高く、大変大きな責任を伴う仕事であるため、今後も町職員の皆さんにご協力をいただきたいと思います。

昨年の衆議院選挙でも、職員の時間外は国の選挙交付金算定基準より少ない額を支給しており、日額支給に変更する必要性や理由が見当たりません。

以上、回答とします。

○議長（東村 和往君） 重久君。

○議員（5番 重久 邦仁君） もう一問、選挙管理委員長がせっかくおいでですので、質問いたしたいと思っております。

投票場の不便について、選挙管理委員会での議論はなかったものか質問いたします。

○議長（東村 和往君） 選挙管理委員会委員長。

○選挙管理委員会委員長（山元 秋夫君） 削減した投票所に対する考え方につきましては、去る

3月の2日、定例選挙管理委員会におきまして、削減した投票所に対する今後の取り扱いについて協議をし考えをまとめましたので、ご報告をいたします。

まず、削減した投票所の復元につきましては、厳しい財政状況と選挙執行体制の観点から、復元は難しいという結論に至っております。選挙経費につきましては、国の選挙予算はますます厳しくなっておりまして、今回執行されます参議院選挙においては、国の事業仕分けにより、本町における選挙経費は前回の経費内示額1,045万3,000円から213万8,000円削減をされ、そして今回の経費内示額は831万5,000円となっております。今後、国政選挙においては同様な傾向が予想されております。また、町が行政改革に取り組みまして町職員も減少し、選挙事務に携わる職員の確保が以前より一層厳しくなっております。

このような状況のもとで、間違いがあってはならない選挙執行体制を構築をし継続するためには、衆議院選挙や衆参同時選挙など、最大規模の選挙を想定した選挙体制を視野に入れて執行運営する必要があるとしまして、削減した投票所の復元は難しいと考えております。

しかしながら、選挙啓発活動として投票率の向上を図ること、それから投票者の利便性を図ることは、選挙管理委員会としても大きな責務でございます。

そこで、特に高齢者の投票の利便性を図ることを目的として、削減された投票所の地域を対象に期日前投票所の開設、これを検討しているところでございます。これは選挙当日前に、削減された四つの地域を移動形式によって期日を指定して半日もしくは1日の期間に期日前投票所を開設するものであります。これらの期日前投票所を開設するには、さまざまなクリアすべき課題もあります。例えば、関係法令上問題はないか、他の地域との公平性は保たれているか、事前の周知そして対応する人員の確保、二重投票の防止策などでありまして、これらの課題を解決し、体制を整備できるようであれば実施していきたいと考えております。

22年度は参議院議員選挙、それから町長選挙、県知事選挙、そして23年度の初めに県議会議員選挙、それから町議会議員選挙と連続して選挙が執行されますので、これらの選挙を試行期間として十分検討し、結論を出していきたいと考えておるところであります。

以上です。

○議長（東村 和往君） 重久君。

○議員（5番 重久 邦仁君） ありがとうございます。前向きな答弁で、選挙管理のほうで一生懸命されていることわかりました。

しかし、選挙管理委員会が町とは独自の機関でございますが、四つの投票所を削減したときに、前選挙管理委員長は1カ所だけ説明会に来られて、あと3カ所来られなかったんですね。その辺たいに町選管が町民のことの投票率という1点を考えたときに、今答弁されたことは、ほとんど行革における数字を言っておられます。町民の利便性がなくなったことに対する、もし住民訴

訟が起こった場合に、選管長は耐えられますか。この答弁きついな。ちょっとやめましような、これな。ちょっと今のは取り消してください。

簡単な、先ほど立候補者について選管長として指導、助言等をされてきたのかのお尋ねで、選挙のたびに指導されているということですね。

そこで町長、お尋ねします。町長は11月30日の臨時議会に対して、知らなかったということとで答弁されてますね。この選挙が行われたときに選管長は選挙に対して指導はしているということですよ。町長がそのことを知ったのは、何月何日にそのことが違法だということとで認識されましたか。それを知っておられましたか、質問いたします。

○議長（東村 和往君） 重久君、それは通告事項からずれてます。重久君。

○議員（5番 重久 邦仁君） 30秒過ぎてますので、今んとは取り消してください。時間をだめなんかね、ちょっとここに質問してだめなんかな、認識があるかないかというのは。質問を知らなかったて前から言っちゃるわけやけやから、町長はそんなに逸脱してますかね。

○議長（東村 和往君） その2項について質問されてるわけですから、それはちょっと違うんじゃないでしょうかね。

○議員（5番 重久 邦仁君） 違うんじゃないでしょうかねじゃなくて、明確に違うか違うか。

○議長（東村 和往君） 会議規則に申し合わせですけれども、一般質問に対する関連質問は認めないということで申し合わせが今されているわけですから、規則として。

○議員（5番 重久 邦仁君） 選管長が説明した後、選挙の立候補者に説明したという答弁をされてるから、選管長が言うことと町長が知らなかったという事実を、お金を渡すということの事実よ。渡したということ、それは選挙違反になるということの最低限なルールを教えちやうはずじゃが。前ん選挙管に。そのことの認識をいつ知ったかちゅうだけの話よ。いつか。11月30日まで知らなかったら知らなかったでいいですよ。選管長が毎年、選挙んたびにしとるちゅうんだから。

○議長（東村 和往君） それはもうずれてますから認めません、議長としては。重久君。

○議員（5番 重久 邦仁君） 30秒ストップしちゃんない。選管長、もう一回答弁を求めます。この選挙管理委員会におきまして、行政改革から始まったわけです。そのとき選管長は、その行革の流れは知らなかったと思うんですよ。選挙管理委員会から投票所を削減するなという意見が、委員会の中で出ておりましたか。平成17年の11月だったけね、12月やったかな、行革委員会のあったんですよ。そんとな投票所の話が出たんですけど、そのことを選挙管理委員長はご存じでしたか。

○議長（東村 和往君） 選挙管理委員会委員長。

○選挙管理委員会委員長（山元 秋夫君） 事前の話は聞いてはありました。

○議長（東村 和往君） 重久君。

○議員（5番 重久 邦仁君） それはそうでしょうね。前から選挙管理委員会の委員で山元さんおられましたので、この流れというのはあったでしょう。

これは委員会の中で出た話、もしくはその行政のほうに流れた話でございまして、地区住民、削られた地区のほうから地元住民の声で上がってきたのかどうかを伺います。選管長。

○議長（東村 和往君） 選挙管理委員会委員長。

○選挙管理委員会委員長（山元 秋夫君） 地元住民からは聞いておりません。

○議長（東村 和往君） 重久君。

○議員（5番 重久 邦仁君） 非常に大事な声を町長はよく聞こえる町長だということで、住民との対話ということを中心された町長だから、まさかそんなことはないと思いながら質問したら、住民からの声やないということですね。

選管長、行革を進めるのであれば、こういう話が出なかったですか。そのスピードアップ。先ほど3日分を要した経費です。最高4万四千幾らもらってると。私が全部73名の職員のすべてを公表してもらいました。ご存じでしょう、職員73名が従事して一人一人幾らもらったかちゅう、全部公表してもらいました。4万円以上もらっている人は、まだ4人おるんですよ、すべてで。その辺たいの実態も把握されながら、じゃあ短縮したら行革につながるんじゃないかと思うんですよ。その辺たいのスピード、効率化、各全国ではその市は日本一のスピード化を目指す（テープ中断）その辺たいの話は出なかったでしょうか。

○議長（東村 和往君） 選挙管理委員会委員長。

○選挙管理委員会委員長（山元 秋夫君） 1号パッケージによる仕分け、それから計数機の倍増、これによってスピードは非常にアップしております。

以上です。

○議長（東村 和往君） 重久君。

○議員（5番 重久 邦仁君） 削減されたとか、私はもう3年間、4年間続けて議論してるんですよ。削減されたところに選管長も1回は足を向けられて、もう70以上になって足の悪い人は絶対に行きませんと私に言いますから、ほかの地区もそうですよ。温かい行政にしちゃおかしいじゃないの。それを守る支援団体、それは私のやからから最後ですけど、こうして苦勞して育った方々のたくさんの方々の努力とご苦勞をおかげで与えられ、便利さが逆に私たちに学びの機会を失わせて、苦勞や不自由さがあることは不幸ではありません。むしろ何をやってもよいという環境では、人は自分を支えるのは大変です。わがままになり、そのため社会や自分自身を壊してしまうこともあります。不自由さの中に成長の機会や幸せがあります。自分たちだけのそして人生というのは寂しいものです。自分がだれかから必要とされているのだという、不自由ですが幸せにそ

のことはつながります。また、社会全体に貢献しているという感覚さえあれば、自分を尊敬できます。お金にならなくても、自分から不自由さや不便さを引き受けてみてください。それを必ずや皆さんが、そのことは成長させます。勇気がなければ積極的な人生など生きることはできません。たとえ失敗や恥などがあつたとしても、それを越える勇気を持つ人だけがチャンスに恵まれるのです。本当に優しくもなれます。出るくぎをたたく、出るくぎをたたくという社会に未来もありません。すべての人の中にある勇気を応援し合う関係をつくってまいりましょう。

以上、私は一般質問をこれで終わります。

○議長（東村 和往君） これより3時40分まで本会議を休憩します。

午後3時24分休憩

午後3時37分再開

○議長（東村 和往君） 休憩前に引き続き本会議を再開します。

発言順位4番、財部君。

〔2番 財部 一男君 質問席登壇〕

○議員（2番 財部 一男君） それでは、通告に従い質問いたしますので、明快な回答されるよう求めておきたいと思います。

私は町長の政治姿勢についてということで、景気低迷に伴う雇用施策について、まず質問したいと思います。

テレビ、新聞等の報道を見聞すれば企業倒産、リストラ、失業、働く貧困層などなど想像を絶する社会現象は承知のとおりであります。今春卒業予定の大学生の就職内定率は、2月1日付で前年度に比べて6.3%低下し80%となっております。また、高校生の内定率は1月末現在で81.1%と報道されております。厚生労働省統計調査などによりますと、有効求人倍率は0.4から0.5という大変厳しい状況が現実であります。景気対策は国に依存する部分は否められないものの、本町においてもいま一度点検するの必要を感じています。就職先がない、失業中である、ローン支払いの遅延等、町民の声は悲鳴を上げているのが現状であります。

そこで、町長の見解と姿勢について伺いたいと思います。

以上で、壇上での質問とし、あとについては一般質問席から質問いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（東村 和往君） 町長。

〔町長 桑畑 和男君 登壇〕

○町長（桑畑 和男君） それでは、ただいまの質問にお答えしたいと思います。

町長の政治姿勢について、①の景気低迷に伴う雇用施策について、町職員の再就職の疑義を問うということでございます。

景気低迷に伴う雇用施策についてでございますが、本町の取り組みといたしましては、県緊急雇用創出事業基金を活用しながら、非正規労働者や中高齢者ら失業者を対象に、平成21年度17名を雇用し、事務補助や町有財産の環境整備等を進めてまいりました。平成22年度は11名を教育施設等管理、学校ICT促進、小中学校外国語指導業務、地域防災計画関連整備事業等に6カ月間雇用する計画でございます。

以上、回答といたします。

○議長（東村 和往君） 財部君。

○議員（2番 財部 一男君） 今、町長のほうから少し回答ありましたが、町独自の政策じゃなくて、国とか県とかの政策に基づいた施策と一緒にやっていると。一緒にやってるちゅうか、おんぶにされたような形での雇用政策しかやってないという回答のようでありました。その中でも、中高年の人たちが多くなっているような状況でありましたが、今一番、先ほども申し上げましたように、雇用関係で一番苦勞されている、大学を出ても仕事がない、高校を出ても就職先がないというようなことで、今一番大事なそういう人たちが一番困ってるわけです。そういうための政策になるような、やはり方法をとるべきだろうと私は思っております。

それは後からまた質問いたしますが、まず、そういうことで景気低迷に伴う、本町に与える影響についてまず伺ってみたいと思います。

一つは、当然こういう景気低迷になることによって、町税等の減収が出てくるだろうと思いますが、本町に対してのそういう影響額がわかっておれば答えていただきたいと思います。

それから、こういう景気低迷によって仕事がなくなったというようなことから、生活保護世帯等も大変増加しているというふう聞いております。そういうことで、今のような状況になった段階で、どのような形でふえておるか。もしわかったら教えてほしいと思います。

それから3番目として、当然こういう不景気ということになっていけば、進学率等についても影響するんじゃないかなというふうに考えてます。そういう意味で、教育委員会のほうでもわかっておれば、高校進学と大学進学などの影響等がもしわかっておるようであれば、お知らせいただきたいと思います。

まず、お答え願います。

○議長（東村 和往君） 税務財政課長。

○税務財政課長（原田 順一君） 景気低迷による町税の減収というものが影響はどうかというようなことでございますが、正確に積算をしておりますけれども、町税が今回227万2,000円、対前年減になるところでございます。当初予算で見た場合でございますけれども。

しかしながら、これは景気低迷とは直接的には関係のない固定資産税の伸びがあるから、このぐらいの減で済んでいるところでごさいます、この固定資産の減免は通常、家が建ったり何たりするわけですから、これは景気低迷と見ないというふうにするのであれば、おおよそ4,600万から700万が町税の減収と、4,600万から700万が減収になってるわけですが、固定資産税が4,500万ぐらい伸びておりますので、したがってマイナスは220万、それぐらいの影響だろうというふうに思います。大まかでごさいます。

○議長（東村 和往君） 福祉課長。

○福祉課長（大脇 哲朗君） 過去5年間を生活保護世帯の推移ということで調べたんですけども、100前後ということで件数的にはふえておりません。明らかにリストラによる保護申請をなされた方は1件ということであります。

以上です。

○議長（東村 和往君） 教育課長。

○教育課長（野元 祥一君） 高校・大学の進学率にどう影響しているかということでしたが、現時点ではその影響については把握はしておりません。奨学資金がまた受付を開始したばかりで、ことしどの程度来るのかということもまだわかっておりませんが、20年度の奨学資金の利用状況からすると、21年度は倍の申し込みがあったということですので、その奨学資金について言えば、ことしもそれを超える申し込みがあるんじゃないかなということでは思っております。

○議長（東村 和往君） 財部君。

○議員（2番 財部 一男君） 今、3点についてお伺いしましたが、それなりの影響が出ておるといえるんじゃないかなと思っております。私たちもいろんな形で町民の方々と接してみると、若い方々が仕事がなくて大変苦労されておるといような実例が、結構あっちこちで見えております。

そういうふうにと考えると、中高年の方たちよりも若い人たちの雇用関係、これどうするかということが大事になってくるというふうに思います。そういう意味では、市町村によっては、雇用対策等についてそれなりの国とか県の雇用対策とは別個に、やっぱ独自の形での支援活動等もされております。そういうふうにと考えると、本町においてはそういう独自の支援活動というのは、はっきり言ってゼロと言わざるを得ません。

そういうふうにと考えれば、やはりこういう時代だからこそ雇用についての真剣な雇用をさしていただければ、当然町内の企業の方々についても、やはり1人でも採用しようかなとか出てくる可能性はあると思うんです。そのあたりをしていけば、若い人たちの就職関係についても、少しは明るい見通しができてくるんじゃないかなと思っております。

そういうことを考えれば、何かそういう対策をやるということ、6月議会あたりでも当然、

補正等でも含めながらも、町独自のそういう施策を何か考えてないか、まず町長お願いしたい
と思います。

○議長（東村 和往君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） 言われるとおり非常に厳しい状況でございます。100年に1度という
ような景気混迷の時代になっているわけですが、そういうことで非常に失業者が多い状
況にあるわけでございます。

また、一方その関係で全国的にも生活保護者が130万とかいうような報道がなされておしま
す。それは先ほど申し上げましたように、いかにこの厳しい経済情勢にあるのかというあかしで
はないかというふうに考えているところでございます。

役場のほうではこの失業者に対する何については、いろいろ総務課のほうではそういう何があ
るかと思いますが、また一方で社会福祉協議会のほうで相談窓口を助け合い、銀行という所管を
持っているわけですが、そのほか失業者に対するハローワークの指導、こういうものも社会福祉
協議会の指導員がいますので、あちらのほうでそういうハローワークの紹介もやっているという
ことでございます。

以上です。

○議長（東村 和往君） 財部君。

○議員（2番 財部 一男君） 社協の方でも、そういう窓口を設けて取り組みはしておるとい
うことですが、私が今聞いておるのは、やはり町独自で一つ目玉になるような雇用政策を考えてな
いかということ今聞いてるわけですが、例えば仮に町内の企業の皆さん方が独自に採用したな
らば、年間いくらかとかそういう一つの補助でも出して、独自のやつ。先ほども言われたように、
県とかそういう施策と同じじゃなくて、町独自のそういう施策をする中に、町民の方々が少しで
も若い人たちの雇用につながるようなことを考えてないかということ、今問うておるところで
すので、ぜひそのあたりについての検討をされるかされないか、まずお答え願いたいと思いま
す。

○議長（東村 和往君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） 言われるとおり、非常に厳しい経済状況でございます。本町にもそのよ
うな失業者が多いんじゃないかということを考えておりますので、今後、早急に内部で検討委員
会でも立ち上げて考えていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（東村 和往君） 財部君。

○議員（2番 財部 一男君） ぜひ先ほど申し上げましたように、町内を回ってみると、そうい
う若い人たちが本当にごろごろしてるという言葉が弊害ですけど、本当仕事がなく困ってお
るという。親も大変なんです。そういうことを見ると、何か対策をやっばとるべきじゃないか

なというふうに考えてます。

そういう意味では、一つの独自政策をぜひ検討していただいて、いろんな町内の企業といっても、農業関係もあるわけですから、そういうものも含めながら、ただ生産活動している企業だけでなく、いろんな企業形態があると思いますが、サービス業も含めてそういう人たちに対してもそうなんです、そういう人たちが働けるような場所を見つけてやる。そして、ある程度そういうことがあれば、町が少しでも補助していけば、それなりにまたできていくんじゃないかなということもありますので、ぜひそのあたりは先ほど町長のほうでも検討委員会をとということですので、早急な検討委員会等を立ち上げていただいて、ぜひ6月議会あたりにおいては、そのあたりの回答ができるような一つの施策を発表していただければと思っております。それはぜひお願いとしたいと思います。

そこで今現在、町で雇用対策という形でしたときに行政ができることは何かと考えると、多分、パートとか委託職員、臨時職員ですか、直接町が雇用する場合であれば、こういう方々だろうと思います。先ほど児童厚生員の方も1年契約とかありましたが、そういう形で考えれば、こういう委託職員とか臨時職員等の問題だろうと思いますが、町ではこういうパート等の雇用について毎年、新規募集というような形で回覧広報で募集されておるとは思いますが、実態としてそういうパートとか委託職員とかなっていくと、特定者の方に限られるんじゃないかなと、経験とかそういうことも踏まえていったりすれば、いう例が結構多くなったりして、若い人たちの雇用の機会等も離れてるんじゃないかなという気がします。そのあたりについて、総務課長あたりでも実態的に考えたときに、その募集とかされておりますが、そういう募集状況等も含めながら考えたときに、どういう考え方を持っておらっしゃるか、ちょっと伺いたいと思います。

○議長（東村 和往君） 総務企画課長。

○総務企画課長（渡邊 知昌君） 町で採用する委託職員あるいはパート職員については、募集という形で1年間を登録といったような中から選考していくということにいたしております。登録については、毎年2月から3月で広報あるいは回覧で登録者の募集という形で行っております。

それぞれ職場の職種によって、いろんな資格が求められる方が必要な場合もありますし、そうでない一般事務という形での採用ということもございます。そういったことを履歴書等を出していただきますので、そういった書類を選考しながら面接を行っているということもでございます。

ただ、委託職員については雇用期間が1年契約ということになっておりまして、状況がよければ一般事務については3年まで延長ができるような形になっております。特別資格の要る分については、その状況に応じながら、3年を超える雇用ということもございます。特に、ケアマネジャーとか特別な資格を得るところは、継続した雇用ということもございます。

最近の傾向としましては、なかなかパートということで委託職員もそうなんです、だんなさ

んが働いてって、その合間で働きたいといったような方が多かったわけです。それで、今先ほど言われますように非常に厳しい雇用情勢もございまして、ことしは若干、仕事が見つかってないというような方で、やはり高校を卒業したりあるいは大学は来てないと思いますが、そういった形の中で臨時的にでも採用してもらえないだろうかといったような状況は生まれてきておりますので、そういった職種に応じて、できる範囲内の雇用の確保をしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（東村 和往君） 財部君。

○議員（2番 財部 一男君） ぜひそういう方向、言われたようにしていただければと思っておりますし、今までのような形態での採用とかいうのについても、十分反省することは反省しながら、今の厳しい状況の中にどうしたらそういう若い人たちが雇用されていけるか、安心して働けるかとか、そういうことも含めながら考えていただければ、少しでも変わった形になるんじゃないかなと思います。

そういう意味では、今募集もされておるといことですので、ぜひ委託職員、臨時職員、何名ぐらいになるかちょっとわかりませんが、ことし新規的にそういう人たちが少しでも採用されていくということになれば、やはり募集する段階でそういう就職先がないとか、そういう人たちを目的とした採用基準の募集の仕方ということも考えてほしいなと思いますので、ぜひそういうことでしていただきたいと思います。

そういうこと、雇用政策等については大変厳しい中ですが、ぜひそういうことをご理解していただきながらしていただきたいと思っております。

ところで、今回町のほうでも、今3月ですが退職される方がたくさんいらっしゃると思いますが、三股町の場合は職員の皆さん方で退職される方が早期退職といいますか、定年を迎えないまま58とか59で早期退職される方が結構たくさんいらっしゃる。ここ四、五年ですか、何か目についたような感じがします。そういう人たちが今現在、この5年間で何人ぐらいいらっしゃったか。もし把握しておれば教えていただきたいと思います。

○議長（東村 和往君） 総務企画課長。

○総務企画課長（渡邊 知昌君） ことしが退職され、もう既に退職されている方あるいは予定の方で16名です。昨年在10名だったと思います。それ以前も大体相当数、近いような退職者がここ数年続いております。

以上です。

○議長（東村 和往君） 財部君。

○議員（2番 財部 一男君） どの市町村においても、確かに早期退職される方とかあると思

います。ただ、本町の場合は異常じゃないかなというぐらい多く感じるんです。本当にそういう状況で、じゃ後で生活ができるんだらうかなと、反対心配する面もあるし、せっかくの職員となって技術を持った人たちが、そういう形で早期退職して何のメリットがあったのかなとか、いろいろ考える面もあるんですが、そのあたりについて町長は早期退職される方々に対して、本人が退職届を出したんだからということで、ただ何も対応しなかったのかどうか。それとも、やっぱり町長としてそういう人たちに対して対応されたことがあるのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（東村 和往君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） 言われるとおり、定年を待たずに退職されると。早期退職というものが毎年あるわけですが、やはりそれらの人たちは健康上の理由とか家庭の理由とか、そういうものであろうかというふうに考えております。

また、他の仕事につく、ことしはそういうなにあったわけですが、ほかの職につくということが。それぞれ早期退職者につきましては、それぞれの事情、理由等がございます。

そういうことで、文書が回ってきたときに本人に、どうしてやめるのか、大丈夫かというようなことは本人に話をしているところでございます。

以上です。

○議長（東村 和往君） 財部君。

○議員（2番 財部 一男君） そういうふうに本人と会ったら話もしたという方もあったようですが、ただ、さっき言ったように本当に多過ぎて大変だなという気がします。

そういう中で、そうであれば家庭の事情なりとか体に何かあったとか特別な事情でやめるんだったら仕方がないかなと私も思ってますけど、ところが現実はそのような早期退職された方々で、町のほうに再就職された方も結構いらっしゃるような気がするんです。中にはもう70歳を過ぎてもまだ働いている方もいらっしゃる。そして、定年にならずにやめた方々が、何人もまた仕事されている。そのあたりを考えたときに、やめたときの理由と整合性がないような気がするんですよ。

だから、そういう意味で考えると、早期に退職された町職員がまた町のほうに再就職されたという、そういう該当者の方々が今何名おられるか、ちょっと答えていただきたいと思います。

○議長（東村 和往君） 総務企画課長。

○総務企画課長（渡邊 知昌君） 今現在1年間を通じてという話になろうかと思いますが、役場のほうには工事検査員として2名、この方は毎日ということではございませんが、週3日という形で1年間を通じて今委託職員として雇用しております。

それから、町職員ではないんですが、農業コーディネーターということで先ほど言われました

ちょっと高齢になるんですが、この方が1名。

それから、ほかは役場じゃなくて社会福祉協議会1名、それからシルバー人材センター、これに1名ということをごさいます、工事検査員については検査の独立体制を確立するといったような必要性から採用しております。それから、農業コーディネーターは地域担い手育成総合支援協議会というところで雇用しております、そういった担い手の指導的な立場ということをごさいます。それから、社会福祉協議会は町職員を引き上げたということで、当分の間、当面ということで当面の指導体制から雇用してると。それぞれ専門性、特殊性、経験等をかんがみながら、退職された町の職員の方を採用したということをごさいます。

○議長（東村 和往君） 財部君。

○議員（2番 財部 一男君） そういう再就職をされる方々に当たり、町としてぴしゃっとした基準が設けてあるのか。ただ単なるその人たちの雇用要請なのか、それとも行政が必要になったから要請されたのか。そのあたりについてもちょっとお聞きしますが、雇用するに当たるそういう基準というのもあるかないかわからんような形で、特定の方だけがもしそういう形で採用されておるとすれば、やはり問題があると私も思いますし、そのあたりについてももう少し詳しく回答していただきたいと思います。

○議長（東村 和往君） 総務企画課長。

○総務企画課長（渡邊 知昌君） 本人の希望でということではございません。あくまでも町の職場における職種の特殊性から、町のほうから要請をして採用したというところをごさいます。

それに対する基準ということをごさいます、今のところ退職者に対してこういった基準で採用してますといったようなところはございませんので、一般の委託者あるいはそういった雇用形態の中で、そちらとの調整を図りながら、そういった基準で定めているということをごさいます。

ただ、平成18年の4月に高齢者雇用安定法という法の改正で、60歳以上の雇用の確保が義務づけられております。これは定年制を引き上げる、あるいは再雇用制度を導入する、あるいは定年制の廃止、そういった措置を講じながら65歳までの雇いを確保するといったようなところをごさいます、定年の引き上げや定年の廃止については、国・県においてもまだ運用がされておられません。年金の支給年齢の引き上げに伴い運用されるんですが、再雇用制度は既に運用が始まっております。

本町においては、この再雇用制度の条例は制定しております。まだ、しかしながら運用してないといったのが実態をごさいます。将来的にはこういった法律の運用を始める必要性が出てくるんじゃないかなというふうに考えております。しかし、こういった制度の導入については、周りの状況、町の状況等を十分見ながら、慎重に導入していかなければならない状況かなというふうに思っています。

基準については、再雇用制度という基準はあるんですが、今のところそれについては運用をしてないということでございます。

○議長（東村 和往君） 財部君。

○議員（2番 財部 一男君） 定年制の問題が引き上げになったとか、それから廃止になるとか、そういう問題が本当にあるんだったら別なんだけど、本人の希望等で早期退職をされた、そういう方々のほんの一部の人たちだけにそういう再雇用の機会を与えている。町民の間からみれば天下りじゃねえかと、はっきり言って、（「そうだ」と呼ぶ者あり）言われる部分は十分あるんですよ。

先ほども私申し上げたんですが、雇用するに当たり町としてのそういう定年退職された方とか早期退職された方でも、ぴしゃっとした基準等を設けて、だれが見ても平等な取り扱いしてるなということであれば、それは私はそれなりの意義があると思うんだけど、ほんの一部の人たちだけをそういう形ですれば、町民から見れば、先ほども言ったように、ほんの一部の人たちに対する優遇政策でしかないじゃねえかとか、そんなことを町長なんかも十分考えた対応していかなければ、あなたが言うように、よく職員の方々に対して親愛なる職員とか言葉だけで言われているようですが、それから町民との対話とかよく言われる割には、どっか欠けてるなと思います、私は。

そういう政策じゃなくて、堂々とやはり町民にこういう基準があってこういう形で採用してるんですよと言えるようであれば、それは町民も納得すると思いますよ。そういう基準もないままに、このような形で一部の人たちだけを採用したり、再雇用したり。長い人は、それこそ70歳以上になると、あの人は多分退職されてから県の仕事や何やかやされて、また来ちゃったげなから言われたりするもんだから、本当そのあたり考えてみたら、ほんのその人の一部の言うために行政が利用されているというふうに言われても仕方がない。

私はやっぱり何か欠けてるんじゃないかな。あなたたちがやってる仕事の基準とか本当そういうものを、法令遵守とかよく言われるであればあるほど、そういう法令遵守とするためにも、ぴしっとしたものをつくっておくべきだと思う。今後の者でもずっとありますから、町長が先ほども公約の問題等で少ししゃべられたけど、やはりそういう本当の意味で言えば、町民が本当に納得できるようなそういう雇用政策もぴしゃっとしておかないと、やはり一方的な形だけでされると大変だなというふうに言われる筋になると思います。

そういう意味では、今再雇用されてる人たちが、私が見たつが6名かなと、先ほど言われたのは5名のような感じやったんですが、6名かなという気もしない、それは結構ですけど、どうであつたにしろ1年とかいう契約なのか、とか言いながらも結構中にはもう2年3年とかなってる人がおるわけですよ。だから、そういう意味で言うと天下りもよかところやと言われても仕方が

ないんですけどね。本当に基準みたいのをつくる気があるのかどうか。まず、町長お願いします。

○議長（東村 和往君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） 言われるとおり、そのような基準といいますか再雇用の基準、また委託者、そしてまたその後の退職者、これらの選考基準ちいいますか、こういうもの等につきましても町民にわかりやすい基準というものを今後検討していきたいというふうに考えているところがございます。

以上です。

○議長（東村 和往君） 財部君。

○議員（2番 財部 一男君） 最初に申しあげましたように、雇用のこの厳しい時期にそういう一部の人たちのためになるような政策だけじゃなくて、やはりだれが見ても納得ができるような方法を考えていただきたいと思いますし、最初に申しあげましたように、町民の若い人たちが本当に困っているわけですから、そういう人たちが雇用できるような環境をつくるというのも、やはり腐心していただくというのが肝心だと思いますので、先ほど申しあげましたように、そういうことを踏まえながら、この町職員の退職に関しても、私が技師という形で出したのも、そういう意味で出してるわけですから、ぜひそのあたりについては再度考えていただきながら、やはり公務員の場合であれば、それなりに退職さえすれば退職共済とか満足に食べる共済じゃないというのわかっています。だけど、今はそういう共済とかそういう共済年金の一部ももらえない、そういう人たち、若い人たちがいっぱいいるわけですから、そういう人たちのために雇用はどうあるべきかということを含めながら考えていただきたいということを、まず申しあげておきたいと思います。

次に移りたいと思います。

次は、三股町土地開発公社について質問いたしますので、よろしくをお願いします。

新聞報道等によりますと、県の土地開発公社においては使命が終わったというふうなことで、開発公社を廃止する報道がなされております。本町の開発公社は現在でも黒字経営で運営されておりますが、その黒字経営ということについては、この厳しい中においては大変すばらしいことじゃないかなというふうに判断しておりますが、ただ、黒字経営だからそのままおっついていいというふうには私は考えません。なぜなら、やはり今の時代に合わない部分というのはいっぱいありますので、そのあたりについての検討はすべき時期に来てるんじゃないかと考えてます。

そういうことで、現在の開発公社の経営現状はどうなっているのか。また、時代の流れによっては公社の使命は終わっているんじゃないかというふうに考えますので、ご回答を願いたいと思います。

○議長（東村 和往君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） 三股町土地開発公社について、①の土地開発公社の現状と②の公社の使命は終わったのではないかとということでございますが、まず①について申し上げたいと思います。

ご承知のとおり、土地開発公社は公有地の拡大の推進に関する法律、普通、公拡法とっておりますが、この第10条第1項の規定によりまして設立された法人でございます。そういうことで、市町村からの依頼等に基づき、地域の秩序ある整備を図るために必要な公有地となるべき土地の取得、造成等を行うものでございます。

本町の土地開発公社の経営状況でございますが、平成21年3月末現在で町の土地開発基金から1億7,900万円の借入金があるものの、保有用地及び現金等の資産の総額が約3億8,000万円となっております。これまで健全な経営状況を維持してきたものでございます。

それから②でございますが、土地開発公社の役割についてでございます。

本町の開発公社では、現在宮村地区において、過疎地域対策を目的とした宅地分譲事業を実施しているところでございまして、既に用地取得を完了し来月以降には造成工事に着手することといたしております。

そのほか、これまでに天神原宅地分譲事業を実施するなど本町の地域活性化及び（テープ中斷）公共施設の整備等に大きな役割を果たしてきたものでございます。

しかしながら、平成21年8月には総務省より土地開発公社の抜本的な改革を集中的かつ積極的に行うための通知が出されるなど、これまで宮崎県を初めとする県内の各市町村においても、随時土地開発公社のあり方についての検討がなされているところでございます。

本町の土地開発公社につきましては、健全な経営を維持してきたところでございますが、一方では町を挙げて積極的に行政改革に取り組んでいるところでございますので、今後そのあり方についての検討を進めてまいりたいというふう考えているところでございます。

以上です。

○議長（東村 和往君） 財部君。

○議員（2番 財部 一男君） 時代の流れといいますか、確かに開発公社の使命的な問題も含めて、本当に本町のためにもなったことはそれなりの効果があったというふうには私も思っておりますが、今土地が売れない時代といいますか、もう町内至るところ見てもらってもわかりますように、土地の不動産売買予定地とかいろんな看板いっぱい出てますが、そういう形であっても、とてもじゃないが売れない状況。今、町の中心部であっても、坪で言えば下手したら稗田あたりでも3万、4万である時代だというふう聞いてます。ただ、まあああいう植木、稗田、花見原、ああいう優良な宅地の場所でも、とてもじゃないが今5万円以上するような土地はないぐらいという話を聞いておりますが、現状はいろんな形で違う面もあると思いますけど、町が不動産売り払いをする場合においても、あれ、こんなに安くてもいいのというぐらいの実例も今現在出てます

よね。そういうふうにと考えると、やっぱり土地の売買関係、先ほど町長もいわれましたが、宮村の過疎対策事業で今度土地の購入が進んでおります。これを造成をしていって、そしてもし販売という形になれば、多分平成22年度半ば過ぎあたりには何かめどがつくだろうと思いますが、担当課等は売れるか売れないか、まず一番頭が大変だろうというふうに思います。

そういうふうに考えますと、どんな安く計算しても黒字にならないと、とんとんで売ろうとしても工事代金や何やこう入れていけば、坪3万近くなる可能性は十分あります。先ほど申し上げましたように、町の中心部でそういう状況があるのに、過疎地である宮村あたりで果たして坪3万とかいう形を出したときに売れるのかどうか。私はやっぱり危惧するものがあるんですよね。

そうすると、確かに今現在は開発公社としては黒字で2億近くの金が残っているような形になりますが、そういうものが続いていけば、やっぱり重荷をしょっていくようなものですから、当然私は検討していかなきゃならないときだろうと思ってます。

だから、こういう開発公社自体が一番今、ほかの市町村の場合とちょっと私が比較してませんが、県の場合にご存じのとおり、高原みたいに大きな赤字の工場団地をつくって、ああいう形で県の何十億という金を入れて閉鎖をするような事態に入ったわけですが、そういう将来も考えてはならんとは限らんわけですから、今の段階で私はやはりこの公社がいいときに町のほうに一本化することが大事じゃないかと。今持っているお金も、目的ごとに積み立てていけば、最終的にはまだ土地とかもいっぱいありますので、そういうのを処分したりする、当然町が買い入れたような形しなきゃならんだろうと思いますが、いうふうにしていけば、そこに何億かの基金でも積み立てておいて、本当言ったら過疎対策関係で困ったときにすぐ対応できるんですよね。町のほうとしてそういう基金を持っておって、もし過疎対策関係のために使うんだとかいう形をつくっちゃえば、それなりの価値観も出てくるわけですから、やっぱそういうことを考えるならば、今が一つの時期じゃないのかなと。開発公社を運営していけば、当然そこには理事さんも出てくるし、幹事さんも出てくるし、いろんな役員の方々も入っていかなきゃ。そこにはもう言えば二重払いをするような形で、要らん経費も要るわけですから、そういうふうを考えれば、もう今の時代は開発公社を維持していく必要も私はないんじゃないかなというふうに考えますので、町長の見解をお聞きします。

○議長（東村 和往君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） 先ほども答弁の中で申し上げましたが、昨年8月に総務省のほうから、この土地開発公社の抜本的な改革について、通達等も来ているわけでございます。そこでたまたま現在、宮村の宅地分譲の事業に入っているさなかでございまして、この事業を成功させるためには、よっぽどこの地区の皆さん方とPRをしながらこの分譲の完売に努めていきたいというふうに考えております。

○議長（東村 和往君） 一般質問は、これにて終了します。残りの質問は、明19日に行うこととします。

_____ . _____ . _____

○議長（東村 和往君） それでは、以上で本日の全日程を終了しましたので、これをもって本日の会議を散会します。

午後4時33分散会

議事日程(第4号)

平成22年3月19日 午前10時03分開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員(12名)

| | |
|------------|------------|
| 1番 指宿 秋廣君 | 2番 財部 一男君 |
| 3番 上西 祐子君 | 4番 大久保義直君 |
| 5番 重久 邦仁君 | 6番 東村 和往君 |
| 7番 池田 克子君 | 8番 原田 重治君 |
| 9番 中石 高男君 | 10番 山中 則夫君 |
| 11番 黒木 孝光君 | 12番 山領 征男君 |

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

| | |
|-----------|-----------|
| 局長 上村 陽一君 | 書記 川野 浩君 |
| | 書記 山田 直美君 |

説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|-------------------|--------|--------------|--------|
| 町長 | 桑畑 和男君 | 副町長 | 木佐貫辰生君 |
| 教育長 | 田中 久光君 | | |
| 総務企画課長兼町民室長 | | | 渡邊 知昌君 |
| 税務財政課長 | 原田 順一君 | 町民保健課長 | 重信 和人君 |

福祉課長 大脇 哲朗君 産業振興課長 下沖 常美君
都市整備課長 中原 昭一君 環境水道課長 岩松 健一君
教育課長 野元 祥一君 会計課長 山元 宏一君

午前10時03分開議

○議長（東村 和往君） 定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1. 一般質問

○議長（東村 和往君） 日程第1、一般質問を行います。

発言については、申し合わせ事項を遵守して発言してください。発言順位5番、指宿君。

〔1番 指宿 秋廣君 登壇〕

○議員（1番 指宿 秋廣君） おはようございます。それでは、通告しておきました案件について、最初1項目だけ質問をして、あとは質問席から行いたいと思います。

町独自の景気浮揚対策について、平成21年6月議会において、都城市が取り組んでいる住宅リフォーム事業の質問を行いました。その答弁で町長は、「これにつきましては、内容等を十分協議しながら、今後やっていきたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います」と答弁されています。今年度当初予算を見てもわかるように、固定資産税は、景気の推移に左右されにくい性格を持っています。

そこで質問いたします。増改築の補助制度等の進捗状況について質問いたします。9カ月経過しましたが、どのような内容で協議をされたのか、答弁をお願いいたします。

また、国が今般、断熱材や窓の二重サッシ等の工事を行うと、エコポイント制度が3月8日からの申請から始まっています。本町においても、これに見合うようなものが検討されているのか、されていないのか、お願いいたします。

2点目について質問いたします。

新築される建築主に町産材の現物給付について質問いたします。

自治体によっては、3年間の固定資産税の免税を行うところなど、新築には町内の町産材の製材所もしくは木材協議会のような団体をつくり上げて、いろんな補助をやっている。先ほど申しました税等の軽減も含めてやっているとあります。本町について、そういう協議をされているかどうか、ご答弁をお願いをしたいと思います。

以上、演壇からの質問を終わり、あとは質問席から行います。

○議長（東村 和往君） 町長。

〔町長 桑畑 和男君 登壇〕

○町長（桑畑 和男君） おはようございます。それでは、ただいまの質問にお答えしたいと思います。

1 番目の町独自の景気浮揚対策について。①の増改築の補助制度検討の進捗状況についてということでございます。

本町での状況につきましては、昨日上西議員の質問の中で答弁をいたしました。いわゆる一般住宅のリフォーム事業の実施は行っていないわけですが、障害者や要介護認定を受けた高齢者を対象に、三股町障害者住宅改造助成事業、三股町高齢者住宅改造助成事業を既に平成8年度より実施しております。

そして、新年度の新規事業といたしまして、特定高齢者住宅改修費補助事業を計画しているところでございます。

この新規事業につきましては、改修、リフォーム事業の請負業者を町内業者に限定しようということ考えているところでございます。

今回、ご質問、ご提案されております一般住宅の増改築への補助制度の検討、ご提案でございますが、国では昨年末から住宅の新築、リフォームについてエコポイント制度を導入しました。経済対策、環境対策として、1年間の期間限定ではございますが、この事業の推移や22年度からの町独自の特定高齢者住宅改修事業の取り組み状況、三股町建築物耐震改修促進計画に基づく耐震化の促進及び町内産業や事業の活性化の見地から一体的、総合的に今後検討をしてみたいと。

なお、昨日上西議員の質問でお答えしたわけですが、リフォーム、それから耐震診断、耐震改修、これにつきましては、平成22年度、一体的また総合的にとらえまして、町の単独の支援制度に向けて調査検討をしてみたいということでございます。

それから、②の新築される建築主に町産木材の現物給付についてということでございます。

新築住宅を建築される建築主に町産木材の現物給付についてでございますが、町産木材につきましては、都城市の原木市場等に搬出され、それぞれの製材業者に売買され、製材、加工され、建築資材として利用されておりますので、町内産としての区別ができなくなり、町産材と指定しての支給は難しいというふうに思われます。

現在、宮崎県県産材流通促進機構による宮崎杉材の乾燥柱80本を60名、内装材10坪20名の県内の方にプレゼントし、県産材の需要拡大を推進しようとしております。また、今回、国の住宅エコポイント制度が始まりました。この制度は新築エコ住宅にポイントが発行されるものであり、今後の状況を見守りながら、本町の方策を検討をしてみたいというふうに考えているところでございます。

以上、回答といたします。

○議長（東村 和往君） 指宿君。

○議員（1番 指宿 秋廣君） それでは、まず住宅リフォームの関係の質問をいたします。

町長、先ほど登壇で質問したように、私がしたときに、もう9カ月たっていると思います。そして、町長は検討されると言われましたけれども、検討しても、次の町長が実施するちゅうことになりかねないわけです。今回が最後のものだろうというふうに思っています。

住宅リフォームの関係でいうと、今回の議会に提案されております公共下水道の負担金6万2,000円、それについてを取らなくて、発注するんだということでしたけれども、都城市のリフォーム促進事業については、町長は十分頭の中に入られての答弁なんですか。お伺いいたします。

○議長（東村 和往君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） 都城市は、平成15年度からこの事業を始めているようでございます。

以上です。

○議長（東村 和往君） 指宿君。

○議員（1番 指宿 秋廣君） 年度もそうなんですが、21年度から始めようが、19年度から始めようが、そういうことではなくて、内容がどういうシステムになっているのかということはお聞きでしょうか。お聞きいたします。

○議長（東村 和往君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） 具体的にはわかっておりませんが、担当課のほうでは把握をしていると思います。

以上です。

○議長（東村 和往君） 指宿君。

○議員（1番 指宿 秋廣君） 町長は優秀な部下を持っていらっしゃるわけで、しかしどんな優秀な部下を持っていても、例えばオーケストラに例えると、どんなトランペットの優秀な人が、どんなピアノの優秀な人がいても、指揮をとる人がぴしゃっと統制しないと、それはただの騒音でしかないわけです。

今回の下水道の問題であっても、住宅リフォーム事業と合体して考えれば、十分に考えられたはずなんです。この前のときには、私は多分見せたと思います。書いてあるんです、ここに。単独浄化槽、便所からの公共下水道または合併浄化槽への切りかえ工事も含むんですよと書いてあります。この中には、まず住宅もそうですけれども、車庫等も入るんです。

私も自分の家を修繕したからわかりますけども、1回手をつけると、なかなか整合性がつかなくて、どんどん広がっていくんです。自分の家ですから、かわいいですから。そういうことで、その最初の思い切りをつけてやりましょうよというのがこれの趣旨だと思うんです。

読むと、「住宅リフォーム促進事業とは、市民が居住している住宅等の増改築工事を、市内の施工業者に発注される場合において、その経費の一部を補助することにより、生活環境の向上と市内産業の活性化を図るものである」こう書いてあるんです。これが主たるものです。だから、特定のところに今困っていらっしゃる人に、それをやるなという意味じゃないです。もう少し包括的にやったらどうですかと、9カ月前にも10%枠ですよと。この問題については、やっぱりみんなで知恵を出してやっていくということになれば、特定のところ、合併浄化槽だけにそういう特典があるのではなくて、三股町全体に特典がありますよと。その中で、どうですか、もちろん予算の範囲があります。青天井でやれということは申しているわけではありません。これにも、都城市の場合、1億円です。これは予算が要するに来たら、その時点で終わりです。こういうふううたってあるわけです。

だから、この提起したときに、このときは確かに初めてだったのかもしれませんが。それを踏まえて、今回の予算に反映されていませんよね。もちろんこれを通告したときには、迷いました。反映されたときには取り下げないといかんのかなと思いつながら出しました。ですよ。要するに通告のほうが先ですから。そういう趣旨のものなんです。

今から検討しますったら、要するに、9月議会に出されたらおかしくなるでしょう。6月議会はそんなに大きな補正を組むようなものじゃないです。当初からわかっていたようなものですから。そうすると、この事業そのものは、検討しますという言葉は、検討だけしておきますということにつながりかねない。都城市は慌ててるんです。先ほど言われました。町長、勉強されてました。15年から、私は知りませんでした。しかし、大分前からなっているということは知ってました。これの問題について、町長は、どういう感触を持たれていますか。もう1回お願いします。

○議長（東村 和往君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） 先ほども申しあげましたように、リフォーム事業、そしてまた耐震診断、耐震改修、こういうものを一体的または総合的にとらえて、平成22年度から行うように検討をしてみたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（東村 和往君） 指宿君。

○議員（1番 指宿 秋廣君） 次の問題とも重複するのかもしれませんが、少ない予算でいろんなことを町がやるということになってくると、町からお金を補助金をもらって100%施行工事でやるという、余波もそうでしょうけれども、やっぱり呼び水というか、そういうことが必要でなるべきだろう。例えばこれに500万であろうが、1,000万であろうがついていれば何も言いませんし、ああさすがですねという話になったと思います。都城市は大々的にやって

て、自分のところに住宅をつくらせたい、もしくはリフォームさせたいというのがあって、そうすることによって、三股の業者はオフになっているんですよ。わかります。市内の業者に限定されているんですよ。都城に三股の業者が行こうと思っても、それをやろうと思っても、補助金がついてないですから、自分でばちかぶるか、その業者が10万円分値引きしますとばちかぶるか、あきらめるか、下請に行くかしかないんです。

やっぱり、真剣に、きのうの質問でもありましたけれども、困っていらっしゃるところに、すべてとは言いません。すべて救ってくれとは言いません。しかし、救う気はありますよぐらいはあってもいいんじゃないかというふうに思っています。

これについては、多分予算化されていないので、今から補正予算を組むというような議員の力もないでしょうから、次の問題と絡めていきます。

それと、このリフォーム事業の関係で言うと、これは私のただの思いつきで申し上げますが、例えば10%、上限10万と都城市のとおりすると考えて、今度、福祉でもそうでしょうけども。私は、それに対して、お金をあげるというのは、いかがかなというふうに思っています。例えば、ただの発想で申しわけないんですが、商工会とタイアップして、商品券を配りましょう。んならとそうすることによって、町内の需要の喚起をもう一つ考えるというような、要するに町があげるわけですから、日本銀行券ではなくても、三股町内の独自発券でも別に構わないわけで、それについての意見をお願いします。

○議長（東村 和往君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） その辺につきましては、商品券を渡すというようなことですが、これについては有効なことではないかというふうに考えています。町内の商店でこれを使ってもらうということは非常に有益なことではないかというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（東村 和往君） 指宿君。

○議員（1番 指宿 秋廣君） もし何かのためになれば、そういう、二重、三重に、町内の者に回るようなこともやるとすれば、論議をしてほしいなあというふうに思います。

さて、2番の問題に行きます。答弁の中であつたんですけども、私は、三股町の山から切られたのが、原木市場とかそういうところに行くので、特定が難しいからだめと、そんなことはだれも聞いていません。農産物に例えると、外国からできたものが、入ってきて、漬物にしたら、日本産なんです。日本産です、どこどこ産です。手を加えているから。私が言っているのは、原木を持ってきた製材所で加工したら三股町産じゃないですか。答えをお伺いします。

○議長（東村 和往君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） すべてが三股で搬出された材ではないということ考えています。

以上です。

○議長（東村 和往君） 指宿君。

○議員（1番 指宿 秋廣君） すべてがとだれも言ってないです。だれもすべてがと言ってないんですよ。要するに、町内で建てられるときに、三股町から例えば幾ら分からの、新たに協議会でもつくってもらって、製材所さんが何とか木材推進事業促進協議会でも何でもいいじゃないですか。そこで町から来たものを、例えば10万とか20万とかいう現物を本人さんの建てているところに行って、町からこういう補助制度がありますよと、何を希望されますかと。柱なり、あると思いますね。ひょっとしたら、かわらがと言われるかもしれんです。何かを町産のものを提供します。そのときに、材木としますと、行きます。建てる前ですから、補助金が申請せにゃいけないわけですから。建てる前に町に来ます。そうすると、その製材所は御用聞きに行きます。建てる人に。そうしたら、そのところで顔見知りができるわけです。そうすることによって、新たなものも買ってもらえるわけです。町からのものじゃなくて、そういうことで顔つなぎをすることによって、少しでも、例えばそこで10万でも20万でも新たな需要が喚起できるのではないのかなということ、この質問を起しているんです。

要するに、町産材の現物給付という意味は、家をつくるものについては、すべて三股町産でつくれとだれも言ってないんです。その人が、いろんなつき合いもあるでしょう。いろんなところから持ってくるでしょう。だけど、三股町が現物給付をしますよ、例えば20万円分だけ現物給付をしますよと。そうしたら、建物の柱はこの寸法でないといかんとか、そんなことを言っているんじゃないです。その契約したところから行って、何を必要とされますかと。何が必要ですか。行って話をして、4寸角の柱が欲しいといったら、それは何本分ですよということ、現物給付はどうですか。そうすることによって、いやうちの車庫は今度は板にしようと思ちょっとよな。それはうちで納入させてもらえませんか。新たな契約関係が入ってくるでしょうがと。それを申し込んでいるんですよ。もう1回お願いします。

○議長（東村 和往君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） よく宮崎県は木材の県でもあるということから、本町におきましても、総面積の73%は森林であるわけでございますが、そのようなことで、そういう地元でできた材を使うということは、非常に有益なことではないかということ、考えております。

今後、そのような方策を立てていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（東村 和往君） 指宿君。

○議員（1番 指宿 秋廣君） 税務財政課長にお伺いをいたします。

きょうの新聞に、土地の公示価格が出ていました。三股町は下がっていました。三股町といわ

ず全国ですが。当初予算を見ると、固定資産税は上がっています。要因は何ですか。

○議長（東村 和往君） 税務財政課長。

○税務財政課長（原田 順一君） 三股町の固定資産税が上がる理由としましては、新築の住宅、あるいは土地が農地から宅地等への転用、これによるものが大きいところがございます。

○議長（東村 和往君） 指宿君。

○議員（1番 指宿 秋廣君） わかるように、要するに、固定資産税は景気の浮揚に左右されることなく、確実に収入があるわけですよ、町にとっては。これは、例えば各自治体の収入を安定化を図るわけではなくて、これは戦争の昭和までさかのぼって、今まで国が取っていた土地、県が取っていた家屋を一緒にして市町村に移管したわけですよ。そして、もともと税務署が持っていた第1原図を自治体にやって、だから自治体を持っている通称字図と言われるものは、第1原図なはずなんですよ。

そういう歴史からいって、固定資産税が安定的に市町村にこう持っていられるんですよということからいうと、その固定資産税を確保するためには、新たな家をつくってもら。家は古くなると、軽減がかかっていきます。どんどん落ちていきます。

そういう形でいうと、これについて、相当都城市の住民の方に、三股町に住んでもらうためには、税金をある一定する価値がありますよ。税も安いですよ。地価も安いですよ。家をつくるときにはこういうのがありますよというふうに私は感じるんですけども、再度お願いします。

○議長（東村 和往君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） 先ほど財政課長が申し上げましたように、固定資産が対前年比で伸びているということがございます。やはり、この家屋を建築するという事は、いろんな面で建築の過程で、いろんな業者が何名も入って、一つの家ができるわけでございますが、そんなことで非常に波及効果は大きいということを考えているわけでございます。

そういうことで、家屋の家の建築ということは今後も十分考えながら、先ほど申し上げたような、一体的に検討して、今後やっていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（東村 和往君） 指宿君。

○議員（1番 指宿 秋廣君） 今、ありましたように、多分、町長は自分で提案されたからわかっていると思いますが、平成21年度は2,700万円固定資産税は下がって、しかし22年度は4,400万上がっている。景気はことしのほうが多分悪いはずですよ。去年、財政課内で予算をつくったときのほうが景気はまだよかったです、今よりも。というところから言っても、これは評価がえ等々いろいろあるでしょう。考え方は。

だけど、その中で、三股町に住んでもらうために、県産材をという、そんな広義的な話じゃな

くて、リフォーム事業ともバッティングしますけれども、町内の品物の需要喚起をするためにはどうするかということを実際に考えてもらえれば、現物給付というのも、一つの大きな、次の需要を喚起するために、三股町のいろんな人たちの産業をする人たちの次の事業をするためにという現物給付、町内の産物という現物給付、特定が難しいと言われましたけれども、そう言われても、まだ特定が難しいと思われているかどうかだけお願いします。

○議長（東村 和往君） 産業振興課長。

○産業振興課長（下沖 常美君） 木材につきましては、先ほど町長が申しあげましたように、都城市の原木市場、県森連等に搬出されております。三股町に現在製材をされている方が杉関係が1社、ヒノキ関係が1社の2社、現在稼働しておりますので、町産材が出てくるというのが、なかなか難しい、製品になってしまえば、なかなか町のものとの限定ができないということで、難しいということでもあります。

以上です。

○議長（東村 和往君） 指宿君。

○議員（1番 指宿 秋廣君） 1社と言われましたけども、まだあるんじゃないかと思っています。上原さんもあれば、石川さんもあれば、石坂さんもあれば、いろいろあると思います。そういう1社でどうだという話を、多分私は製材というところからいうと、いろいろなところがあると思うんですが、再度、であれば、広義的に、かわらもありますよね。もう1回お願いします。ないですかね。製材所はないですか1社しかないですか。

○議長（東村 和往君） 産業振興課長。

○産業振興課長（下沖 常美君） 製材業と専属でやっているところは、2社、ヒノキと杉と1社、あとあと国分さん、石川さん、上原さんといらっしゃいますけど、実際、自分の住宅を受けたときに、自分ところの住宅に対する製品をつくるというのを今ほとんどやられているという話を聞いておりますので、1社というのは、そういう専属に製品をつくっていらっしゃる方がいらっしゃいますということで回答したところです。

以上です。

○議長（東村 和往君） 指宿君。

○議員（1番 指宿 秋廣君） そんなもん、町からこれだけ金が行きますと言ったら、絶対つくるに決まっているわけで、絶対、いや、町から20万円かた、材木を納入するという話をしたときに、いや、うちは絶対に入れませんよとならないわけで、多分、製材所、それから建築兼ねてやられているんだろうというふうに今思います。だから、町産材の促進のために、どうするのか。手を加えたら、すべて町産材というらまえ方をするという意味で言ってますから、そういう形で、これは1社だから、特定のところだけを持ち上げるためだけだということではない意味で言

っておりますので、もう1回、何社、兼業でやられているのをふっくるめて、何ぼあるか、もう1回教えてください。数を書くのを忘れてましたので、お願いします。

○議長（東村 和往君） 産業振興課長。

○産業振興課長（下沖 常美君） 私の記憶ではたしか、名前を言えば、石川さん、国分さん、上原さん、堀正さん、その程度です。

○議長（東村 和往君） 指宿君。

○議員（1番 指宿 秋廣君） 町長、というように、町産材、町の持っている人たちが手を加えるということだけでとると、いっぱいいらっしゃるんですよ。特定の人だけじゃないです。私が言っているのは、そういうことで、少しでも何かならんのですかということを行っているつもりです。

だから、おぼれている人に、傍観するのも町ですし、わらをもつかむというから、わらぐらいは投げてやろうかと思うのも町だと思います。

そういう意味でいうと、真剣に先ほどのリフォームについては、商工会とタイアップしてどうですかとか、こういうものについては、いっぱい材木を使うんで、現物給付ということも考えられませんかということなので、ぜひとも、これについての道しるべだけは、各担当課、もしくは副町長以下に提示をして検討していただきたいと思いますが、再度お願いします。

○議長（東村 和往君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） 今後、その件につきましては、内部で十分検討をさせていただきたいというふうに考えています。

以上です。

○議長（東村 和往君） 指宿君。

○議員（1番 指宿 秋廣君） 検討は、しない検討も、する検討も、もしくは検討だけで終わるということもあるわけで、そうではなくて、実施に向けた検討を論議をしてほしいと思います。

要するに、いろんな限られた予算の中で、どうやってほんなら大きなことをするかちゅうたときには、やっぱり予算の範囲内という限定はつけてでも、何かをやらざるを得ない。自治体によっては、太陽光だって、補助金を出しているところがあるわけですよね。串間も出しているんですか。太陽光だって補助金を出しているような自治体も、宮崎県でもあります。鹿児島でもあります。

そういうふうに、いかにしたら、景気浮揚が自分のところの地場でなるのかということを考えながらされているんだろうと思います。ただ、太陽光発電をしている何とかという大手の電気会社だけをもうからせるためにその自治体でやっているのではないと思いますよね。ないと思います。それを施工する業者がいる。だからどうかして、その人たちを助けないかんということか

ら、多分なっているんだと思います。でなかったら、その当該の市民から、突き上げを食うはず
です。何でだと。特定の人だけ利益を享受するだけじゃないかということになると思いますので、
それはもう1回そういうことを踏まえた上で、太陽光発電のコメントは求めません。そういう自
治体もあるということで、とらまえてほしいと思います。

次に行きます。ホームページをいろいろ見ると、いろいろな自治体が、首長の交際費を公開を
しています。隣町も都城市も、都城市の場合は、月で全部どうしたと書いてあります。三股町の
場合は、交際費は年間56万ぐらいだと思います。54プラス2だったような気がしますが、そ
れについて、町長の交際費のホームページ上への掲載、とりあえず、ホームページへの掲載、よ
ろしくお願いします。

○議長（東村 和往君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） 情報公開について、①の町長交際費の内訳を公開すべきじゃないかとい
うことですが、ご承知のとおり、交際費は、町の行政執行を円滑に進めるため、町長等
が町を代表して外部との交際を行うための経費でございます。

具体的には、町を代表して出席する会合や、懇談会などの会費を初め、お祝いごとや不幸に対
しても相手方との信頼関係や友好関係の維持増進を目的として、社会通念上妥当な範囲内におい
て支出する経費でもございます。

本町におきましても、慶弔基準という内規に従い支出を行っているところでございます。近年、
この交際費の公開につきましては、宮崎県を初め多くの自治体で公開されており、本町におきま
しても、病気見舞いなど、相手方のプライバシーにかかわるもので、配慮等が必要なものなどの
基準等を整備した上で、公開に向けて取り組む所存でございます。

以上です。

○議長（東村 和往君） 指宿君。

○議員（1番 指宿 秋廣君） 情報公開、ホームページと、先走って言ってしまいましたけども、
来いと、来たら見せるよということでは、なかなか情報の公開にはならないというふうに思いま
す。都城市も、もう完全にオープンにしています。今の答弁の中で、お祝いごと、不幸と言われ
ましたけれども、不幸は電報が入るのですか。お願いします。

○議長（東村 和往君） 総務企画課長。

○総務企画課長（渡邊 知昌君） 町内のご不幸があられた場合の、弔電という形で、通信運搬費
でしてございました。この交際費の中では支出いたしておりません。

○議長（東村 和往君） 指宿君。

○議員（1番 指宿 秋廣君） いろんな意見もありますので、それも答弁は要りませんが、見
直す方向もひとつ必要なというふうに思っています。これは答弁要りません。

公開については、三股町が初めてするのなら、いろいろ検討が要ると思います。やろうといたら、あしたからでもできる。それも過去にさかのぼってできる代物だと思うんです。県と都城と宮崎ぐらい調べれば、ぱぱっとできるはずですよ。

その前の条例集のホームページ掲載についても、そうでしたけども、やれといたらぱっとできるんですよ。検討をされるのは、いつを目途に検討されるのか、お願いします。

○議長（東村 和往君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） 公開につきましては、前向きに考えているわけですが、先ほども申し上げましたように、相手方のプライバシーにかかわるもの等もあるわけですので、そのような配慮等を十分検討しながら、公開の基準について、整備をして、行ってまいりたいというふうに考えています。なお、また都城市と同じような形の公開基準というものを考えているわけですが。

以上です。

○議長（東村 和往君） 指宿君。

○議員（1番 指宿 秋廣君） ぜひ、公開基準なんていうのは、都城市に照会かけたり、宮崎市に照会かけたり、しているところに照会かければすぐ、それに準拠してやればいいことであって、今、秘密に何かするということがいっぱいいろいろ言われている問題です。

情報公開で考えられることですが、例えば、きょうも傍聴者の方いらっしゃいますが、私が質問が終わって、答弁が終わって、すべて時間が終わったら休憩に入ります。私たちには休憩室があるけれども、傍聴される方には休憩室がないです。座って待ちよけちゅうような話です。だから、情報公開をするためには、情報公開をしてもらって、そして住民の方にほかの見えていない住民の方に、広く知らしめてもらうひとつのお願いをしている人だというふうにとらえれば、例えば休憩室もあっていいかなど。そういうことも踏まえた上で、自分たちの情報をいかに町民の方に知ってもらうかという、少し視線を下げた検討をしてほしいと。これは答弁は要りませんが、そういう形をお願いをしておきます。

3番目の問題に行きます。国民健康保険の被保険者は、75歳を皮切りに、それで一線を引かれて、本人の意思とは関係なく、後期高齢者になります。75歳になった人は、私は嫌だと言っても、これは確実に変わるんです。その75歳になった後期高齢者の待遇と、74歳、後期高齢者適用前の対象者に、鍼灸という1点をとらまえても、大きな差異があります。サービスの。それについて、町長はどう考えられているのか、答弁をお願いします。答弁の中は、次行くといったように、鍼灸補助、完全に明記してありますので、答弁をお願いします。

○議長（東村 和往君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） 3番目の後期高齢者の保健事業についてということでございます。

①の後期高齢者の鍼灸補助対象額を国保被保険者と同様の取り扱いに変更はできないかということでございます。

後期高齢者医療被保険者につきましては、1日1回、1カ月に8回を限度として、年24回の末梢神経疾患及び運動器疾患による鍼灸、マッサージの施術に対し、行われておりまして、助成金額は1,000円というふうになっております。これは、保険者である広域連合が行っている事業でもございます。

平成20年度の利用状況を見てみますと、24回すべて使った人は被保険者の1.7%、受給者発行者の13.5%でございます。平均利用回数は9回という状況になっております。

また、平成17年度から19年度までの75歳以上の国保被保険者の利用状況を見ますと、24回以上使った人は、被保険者の3.4%、受給者発行者の22.2%であり、平均利用回数は14.2回ということで、過去の平均で見ても、広域連合の助成額で適用であると考え、助成金額を国保被保険者と同様にする考えは今のところないわけでございます。

もともと、この事業は、病院に行くほどではないが、鍼灸で治る程度の治療を対象としたもので、受領証を交付する際に、年に24回を超えるような頻繁に治療を受ける必要がある場合は、病院へ行って治療を受け、必要があれば、医師から同意書を出してもらい、鍼灸の治療を受ければ、被保険者証が使えるので、1割負担になることも説明をいたしているところでございます。

以上です。

○議長（東村 和往君） 指宿君。

○議員（1番 指宿 秋廣君） ならば、お聞きしますが、国保をこれは計算最高8回ですけど、平均計算は2回です。24回だから、多分国保は多分60回だと思います。使っていないだったら、なんで国保は60回なんですか。お答えください。これも病院に行ったらいいわけでしょう。24回にしたら、お願いします。

○議長（東村 和往君） 町民保健課長。

○町民保健課長（重信 和人君） この件につきましては、後期高齢者が発足当時に、鍼灸マッサージの回数が問題となり、県内の各自治体の回数を平均にして、24回になった経緯がございます。

以上です。

○議長（東村 和往君） 指宿君。

○議員（1番 指宿 秋廣君） 後期高齢者がゼロ回でもいいんです。50回でもいいんです。国民健康保険の被保険者は、町が全部持ち出しでやらしてるんでしょう。やらしているんでしょう。ということは、これを22回しか使ってなければ、60回にしても、1円も要らんとでしよう。出したらいいじゃないですか。お願いします。財政支出は必要ないじゃないですか。議長、もう

一回。

あの矛盾を感じないですか。要するに、後期高齢者の人も、精神的負担が取れるじゃないですか。きのうまで息子さん、お孫さんが連れていった。24回になって、もう15回を超えた。今度は、町に行って、申請書を出せば、町からそういう制度があるよと。これは後期高齢者制度の宮崎に行って申請をしろと、その分を後期高齢者から出せと、だれも一言も言ってないです。三股町として、今までどおり、国民健康保険被保険者と同じような対応はとることができませんかと聞いているんです。どうぞ。

○議長（東村 和往君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） 先ほども申しあげましたように、この助成金額につきましては、国保被保険者と同様なこの考えというものは、今のところ持ってないところがございます。

以上です。

○議長（東村 和往君） 指宿君。

○議員（1番 指宿 秋廣君） どういう理由で持っていないのか、この回数では私は納得できないんですよ。要するに、24回しか今までも使ってませんでしたよ。24回しか使ってませんよ。だから22回ぐらいでしたよ。だから24回にしましたよ。60回にしたって、1円も要らない、財政措置も要らないものについて、どういう理由でしないのか、お聞かせください。

○議長（東村 和往君） 町民保健課長。

○町民保健課長（重信 和人君） 今言われた24回以上、お金がかからないという意味がちょっとわからないんですけど。

○議長（東村 和往君） 指宿君。

○議員（1番 指宿 秋廣君） 町長の答弁で、17年度から19年度は平均して22.2回でした。24回以内におさまっています。だから、24回で十分ですと町長の答弁ですよ。だから、24回ですとなるなら、60回しても、1円もぜにが要らないわけです。高齢者の方が、気分的に、やっぱり国保から後期高齢者になっても、町はやっぱり見捨てちゃらんよなど、やっぱりおれたちのことを考えちよるよなど、後期高齢者でおまえたち県の連合やっどうという形になってないよなどということを、町はどう私たちにそれを、お金が1円も要らないものについて、町は考えてないでは納得できないので、もう1回答弁をお願いします。

○議長（東村 和往君） 答弁を求めます。町民保健課長。

○町民保健課長（重信 和人君） 町としましては、この回数でしか把握ができません。

○議長（東村 和往君） 指宿君。

○議員（1番 指宿 秋廣君） この問題について、もう1回、町長はその国民健康保険のときには、全部出していたと。たまたま無理やり後期高齢者ができたと。本人たちの思惑は別でやって

しもったと。これは国の制度だからしょうがないです。それを、考えてどういうふうにしているんですか。予算をやりますとといったって、ほとんど金が要らない代物じゃないですか。精神的に後期高齢者の人も利用がそんなにないのであれば、そうすることによって、お金も要らないものについて、もう1回、納得できないので、正式にこれについてやる気がないならない。要するに、後期高齢者の人については、もうおまえが75生きたからしょうがないわと、ひょっとして町長も75以上じゃないですか。認定やなんかせずに、そのまま後期高齢者になってください。そのまま認定じゃないと思いますが。とりあえず、町長にももう1回、これについて、休憩をとるなら、休憩をとっていいです。正規の答弁をお願いします。

○議長（東村 和往君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） 先ほども説明を申し上げましたように、平成17年から19年度までの75歳以上の国保被保険者の利用状況を見てみますと、24回以上使った人は、被保険者の3.4%、受領証発行者の22.2%ということもございまして、平均利用回数が14.2回ということでございます。そういうことからして、今のところでは、ふやす考えはないわけでございます。

以上です。

○議長（東村 和往君） 指宿君。

○議員（1番 指宿 秋廣君） 3.4%は、ならば聞きますが、いくりに該当するのですか、お願いします。お金。

○議長（東村 和往君） 町民保健課長。

○町民保健課長（重信 和人君） すみません。もう1回お願いします。

○議長（東村 和往君） 指宿君。

○議員（1番 指宿 秋廣君） 3.4%の人が24回を超えました。その超えた人の3.4%は幾ら金がかかっているんですかと聞いているんです。

○議長（東村 和往君） 休憩します。

午前10時56分休憩

午前11時08分再開

○議長（東村 和往君） 町民保健課長。

○町民保健課長（重信 和人君） 申しわけありませんでした。先ほどの質問で、国保の3.4%以上の金額ということですが、一応24回未満が198万円です。それで合計金額が578万9,200円で、それを引きますと、380万8,400円が3.4%となっております。すみません。24回以上の人が、380万8,400円となっております。

○議員（1番 指宿 秋廣君） 3.4%の人が超えたのが380万かかったということ。

○町民保健課長（重信 和人君） 24回未満が198万円、25回から36回までが、1,000円以下は切り捨てますけど、111万円です。37回から48回までが85万2,000円です。49回から60回までが184万円、合計の578万9,200円になっております。

○議長（東村 和往君） 指宿君。

○議員（1番 指宿 秋廣君） 言っている意味と私が質問したのがちょっとかみ合っていないようですが、町長も、今聞かれた数字を見て、どういう見解なのかをお願いします。

○議長（東村 和往君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） 実は、ご承知のとおり、後期高齢者の制度も、平成25年に廃止の予定でもございます。そういうことで、今後の社会状況を見ながら検討をさせていただきたいというふうに考えています。

以上です。

○議長（東村 和往君） 指宿君。

○議員（1番 指宿 秋廣君） 25年に廃止したから、22、23、24は目をつぶれということですか。22、23、24、25、4年間。何か意味がわからないんですけども。私は、言っているのは、平成22年度から本当は21年度からということで質問したかったんですが、22年度からこれについては、そういうふうになるもんだらうというふうに期待をしていたんですよね。今、答えの中で、3.4%がどのくらいかというときには、数字がふくそうして私にはよくわかりませんでした。

町長も、町長をやめられれば、後期高齢者ですよ。私よりも先に後期高齢者になるんだらうと思います。そうなったときに、いろんな意味で、病院に行かせないため、病院に行ってもらわないで、要するに座談会になっているとか、待合室がサロンになっているとか、いろんなことがありました。そういう形で、自分たちの健康は自分で守るというのは、その個人の問題もそうですけれども、行政の問題もそうなんですよね。個人の健康は個人が守るという意味は、ただ住民だけの話じゃないんです。それを代表しての自治体もそういうことだと思います。これは、言っても押しかけ問答でしょうから、時間もないんですが、ぜひ、これについて、25年度、26年度からは、もう廃止にないかい、ちょっと待てよちゅうじゃあなくて、22から25に亡くなった人は何の恩恵もなく亡くなるということです。ましてや、いろんな掛金は、年金からどんどん引いているわけですよ。問答無用ということですね。

逆ならいいですよ。24回まででした。75歳から60回になりますというのならわかります。よくわかります。だけど、どう見てもペナルティーにしか見えないんですよ。75以上、失礼やねえかと。だから落とすんよというふうにはしか見えないです。制度だけを見ると。ずっと国

保やった人を考えると。75になったのがいかなかったのかな。だから24回に落とされるのかな。こういうふうに思われると思うんです。

だから町長がそういう高齢者の方々の気分的なことも考えて、金が、例えば今あった時どのくらいかわかりませんが、200万とかそれくらいのレベルなのかわかりません。300万とかかわかりません。だけど、3.4%だからと切って捨てるのではなくて、何百万かあるちゅうことは、そんだけ利用者が多いちゅうことでしょう。3.4%の人数だから、それだけいっぱい行っている人はいるちゅうことでしょう。だから、もう1回、内部で検討されて、ようするにその自分のためにも、おれも75になるっちゃからと、75過ぎとっちゃけど、今は共済保険ですけど、あつもう後期高齢者だけど、そういう流利的なもの全部一緒なので、24回じゃなくて、今度60回という形で、25年に制度が廃止になったときには、それから時の町長が、そのときの情勢等々を考えながら考えることであって、今いる人が25年度のことを考えてもらっても困るんですよ。今いる人は今いることを考えてもらわんと。

要するに、大きな支出を何十億ちゅうのを、その今、後はどげんでんよかっちゃ。おんどんがすつとじゃちゅう話とは違うんですよね。だから、直接住民のものになるものですから、精いっぱい論議をしてほしいと思います。時間がないです。これについては、もしならんけりゃ、次の議会でも入れたいと思います。よろしくお願いします。

最後になりました。健康管理センターについて、通告をいたしておきました。

健康管理センターについては、多分平成5年度から供用開始しているのではないのかな。要するに器具という意味でいうと。そういうことで、相当老朽化が進んでいる。まあここにいらっしゃる執行部席に座っていらっしゃる人も利用されているのでわかっているとは思いますが、中に、使えなくて故障中と張ってあるのやら、もう古くなったので、ランニングマシンがランニングマシンにならんような形になったとか、いろいろな不具合が生じているようです。

しかし、聞いてみると、結構利用されているんですよね。あれだけの設備を整えているのはない。でいうと、それについて、ただ行ってみました。撤去と書いてありました。今月いっぱい撤去しますと。ではなくて、今月いっぱい入れかえますという、もうここんどこ何回も行ったけども、撤去と書いてありました。そうではなくて、それについて、内部の修繕、きかなければ、入れかえ等は考えていらっしゃらないのか、質問いたします。

○議長（東村 和往君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） 4番目の健康増進について、①の健康管理センターの健康器具管理についてということでございますが、現在、健康管理センター、ホールには、17台の運動機器が設置してございます。言われる通り、すべて平成5年4月1日、健康管理センターがオープンした当初からの運動機器でございます。

定期的に器具の点検は行っておりますが、使用年数が平成21年度で16年目を迎えて、ここ数年、器具の故障が頻繁に起こっているところがございます。器具そのものが古いため、交換する部品も製造されていない状況でございます。現在、使用できない2台につきましては、部品がないということでございますので、廃棄する予定でございます。

健康管理センター建設には、多額の補助金がついていたため、運動器具を購入することができましたが、現在、町単独予算で高額な運動機器を購入するには、町への負担が大きいものと考えられます。

今現在の健康増進事業、エクササイズクラブの登録者数は108名で、平成21年度の利用者は1日平均で昼間が2.4名、夜間が8.5名ということで、健康管理センター検診ホールは運動のため使用するだけでなく、乳児検診、予防接種、特定健診など、乳幼児から高齢者まで使用するため、常時運動のためだけに使用することはできない状況でございます。

また、激しい運動などをすることで、ホール、床などが傷んでまいりますと、乳幼児から高齢者までが使用するのに、適当でなくなることが予想されております。

そういうことで、今後健康管理センター検診ホールに置く必要があるのか、運動器具を定期的にかきかえにもっていくのか、メンテナンスをしながら使うのか、今後十分協議の必要があるんじゃないかというふうに現在考えているところでございます。

以上です。

○議長（東村 和往君） 指宿君。

○議員（1番 指宿 秋廣君） 町長は、その床が傷むから、もしくは乳児検診等々使うから、あそこに器具をその様に置かない。だれもフロアいっぱい健康器具を置けと言っているのではなくて、今ある機器をかきかえる、もしくは買い足す、壁にずっと並んでますよね。

それで、今使えないのを買いかえたりして、使いやすいようにする。1日11名しか使っていないという問題なのか、1日11名も使っているという思いなのか、私は11名も使っていられないんだ。開いている時間、平均でそうですから、まだ多いときもあるんでしょう。並んでみると。例えばランニングマシンに人が並んでいるということも聞きます。

今、ランニングマシンが今、ウォーキングマシンになっているんです。あんまり走るととまるんだそうですね。だから、そういうことで、そういうのを買い足していけば、全部買ったら大変な金ですよ。あれを買うときに、国庫補助がつかました。ということは国も認めているということですよ。これをこの施設にこれを入れたって、大丈夫ですよ。だから国庫補助がついたんです。三股町がそれがそこにそぐうかどうかという以前の問題で、国はいいですよ。100%に近い金で買ってあげたんです。あとは、町がそれに対して、古くなったら買い足す、修理するというのは、至極当然のことだと思っておりますけれども、それを今から検討ではなくて、そ

のために、あそこにあって、機械で故障とか書いてあるよりも、買い足しますよ。要するに、そんなに高い金が必要なものとは思わないですよ。そんなに高い金が要るとは思いません。

例えば、エアロボートって、こうぐのがありますよね。あれ故障と書いてますね。そんなに高い金ではなくても、通販らしきものでもすれば、結構安くでありますかね。

そういうふうに、知恵を絞れば、まだ、ランニングマシンはそりゃ少し高くなるのかもしれませんが、町がするんで、簡単なのでして、事故がどうだというのも少しあるかもしれませんが、しかし、あそこについている人たちが、それを通して、それをやるわけですから、保健師とか、ここ辺を通っているはずですよ。その人に見合ったプログラムの中で行動しているはず。何ばや向こうに来て、ぱっと来て、何もなしでぱっとやっているはずではない。そういうことでいると町長、もう1回、本当にこれについては、もう廃棄するんですか。再度答えてください。

○議長（東村 和往君） 町民保健課長。

○町民保健課長（重信 和人君） 今言われましたことで、エアロボートが約当時53万円です。それとランニングマシンが平成5年で135万円になってますので、今で買えば、ちょっと高いかなと思っております。その件につきましては、先ほど町長が答弁いたしましたけれども、いろいろ検診ホールとあそこなっております。検診者が結構多いですので、その辺は、あそこの健康づくりの会議がありますんで、今後、置くか置かないかも含めて協議していきたいと思えます。

○議長（東村 和往君） 指宿君。

○議員（1番 指宿 秋廣君） 置くか置かないかを検討するということは、機械が故障したときには、もうわかっていたんだろうと思えますね。別に私のような門外漢が町長に質問するのではなくて、町のほうでそういうのはもうすべきだろうと思えます。例えばエアロボート、53万、あれは国庫補助がついたから53万ですよ。あ那时的一番最高品のはずですよ。そのときの健康維持のために、先ほどの鍼灸じゃないんですが、健康維持のためにどうですかと。国保事業として、あれがそぐうかそぐわんか、大きな問題になったんですよ。国民健康保険の被保険者ばかり利用するわけじゃないじゃないですかと。社会保険も利用するでしょうかと、という論議になったんですよ。それを、いや国保が三股は田舎なので、ほとんど被保険者は国保ですわという大義名分の中で買ってもらった代物ですわ。

だから、町長はそれを、国民という目線で国が見たわけですよ。町長は町民という目線から見て、いろんな人が、あそこを利用してどうだといううわさを聞くんですよ。そんなときに、町長としては、これについては、入れかえよう。安くてもグレード下げてもしょうがねえがな。入れかえるのを原則とするんだというふうに言ってほしいんですけど、再度答弁をお願いします。

○議長（東村 和往君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） 先ほども申し上げましたように、健康管理センターもオープンして16年目を迎えて、器具等につきましては、言われるとおり、国の補助事業の中で導入したということでございます。

そしてまた、オープンした当時には、運動指導士という方を雇うてやっていたと思いますが、現在そういう何も今いないわけでございます。

そういうことで、この器具の不良品につきましては、やはり今後更新をしていくか、どうかということも十分考えないといけないということを考えています。やはり健康管理センターでございますので、またかねて検診の場でもあるということから、その辺を総合的に十分考えていく必要があるんじゃないかというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（東村 和往君） 指宿君。

○議員（1番 指宿 秋廣君） 健康管理センターの定義が人によっては違うんでしょうけど。健康管理センターというのは、検診をするだけが管理センターではないと思うんですよ。

この問題が、なぜ今になってきたかというのと、利用している人が多くて、不便を感じられて、言われるんですよね。どうにかしてほしい。三股町がこれについて、16年を経過したから、フロアが割れていると。そんなことは見た限りありません。ということは、16年経過しても、それに耐え得る強度の床ができていたということなんですよ。四隅から運動するやつなんか、あれ多分1トン近くあるような鉄製のものですよね。それでもどうにもなっていません。ということは、あそこで、そのあいている時間帯だけに皆さんにできるんですよという形ですということですから、運動指導士、これは運動をしていた人に大きな問題があるんじゃないかと、町が配置しなかっただけでしょう。町が配置していれば、いたわけでしょう。それを、あたかも利用する人が、いないからできないんですよではなくて、配置してやるということもまた一つの考えだと思うんですが、そうではなくて、今いろんな健康志向がある中だから、もう1回、そこら辺は検討、何の検討かわかりませんが、各課から聞く、もしくは優秀なスタッフの中で聞く、どうしたらあそこは有効利用できるのか。考えないと、もともと病院があつて、それに対して検診だけ、十分知った上です。あれがなかったら健康管理センターはできませんでした。検診室があるのもそうです。だけど、それはもうほとんど有効利用されていない。であれば、町民の皆さんに、こんだけつくっているのを、社会保険であろうが、国保であろうが、利用できますよとするためには、三股町がそれを補充していくというのが大きな意味があるんじゃないのかなあというふうに思うんですが、再度考えながら、答弁をお願いします。再度お願いします。

○議長（東村 和往君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） 言われるとおり、町立病院とタイアップしながら、この健康管理セン

ターは利用されていたわけでございますので、言われるとおり、この町立病院も、民間医療ということになりまして、ここに至っては、やはり開設当時と現状とは相当な社会の情勢も変わっております。

そのようなことで、今後のこの健康管理センターの今後の運営等につきまして、十分内部で検討をする必要があるんじゃないかというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（東村 和往君） 指宿君。

○議員（1番 指宿 秋廣君） 町長は把握されているかわかりませんが、主管課長が把握しているのかわかりません。要望等の件はありますか。お聞きします。利用者からの要望。

○議長（東村 和往君） 町民保健課長。

○町民保健課長（重信 和人君） 新しくの要望でしょうか。それは聞いておりません。

○議長（東村 和往君） 指宿君。

○議員（1番 指宿 秋廣君） 私んところにあるぐらいやから、多分あるだろうと思います。利用がされている、もしくは利用しているから、心に利用させてもらっているち思って、なかなか言われぬのかわかりませんが、本当に、この180万ぐら、今言われたのが、たしか180万ぐらですが、そんだけあつたら、多分まだ何台来ると思います。だからそういう、それだけでやれということを行っているんじゃないんで、要するに、修理がきかんけりゃあ、どうやったら使えるのか、ほかに何か代替がないのか、人によっては、あそこに普通にあるぶら下がり器みたいなのが欲しいと言われる人もいらっしゃるんですよ。そんなもんやったら、大した金はかからんですよ。そういうことも踏まえた上で、検討をお願いして、ぜひともそれについての拡充になることを強く願ひまして、私の質問を終わります。

○議長（東村 和往君） 発言順位6番、黒木君。

〔11番 黒木 孝光君 登壇〕

○議員（11番 黒木 孝光君） 私が通告しました長田地区の過疎対策につきましては、昨年の9月議会定例会において、一般質問、町長の公約実現に向け、意見を申し上げた事項と同じであります。

昨年は、町長を初め、副町長、総務企画課長、都市整備課長より当時の状況などを踏まえ、それぞれ答弁をいただきました。町長の公約でありました長田宮村地区に対する過疎対策措置の公営住宅建設は、もろもろの事情から困難であると察したところではあります。

そこで、梶山で実施済み、宮村地区で計画、現在実施される宅地分譲政策を、引き続き長田地区でも進められないか。また検討されているかを伺ったところでございます。

町長の答弁では、長田地区の問題は、過疎が年々進行していることで、これに行政がどのように対応していくかということが重要な課題であり、長田地区に対する住宅政策を含めた過疎対策について、内部だけで話し合い、検討してきた行政主導であり、私も反省していると言われます。

その上で、今後について、地元有志の方、親子会、PTAなどを含めて進めたいと答弁されました。再質問で期間も半年しか経っていませんが、その後の検討の経過と見通しについて、どうなったのか、答弁をいただきたい。

あとは質問席より伺います。

○議長（東村 和往君） 町長。

〔町長 桑畑 和男君 登壇〕

○町長（桑畑 和男君） ただいまの質問にお答えしたいと思います。

長田地区の過疎対策について、①の長田地区の過疎対策についての検討された経過と今後の見通しはどうかということでございます。

長田地区におきましては、過疎定住奨励金の実施や、コミュニティバスの運行、簡易水道事業、地域ケーブルテレビ施設整備事業、併せて道路整備等を推進したことにより、居住環境は大部分において改善されてきたのではないかとというふうに考えております。

しかしながら、このような整備を行ってきましたが、なかなか少子高齢化、過疎化といった流れを変えることは非常に難しい状況でございます。また、町営住宅の建設につきましても、以前ご説明申し上げましたとおり、国の公営住宅の運営指針がかわり、過疎対策としての住宅建設補助事業の活用は、大変困難であり、やるとすれば、町単独で実施しなければならないという状況でございます。

国の過疎対策室の担当に聞きましても、地域の実情や地理的要件があり、抜本的な過疎対策がないのが実情であるということでございます。

本町におきましては、過疎対策の施策といたしまして、過疎定住奨励金を実施しておりますが、この事業は当時梶山小学校において、複式学級等に対する危機感から、PTAが中心となり、さまざまな取り組みを行い、地域の活動として盛り上がった結果でございます。

このようなことから、過疎の解消には、行政だけでなく、地域が危機感を持ち、何とかしなければならないという盛り上がりも必要と考えます。

そういうことで、長田地区住民の意向調査、意見交換の実施を行う必要もあり、担当課では現在準備を進めているところでございます。

なおまた、第5次三股町総合計画策定にかかわる町民アンケートも実施いたしておりまして、現在その集約を行っているところでございます。

以上、回答といたします。

○議長（東村 和往君） 黒木君。

○議員（11番 黒木 孝光君） 今の町長の答弁の中にありましたが、まだ地元有志の方なり、関係者の意見を聴取はしていない。準備の段階ということのようでございますが、そういうふうなその段階まで直接はまだ行ってないということですかね。わかっていたら。

○議長（東村 和往君） 総務企画課長。

○総務企画課長（渡邊 知昌君） この質問について、9月に1回あって、私のほうでも、地元と
のいろんな中で、意見調査をして、いろんな考え方を聞きたいということでお話をしたところ
でございますが、内部においても、企画政策係の中で、いろんな議論をしながらやってきたところ
なんです。何せ係のほうでいろんな抱える状況もございまして、話としては4月以降に地元の
ほうと話をしていきたいなあということで、今そういった形での準備と申しますか、そういった
ことで、今後進めていきたいというふうに考えているところでございます。そういった意味で、
今町長がご答弁を申し上げたところでございます。

○議長（東村 和往君） 黒木君。

○議員（11番 黒木 孝光君） まあ半年しかたっていないんですけど、何らかのことがされたのか
なという、今の話を聞いて、ちょっとまあ残念に、取り組みが時間がかかるんだなという思いで
聞いたところです。

私が、今回9月議会に引き続き質問をいたしましたのには、2つの理由があります。一つは、
まだ未配付ではございますが、22年度からの実施計画に、年度は別として、計画が盛り込まれ
ているかなということ。きのう5番議員の質問の中で、前回私が取り上げました合宿センターに
ついては、実施計画に23年度ですか、盛り込まれたような話を町長がされておりましたが、こ
の問題がどうなのかなあという気がしたのが一つ。

2つ目は、町長が、本定例会初日に、施政方針を表明されました。その際、町長は、ことし
9月の任期、3期12年で職を勇退されるということを受けとめたところでございますが、現在、
残任期間半年となることから、長田地区の過疎対策について、さらに検討され、今後の道筋を定
めていただきたいというのが2つ目の理由でございます。

私も桑畑町長が就任されたときから、梶山長田の過疎対策として、町営住宅の建設や、当時、
山田町が進めていた宅地分譲政策をまねてでもよいから、本町でも取り組んでいただきたいなど、
一般質問で取り上げてきました。

その後、現在まで、先ほどございましたが、過疎定住促進奨励補助金の実施や宅地分譲政策な
どに取り組んでいただき、小学生児童の減少に歯どめがかかるなど、一定の効果があり、それが
まあ梶山の場合、現在も続いております。

宮村に続けて、長田地区にもその対策をと一刻でも早くという思い入れがあります。まあ先ほ

どございましたが、梶山あるいは今回の宮村の寺柱と違って、長田の場合、山間地を背負っており、地理的に限られた場所しか選定できないだろうということは、地元の間人ですからわかっておりますが、3期目の町長公約であります新たな人口増を図るために、すばらしい支援を課した政策の実現であります。私も、過去3期目の町長公約実現に向けて、18年の12月議会、20年12月、そして昨年9月議会、そして今回、4回目となりましたが、同じことで、ひとつ前向きに取り組んでいただくよう、いわゆる道筋を決めていただきたいということで、今回そのことで同じ質問をいたすところがございます。そういったことで、その決意のほどは、町長今お持ちではありませんか。

○議長（東村 和往君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） 大字長田地区の過疎対策ということで、梶山地区におきましては、平成15年から第1次の宅地造成を3年計画で行っております。また、第2次につきましては、平成19年から20年まで行って、現在、宮村地区の宅地分譲事業ということで行っているわけですが、やはり長田地区のこの過疎対策というのは、ひじょうに深刻な問題でもございます。

そういうことで、やはり今後の課題は住宅を宅地分譲の方法で持っていくかというようなことも考えているわけですが、先ほど答弁の中で申し上げましたように、やはり地区の方々のこの意見、意向等、こういうものを十分聞きながら、やっていかないといけないというふうに考えております。

以前、牧野に木造の住宅を12戸だったでしょうか建設したことがございます。このときも、非常に長田地区に住宅をつくって、入居者がいるのかどうかというようなことで、それで建設する前に、地元のほうにも話をして、入居する前に、住民の入居者の同意書を取って建設すべきじゃないかというようなこと等も話があつて、そういう方法を取りながら、建設をした経緯があるわけがございます。

そのようなことで、やはり地元のこの皆さん方のご意見、意向等も十分聞きながら、私としては、長田の過疎対策関連で、そういう住宅が必要じゃないかということは十分認識はしているわけですが、先ほど総務課長も申し上げましたように、今、主管課ではそのような準備を4月に入ったら、そういう意向調査等もやろうと。意見交換の場を持ちたいというようなこともございまして、現在のところはそういうことで考えているところでございます。

以上です。

○議長（東村 和往君） 黒木君。

○議員（11番 黒木 孝光君） 児童数がどうなっているのかなあとということで、教育委員会にお聞きしたところでしたが、まあ、どうせ教育長にも聞いてみたいんですけど、ことしの4月からの児童数ですが、梶山は9名卒業して、25日に、13名が入学予定ということで、その中身

は何かなあということではちょっと聞いてみますと、やはり天神原ニュータウンが主なことであるようでございます。まあ残念なことに転出があって、ことしは3、4年生が複式だというようなことになるようでございますが、15名ということですから、17名を超えない。

長田のほうはどうなるのかなあということで見てもみたら、25日に7名卒業して、3名が新しく入学ということでございます。半分以下です。こういった数字をこう宮村、梶山、長田、こうして見てみますとき、教育長にお尋ねをするのは、こういった資料あるいは2年先、3年先、5年先というのは推計をされたりした場合にですよね、教育委員の方たちの委員会等で、そういう対応について話題になって、こうして出ました数字を、町長のほうに報告あるいはこうされているもんかなあと。どうもいろんな話を受けてみて、何か私、地元の人も危機感を持っているわけですけど、町長なり、関係部課長、こういう数字を見て、余り危機感を持ってないなあ。私はこのまま長田小が3名、3名というのは、二、三名でいくと、あと4年後には20名を切るんじゃないかと、いろんな政策をやって、結果が出るのは何年かかりますか、町長。ことし打って来年出る場合もあるかもしれませんが、そういう意味で、教育長そういう委員会で、いろいろ検討したことが、即町長部局に届いているのかどうか。そのことをちょっと予定はしておりませんでした。関連ですから、お願いしたい。

○議長（東村 和往君） 教育長。

○教育長（田中 久光君） 今ご指摘のとおり、年々子供たちが少なくなっております。ことしは今までなかった梶山小学校が複式になる予定です。複式というのは、16名以下になると、複式を組まないといけません。そうすると、今度3、4年生が15名になる。そうしたら当然、先生が2人減ります。あの今回、その補充としては、町としてはそれなりの補充教員を充てることでしております。子供たちには教育の機会均等がありますから、どの子にも同じ平等に扱うということで、梶山、長田には、ことしも補充を入れていきます。

そして、ご指摘の教育委員会での数についてしっかり話をしております。その都度町長のほうに報告はその都度はしておりません。年度はこういうことだということは、アウトラインだけは話はしております。

以上でございます。

○議長（東村 和往君） 黒木君。

○議員（11番 黒木 孝光君） 何回もしてないということですけど、あまり教育委員会は、この資料は、三股町の教育委員会が各学校の運営状況を県の教育長に報告される数字で、町長も見ておられると思いますが、そういったことには、やはり町長を初め、副町長、関係者の方も、やはりちょっと危機感を持って、あるいはその対応にですねもうちょっとこう真剣に考えていただきたいなという思いがします。

私は先月、町長も見られたと思いますけど、今月12日の宮日にですよ、見られましたか、見出しで若い世代の後押しということでございますが、豊かな自然も魅力で、利用予想の3倍超という見出しで、27面でしたが出ておりました。綾町の民間家賃補助制度が紹介されていました。若い世代のほうに定住してもらおうと、昨年からはまったんですね。21年度から始めた民間賃貸住宅家賃補助制度であります。全町を対象にした制度のようで、補助利用世帯数が新たに移住してきた18世帯を合わせ、当初の見込みの3倍を超える51世帯となりましたと、記事をそのまま言ってるんですが、町は、制度が移住を促進しているものはもちろん、人口流出の防止や空き家解消にも貢献していると喜び、新年度、22年度も予算案を組んでいるということが、この新聞で紹介されておりました。12日です。

本町でも、将来的に過疎地だけではないかもしれませんが、やはり空き家とか、そういった事項が出てきます。綾町の制度のそういったことで、空き家等の調査や過疎地等を中心でもいんですけど、綾町のこういった制度の研究なり、そういったものを一つの過疎対策の一つの手法として受けとめて検討されないかなあという思いで今紹介したところですが、町長、新聞は見ておられると思いますが、そういうことは思われないか、どう今私が言ったことを受けとめられたかなあと言いたいと思います。

○議長（東村 和往君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） 私もあの12日の綾町の状況については、新聞を切り取って見させていただいたわけでございます。やはり有効な手段として、また町の活性化という面から非常に有益なことじゃないかというふうに考えているところでございます。

今後、そのような現地等も視察しながら、十分この過疎対策について検討をさせていただけるというふうに考えているところでございます。

○議長（東村 和往君） 黒木君。

○議員（11番 黒木 孝光君） 今ありがたい言葉いただいたんですが、補助の対象は、結婚6年以内、未就学児がいる世帯、最長6年間、長くてですね、上限2万円というような内容であったようでございますが、ぜひ、総務課課長初め、そういったことの調査もして、三股としてどんなもんかなあと。

先ほど、山田町のまねをしていると言いましたが、やはりいろんな方法があるんだなあと、私はこう関心を持って、その新聞を何回も読み返したところでございます。

ひとつ、町長も任期中に、あの中のそれをしていただきたいが、そのさっき申し上げました実施計画には入っているんですか、入っていないんですね。そこをちょっと聞いておりませんが。

○議長（東村 和往君） 総務企画課長。

○総務企画課長（渡邊 知昌君） 3カ年の実施計画の中に入ってるかどうかということだろうと

と思いますが、先ほど申し上げましたように、まだ調査の段階ですので、実際にどういった事業を組み立てるか、どういう政策があるのか。数字的なものが出てこないと実施計画には乗せられませんので、今後、評価幹事会等を開きまして、その政策的なものが事業として出てきた場合は、その評価幹事会にかけながら十分中身の検討をしていきたいというふうに考えております。

○議長（東村 和往君） 黒木君。

○議員（11番 黒木 孝光君） スポーツ関係の合宿全体については、きのう話題の中で町長のほうから出ましたが、この長田の過疎対策につきましても、先ほどから申し上げますように、やはり地元にも、もう少し町に働きかけをとすることはどんどん言います、私のほうからも。歴代のPTA会長やらわかってますから、町のほうも、やっぱりもう少しこう、さっき言いました学校の現状を、今後の児童数がどうなっていくんだということを、やっぱり長田に住んでなくても、この人口がふえるふえると喜んでおる三股町で、そういうところは1カ所なんですから、何らかの方法でやるんだという意気込みは忘れないでほしいということをお願いして終わります。

○議長（東村 和往君） これより1時15分まで本会議を休憩します。

午前11時56分休憩

午後1時12分再開

○議長（東村 和往君） 休憩前に引き続き本会議を再開します。

発言順位7番、中石君。

〔9番 中石 高男君 質問席登壇〕

○議員（9番 中石 高男君） 食事の後で眠たいと思いますけど、それでは、事前に通告しておりました質問に対して順に従って質問してまいりたいと思います。

1番目に農業政策についてでございますが、1番目の農業の後継者支援対策として特産品の1町1品づくりに取り組んだ状況を聞きたいということでございます。最近、農業政策では、政権交代の影響もあって、政策も変わり、生産基盤の担い手も高齢者で、農民人口はさらに減少して収入は大きく減少し、労働力の低下で耕作放棄は相変わらず増大し、生産基盤は崩れ、農業に見切りをつけて、さらにやめてしまう人も多くなるような状況でございます。

本町の農業政策では、あらゆるアイデアに取り組んでいるようでございますが、農業は、昔から米づくりを基盤とした産業として発展してきました町でもありますので、今後は、町民と一体となって農産物の加工技術や冷却貯蔵庫の技術など、開発に努め、行政も町民一体となって取り組んでいかなければならないと思いますが、町長のお考えを聞きたいと思います。

それから、2番目に、今後の行政農業、同じようなことでございますが、農協・商工業とも町

民を一体となってチームをつくってでも農産物づくりに、農民の各行政とも一体となって地産地消に取り組む考えはないかお聞きします。

それから3番目でございますが、3番目は農道の整備ですけども、ちょっと町内を回ってみますと、まだまだされてないところがありますので、農道の未整備について早急に取り組んでほしいなあということで聞きたいと思います。

後は、質問席のほうでお願いしたいと思います。

○議長（東村 和往君） 町長。

〔町長 桑畑 和男君 登壇〕

○町長（桑畑 和男君） それでは、ただいまの質問にお答えしたいと思います。

1番目の農業政策について、①の農業の後継者支援対策として、1町1品づくりの取り組み状況を問うということでございます。本町の基幹産業である農業の後継者支援対策といたしまして、1町1品の特産品づくりが重要課題であるが、現在の状況はどうなっているかということでございます。本町の特産品づくりにつきましては、平成11年からアスパラガス、完熟キンカン、銀杏、たらの芽、コンニャク芋等について、展示圃を設置し定植支援等を行いながら進めてまいりましたが、資金、技術、労力の問題等があり普及には至ってない状況でございます。

本町は、畜産を主体にした営農形態となっており、農業総生産額の7割を占めております。そのほかにつきましては、施設物としてキュウリ、イチゴ、トマト、柿等、露地物といたしまして、たばこ、大根、里芋、ニンジン等を主に作付けされております。

また最近、誘致企業でございま育みの里、白ハト食品工業による甘藷の契約栽培もございます。このように、作物は数品目に及んでおり、それぞれの品目で信頼され、安定的な取引づくりも特産品づくりの一環として位置づけてもよいのではないかと考えているところでございます。

それから、②の農協、農家、商工業者との連携した特産品づくりで、地産地消する考えはないかということでございます。本町では、平成21年度に三股町地産地消推進協議会を設立し、JA、みまたんよかもん協同組合、町野菜生産連絡協議会、町畜産部会、町農村女性アドバイザー、商工会、振興局、役場の構成員で行っており、本年度は、学校給食に地産地消として取り組みを実施し、町内産、米、里芋、大根、ニンジン、生姜等を提供しているところであります。また、新商品開発といたしまして、給食用ハンバーグを地元企業と開発を行っていくところでございます。

このように、地元で生産された農産物を特産品づくりの一環ととらえまして、子供たちにも地元で生産される食材への関心を高めることで、地場農畜産物への関心や普及推進に努めていくことが大変大事ではないかというふうに考えております。

次に、3番目に、農道の未整備について早急に取り組んでほしいということでございます。農道整備につきましては、年次的・計画的に予算の範囲内で農業基盤の整備に努めているところでございます。平成22年度はかんがい排水事業、それから農道舗装1地区を計画をいたしているところでございます。これからも、農業経営の向上、農作業の効率化を図るため計画的農業基盤の整備に努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上で、回答いたします。

○議長（東村 和往君） 中石君。

○議員（9番 中石 高男君） 今、話を聞くと、給食のほうでも活用しているということでございますのでまあいいかと思えますけども、これ参考にして聞いていただければいいと思いますが、前、研修で行ったところで参考になることがいっぱいあったもんですから、私引っ張り出してちょっと読んでみますけど。

我々が以前に政務調査へ行ったところですが、これ愛知県の田原町でございますが、昔から農業で栄えた町で、人口は3万6,000人で、基盤産業は、農業は本町とよく似た農業の町でございます。それで兼業農家が652戸でしたね。農産物、畜産を初め、花で菊、カーネーション、ハウス栽培、温室ミカン、スイカ、キャベツなど、多彩に栽培されておりました。生産高はベスト5位では、第1位が豚ですね、畜産、それから2位がキャベツ、3位が菊、4位が鶏卵、5位がブロッコリーということでしたが、ほかには農業公園があり、農民農園や全天候型の多目的広場で多種の展示会や米、コンサート、グラウンドゴルフなどの天候に関係なく楽しめるサンテドーム、または物産、農産物の直売所、それにバーベキュー、ポニー牧場、小さな動物の牧場ですね。また、子供が遊べる遊技場もあり、まさに田原町長が提唱している農業を中心とした人と自然の調和を大切にした町であり、本当にすばらしい視察研修だったと感動したわけでございますが、このような話を聞いてですね、今聞いて、どういうことを考えられるのかお聞きしたいと思います。

○議長（東村 和往君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） 本町の場合は、先ほども申し上げましたように、農業が主幹産業でございますが、その中の7割が畜産ということでございます。やはり、この畜産を主体にした営農形態でございますので、さらにこの畜産に対する力を入れていきたいというふうに考えているところでございます。

そしてまた、さらには、ことしから宮ノ原団地のほうに山田のダムのこの給水が始まるということで、そういうことで、既設ハウスのこの営農形態にかなり力を入れていきたいと。そしてまた、農家の所得の向上にさらに力をいれていきたいということで考えているところでございます。

きのう、昨日まで3日間、ことしの、今月のこの牛の競り市があったわけでございますが、何

といいましても、この子牛の価格は低迷をいたしておるわけでございますので、さらにそういうことも考え合わせまして、やはり先ほど申しあげました営農関係にさらに力を入れてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（東村 和往君） 中石君。

○議員（9番 中石 高男君） 生産向上も大事ですけど、やっぱりとにかく農業は冷えてきておりますので、収入をいかにしたらいいかということを考えていかないといけないと思います。

私も九州内の特産品とかいうのを調べてみましたら、どこも盛んにやっているようですが、九州内でいえば、八代なんかは畳ござなんかをつくっておりますが、久留米が大体ゴム製品ですもんね。それから八女、これ八女茶ってありますが、それから植木がスイカ、小城が小城ようかんとか、それから日田市が鶏飼い、朝倉ですかね、それと富有柿、それから大分がシイタケ、竹田がカボス、長崎でビワですね。そういうことを生産してるようですが、我々が考えるところでは、やはりちょっと柿場所も聞いてみると、放置も三股の場合多いわけですから、富有柿なんか、お宅辺の気候じゃいいですねということも聞いたけど、その放置の土地に大々的に、そういう富有柿か、そういうものがあつたらいいんじゃないかと考えるわけですね。

うち辺にも、そういうみかんでも、屋敷にいっぱい植えてる人もおりますけど、いろいろ聞いてみると、早いですよ、これはっていうことで、植えたらもうすぐ3年目からなるからということで、数も多くなりますし、去年、おとし、私たちが研修に行ったときもみんな柿を——富有柿を買って帰りましたけど、そういうのもそろってれば、東京のほうに送り込むようないろんな倉庫といたしますか、それから冷却とか、冷蔵庫並みの大きなものでもつくって、貯蔵してそれを送るような技術をして開発してやらなければいけないんじゃないかと考えてるわけですね。だから、課長でもいいですけど、こういう先の目玉になるようなもんがあれば教えてほしいと思います。大体目玉を一つか二つ絞ってやらないといけないと考えております。お願いします。

○議長（東村 和往君） 産業振興課長。

○産業振興課長（下沖 常美君） 先ほど、耕作放棄地ですかね、その柿を植えたらということでお話があつたわけですが、本町の場合、耕作放棄地につきましては、農振農用地につきましては、町内で約6ヘクタールしかありません。もうほとんどが水田で、そういう耕作されてないということでアンケート等もとってやったところ、自分でも何とかするというのがほとんどで、2人ですかね、2人の方がなかなか返答が来てないということで、後については、ほとんど自分で何とか耕作をやりたいということで考えていらっしゃるということです。

また、耕作放棄地につきましては、またことし始まります米のモデル事業でも、そういう調整水田等は営農計画を出してもらえれば、今回、また補助対象にもなるという制度もありますので、

そういう耕作放棄地についてもなるべくそういう事業で取り組んでほしいということで、今説明等もしてるところです。

また、この都城盆地は、三股町、この都城市とまたがってるわけですが、産地的に、野菜等についても何でもできてしまうという形で、今農家の方々が取り組んでいらっしゃいます。

先ほど町長も申し上げたんですが、今回、山田町の木之川内ダムから水が来ますので、今のJAとタイアップして、この水を利用したいかにいいものをつくるかということで、また取り組んでいきたいということを考えております。

それとまた、JAのほうで来年、農産加工施設をつくるということで、そういう里芋等の施設をつくるという話もありますので、そこあたりと連携を図っていいものをつくっていくということで、また情報発信をしていきたいなと思っております。

以上です。

○議長（東村 和往君） 中石君。

○議員（9番 中石 高男君） 今、課長の言われたこと、本当にいいことだと思います。私も、まだ回ってみると、こちらはそうないですけど、長田に上がってみると、まだ荒れた土地もあるわけですね。そういうところに何か植える方法はないのかなあとまあ私も考えたもんですからね。ぜひ、何かをこうそろって、隣も同じということで、10軒なら10軒ぐらいで、そういうクラブでもつくってやったらまだまだいいんじゃないかなあとと思います。

この前も、あっちの朝倉のほうに行きましたら、富有柿がちょうどなっているころでしたが、もうきれいなもんですよね。環境にもいいし、これはみんな何か考えてやらなきゃいけないということをつくづく考えたところでもありますから、ぜひ、そういうようなことを考えてやっていただきたいと、かように考えております。

それと、先ほど申し上げました農道の整備ですけど、これもまだ前から私も何回も言ってるわけですが、新聞にもきのう載ってましたよね。15日の新聞ですかね。これにトラクターを運転して、重症で、トラックで77歳の人ですけど、串間で転落して死亡したというのが載ってましたが、ちょいちょいこういうのを見るわけですね。だから私は前から言うんですよ。70代、80代の方がトラクターに乗る時代なんだから、後継者もないし仕方なく乗ってるような状況なのに、だから道路だけは、生活道路も大事だけど、それより農道が大事じゃないのということを訴えてきたわけですけど、まだまだ終わってないところもありますから、農道なんかは、完全な舗装じゃなくて、側溝を入れるわけじゃないし、だから、簡単でいいわけだから経費もそれほどじゃないと思います。

普通、みんなに聞くと、役場に言ってもだめだと。金がない、金がない一口だということをよく聞くんですね。それはそれやけども、優先をよく見計らって、優先順位を決めてやらないと、

本当、農業の後継者余計いなくなると。私は、もうつぶれていくんじゃないかなあということをもう心配しているわけです。

だから、ぜひ、前副町長にも言いましたけど、神社の前のあつこのたまだやってないですもんね。木佐貫睦男さんがトラクターでひっくんかわっ、私がおらな死んでますよ、あの人。ちょうど通るときやったから、私が櫛田のユニックを借りてきて、トラックあげて助けたようなことがあったんですけど、そのときもすぐ言ったんですけどね。だから、あそこまだやってないということですから、水源地のところなんですけど。だから、ぜひああいうところは、よけじゃないでしょ、100メートル、150メートルぐらいですよ。こう金折になっておりますけど。

あれとか、それから今都城の水源地ですね。あの東側が100メートルぐらいやられてないですよ。ああいうところは、余計に金要るところじゃないわけだから、水たまりで雨降るときはもう通れませんよね。トラックなんかで行っても、トラックの腹をこすっていくような状況でございますので、前々から言ってるんですけど何でやらないのかなあをつくづく私考えてるわけですが、それなんかがありますので、そういうのをぜひやってほしいなあと考えております。あちこちありますけど、ちょこちょこ短いのがあるんですね。30メートルとか、50メートルとか。まあいわば、次の道路まで出るところがやってないところですね。ああいうところがありますので、長くはないですから、早急にこれはやってほしいなあと、私考えております。ぜひ、これ頼みますのでお願いします。

それから次に行きたいと思いますが、皆さんもご承知のように、きょうの新聞にも載ってましたね。滞納関係で、きょう新聞に載ってましたが、見られたと思います。本当にみんな苦慮してますよね。だから、どのくらいあるのかわかりませんが、皆さんが、みんながこういうことをやっぱり知って、一人一人みんながその気になってやればいいと思います。私も現職時代は集金担当を四、五十人持ってましたので、もう入らんとこは晩に夜に行ったりして、担当と行ったりしておりましたが、もう上司としてしていかないかんということで夜までいって回ったことがあります。だから、一声かければ、上司が来たんだから、それは少し入れちょこうかというようなことで入れる人もいるわけですよ。だから、ぜひ滞納を少なくしていただければいいなあと考えております。

それで、各担当で各部署で違うと思いますが、現在どのくらいあるのかなあと考えておりますので、それをお聞きしたいと思います。

○議長（東村 和往君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） 滞納者の状況について、①の滞納者の徴収状況と今後の取り組みについてということでございます。

平成20年度の町税収納率は、現年度分、過年度分合わせまして92.21%で、収入未済額

が1億4,746万3,000円となっております。平成21年度の過年度分滞納額となっているわけでございます。

また、国民健康保険税の過年度滞納額が1億4,954万9,000円で、以下保育料が2,307万4,000円、住宅使用料が1,262万1,000円、水道料が850万7,000円、介護保険料が777万2,000円、奨学資金償還ですが384万2,000円、農業集落排水使用料、これが68万円、それから下水道使用料55万5,000円となっております、合計で3億5,406万3,000円——3億5,406万3,000円となっております。

そういうことで、平成20年度収入未済額は、前年度に比較いたしまして2,255万5,000円増加をしている状況でございます。

以上でございます。

○議長（東村 和往君） 中石君。

○議員（9番 中石 高男君） 財政課長のほうは、この5年間のトータルはとげなってますかね。町税、ふえてるか、減少してるのか、その辺わかりませんか。

○議長（東村 和往君） 税務財政課長。

○税務財政課長（原田 順一君） 私のところでもらってます町税と、まず国民健康保険税について申し上げたいと思います。

まず町税でございますけども、平成15年からの資料しかございませんが、15年から、15年に未済額が1億8,200万円あったところでございます。これが年々減少しまして、20年度末で1億4,700万が未済額でございます。滞納額でございます。

それから、国民健康保険税でございますけども、平成15年度が1億1,400万円、端数はちょっと切捨てまして1億1,400万、それから年々増加をしております、20年度末が1億5,000万でございます。国民健康保険税と町税については、以上のような状況でございます。

以上です。

○議長（東村 和往君） 中石君。

○議員（9番 中石 高男君） ほかの担当ではないんですかね、そういう未収金は。あれば教えてください。

○議長（東村 和往君） 税務財政課長。

○税務財政課長（原田 順一君） それでは、中の詳しい取り組みについては、各課が把握しておりますけども、収納対策会議という事務局を私のところで持っております、そのときの会議の資料がございますので、その資料に沿って、ちょっとほかのところを申し上げたいと思います。

まず、住宅使用料でございます。これが平成15年が1,400万ございました。これが年々

減りまして、20年度が1,200万でございます。

それから、順不同でございますが、奨学金、これにつきましては、15年度が未済額が250万、20年度が380万でございます。年々少しずつ増加しているという傾向でございます。それから保育料でございますけれども、平成15年度が未済額が1,300万、それから20年度が2,300万でございます。それから、介護保険料でございますが、15年度が560万—560万で、これについては20年度がありませんで、19年度しか資料がございませんので19年度決算で申し上げますが870万。

それから梶山農集については、15年度が55万、それから19年度が22万でございます。それから宮村南部が、15年度が32万、それから19年度が59万。それから公共下水道は18年からでございます、18年度が3万5,000円出ておりました。そして今現在は、ちょっと20年度末でございますけれども55万5,000円というふうな状況でございます。それから、水道料でございますけど、上水道でございますけれども、15年度が920万、これが20年度が850万でございます。

以上が、私のほうでとらえている数値でございます。

○議長（東村 和往君） 中石君。

○議員（9番 中石 高男君） やっぱし年々トータルすれば上がってきてるんじゃないかと思えますよね。だから私いつも思うんですけども、集金の人も大変なんですよ。私も知ってますけど、何日の何時に来てくれちゅうから、その日に行かないといけないし、行ったら、また入ればいいけど、何で来たねちゅうぐらいの強気に出ますので、お客さんは。なかなか大変なんですよ。だから、やっぱしこういう集金関係は、うまくやらないと大変だと思いますが、新聞にもきょう載ってましたように、都城では、センターの担当者が納税者に電話をかけて督促状が届いたかを確認すると。それから納付時間を確認すると。いつごろ入れますかということまで聞くということですね。

だから、それと過去の督促状などで、半数から年間3万件と見ているということでございますので、13億ぐらいトータルであると、都城ですね。ということが新聞に載ってましたが、ちょうどきょうの新聞に載ってましたので私切り抜いてきたんですけども。集金に対しては、自動車のタイヤにロックするんだそうですね。だから、ロックしてその鎖をつけて、かぎをしておけば、子供を迎えにもできないということで、慌てて来て、1カ月分でも入れますから何とかしてくれというようなことで泣きついてくるということを知りましたが、やはりやっぱりそのくらいやらないと大変だと思うんですね。普通は、もう長崎では警察あがり頼んでやっておりましたからね。大体、強気で行ってましたけども。

たまには集金担当と一緒に上司がついて行ってみるのもいい勉強じゃないかなあと私は考える

んですけど、それから担当者は、担当者としても策を講じて何とかしてということで頭にあるわけですから、それを考えてやっぱやらないとだめだなあと私は思います。

それから、先ほど言ったとおり、やっぱり善人が——善良な人間がばかを見るという時代になると、あの人は入れちゃらんげなよ、それでよからしいぞと。何か月か入れちゃらんらしいぞといえ、それが連鎖反応を起こすんですよね。あの人がよければおれも払わんわ、ということになるから、どんどんふえていくわけですよ。それをブレーキかけるにはどうしたらいいかということ考えたほうがいいんじゃないかと思いますね。減るほうならいいけど、年々上がってきてるでしょ、トータルでは。

だから、宮崎のほうも私聞いてみると、給食費を抜けて、給食費はまだ強引にやれないからということで、それもおかしい話ですよ。衣食住と昔から言われたから、食べ物と自分の入ってる家だけは払わないといけないと私は思うんですね。だから、そういうような強めにやらないといけないんじゃないかなと思います。

宮崎で聞いたのは、10人で行ったらしいですよ。10人、前もって電話して。それこそ特捜部が行ったような感じですよ。行って、それ言うたら、おお今度はもう押さえますのでということで行ったところが、全部、払わないというようなことで、また金がないということを書いてるもんだから、張りつけをして行った。テレビとか洗濯機とか、全部金になるもの全部張りつけをして帰ったところが、明けの日電話があって、何とかして少しでも入れるから来てくれということで行ったら、明る日行ったら、190万入ったそうですよ。

だから、そういうこともあるわけだから、我々は、前から言ってるように、法的手段をとらないといけないです。差し押さえていかないと、それも許されてるわけでしょ、今。だから、そこまで強くいかないと、どんどんふえていきますよ。だからいつも言うように善良な人間がばかを見るような時代になりますので、何か知恵を絞って1銭でも多く集金すると。そうしないと、やっぱり集金する担当のほうもかわいそうなんですよ。毎回、毎回同じことで、何日に行っても、すたで帰るわけですから、少しでも入れればいいですけどね。それに対して考えをお願いしたいと思います。

○議長（東村 和往君） 税務財政課長。（「方策があれば」と呼ぶ者あり）町長ですか。

○議員（9番 中石 高男君） 町長、何かいい考えは。今、私が言ったことに対して、考えをお聞きしたいと思います。

○議長（東村 和往君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） 毎年、町税のほか、滞納対策について、滞納が非常にふえつつございます。これも現在のこの景気不況のせいもあるんでしょうけども、そのせいだけじゃなくて、どうしても滞納がふえつつあるということでございます。

そういうことから、この町内におきましては、対策検討会といたしまして、町税等収納対策会議というものを設置いたしているわけですが、この平成21年度におきましては、7月と9月、2回ほどこの会議を開きまして、現在の取り組みの状況、そしてまた今後の対策等について協議をいたしたところでございます。そういうことから、やはりこの徴収の方法、対策につきましては、やはりこの法的なものにつきましては、納期限を過ぎたものにつきましては督促状等を催告いたしまして、そして不動産の差し押さえ、法による差し押さえ等もやっているところでございます。

そしてまた、夜間においては臨戸訪問、税相談、徴収嘱託員による徴収、こういうものも現在行って、そしてまたさらには、県との併任人事交流による徴収の制度もできておるわけですが、こういうものによる徴収と、さらには21年度から改正いたしましたコンビニでの納付ですね——納付による徴収、そのようなことで、あらゆる手段を使いながら、この徴収率のアップに今後とも努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（東村 和往君） 暑い方は上着をお脱ぎください。中石君。

○議員（9番 中石 高男君） その法的手段は、まだやられてないんですかね、全然。総務課長でもいいですけど。

○議長（東村 和往君） 税務財政課長。

○税務財政課長（原田 順一君） 税については、法的手段を滞納対策でやっております。要するに、給与の差し押さえ、ちょっと今、この中のどこにあるかわかりませんが、数十名だったと思いますけども、年間ですね。給与を直接会社から差し押さえて引いてるという方法をやっております。

ただ、税以外のものにつきましては、今のところ、法的手段は、教育委員会のほうで奨学資金の関係を裁判所を通じてちょっとやった結果、その人はすぐ納められましたけども、それ以外は、まだ税以外のところではやってないという状況であります。

先ほど、町長のほうに答えられましたけれども、具体的に何かやる方策は考えてないかというようなことのようにございましたけれども、これは町長とも、協議をまだ済ましてるわけじゃありませんけれども、都城市がタイヤロックをかけたということ、あとほかの市町村でも始まっております。このタイヤロックの効果は、そのすべてをタイヤロックをかけていくということではなくて、悪質なものについて、1件でも2件でもかけたことによって、いろんな情報がその町民に伝わるということからの効果をねらうというのがほかの市町村もねらっている状況でございます。やはり三股町も、納められない人からじゃなくて、納められないんじゃない人納めない人のところを中心にタイヤロックというものもあるなど。これは主管課だけの話でございますので、

まだ検討の段階ですけども、そういったものもあるなあというふうには思ってるところでございます。

そのほか、町長が先ほど答えられましたけど、これは全課で税だけではありませんが、今まで収納対策会議の中で会議をするんですけども、何々を強化します。臨戸訪問を強化します。税相談を強化しますという、その強化、強化ということだけの会議でございまして、これは1年たって決算のときに、あるいは次回の収納対策会議のときに、じゃ、どれだけやりましたかといったときに、その評価ができないんですね。

それで、ことしからは、各課、目標の数値を入れていただくと。例えば、これは税務課しか今ここに手元にありませんので申し上げますが、夜間の徴収、これを昨年は4回、年に決めまして実施したところでありまして、ことしの目標は9回というふうに決めております。これが1年たったときに、じゃ、税務財政課は何回夜間徴収をしましたかというときに、その9回の目標に対してどのくらい実施したのかということで、いわゆる議会からも指摘がありましたように、こういう不景気の中で、徴収率はなかなか上がらないんだと。だけど職員が何を取り組んだかということではないかということで、委員会の中でたしか私はそういうふうに出ました。

そういうことで、そういう何をするのかという目標をことしは決めたところでございますので、もう1年たちますので、その評価もどのくらいができたということは9月の決算には、その比較が出せるのではないかとこのように思っています。ただ、徴収率に結びつくことを願ってるんですけども、この不景気の中でなかなか結びつかないかもしれないなあと思っていますが、そういうふうに具体的なものを決めたということ。

あるいは、法的には、そういうタイヤロックの関係、それからもちろん財産の差し押さえはほかにもいっぱいやっておるんですけども、例えば土地とか家の差し押さえもやっております。ただ、人が住んでいるところを、じゃ競売かけますよということで、まだ住んでいるにもかかわらず売ってしまうというところが、なかなか私たち職員の中では顔も知った人が町内にいるわけで、なかなか差し押さえはするけど競売にまで至ってないということでございます。

実際至ってるのは、預金の差し押さえ、給与の差し押さえと、ここはもう実施しております。それ以外は、なかなかこう進んでない面がございます。

そういうことでございますので、決算のときには、目標に対してどのくらいの取り組みができたのかというのを各課で公表できるのではないかとこのように思っているところです。

以上です。

○議長（東村 和往君） 中石君。

○議員（9番 中石 高男君） それで成果もあったかと思えますけども、やはりこれはやはりクラウンでも乗ってるような人が払ってないというのも憎らしいですよ。だから、それも売った

ちゅう話を聞きましたけど、とにかく法的手段をする場合には、奥さんの使い物が一番効けるそうですね。洗濯機を引き上げる。押さえるということで張り紙をすとか。女性が使うものは、1日もおかれんというような形で金を持ってくると。だから、そこも聞いたんですけども、みんなで行くということが大事だと思います。我々だって、四、五人で行くと怖いですがもんね、やっぱり。そうすると払うということですよ。だから差し押さえる場合には、身近にあるもの、テレビとか洗濯機とか、そういうもので10人ぐらい行ってやると。全然払わなかったのが、集金の人が何回行っても払わないのが、どうして払わないかんちゅう夫婦で話したんじゃろと。190万入ったちゅう話を聞きましたので、明けの日に来てくれと言ったって。そのくらいの強行に行かなきゃだめですね。

だから、もうそういうことで、我々もそうですけど、やっぱり行政のほうでも職員が一体となって、それに努めるということで、そうしないと将来何十年か先に、その善良な人間がばかを見るというような時代になったらどンドンどんふえてきますよ、これ。あれも払わんで通ちよるということになるから。だからそれで進めていただきたい。こう考えております。町長、最後に何かありましたらお願いします。そういう手段があれば、考え。それやってみたいなあとかですね。

○議長（東村 和往君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） 滞納対策、非常に難しい面もございます。そういうことで、やはりこの滞納対策については、全職員がこれにかかわって、やる気を出してやるべきじゃないかと。

そしてまた、この滞納の整理につきましては、やはり何回も足を運ぶということが一番大事じゃないかと思えます。そして、その納税者と人間関係をつくるということが一番大事じゃないかというようなことを常々考えているわけでございますので、今後、そのような形で滞納対策に努めていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（東村 和往君） 中石君。

○議員（9番 中石 高男君） それとあわせて、それはそん農道ですね。これのほうもさっき言ったように、あわせて早期にやってほしいなあと。

我々議員は、バックに町民がいるちゅうこと忘れたことないんです。忘れませんよ、本当に。町民のために我々働いているような感じですから、そういう町民から言われれば言わざるを得ませんので、ぜひ早急にやってほしいなあと。金が何億も入るようなもんじゃないし、それと今の集金の問題も、高原なんかは8,000何百万からやったらしいけど、ここもトータルで、相当3億以上超えるんじゃないかと考えますが、それも早急にみんなのアイデアを出してもらって、そして実行するということが大事じゃないかと思えますので、ぜひ滞納にも努力してほしいなあ

と。我々も、何でもありましたら行ってもいいですよ、加勢しても。そういうことで頑張っ
てほしいなあと考えております。よろしくお願いします。

私、終わります。

○議長（東村 和往君） これより2時10分まで休憩いたします。

午後1時59分休憩

午後2時08分再開

○議長（東村 和往君） 引き続き本会議を再開します。

発言順位8番、原田君。

〔8番 原田 重治君 質問席登壇〕

○議員（8番 原田 重治君） それでは、提出しておきました質問事項に従って、町長初め、担
当者の考え方をお聞きし、また私の考え方も参考にしてもらいたいというふうに考えております。

1番目に河川汚濁の取り組みについて、三股町の水質汚濁に対し、どのような対策を講じる考
えであるか。特に、蓼池方面、これはもう私も2回、3回と質問しているわけなんです
が、それをどのような考えにまとめるかということをお聞きしたいと思います。

それから2番目にごみ減量化についてですが、ごみの減量化対策を具体的にどのような方法
で進めていくつもりか。

この2項目について質問をしてみますのでよろしくお願いいたします。

後は質問席からいたします。

○議長（東村 和往君） 町長。

〔町長 桑畑 和男君 登壇〕

○町長（桑畑 和男君） それでは、ただいまの質問にお答えしたいと思います。

1番目の河川汚濁の取り組みについてということで、①の三股町の河川の水質汚濁に対し、ど
のような対策を講じる考えであるか。特に、蓼池方面についてを問うということござい
ます。河川の水質汚濁防止につきましては、その河川に流れ込む生活排水や工場からの排水、畜産業か
らの排水などの水質がいかにきれいであるかに左右されるのでございまして、本町でも公共下水
道事業や農業集落排水事業、合併処理浄化槽の普及事業などに取り組むほか、有用微生物群、E
Mを使う方法も有用であるとのことから、先日、文化会館におきまして、きれいな川づくりとご
み減量化推進大会を開催し、EMの効能発表をしたところ、多くの町民の皆様に興味を持っ
ただき、各地区の団体から研修依頼が多数来ているところでございます。

今回の推進大会の実行委員会の方々により、蓼池都市下水道、榎木川へのEMだんごの投入な

ども行っていただいておりますが、蓼池地区の工場関係者にもご参加いただきまして、蓼池都市下水路を重点的にEMを利用したパイロット事業の取り組みを試みたいというふうに考えているところでございます。

それから、2番目のごみ減量化について、①のごみ減量化対策を具体的にどのような方法で進めていくつもりかということでございます。ごみ減量化については、4R運動、まず①に、ごみになるものは要らないと断る。②に、ごみになる物は買う量、使う量を減らす。3番目に物はすぐに捨てず、使える物は何回でも繰り返し使うと。4番目に、不要になった物は再資源化する。この4つの運動を住民一丸となって実行することが必要と言われておりますが、非常に難しい課題でもございます。

先ほど申し上げましたように、きれいな川づくり、ごみ減量化推進大会で、話題として上げましたEMを使つてのごみの肥料化などの我が本町全域に広がっていけば、おのずからごみ減量化の一助になるものでありますので、現在、精力的に取り組んでおられるボランティア団体の活動や各地区でのEMづくりの研修状況等、またごみ減量と経費の関係を町民の皆さん方に周知し、EMを使った活動の充実・強化に力を入れていきたいというふうに考えているところでございます。

以上で回答といたします。

○議長（東村 和往君） 原田君。

○議員（8番 原田 重治君） それでは、まず河川汚濁の現状把握を考えてみますと、河川の汚れを昔からすると相当に汚れているということはだれしもわかっていることで、特にふるさとを離れて帰ってこられた方、この前も三股町のきれいな川づくり、この大会にそういう質問が出たわけですが、帰ってきて汚れているのに驚いたというような話がありました。

それから、EM菌による浄化を知っているかというような質問をいたしますと、半分以上の人は具体的には知らない。EM菌とは何ぞやというような回答が返ってくるのがまだ現状です。それから、町外の人から、これは先日、先生に来られた山下先生から発した言葉なんですが、三股町ほど汚い川は見たことがないというふうに言われまして私もショックを受けたわけなんです。それから、ボランティアで河川浄化に真剣に取り組んでいるという方々がいるということでもあります。

それから蓼池の汚水は、道路の下を配管で流れているために光合成ができないという欠点があるわけです。それから、水は高いほうから低いほうに流れるわけですから、蓼池が一番低い状態にあるために、前目の一部、それから三原、蓼池、すべてが1カ所に集中して、すごく汚い水になってるということでもあります。これが、三股だけで済むんであればまだいいわけですが、これが高城のほうに流れて、高城の方々に相当迷惑をかけているわけです。すぐ横を家の前を高城の

人たちのすぐ前を川が流れているわけです。そこから悪臭が風によっては来てたまらんというような話をよく耳にするわけです。だから、この辺を取り組んでいかなければいけないんじゃないかと考えるわけであります。

これに対して、今、環境水道課の方々、課長を初め、皆さん一生懸命やっているというのはよくわかっております。しかし、課だけで取り組んでもたかが知れております。だから、やはり町として真剣に取り組んでもらわないと、これはいつまでたっても解決することはないと思うわけです。合併槽を普及するというこのようでございますが、しかし合併槽を1年に二、三十件、二、三十件もないですね。蓼池でいくと五、六件ですかね。進めていくとしたら、何十年という月日がかかるわけですね。そういう状態で、そこまで放置していいかどうか、この辺を考えて回答をお願いしたいと思います。

○議長（東村 和往君） 環境水道課長。

○環境水道課長（岩松 健一君） 先ほど町長のほうの回答の中にもございましたが、きれいな川づくりとごみ減量化推進大会においていただきました山下先生が、講演の前に、ちょっと現状を見てくださいということで蓼池方面へ行かれまして、先ほど原田議員が言われましたように、こんな汚い川が、今どきまだあったかというようなことを言われまして、やりがいがあるなど、取り組みがいがあるがというふうに言われたのをよく覚えているんですけども、先生とちょっと話をしましたところ、やっぱりもとを断たなきゃだめだということをおっしゃいましたから、EMだんごとか、EM菌を流し続けるというのは効果はあるけど、絶大な効果は生まれないということをお話しされました。

それで、工場からの排水がやっぱり一番大きくて原因であるだろうから、工場関係者を集めてくださいと。私が説明に来ますと。工場関係者にもEMを使ったその消臭対策とかをやっていったらいいじゃないかということでございました。

業者の方に、その浄化槽とかいうのをまた新たに大きいのをつくっていただくという莫大な金がかかるということで、現在そういうことをお願いしても到底無理でございますので、EMを使った方法を今後徹底してやっていこうというふうに思っているところでございまして、まず1社ずつお願いして行って、そこからEMを流し込むという方法等をやっていたらどうだろうかというふうには考えてるところでございます。

○議長（東村 和往君） 原田君。

○議員（8番 原田 重治君） 私は、最初は、家庭の排水が主な原因だろうというふうに考えていたわけなんです。あの汚水、あの汚い汚水を見て、家庭の排水ではないものが流れているような感じがするわけです。何ていいますか、綿のような感じの物が、そのどろどろしたやつですね。そういうものが流れているところを見ますと、やはり工場、今蓼池にお惣菜をつくるところ

とか、それから白ハトもそうなんです、こういうところが、工場がたくさんあるわけですね。それから洗濯屋。あそこも昼間通りますと、泡の上に泡が出るような水をどんどん流してるわけですね。色が少し青っぽい色をしてるわけです。

そして、その流れる側溝を見てみますと、ほとんどのりがついてないわけですね。ということは、化学何かの薬品をそのまま流してるとしか考えられないわけです。普通の我々のところ、水を流してるところを見ますと、必ず青のりが張って、そして汚れとかなるわけなんです、あそここの排水路を見ますときれいなもんです。ですから、何かその辺がわからないわけなんです、そういうものが1カ所に流れて、ああいう汚濁になってるんじゃないかというふうな私は考えがあるわけなんです、そこで一つ私がお願いしたいのは、やはり蓼池の単独槽といいますか、合併槽じゃないのを使ってる家庭が何カ所あって、そして工場排水の中で、水を使って汚水の原因になるような排水を流してる会社が何件あって、そして現状把握ですよ。要するに現状把握、これをちゃんとつかんで、そしてそれによって対策を立てていかないと、やみくもに1社ずつこーやっていくのも一つの方法だとは思いますが、しかし、その現状把握をよくつかんで、それによって、今一番、そういう汚い水を流してるところから指導していくというようなことを考える必要があるんじゃないかというふうに思うわけなんです、これについてどうお思いですか。何か、あればおっしゃってください。それでなければ、私がそのまま続けますから。

○議長（東村 和往君） 環境水道課長。

○環境水道課長（岩松 健一君） 今回のごみ関係について、ちょっとアンケートをとってみようかということを考えてるんですけども、その中に合併浄化槽とか、単独浄化槽、くみ取り浄化槽、下水道、農集とかいうふうに各家庭のトイレの分別状況も調べようかというふうに思っておりますので、それを使って蓼池にどのぐらい単独浄化槽、くみ取りのほうがあるのかとか、あと工場のほうは、言われましたように、そのようはずっと回ってみて、どういう排水が出てくるのかということで、ただの水を出しているところはもう除外してもいいわけですので、そういう感じで調べていこうとは思っておりました。

○議長（東村 和往君） 原田君。

○議員（8番 原田 重治君） 私の考えと同じような考え持っておられる。ほったとこなんです、これはどうなんですかね。飲食店、飲食店は、そのまま流してもいいようになっているんですか。それとも、法律で合併そのようなものをつけて、その結果、流さなければいけないようになっているのか、それをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（東村 和往君） 環境水道課長。

○環境水道課長（岩松 健一君） そこはちょっと詳しく調べておりませんが、多分ほとんどの飲食店は合併浄化槽になっているんだろうというふうには思っておりますけども、また調べて調査を

したいと思います。

○議長（東村 和往君） 原田君。

○議員（8番 原田 重治君） 名前は言わないほうがいいと思いますが、蓼池の飲食店の排水を見てみますと、もう油がどろどろですよ。油をよう使うとこだと思うんですよね。それをそのまま排水に流してるような感じがするわけです。

ですから法律的にどうなのか。流してもいいというのであれば、やはりこちらがお願いに行つて、合併槽なりつくってもらふ等しかないと思います。

しかし、合併槽、そういう浄化槽を通してから流さなければいけないというような法律があるとすれば、やはり指導していただきたいというふうに思うわけです。この辺をちょっと一つお願いをしておきたいと思います。

それで、先ほどちょっと申しましたように、蓼池のことを申しますと、道路の中央を2メートル近い土管が埋まって、そこを排水が流れるようになってるわけなんですけど、ですから、最初から川の一番末端に流れるまで光を受けてないわけですね。ですから光合成が全くない。出たときより、かえってそのどのくらいかかるかわかりませんが、その出てくるまでに相当腐食するわけですね。腐れるわけです。ですから、その普通の川は藻が生えたり、あるいはアシが生えたりして、自然に浄化する能力を持ってるわけなんですけど、蓼池に関しては全くそれが無いわけですから、そのまま流れてくるわけですね。そのままだ、そのままならまだいいんですけど、腐れたやつが流れてくるから、いたたまれないというのが現状なんです。

ですから、これを悠長なことは言っておれんと思うんですよね。最初の計画では、25年ですか、蓼池のほうに公共下水槽をつくるというような話、計画がありましたよね。ですが、それを今は白紙になって合併槽でいくというような話をお聞きしたことがあるわけなんですけど、合併槽でいくとなると相当な年月がかかる。そうすると、その間、ずっと我慢しておらなければいけないかということになると思うんです。しかし今の時代はそういう時代じゃないと思うんですよね。

EM菌を使っただんごのこともあるわけなんですけど、そのだんごを投げられる、そのずうっと敷き詰めるようなところがあればいいわけなんですけど、川を出てから、それを敷き詰めたとすれば、高城のほうに対する、そういう向こうに対する配慮はこれで何とかなるんじゃないかなと、あそこ100メートルぐらい出てからあると思うんですよね。あれに、全部EM菌のだんごを敷き詰めていけば、私はその先に出た水はきれいになってるんじゃないかというふうに思うわけなんですけど、しかし、それは蓼池の集落の浄化にはならんわけですね。あそこ、あの辺の臭さというのは全然関係ないわけなんです。ですから、EM菌だけではどうしようもないわけです。

先ほど課長が言われました、私は家庭の排水だけじゃないと思ってるわけなんですけど、工場の

ほうをみっちり指導していただいて、現状を把握をしていただいて、そしてやっていただきたいというふうに思います。

先ほど回答はいただいたので次に行きたいと思うんですが、ごみの問題ですね。ごみの問題を私なりに考えてみたんですが、ごみについては、あそこの資源ごみに分別することによって、相当量少なくなったということをお聞きしているわけなんです、資源ごみ以外のごみ、その中で、我々個人が減量に協力できるということは、やはり生ごみですよ。生ごみは各家庭から出るわけですから、これの減量は協力できるというふうに思うわけです。

そこで先ほど課長から1トン当たり幾らするか、それをキロ当たりになると幾らするかということのデータをいただいたわけなんです、1キロ当たり24円の経費がかかっているそうです。それで、生ごみ1人当たりの経費、年間に2,400円、そして生ごみ1人当たりの量、これが100キロということで、生ごみを処理するために、6,138万5,000円というような金がかかっているわけです。これをどのようにして減量していくかというのが問題だと思うんです。言うのは簡単ですよ。ごみを減らさなきゃいけない。エコに協力しなければいけないというのはみんなわかっております。しかし実際に、じゃあどうして減らしていくかということになると、皆さん具体的にどうしたらいいというのは出てこないというふうに思うわけです。この辺を町としてどのように考えていらっしゃるか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（東村 和往君） 環境水道課長。

○環境水道課長（岩松 健一君） 先ほども町長のほうからございましたように、生ごみにつきましては、EMを使ってばかしか入れれば、また堆肥化になるということでございますので、まず町民の皆様のご協力が必要ですが、まず最初に取り組むというのはそこだというふうにしか考えていないんですけども、まずそこをやっていけるとこはやっていこうかということでございます。

あと、経費がどのぐらいかかっているとか、いろいろなことを町民の皆様にお示しをしまして、ごみに対する理解を深めていただきたいと、そして、そういう生ごみを減量する方向も模索していただきたいというふうな形に持っていこうというふうには思っております。

○議長（東村 和往君） 原田君。

○議員（8番 原田 重治君） 私は、やはり我々議員、そして皆さんのような役場の職員、この人たちが先頭に立って、やはりやっていかなければいけないというふうに思うわけです。

実際に、家庭で我々議員団、そして職員の方々は、生ごみを1キロも出さんというような、外には出さない。自分で処理するというぐらいの気構えで徹底的にやって、その結果、あるいはそういうことによって、町民にそれを協力してもらおうというようなことじゃないと、幾ら口で言たって馬耳東風だと思うんですよ。それは私には関係ねっど、持っていって出せばそれで済

むわけですから。仮に、EM菌を用意して堆肥化をするということであっても、それは堆肥化にするために持って行って、土を掘って、そこに入れて、EM菌を上にはらまいて、そして土をかぶせてというような、そういう手間がかかるわけです。それより、持って行って、ぽんと置けばそれで済むわけですから。それをさせない。それをそういうふうにはさせないためには、やはり我々皆さんが頑張っ、そして模範を示すということが一つの方法じゃないかというふうに思います。

それからもう一つは、やはり皆さん堆肥化によっては、動く場合がたくさんあるわけですね。要するに、今の量を計算しておいて、そして減量になったところは、その分の半分なり、全額でもいいですわね、そこの集落に返すというようなことをすることによって、皆さんが協力して、これだけのお金をもらいましたということになると、やはりみんな気をつけるんじゃないかというふうに思うわけです。

これは、今6,000何百万の金がかかっているわけですね。これを、今度新しいごみステーションまで運ぶとすると、山田町ですから、恐らく燃費がかかって、相当な金額になるんじゃないかと思うわけです。その半額なり、今6,000万ですから、これが仮に1億近い金になった場合に、その皆さんが今100キロ年間に出してるところを50キロになったとすると、半分の金で済むわけですね。こういうことを考えてみたらどうかなというふうに思うわけなんです、どうですか、私の考え方、ちょっと回答をお願いしたいんですが。

○議長（東村 和往君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） ごみの減量化対策ということでございますが、これにつきましては、先ほども課長が申し上げましたが、やはりこの町民の意識の高揚に待つしかないんじゃないかというふうに考えておりますが、やはりこれらの行政指導につきましては、機会ごとにいろんな研修会等を通じて、この減量化対策に持っていかなければならないというふうに考えております。

この前、推進大会を行ったときに、非常にボランティアで積極的にやるグループで、僕も感心したわけですが、そういうボランティアの団体、また個人の方、こういうものを中心としたやはりいろんなイベント等で、やっぱり頻繁にやって、先ほど申し上げましたように、町民の意識の高揚をやったら、この減量化につながるんじゃないかということでございます。

それと、先ほど言われました議員の皆さん、それとまた役場職員、これについて、やはり積極的に取り組んでいくということも非常に大事なことじゃないかと。そして、これをどのような方法でやるかですね。この辺につきましても、やはり今後十分検討すべきじゃないかというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（東村 和往君） 原田君。

○議員（8番 原田 重治君） この前、蓼池の自治公民館の総会があったわけなんですけど、その席で、この前体験を公表された山極さんという方が意見を申し述べたんですが、あの人の言うことは蓼池が一番迷惑をこうむっていながら、蓼池の人が何人もあそこに来てなかったということ言ってるわけです。ということは、関心がないわけですよ。ですから、よっぽどなことがないと、皆さんをその気にさせるといのは本当に難しいと思うんですよ。ですから、それをどうしたらいいかというのが一番のあれですからね。だから私は、生半可なことじゃ絶対だめだと思っんです。

ですから、区単位にやって、それから地区の集落単位にやって、それから支部単位にやる。これぐらい徹底的にやって、そしてその結果、減量したところにはその分のお金をやるというところまで行かないと、私は絶対だめだと思います。減量化なんかできないですよ。だから、そこまで力を入れて、これは金に、裏を返せば金になるわけですからね、全くの無報酬じゃないと思っんですよ。

だからその辺を、担当課は大変でしょうけど、私はそういう係の人を雇ってもいいと思っんですよ、1人か2人ね。それを雇って徹底的にそういうことをやってもらうということも一つの方法じゃないかというふうに思っわけなんですけど、この辺はどうでしょうか。その人をそれだけ雇ってやることによって雇用にもつながるんじゃないかというふうに思っわけなんですけど。

それで、その減量減らした分は、その半分減らせば6,000万出るわけですから、今度、そのあそこまで持っていけば、1億、その半分5,000万ぐらいは浮くわけですから、その一人二人のお金、給料は簡単に出ると思っんですけどどうでしょうか、この辺。

○議長（東村 和往君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） 先ほど申されたように、やはりそのような意識の高揚をするためには、やはり地区単位、また集落単位で、小まめな集会在は必要じゃないかというふうに考えているところがございます。6,300万の、僕から言えば無駄金がここにあるわけでございますので、これを抑えるためにも、やはりそのような徹底した、積極的なこの研修、意識の高揚というものをやる必要があるんじゃないかというふうに考えているところということ。

以上です。

○議長（東村 和往君） 原田君。

○議員（8番 原田 重治君） 町長の任期中に、このような何らかの対策をとっていただきたいというふうに思っます。

以上で、私の質問を終わらさせていただきます。

○議長（東村 和往君） 発言順位9番、池田さん。

〔7番 池田 克子君 質問席登壇〕

○議員（7番 池田 克子君） 通告いたしました（1）介護保険事業についてと、（2）安心と安全のまちづくりについて、お尋ねいたします。

まず（1）の質問の要旨に沿ってそれぞれお尋ねいたします。日本は今、人類が経験したことのない超少子高齢社会へと突き進んでおります。現在、65歳以上の高齢者人口は2,745万人で、高齢化率21%を超えております。2025年には高齢化人口が3,600万人で、高齢化率30%を突破すると予測されております。

当町の高齢化率も現在21%であります。今後、全国の水準と同等に推移していくものと思われれます。また、高齢化率に附随して、要介護者も現在の約2倍の784万人に上ると推計されております。高齢者が高齢者を介護する老老介護が珍しくないなど、介護を取り巻く問題は深刻化しております。安心して老後を暮らせる長寿社会の実現のために、当町も高齢者保健福祉計画や第3期介護保険事業計画が平成18年3月に策定されました。その中には、地域密着型サービスと介護予防サービスが新たに加わっております。平成20年度までの計画となっておりますが、その進捗状況はいかがだったのでありましようか。

今回は、その中の地域密着型サービスについて2点質問してまいります。1点目は、地域で暮らせる環境を拡大するため、小規模多機能施設の設置促進についてであります。この事業は、地域の空き民家などを活用して、そこを拠点に、通い、訪問、泊まりを一体的に提供し、高齢者の在宅生活を支えるというものであります。通いをベースに家族の要請に応じて泊まることもできれば、在宅時には、ヘルパーに来てもらうことも可能であります。本人の要介護状態の変化や家族のニーズに対応し、サービスを柔軟に組み合わせることができます。この事業は、市町村整備計画の中で平成18年度以降3年以内をめどに整備すべきとあります。特老や老健施設、療養施設の待機者数が全国で42万人にも上っている今、この小規模多機能型居宅介護施設の設置が重要課題となっております。

昨年11月、私ども3,000人の公明議員が介護総点検を実施した結果、7割強が自宅で介護を受けたいと希望しております。住みなれた自宅や地域の中で生活を続けられる地域密着の介護支援拠点となる小規模多機能施設設置の取り組みについて、町長はどのように考えておられるのかお尋ねいたします。

②の夜間対応型訪問介護についてであります。これも同じく市町村整備計画の中で取り組まなければならない課題であります。これに類似した質問を平成13年と平成18年にいたしました。いずれも検討するが答えでありました。それから5年経過の今日、高齢化の進行や介護のニーズを考えると、町独自の体制づくりができないか、再度町長にお尋ねいたします。

次に、（2）の安心と安全のまちづくりの中の①住宅用火災警報器の普及についてと、②火災

警報器の設置に高齢者や障害者に助成ができないかお尋ねいたします。総務省消防庁は、消防法の改正により、2011年5月までに住宅用火災警報器の設置を義務化いたしました。昨年12月時点での全国の普及率は推計で52%であり、今後の取り組みが課題となっております。

ちなみに、宮崎県は33.9%、当町は都城管区内として30.5%となっております。テレビや新聞報道の中で、毎日ほどあるのが火災のニュースであります。それも高齢者や小さな子供たちが犠牲となっております。家族にとってこれほど悲しいことはありません。火災警報器があれば、せめて命だけは助かっていたかもしれません。火災警報器の普及は全庁挙げて取り組まなければなりません、当町としてはどのように取り組まれているのか、町長にお尋ねいたします。

次に②についてであります。痛ましい火災事故から命を守るためにも、一刻も早く火災警報器を設置しなくてはならないのが高齢者と障害者の方だと思います。何らかの形で助成できないのか、町長にお尋ねいたします。

以上、壇上からの質問を終わります。後は質問席にて申し上げます。

○議長（東村 和往君） 町長。

〔町長 桑畑 和男君 登壇〕

○町長（桑畑 和男君） それでは、ただいまの質問にお答えしたいと思います。

1番目の介護保険事業について、①の地域で暮らせる環境を拡大するため、小規模多機能施設の設置促進への取り組みをどう考えているかということでございます。介護保険事業の小規模多機能型と言われるサービスは、通所を中心に提供するサービスでございますが、利用者の対応や希望に応じて随時訪問介護や宿泊などのサービスも提供できることとなっており、このことが多機能型と言われる理由でございます。

国は、創設当初より利用者ニーズに柔軟に対応できるこの事業を有望な事業として見込んでまいりましたが、利用者の多くが介護報酬の低い軽度者であったり、当該サービスを使うことで、それまで使っていた他の施設のサービスが受けられなくなることなど障害となって、運営が軌道に乗りにくいところもございまして、全国的にも事業として伸びていない状況でございます。

また、本来の設置目的とは異なる希望する施設に入所できるまでの待機施設として利用されるなどの弊害も生まれてきております。現在、都城市に3つの事業所がございまして、登録者定員に対し6割から8割程度の利用者にとどまっている状況でございます。

本町の第4期介護保険事業計画の中では、計画はないと記すと同時に、今後について、給付費の推移と保険料負担への影響等を検証しながら整備計画の検討を行うことも盛り込んでおります。国の事業支援の状況等を慎重に見定めながら、改めて第5期介護保険事業計画策定の中で、事業試算等を行いたいというふうに考えているところでございます。

次に、2番目の地域密着型サービスを充実させるため、夜間対応型訪問介護の実施に向けた取

り組みについてを問うということでございます。地域密着型サービスの夜間対応型訪問介護サービスについてご説明したいと思います。現在、国が示している夜間対応型訪問介護は、定期循環サービス、オペレーションセンターサービス及び随時訪問サービスを一括して提供しなければならないというふうにされており、利用者はオペレーションセンターに通報できる端末機を有していることが条件となっております。

想定規模といたしましては、人口20万、利用対象者300人程度を想定した事業でございます。実施するとすれば、都城市及び曾於市までを同一のエリアとして検討していく必要がございます。今のところ、都城市においても開設されておりません。現在、夜間における訪問介護サービスについては、夜間の対応を受け入れている訪問介護事業者によってサービスが提供されており、都城市並びに三股町管内で20程度の事業者が必要に応じて夜間の対応ができる体制を整えているところであります。

これから超高齢化社会を迎えるに当たり、在宅での自立した生活を支援していくためには、24時間体制の訪問介護サービスの需要は今後ますます増加してくるものと見込まれておりますので、あわせて夜間対応型訪問介護の必要性は高まってくるものと考えております。

平成24年度から26年度までの第5期の介護保険事業計画の策定に当たっては、当概要に対する住民の方々の意識調査等を行いながら、その実情を踏まえ検討し、さらには都城市等との連携を図りながら取り組んでまいりたいというふうに考えているところでございます。

それから、2番目の安心と安全のまちづくりについて、①の住宅用火災報知器の普及について、どのように取り組まれているかということでございます。住宅用火災警報器につきましては、平成18年6月から新築住宅への設置が義務化されており、既存住宅につきましても、平成23年6月から義務化されます。町民に対しまして、これまでに広報誌や回覧などで設置の呼びかけを行うとともに、悪徳業者による高額な訪問販売に注意するよう呼びかけを行ってまいりました。

また、平成21年9月には、町内全世帯を対象に消防団員の個別訪問による火災警報器設置に向けての促進活動を実施していただいたところであります。しかしながら、義務化されるまで時間的余裕があることや、義務化されても設置していないことに対する罰則規定などの直接的な不利益をこうむることがないことから、なかなか設置が進んでいない現状でございます。

義務化まで、残すところ1年余りとなってまいりましたが、今後はさらに自治公民館や消防団等の団体組織にご協力をいただきながら、それぞれの地域に入り込んだ普及活動を展開してまいりたいというふうに考えております。

火災警報器は人命を救う有力な機器でもございますし、町民の防火意識の高揚を図り、火災警報器の普及に努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

それから、②の火災警報器の設置に、高齢者や障害者などに助成を検討できないかということ

でございます。本町では、このように機器の設置を伴う高齢者等への支援事業といたしまして、緊急通報システム事業を実施いたしております。本事業は、慢性の疾患等を持ったひとり暮らしの高齢者等に対し、電話機能を有した通報装置を設置し、看護師等の専門職員を配置したオペレーションセンターと連携して、緊急の場合に対応できるよう24時間体制で見守り、声かけ等の支援を行うシステムであります。財源といたしましては、介護保険の地域支援事業に位置づけられているため、国県からの交付金を活用しているところであります。

今回、ご質問の火災報知器の設置につきましては、こうした高齢者や難病の方などに対しましても、特に財源的な補助が見当たりませんので、実施することとなれば、現在のところ、町単独での予算化となるわけでございます。今後は、国県の有効な補助事業についての情報収集や実施する際における対象者の絞り込み方法及び助成額等を含め、慎重に検討していく必要があるんじゃないかというふうに考えているところでございます。

以上で回答といたします。

○議長（東村 和往君） 池田さん。

○議員（7番 池田 克子君） まず1の1について再度お尋ねいたします。

先ほど、町長の答弁の中で、4期の計画をもう既につくってあるっていうことですね。その4期の計画に関して、私どもにも策定計画書いただいたですかね。3期の分はこのようにいただいているんですが、4期については、ちょっと手元になかったもんですから、どうですかね。ちょっとお尋ねします。

○議長（東村 和往君） 福祉課長。

○福祉課長（大脇 哲朗君） 第4期の介護保険事業計画ということで、21年度から23年度までのものでございまして、この前、この審議をいただいて、今1年目ということになりますけれども、ですから、第5期というのは、またこれから3年ですので、24年度から26年度の介護保険事業計画ですね。こちらの中でそういう表現をしているということでございます。介護保険事業計画ですね。

○議員（7番 池田 克子君） ということは、第4期はないということでございますね。

○議長（東村 和往君） 福祉課長。

○福祉課長（大脇 哲朗君） 冊子はお渡ししてあると思います。（「全員渡ってますか」と呼ぶ者あり）池田議員も、一応委員ですので、4期を、はい。（「あっ、そうですか。それは私が余り大事にしまい過ぎてたのかもわかりませんね」と呼ぶ者あり）はい。（「はい、ごめんなさい」と呼ぶ者あり）

○議長（東村 和往君） 池田さん。

○議員（7番 池田 克子君） ごめんなさい、その点ではおわび申し上げます。

町長さんの答弁の中に、この4期の中で小規模多機能施設の設置と、この密着型、要するに夜間の対応型というのは削除しているっていうことでよろしいですか。再度お尋ねします。

○議長（東村 和往君） 福祉課長。

○福祉課長（大脇 哲朗君） 第4期については計画をしていないということで記載しておりますので、今言われた2つの地域密着型サービスですね。これは、1つはニーズ的な問題があると思います。特に後のほうの夜間対応型、これは1町では認められないというわけじゃないんですけども、規模が小さすぎて、投資するだけの、1カ所であれば、三股町に1カ所ということであれば、投資するだけの事業としては成り立たないという事業でございますので、町長の答弁にもございましたとおり、都城市、そして曾於市、三股町ぐらいの広いエリアで取り組んでいかなければいけないと。

ですから、連携をとりながら、この2市と協議をしながら取り組むかどうかは、第5期のほうでまた検討させていただきたいと。

それから、小規模多機能施設の設置でございますけれども、こちらについては、18年度からこの制度が始まったんですけども、現時点のところ、相談に来られたのが1件だと聞いております。非常に先ほどの答弁の中にもありましたけれども、この単独での事業運営というのは非常に困難だということで、どちらかっちゃうたら、今例えばデイサービスを持っていらっしゃるところが、この多機能も一緒にやるとか。なかなかそういう面では投資効果が事業所としてはないと。余り魅力がないというところですね。

こういうところがありまして、後は先ほどニーズ調査と言いましたけれども、このニーズ調査についても、先週の土曜日ですね、宮崎のほうで会議があったんですけども、その中で現状をということでいろいろ意見が出たんですけども、その中に、やはり家族と利用者がこの事業に対しての必要性というのがなかなか得られない。一つは、今使っているサービスを全部やめて、こちらのほうに行かなきゃいけないとありますので、それだったら、今までのサービスのままでいいですという方が結構いらっしゃるということですね。

その辺で、まだ十分に、事業者もそうですけれども、利用者のほうもこの制度について、自分たちがやる、それから利用する分には至らないということですので、こちらにつきましても、第4期中にいろいろ検討いたしまして、そういうニーズがあれば第5期に反映させていきたいというふうには思っております。

○議長（東村 和往君） 池田さん。

○議員（7番 池田 克子君） はい。前回も申し上げたことがあるんですけども、そういう事業がない中でニーズというのがあるはずもないんですよ。知らないわけですから。ですから、それは卵が先か鶏が先と一緒に、やっぱり知らなければ、当然、言いようもないということをも

ず前提に考えないといけないと思いますね。

それで、今、この小規模の多機能型というのがなぜ浮上してきたかといったら、先ほど申し上げましたけれども、いろんな介護施設ですね、老健にしろ、あるいは特老にしろ、もう待機待ちが全国で42万人、当町においても、お聞きするともう100人ぐらいざらなんですよね。ということで、もう介護施設に入るのもあきらめざるを得ないというような事情があるわけですね。じゃあ、それで介護を、じゃあもう自宅介護で泣く泣く自分たちでやらざるを得んのかなあということの、そういうことが、やはりこのままほってはいけないという意味での、今度、浮上してきたというのがこの制度であるわけですから、もうちょっと、なぜこういう事業をやらなきゃならなかったのかっていう基本的なものから、また考え直ししていただきたいと思うわけですね。

それで、4期については、もう削除されてるということですから、23年度まではこの事業は取り組みができないということですね。あと5期に対しては検討するというところでございますね。ぜひ、その辺は、もう本当に前向きに考えていただきたいと思います。

実は、私も介護に対して経験いたしたことでございますが、その節は皆様に大変お世話になりました、おくれませでございましてありがとうございます。母が去年12月亡くなりましたんですけれども、それまではずっと兄弟で、交代で介護をいたしておりました。もう認知症が入ってましたんで、もう本当に大変でございました。ですから、よく虐待をしたらいかんとか、あるいはもう知らず知らずのうちに首に手かけてたとか、そういう殺傷問題にしても、これはもう本当に自分がその立場にならないとわからないぐらい介護というのは、特に認知症に関しては大変なことなんだということを本当に自分自身も感じた次第でございまして。

ですから、この介護というのが、もう本当個人じゃなくて社会全体で対応しなくちゃいけない。そして、これはまた、そうしなくては、もう家庭が崩壊する。あるいは、人が人として生活できなくなる。これ本当認知症の方に限らず、すべての介護という問題に関しては言えることじゃないかなと思ってるわけですね。

ですから、やはり制度そのものの何というんですかね、なぜそこに制度をつくったんかという本当に根本的なことを行政の方々は、一つ一つを検証していただきたいなと思うんですが、第5期の中で検討するとおっしゃいましたんですけれども、その辺の決意のほどをもう一度、町長さんと課長さんにお尋ねしたいと思います。

○議長（東村 和往君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） 先ほども答弁の中で申し上げましたが、小規模多機能施設は、現在、都城市に3事業所があるわけでございますが、今後、現地研修等も通しまして、内容等を十分踏まえながら、次の第5期介護保険計画の中に織り込んでいくかなどを、十分検討をしてみたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（東村 和往君） 福祉課長。

○福祉課長（大脇 哲朗君） 最初、池田議員が言われたように、18年度の改正のときのポイントは、介護予防と、この地域密着型サービスの充実ということで新規事業が盛り込まれてきたところでございます。

今のところは地域密着ということで、グループホーム事業だけでうちのほうは取り組んでるんですけども、確かに言われるとおりに、今後療養型がどういうふうに最終的になるのかというのがちょっとわからないんですけども、そちらを見ながら、やはり受け皿というものを整備していかなきゃいけないと。それは特老であろうが、そのグループホームであろうが、そしてこのような形の小規模多機能という形で取り組むかもしれませんが、そういう受け皿の準備を、ここ2年間国の動きを見ながら他町に負けないような形で整備していくというのが基本でありますので、それを5期に反映させていきたいというふうに思っております。

○議長（東村 和往君） 池田さん。

○議員（7番 池田 克子君） ちょっと、しつこく申し上げますが、私どもが昨年実施したアンケート調査の結果によりますと、介護を受けている場所は6割が自宅であると。そしてまたその中で困っていることといえば、先ほども申し上げましたけれども、介護する家族の負担が大きいというのが34.3%が最も多くて、そしてまた本人や家族のぐあいが悪くなったとき、一時入所ができる施設がないというのが14.3%など、多くの方が介護に対して不安を抱えていらっしゃるというのが結果でございました。

そこで再度申しますけれども、この小規模の多機能型のこの施設というのは、マニュアルに沿って、このとおりにつくらなきゃならないということでもないと思うんですよね。確かに、こういう国が出したイメージというのがこういう方向でつくりなさいというので、一応載ってるんですけども、だけど、空き家とかを利用して、そこに要するに資格のあるメンバーの方たちを委託して、そこを拠点として対応するとか。やっぱりそこ辺は、やる気があったときには、何らかのこの形の中で、でき上がっていくんじゃないかなあっていう気持ちもするわけですけどもいかがでしょうか。その辺の課長さんのお知恵っていうか、いろんな方法がまだあるかなと思うんですがお尋ねします。

○議長（東村 和往君） 福祉課長。

○福祉課長（大脇 哲朗君） 確かに、消防法での基準さえクリアしとけば、あとは面積、要件とか、そして施設の、昼間に3対1の割合というような形になってるんですけども、3名にお一人介護職がつかなきゃいけないとか、ケアマネがつかなきゃいけないとか、いろんな制限はあります。その基準さえクリアすれば、確かに言われるとおりに、今三股町にある資源を活用するとい

うのはできますので。

ただ、最初ちょっと言いましたけれども、なかなか都城市でも6割から8割程度しか埋まらないというところで、運営上、いろんな形で困難なときがあるという、困難な状況にあるということで、なかなか事業所のほうも手を上げないというのものもあるのかなというふうには思っておりますが、町としては、そういうだから声があれば、5期のほうに反映させていきたいなというふうには思います。

○議長（東村 和往君） 池田さん。

○議員（7番 池田 克子君） この前、文化会館でやねだんの方の講師の方がいろいろお話をしてくださいました。その中で、やっぱりこの……その方でしたっけね。あつ、ごめんなさい、ひょっとしたら、ごめんなさい、私勘違いしてるかもわからん、テレビでしたかもしれんけど、ひとり暮らしの方が、ここで緊急システムのこともおっしゃったんですけども、町全体が、もう皆さんのこの見回りっていう対策をとってて、そして緊急のときにでも、何か用事をするにしても、すぐ、何かベル鳴らせばみんなが駆けつけてくれるっていうような、もう町全体が介護に対して対応できるような、ごめんなさい、やねだんじゃなかったと思いますね。そういうところもあるっていうことなんですよ。

ですから、本当、知恵というのは出せば、幾らでも方法というのは出てくるかなと思うんですね。ですから、確かに、ここにもあるように、対象者が300人か400人程度が想定とか、人口が20万から30万以内と、この夜間のこれはできませんよとかいってあるんですけども、おらが町としてこういう方向もあるんだよっていったときには、やはり当然、町独自のとらえ方もあると思うんですね。ですから、その辺について、町長の見解をもう一度お尋ねしたいと思いますが。

○議長（東村 和往君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） 介護保険制度も、この平成12年に発足いたしまして、既に10年が経過しているわけですが、その中で介護サービス事業も内容等について、高齢化、超高齢化とともに大きくこう変容をいたしているようでございます。そのようなことから、次の第5期計画の中で、やはり現在のこの時代の要請に対処すべくこの計画も今後十分考えていかなければならないというふうに考えているところでございます。

いろいろとこの事業もここになって広域化されたというような感もあるわけですが、やはり隣の都城市との連携を図りながら、十分その辺を考えながら取り組んでまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（東村 和往君） 池田さん。

○議員（7番 池田 克子君） 前の課長さんでいらっしゃったんですが、よく言われたことには、施設がふえると非常に費用もふえるんだと。だから、これがまた保険料にはね上がってくるので、なかなかその辺の対応が厳しくなるっていうようなことをちょっとおっしゃったようなことがあったんですね。ですから、財政的なものも当然考えていかないといけないんですが、やはりこのそういう財政面を考えたときに、じゃあ、これをどういうふうな打開策があるかといったときに、私どもの党首でございますけれども、早速と鳩山総理に対して政策提言を行いまして、公費負担をぜひアップさせて、そして介護保険料を抑えていきたいというようなことも今申し述べているところなんです。

ですから、我が当町においても、そういうことをどんどん国にもやはり言っていくという、そういう行動をやはり起こしていかないといけないんじゃないかなと思うんですが、このことについて町長さんお尋ねいたします。

○議長（東村 和往君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） 非常に政権がかわりまして、いろいろと難しい面もあるようでございますが、やはり今後、この町村会あたりでいろいろ会議にそういう問題を提起しながら国に対する、政府に対する要望等を行っていききたいというふうに考えているところでございます。

○議長（東村 和往君） 池田さん。

○議員（7番 池田 克子君） よろしく願いしておきます。

次、行きます。次が、安心と安全のまちづくりについてということで、住宅用火災警報器の普及であります。普及の義務化まであと1年あるといえはるわけですがけれども、やはりほかの市町村において、兵庫県の三木市というところの取り組みであるんですが、そこは住宅用火災警報器設置推進協議会っていう、もうこの設置についてのだけの協議会というのを立ち上げているところなんです。それが、行政、消防団、公民館、民生委員、シルバー人材センター、ガス事業者、設置業者等々の方で構成されてまして、それぞれもちろん役割分担があるわけですがけれども、本当に、安心・安全のまちづくりをするためには、みんなで協力しないといけないっていう意味合いで、この協議会というのを立ち上げられたわけですが、消防団の方が個別訪問なさって、いろいろ説明をされたりとかっていうのは聞いておりましたけれども、これはやはりいなかったから私なんかもちょっとお会いできなかつたし、全員が全員お会いできなかつたんだと思います。ましてや、この設置ですね、三股は30%ぐらいですから、まだまだ設置に対しては、みんな関心がないといえはるわけなんです。

ですから、100%みんなが設置できるような方向として、当町としても何かそういう協議会とか、そういうものを立ち上げられないものでしょうかね。ちょっとお尋ねいたします。

○議長（東村 和往君） 総務企画課長。

○総務企画課長（渡邊 知昌君） 議員のほうから言われましたように、この火災警報器の促進に関しての協議会といった形では、設置が今してございません。いろんな形でそれぞれの組織のところでお願いはしておりますけれども、ただ、こういう防災とか、あるいは防犯とか、こういったものについては、いろんな今言われましたようなメンバーを含めた協議会というのが、構成になってる部分もございますので、それだと並行して進めていけばいいのかなというふうに思っております。

今後、またこれに関しての特別的な促進という形での強化を図るための協議会ということも、そういうことも視野に入れながら、そういった協議会等の組織を進めていきたいというふうに思っています。

○議長（東村 和往君） 池田さん。

○議員（7番 池田 克子君） ぜひ、できることなら早目に立ち上げていただけるとありがたいです。

それと、またほかの自治体では、共同購入をして、そしてコストダウンを図ってるというようにところもあるわけですが、こういう取り組みはいかがでしょうか。これについてもお尋ねいたします。

○議長（東村 和往君） 総務企画課長。

○総務企画課長（渡邊 知昌君） 町長が先ほど答弁いたしましたけれども、平成21年の9月に全戸数を対象に消防団のほうで、これは自主的な活動なんですけれども、この促進の運動をしていただいているところでございます。

その中で、ある地区によっては、いっぺんにそういった促進の関係で共同購入といいますか、そういった形で取り組んでおられるところもあって、今後、やはりこういう共同購入というのは非常にいんじゃないかなというふうに思っておりますので、各自治公民館単位でのこういった説明とか、そういったことをやりながら、中に入った促進をやっていきたいというふうに考えております。

○議長（東村 和往君） 池田さん。

○議員（7番 池田 克子君） その件も、ぜひよろしく願いいたしておきます。

次の最後の、要するに助成についてでありますけれども、このような活用方法もあるということですね。地域活性化経済危機対策臨時交付金の活用ということで、障害者の方とか、高齢者の方に無償で配付したという自治体もあるわけなんですね。

先ほどいろんな事業等の中で、そういうものがあればということがおっしゃったんですけれども、どうなんでしょうね、この地域活性化経済危機対策臨時交付金とか、もう既に用途が決まっているわけですかね。それについては、はい。ほかに何かあることであれば検討いただきたいんで

すがいかがでしょうか。どなた、遠慮なく。

○議長（東村 和往君） 答弁者はだれですか。福祉課長。

○福祉課長（大脇 哲朗君） 財政的なところは、うちも言えませんので。補足という形で、今の自立支援法の中では、かなり要件が厳しいんですけども、給付費の中で、この火災報知器の設置ということで、本人ですから1割負担ということで、基準は1つが1万5,500円ということになっておりますので、その基準額の1割負担ということなんですけれども、障害者については、自立支援法でそういう給付費があるということでございます。

今言われた経済対策とか、もうこちらが次年度以降どのような形になるかわからない中では、やはり国県の補助はないかどうかをうちのほうもできるだけ幅広く活用できる補助制度を見つけて、その際は、うちのほう、また財政当局ちゅうか、財政側と協議をしながら進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（東村 和往君） 池田さん。

○議員（7番 池田 克子君） これは既に、ほかのところも活用しているところもあるわけですので、十分にこの件に関しては使っていけるんじゃないかと思うんです。

それと、もうちょっとここに手元に持ってきてないんですけども、ほかの、ごめんなさい、ちょっと何ていう名称かはっきり覚えませんが、それなりの活用方法が、補助金等なんかでもあっているようでございますので、ぜひこの辺の助成に対して対応をしていただければなと思っておりますのでよろしくお願ひしたいんですが。返事をもう一度、お聞かせください。総務課長か財政でもどっちでもいいです。

○議長（東村 和往君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） 火災災害による犠牲者、高齢者、または障害者など、多くあるわけですが、やはりこの火災報知器のこの設置が23年の6月から義務化されるわけですが、今後、社会の情勢、また自治体の動向などを十分踏まえながら検討をさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（東村 和往君） 池田さん。

○議員（7番 池田 克子君） これで、私の一般質問終わります。

○議長（東村 和往君） 上着の着用をお願いいたします。

一般質問はこれにて終了します。

○議長（東村 和往君） それでは、以上で本日の全日程を終了しましたので、これをもって本日の会議を散会します。

午後3時30分散会

議事日程(第5号)

平成22年3月23日 午前10時00分開議

- 日程第1 常任委員長報告
日程第2 質疑(議案第2号から議案第34号までの33議案)
日程第3 討論・採決(議案第2号から議案第34号までの33議案)
日程第4 議員派遣について
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 常任委員長報告
日程第2 質疑(議案第2号から議案第34号までの33議案)
日程第3 討論・採決(議案第2号から議案第34号までの33議案)
日程第4 議員派遣について
-

出席議員(12名)

| | |
|------------|------------|
| 1番 指宿 秋廣君 | 2番 財部 一男君 |
| 3番 上西 祐子君 | 4番 大久保義直君 |
| 5番 重久 邦仁君 | 6番 東村 和往君 |
| 7番 池田 克子君 | 8番 原田 重治君 |
| 9番 中石 高男君 | 10番 山中 則夫君 |
| 11番 黒木 孝光君 | 12番 山領 征男君 |

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

| | |
|-----------|-----------|
| 局長 上村 陽一君 | 書記 川野 浩君 |
| | 書記 山田 直美君 |

説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|-------------|--------|--------|--------|
| 町長 | 桑畑 和男君 | 副町長 | 木佐貫辰生君 |
| 教育長 | 田中 久光君 | | |
| 総務企画課長兼町民室長 | | | 渡邊 知昌君 |
| 税務財政課長 | 原田 順一君 | 町民保健課長 | 重信 和人君 |
| 福祉課長 | 大脇 哲朗君 | 産業振興課長 | 下沖 常美君 |
| 都市整備課長 | 中原 昭一君 | 環境水道課長 | 岩松 健一君 |
| 教育課長 | 野元 祥一君 | 会計課長 | 山元 宏一君 |

午前10時00分開議

○議長（東村 和往君） おはようございます。ただいまの出席議員は12名、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1. 常任委員長報告

○議長（東村 和往君） 日程第1、常任委員長報告を行います。

まず、総務厚生委員長よりお願いします。総務厚生委員長。

〔総務厚生常任委員長 上西 祐子君 登壇〕

○総務厚生常任委員長（上西 祐子君） おはようございます。総務厚生常任委員会の審査結果について、会議規則第76条の規定に基づき報告いたします。

当委員会に付託された案件は、議案第2号、5号、8号、10号、12号、13号、14号、19号、20号、21号、22号、23号の計12件でございます。

以下、案件ごとに説明いたします。

議案第2号ですが、「三股町公共投資臨時交付金基金条例」の設置についての説明をいたします。

本条例は、国の平成21年度第1次補正予算500万円、第2次補正予算1億8,150万5,000円、計1億8,650万5,000円が、地域活性化・公共投資臨時交付金として交付されました。そのうちの7,000万円を22年度の公共事業に充当させるために基金として積み立てるものです。23年3月31日までの条例です。

審査の結果、全会一致で可決すべきものといたします。

議案第5号です。「三股町国民健康保険条例の一部を改正する条例」の説明をいたします。

本条例は、失業や事業の休廃業により収入が激減した場合に、国民健康保険税を減免するとい

うものです。

審査の結果、全会一致で可決すべきものといたしました。

議案第8号「三股町児童福祉施設設置条例の一部を改正する条例」についての説明です。

内容は、共有地の効率的な管理と有効活用を図るため、前目児童プール及び塚原児童遊園を廃止することに伴い、条例の一部を改正するものです。

前目児童プールは、前目自治公民館から解体撤去の要望が提出されているものです。塚原児童遊園は、団地建てかえ計画に伴い、廃止するものです。

審査の結果、全会一致で可決すべきものといたしました。

議案第10号「職員の勤務時間及び休暇に関する条例の一部を改正する条例」の説明をいたします。

平成20年に国会で労働基準法の一部が改正されました。これは長時間労働に対して見直しなどを行うための法律です。現在は、時間外労働に対して、割り増し賃金が25%支払われていますが、22年4月からは、60時間を超える分については50%の割り増し賃金か、もしくは割り増し賃金の支払いにかえて有給休暇を取ることにもできるという条例です。

審査の結果、全会一致で可決すべきものといたしました。

議案第12号「平成21年度三股町国民健康保険特別会計補正予算」について説明いたします。

本案は、歳入歳出予算の総額を28億6,412万円に、歳入歳出それぞれ1,056万5,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ28億7,468万5,000円とするものです。

歳入の主なものは、療養給付金997万9,000円で、あとは国庫支出金、県支出金が確定によるものです。

歳出の主なものは、退職被保険者療養給付費686万3,000円と、高額療養費311万6,000円などによるものです。

審査の結果、全会一致で可決すべきものといたしました。

議案第13号「後期高齢者医療保険特別会計補正予算」について報告いたします。

本案は、歳入歳出予算の総額1億9,460万円にそれぞれ24万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億9,484万2,000円とするものです。

歳入の主なものは、12月末調定によるもので、特別徴収保険料が347万1,000円の減額、普通徴収保険料が52万2,000円の増額、繰入金255万7,000円によるものです。

歳出は、広域連合納付金436万7,000円が主なものです。

審査の結果、全会一致で可決すべきものといたしました。

議案第14号「介護保険特別会計補正予算」について報告いたします。

本案は、歳入歳出予算の総額17億2,537万7,000円に、歳入歳出それぞれ925万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ17億3,462万7,000円とするものです。

歳入については、介護保険料、財産収入、繰入金及び諸収入をそれぞれ増額し、国庫支出金、県支出金を減額するものであり、歳出については、決算見込みにより、保険給付費、基金積立金、諸支出金及び予備費をそれぞれ増額、総務費を減額するものです。

審査の結果、全会一致で可決すべきものといたしました。

議案第19号「平成22年度三股町国民健康保険特別会計予算」について報告いたします。

本案は、歳入歳出予算の総額それぞれ30億6,401万4,000円とするもので、対前年度比16.9%の増となります。

歳入の主なものは、保険税が15.8%減、国庫支出金、療養給付費、前期高齢者交付金、共同事業交付金などではそれぞれ増額となっております。

歳出については、対前年度比で保険給付費が22.3%の増、老人保健拠出金は減、共同事業拠出金は増額となっております。1人当たり保険税は昨年に比べ15.7%の減となっております。

審査の結果、全会一致で可決すべきものといたしました。

議案第20号「平成22年度三股町老人保健特別会計予算」について報告します。

本案は、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ191万2,000円とするもので、対前年度比6.6%減であります。歳入歳出とも平成20年3月以前の請求遅延等の医療諸費を計上したものです。

審査の結果、全会一致で可決すべきものといたしました。

議案第21号「平成22年度三股町後期高齢者医療保険特別会計予算」について報告します。

本案は、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ2億710万2,000円とするもので、対前年度比8.6%の増となります。

歳入の主なものは、保険料1億1,091万7,000円、一般会計繰入金8,797万円を、歳出については広域連合納付金等を広域連合の見込みにより計上するものです。

審査の結果、賛成多数で可決すべきものといたしました。

議案第22号「平成22年度三股町介護保険特別会計予算」について報告いたします。

本案は、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ17億2,325万3,000円と定めるもので、対前年度比2.7%、4,550万4,000円の増になります。

歳入の主なものは、保険料対前年比3.1%の増、国庫支出金対前年比3.1%の増、支払い基金交付金は対前年比3%、県支出金対前年比2.7%増となっております。

歳出の主なものは、保険給付費が対前年度比3.2%増、地域支援事業費は対前年度比4.5%

増、総務費が対前年度比4.8%の減となっております。

審査の結果、賛成多数で可決すべきものといたしました。

議案第23号「平成22年度三股町介護保険サービス事業特別会計」について報告いたします。

本案は、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ1,403万8,000円と定めるもので、対前年度比2.5%、34万5,000円の増となっております。

歳入の主なものは、サービス収入及び繰入金であり、歳出の主なものは、総務費及びサービス事業費であります。

審査の結果、全会一致で可決すべきものといたしました。

以上、総務厚生常任委員会の報告を終わります。

○議長（東村 和往君） 次に、建設文教委員長よりお願いします。建設文教委員長。

〔建設文教常任委員長 指宿 秋廣君 登壇〕

○建設文教常任委員長（指宿 秋廣君） それでは、建設文教常任委員会の審査の結果について、会議規則第76条の規定に基づきご報告いたします。

当委員会に付託された案件は、議案第3号外18件の計19件であります。

まず初めに、審査の結果からご報告いたします。当委員会といたしましては、慎重に審査いたしました結果、議案19件につきましては、すべて全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案の概要について案件ごとにご報告を申し上げます。

まず、議案第3号「三股町駅前多目的広場条例」についてご説明申し上げます。

本案は、三股駅前の北側に設置された三股駅前多目的広場の利活用を、広報を規定することにより、中心市街地の活性化や整備改善及び広く町民の交流を図ろうとするものです。また、行商等の業として占有的に使用する場合は、使用料を徴収することを規定するものであります。

次に、議案第4号「三股町公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例」についてご報告申し上げます。

本案は、公共下水道の接続率が低く、今後も急速な接続率のアップが見込めないこと、そこで一番の障害となっていると思われる受益者負担金を免除することで、所期の目的を達成しようとするものであります。

審査の過程で、条例改正案では、3年以内に合併浄化槽から公共下水道への切りかえについては、受益者負担金を徴収しないとしているが、3年以内は根拠に乏しく、住民の理解が得にくいと考えられるので、合併浄化槽等についての徴収はしない方向で検討していくべきであると問題点を提起いたしておきます。

次に、議案第6号「三股町使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」についてご報告

申し上げます。

本案は、三股町使用料及び手数料徴収条例で、民間で行っているふん尿くみ取り等の料金は規定はできないため、別表第1中、8、一般廃棄物処理手数料を削り、9以下を一つずつ繰り上げること及び勝岡小学校体育館の完成により、勝岡小学校と長田小学校の体育館使用料を同じに規定するもので、別表第2中、長田小学校体育館を勝岡小学校長田小学校体育館と改めるものであります。

次に、議案第7号「三股町営住宅管理条例の一部を改正する条例」についてご報告申し上げます。

本案は、国民健康保険税の徴収率改善のため、三股町営住宅管理条例第5条第4号、入居者の資格に国民健康保険税を追加するものです。

次に、議案第9号「三股町水道事業設置等に関する条例の一部を改正する条例」についてご報告申し上げます。

本案は、三股町水道事業設置等に関する条例の別表1中に、蓼池に村下を、長田に栗山、前川原を、樺山に上小石、射場迫を、宮村に小鷹原、下水流、鶴下、川原田を追加するものです。

次に、議案第15号「平成21年度三股町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）」についてご報告申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額4億122万5,000円に、歳入歳出それぞれ49万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ4億171万5,000円とするものです。

補正内容は、中央浄化センター管理業務委託料で、繰越明許については、工事1件分1,100万円であります。

次に、議案第16号「平成21年度三股町墓地公園事業特別会計補正予算（第1号）」についてご報告を申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額1,833万円に、歳入歳出それぞれ1万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,834万円とするものです。

補正内容は、決算見込みによる歳入歳出が主なものです。

次に、議案第17号「平成21年度三股町水道事業会計補正予算（第1号）」についてご説明申し上げます。

本案は、収益的収入の予定額を600万円減額し、3億9,304万2,000円とし、歳出の予定額を200万円減額し、3億7,775万3,000円とし、資本的収入の予定額を200万円増額し637万9,000円、資本的支出の予定額を2,000万円減額し1億9,588万5,000円とするもので、資本的収入が資本的支出に対して不足する額1億8,950万6,000円は、当年度分勘定留保資金1億3,179万2,000円、建設改良積立金

3,297万円、当年度分消費税資本的収支調整額4,744万円で補てんするものです。

補正の主なものは、収益的収入及び支出では、決算見込みによる増減です。資本的収入及び支出は、さく井工事を翌年度に施行するための減額するものです。

次に、議案第24号「平成22年度三股町梶山地区農業集落排水事業特別会計予算」についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ4,094万1,000円と定めるものです。

歳入の主なものは、農業集落排水施設使用料1,195万8,000円と、一般会計繰入金2,897万5,000円で、歳出の主なものは、施設管理費委託料541万2,000円、公債費元金1,487万6,000円及び利子1,123万7,000円です。

次に、議案第25号「平成22年度三股町宮村南部地区農業集落排水事業特別会計予算」についてご報告申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ3,514万5,000円と定めるものです。

歳入の主なものは、農業集落排水施設使用料968万9,000円と、一般会計繰入金2,544万8,000円で、歳出の主なものは、施設管理費委託料523万8,000円、公債費元金1,685万3,000円で、利子831万6,000円です。

次に、議案第26号「平成22年度三股町公共下水道事業特別会計予算」についてご報告申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ2億8,678万8,000円と定めるものです。

歳入の主なものは、公共下水道事業負担金297万6,000円、公共下水道施設使用料2,601万8,000円、国庫補助金5,800万円、県補助金232万円、一般会計繰入金1億2,224万5,000円、町債6,680万円で、歳出の主なものは受益者負担金の条例改正に伴う還付金が含まれる償還金利子及び割引料2,065万5,000円、委託料4,367万6,000円、工事請負費8,000万円、公債費元金5,503万5,000円及び利子3,593万7,000円です。

次に、議案第27号「平成22年度三股町墓地公園事業特別会計予算」についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ203万4,000円と定めるものです。

歳入の主なものは、墓地公園使用料160万円と管理手数料70万2,000円で、歳出の主なものは委託料115万5,000円です。借入金の返済が完了したことから、公債費元金及び利子はありません。

審査の過程で、新たな工事がなく、また債務も完了したことにより、本会計は廃止して、一般

会計に統合すべきではないかとの意見がありました。

次に、議案第28号「平成22年度三股町水道事業会計予算」についてご報告申し上げます。

本案は、収益的収入の予定額を3億9,175万3,000円と、支出の予定額3億7,820万1,000円とし、資本的収入の予定額を3,131万9,000円、資本的支出の予定額を2億4,067万円とするもので、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額2億935万1,000円は、当年度分損益勘定留保資金1億3,370万9,000円、減債積立金2,000万円、建設改良積立金5,051万4,000円、当年度分消費税資本的収支調整額512万8,000円で補てんするものです。

主なものは、資本的収入では、水道料の3億6,468万6,000円、支出では、営業費用の原水及び浄水費、動力費2,230万2,000円、配水及び給水費の修繕費2,867万1,000円、減価償却費の1億3,160万9,000円、営業外費用の企業債利息4,894万円です。

資本的収入及び支出の部の収入では、工事負担金3,131万5,000円、支出では建設改良費の工事請負費1億386万5,000円、機械及び装置購入費2,798万3,000円、企業債償還金9,542万5,000円です。

次に、議案第29号「町道路線の廃止について」ご報告申し上げます。

本案は、町道の起点及び終点の変更を行おうとするもので、本議案で一たん廃止して、議案第30号で新しく認定しようとするものです。

内容は、上米山王原4号線606メートル、轟木20号線64.1メートル、轟木30号線197.5メートル、小鷺巣48号線106メートルです。

次に議案第30号「町道路線の認定について」ご報告申し上げます。

本案は、議案第29号「町道の廃止について」ご説明申し上げた4路線の変更分と新たに2路線を認定しようとするものです。

内容は、上米山王原4号線352メートル、轟木20号線89.1メートル、轟木30号線106.5メートル、小鷺巣48号線171メートルと、新規分の今市89号線62.4メートル及び蓼池南54号線44メートルです。

次に、議案第31号「一般廃棄物処理に係る事務の委託について」ご報告申し上げます。

本案は、一般廃棄物処理に係る事務処理に関する規約で、三股町と都城市が都城市山田町に建設する新たな焼却施設の設置、維持管理に関する事務の委託を契約しようとするものです。

次に、議案第32号「損害賠償額の決定及び和解について」ご報告申し上げます。

本案は、三股町大字樺山4831番地先路上において発生した事故の損害賠償の額を定めようとするものです。和解金額は124万7,910円です。

次に、議案第33号「三股町営土地改良事業の経費賦課徴収について」ご報告申し上げます。

本案は、宮崎県単独土地改良事業かんがい排水事業の大谷地区において、10アール当たり9,416円、受益者面積6ヘクタール、総額56万5,000円を受益者戸数24戸から徴収しようとするものです。

次に、議案第34号「土地改良事業の施行について」ご報告申し上げます。

本案は、農業用排水施設管理事業として施行した都城市山田町にある木之川内ダム及び都城市吉之元町の他の頭首工を三股町営土地改良事業として管理するもので、管理費用負担割合は国庫30%、県30%、地方40%であります。また、三股町の負担分は、このうち8.1%になる予定です。

その他の関連施設は都城盆地土地改良区が管理を行うものです。

以上で、建設文教常任委員会の審査の報告を終わります。

○議長（東村 和往君） 次に、一般会計予算・決算委員長よりお願いします。一般会計予算・決算委員長。

〔一般会計予算・決算常任委員長 山中 則夫君 登壇〕

○一般会計予算・決算常任委員長（山中 則夫君） おはようございます。それでは、一般会計予算・決算常任委員会の審査の結果について、会議規則第76条の規定に基づきご報告いたします。

当委員会に付託された案件は、議案第11号、議案第18号の2件であります。

まず、議案第11号「平成21年度三股町一般会計補正予算（第7号）」について報告いたします。

本案は、歳入歳出予算の総額82億518万5,000円に、歳入歳出それぞれ7億8,887万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ89億9,406万1,000円とするものであります。

今回の補正は、平成21年度の会計年度末を控え、各種事務事業の実績見込み、補助事業の決定や内示により増額補正をし、事業の関係で年度内にその支出を終わらない見込みのため繰越明許費を組み、地方債については変更を行うものであります。詳細な補正内容については省略いたします。

当委員会では、慎重審査いたしました結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第18号「平成22年度三股町一般会計予算」についてご報告いたします。

本案は、歳入歳出予算の総額、歳入歳出それぞれ79億円で、対前年度比9.1%、6億6,000万円の増となっております。

別冊の予算説明資料において財政状況及び主要な投資的事業等が掲載されております。歳入のうち、自主財源は構成比34.6%、依存財源が65.4%となり、前年度より自主財源の割合が

1. 6%の減となっております。

次に、第3表、地方債は、一般公共事業債、公営住宅建設事業債等で、5億6,566万4,000円が予定されております。

次に、歳出については対前年度比で増減率の大きなものだけを説明いたします。

総務費は、三股駅駐車場整備事業等で、前年度比6.4%の増となっております。

民生費は、新規に創設されました子ども手当やファミリーサポートセンター事業等で、前年比15.8%の増となっております。

商工費は、駅前の多目的広場の整備が終了するために、前年度比29.8%の減となっております。

土木費は、塚原第2団地建てかえ事業等で、前年度比30.3%の増となっております。

当委員会では、慎重に審査いたしました結果、賛成多数で可決すべきものと決しました。

以上、報告を終わります。

日程第2. 質疑（議案第2号から議案第34号までの33議案）

○議長（東村 和往君） 日程第2、質疑を行います。

質疑につきましては、ただいまの常任委員長報告に対する委員長への質疑であります。質疑の際は、議案番号を明示の上、質疑をお願いします。なお、質疑は1議題につき、1人3回以内となっております。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 質疑もないようですので、質疑を終結します。

日程第3. 討論・採決（議案第2号から議案第34号までの33議案）

○議長（東村 和往君） 日程第3、討論・採決を行います。

議案第2号「三股町公共投資臨時交付金基金条例」を議題として、討論・採決を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第2号は、総務厚生委員長の報告のように原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

議案第3号「三股駅前多目的広場条例」を議題として、討論・採決を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第3号は、建設文教委員長の報告のように原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

議案第4号「三股町公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例」を議題として、討論・採決を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第4号は、建設文教委員長の報告のように原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 異議なしと認めます。したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

議案第5号「三股町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」を議題として、討論・採決を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第5号は、総務厚生委員長の報告のように原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 異議なしと認めます。したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

議案第6号「三股町使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」を議題として、討論・採決を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第6号は、建設文教委員長の報告のように原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 異議なしと認めます。したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

議案第7号「三股町営住宅管理条例の一部を改正する条例」を議題として、討論・採決を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第7号は、建設文教委員長の報告のように原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 異議なしと認めます。したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

議案第8号「三股町児童福祉施設設置条例の一部を改正する条例」を議題として、討論・採決を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第8号は、総務厚生委員長の報告のように原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 異議なしと認めます。したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

議案第9号「三股町水道事業設置等に関する条例の一部を改正する条例」を議題として、討論・採決を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第9号は、建設文教委員長の報告のように原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 異議なしと認めます。したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

議案第10号「職員の勤務時間及び休暇に関する条例の一部を改正する条例」を議題として、討論・採決を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第10号は、総務厚生委員長の報告のように原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 異議なしと認めます。したがって、議案第10号は原案のとおり可決さ

れました。

議案第11号「平成21年度三股町一般会計補正予算（第7号）」を議題として、討論・採決を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第11号は、一般会計予算・決算委員長の報告のように原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 異議なしと認めます。したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

議案第12号「平成21年度三股町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）」を議題として、討論・採決を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第12号は、総務厚生委員長の報告のように原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 異議なしと認めます。したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

議案第13号「平成21年度三股町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第4号）」を議題として、討論・採決を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第13号は、総務厚生委員長の報告のように原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 異議なしと認めます。したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

議案第14号「平成21年度三股町介護保険特別会計補正予算（第4号）」を議題として、討論・採決を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第14号は、総務厚生委員長の報告のように原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 異議なしと認めます。したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

議案第15号「平成21年度三股町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）」を議題として、討論・採決を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第15号は、建設文教委員長の報告のように原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 異議なしと認めます。したがって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

議案第16号「平成21年度三股町墓地公園事業特別会計補正予算（第1号）」を議題として、討論・採決を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第16号は、建設文教委員長の報告のように原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 異議なしと認めます。したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

議案第17号「平成21年度三股町水道事業会計補正予算（第1号）」を議題として、討論・採決を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第17号は、建設文教委員長の報告のように原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 異議なしと認めます。したがって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

議案第18号「平成22年度三股町一般会計予算」を議題として、討論・採決を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。上西さん。

○議員（3番 上西 祐子君） 議案第18号「三股町一般会計予算」案に対して反対の立場で討論いたします。

まず、22年度国の予算案について少し述べます。

今年の総選挙で国民が自公政権を退場させ、鳩山政権が発足したもとの初めて編成されました。予算案をめぐっては、政治を変えてほしいという国民の声、願いを受けとめて、旧来の政治をどう転換し、暮らしと経済をどう立て直すかが鋭く問われなければならないと思います。

ところが、国の予算案は、こうした政治の転換に踏み出すものになっていません。目玉とされる子ども手当も、財源を年少扶養控除の廃止、特定扶養控除の廃止で増税に求めています。

さて、本町の予算案ですが、特定高齢者住宅改修助成事業や、町営住宅の建てかえ事業など、

評価する点は多々あります。

しかし、不景気で税収が落ち込み、町民の生活も困難を極めているとき、町民要求とは言われないような、国・県からの押しつけの畑かん整備事業など、多額の公共事業費が組み立てられています。

もう一つは、地方公務員の仕事量がふえているにもかかわらず、職員が5名減、給与も約6,000万円も減額となっております。経済危機の背景に労働者の雇用者報酬が18年前の水準に落ち込んでいるときに、民間と公務員の給与引き下げの悪循環をさらに続けるものと言わなければなりません。

以上、反対討論を終わります。

○議長（東村 和往君） 次に、賛成討論の発言を許します。指宿君。

○議員（1番 指宿 秋廣君） ただいま議題になっております議案第18号「平成22年度三股町一般会計予算」について、賛成の立場から討論いたします。

一般質問でも申し上げましたけれども、この中に評価できない点も多々あります。しかし、今この時期にこの三股町予算を一般会計予算を否決するということになる、と、重大な影響が町民に及ぼすと考えられます。私自身は、鍼灸の75歳以上の適用拡大等ふっくるめていろんな要望はありますけれども、この場合は早期に可決するという立場から賛成いたします。

以上です。

○議長（東村 和往君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。ご異議があるようですから、起立により採決します。議案第18号は一般会計予算・決算委員長の報告のように、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（東村 和往君） 起立多数であります。したがって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

議案第19号「平成22年度三股町国民健康保険特別会計予算」を議題として、討論・採決を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第19号は、総務厚生委員長の報告のように原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 異議なしと認めます。したがって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

議案第20号「平成22年度三股町老人保健特別会計予算」を議題として、討論・採決を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第20号は、総務厚生委員長の報告のように原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 異議なしと認めます。したがって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

議案第21号「平成22年度三股町後期高齢者医療保険特別会計予算」を議題として、討論・採決を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第21号は、総務厚生委員長の報告のように原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） ご異議があるようですから、起立により採決します。議案第21号は総務厚生委員長の報告のように原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（東村 和往君） 起立多数であります。したがって、議案第21号は原案のとおり可決さ

れました。

議案第 2 2 号「平成 2 2 年度三股町介護保険特別会計予算」を議題として、討論・採決を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第 2 2 号は、総務厚生委員長の報告のように原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） ご異議があるようですから、起立により採決します。議案第 2 2 号は総務厚生委員長の報告のように、原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（東村 和往君） 起立多数であります。したがって、議案第 2 2 号は原案のとおり可決されました。

議案第 2 3 号「平成 2 2 年度三股町介護保険サービス事業特別会計予算」を議題として、討論・採決を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第 2 3 号は、総務厚生委員長の報告のように原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 2 3 号は原案のとおり可決されました。

議案第 2 4 号「平成 2 2 年度三股町梶山地区農業集落排水事業特別会計予算」を議題として、討論・採決を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第24号は、建設文教委員長の報告のように原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 異議なしと認めます。したがって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

議案第25号「平成22年度三股町宮村南部地区農業集落排水事業特別会計予算」を議題として、討論・採決を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第25号は、建設文教委員長の報告のように原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 異議なしと認めます。したがって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

議案第26号「平成22年度三股町公共下水道事業特別会計予算」を議題として、討論・採決を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。山中君。

○議員（10番 山中 則夫君） 本案に対して反対の立場で討論をいたします。

供用を開始して、接続率がいまだに約25%に満たない、そして地方債残高、借金が20億を超してしまう現状を見ましても、この事業をこのまま平成40年度まで続けていけば、一般会計からの負担もふえ、町民のサービスの低下にもつながり、ほかの公共事業の悪影響が出るのは明らかであります。ここは問題点を精査し、どういうところに問題があるのかということをするために、事業を即刻休止するべきであると思います。よって、本案に対して反対をいたします。

○議長（東村 和往君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。ご異議があるようですから、起立により採決します。議案第26号は建設文教委員長の報告のように原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（東村 和往君） 起立多数であります。したがって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

議案第27号「平成22年度三股町墓地公園事業特別会計予算」を議題として、討論・採決を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第27号は、建設文教委員長の報告のように原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 異議なしと認めます。したがって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

議案第28号「平成22年度三股町水道事業会計予算」を議題として、討論・採決を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第28号は、建設文教委員長の報告のように原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 異議なしと認めます。したがって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

議案第29号「町道路線の廃止について」を議題として、討論・採決を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第29号は、建設文教委員長の報告のように原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 異議なしと認めます。したがって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

議案第30号「町道路線の認定について」を議題として、討論・採決を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第30号は、建設文教委員長の報告のように原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 異議なしと認めます。したがって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

議案第31号「一般廃棄物処理に係る事務の委託について」を議題として、討論・採決を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第31号は、建設文教委員長の報告のように原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 異議なしと認めます。したがって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

議案第32号「損害賠償額の決定及び和解について」を議題として、討論・採決を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第32号は、建設文教委員長の報告のように原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 異議なしと認めます。したがって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

議案第33号「三股町営土地改良事業の経費賦課徴収について」を議題として、討論・採決を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第33号は、建設文教委員長の報告のように原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 異議なしと認めます。したがって、議案第33号は原案のとおり承認されました。

議案第34号「土地改良事業の施行について」を議題として、討論・採決を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第34号は、建設文教委員長の報告のように原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 異議なしと認めます。したがって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

これより11時20分まで本会議を休憩いたします。

午前11時04分休憩

午前11時21分再開

○議長（東村 和往君） 休憩前に引き続き本会議を再開します。

日程第4. 議員派遣について

○議長（東村 和往君） 日程第4、議案派遣についてを議題とします。

今後の議員派遣についてお諮りします。お配りしております資料のとおり、議会基本条例調査検討特別委員会研修、町内で行う議会報告会、全国会主催議長研修会にそれぞれ議員を派遣することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） 異議なしと認めます。よって、議員派遣については別紙資料のとおりそれぞれ議員を派遣することに決しました。

以上ですべての案件を議了しましたが、12月定例会以後の議長の公務報告はお手元に配付のとおりであります。

また、3月16日、町長から9月定例会、12月定例会の附帯意見に対するその後の対応について報告があり、これを受理しました。お手元に配付してあるとおりであります。

しばらく本会議を休憩し、全員協議会を開きます。

午前11時23分休憩

午前11時28分再開

○議長（東村 和往君） 休憩前に引き続き本会議を再開します。重久君。

○議員（5番 重久 邦仁君） 発言の許可を求めたいと思いますが。

○議長（東村 和往君） 何の発言ですか。

○議員（5番 重久 邦仁君） 町長が辞職勧告決議案を受けた後、そのことを無視されております。そこで、議員として見解を述べたいので、議長の許可を求めたいと思います。よろしく願いします。

○議長（東村 和往君） 発言を許可します。重久君。

○議員（5番 重久 邦仁君） 三股町長桑畑和男氏に対する辞職勧告決議案を無視された行動に

ついて、桑畑和男町長は、元後援会幹部に現金を渡していた問題が発覚したところです。

2006年9月の町長選挙を控えた同年7月、本町に住む男性支援者に渡した30万円は02年の町長選挙の謝礼であったということである。公職選挙法では、選挙区内での有権者への寄附行為は禁じられているところであります。この事件の発覚に伴い、さきの本町議会で公職選挙法に抵触し、道義的にも重大な問題があることから、良識ある議会の行動をとり、辞職勧告決議が提案され、可決されたところでありますが、町長は、日ごろから道義的にも高い見識を持たれていると町民から尊敬され、道義的判断を最優先されることを期待していたにもかかわらず、続投を表明されました。この言動は、倫理観の欠如であり、三股町議会の意思を無視するものであります。時効だから罪を問われず、また時効が来ていない事案については、告発、捜査されないから続投するとの判断であったとしたら、政治とお金に対する世論へのおろかな挑戦であり、多くの良識ある町民を裏切る行為であります。

したがいまして、私は三股町を憂える町民を代表して、輝かしい伝統ある三股町のために、再度町長に英断を求める次第であります。三股町議会議員重久邦仁。以上。

○議長（東村 和往君） ほかに意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東村 和往君） それでは、以上で平成22年第2回三股町議会定例会を閉会いたします。

午前11時32分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 東村 和往

署名議員 上西 祐子

署名議員 黒木 孝光